





を現はしてきたが、これに對しソ聯口癖の「平和外交」何處にありやとの非難が向けられた。

日ソ中立  
條約成立

此の期間に獨軍の歐洲及びバルカン進撃は物凄じく一九四〇年六月二十二日フランスは遂にドイツに屈服しコンピエヌの森に於て休戦協定を調印するに至つた。一方獨機のロンドン爆撃は熾烈化し獨軍の英本土上陸近きにあるを思はせたのであつた。かゝる情勢下にあつて我が松岡外相の訪獨伊ソの劃期的な事件があり、その結果として一九四一年四月、日ソ中立條約が成立し、次いで六月十一日には一億圓を限度とする日ソ通商協定が調印された。

モロトフ外交(獨ソ開戦後)

日ソ中立條約は一九四一年四月成立したのであるが、この當時から獨ソの關係は只ならぬものがあつた。殊にソ聯が反樞軸のユーゴと友好、不可侵

條約を結んでから、その傾向が著しくなつた。併し獨ソ緊張の噂が起るたびに獨ソ双方よりこれを否定する聲明が行はれたのである。従つて世間は對英戰に没頭中のドイツに對ソ戰の意圖なしと見、一方ソ聯が屢次聲明せる「今次歐洲戰爭にソ聯は火中の栗を拾はず」といつた言葉を信じ、またソ聯には未だ對獨攻撃の準備なしと觀察して獨ソの事端發生を豫想したものは寡なかつた。

獨ソ開戦

然るにこの一般の豫想を裏切つて日ソ通商協定の調印された日から四日目の六月二十二日獨ソは開戦したのであつた。獨軍の攻撃は電撃的であつたにしろ、ソ聯側においても對獨戰の準備がなかつたわけではなくソ聯も明らかにこれを認めてゐる、たと時機が遅れただけで着々ドイツ牽制の工作はしてゐたのである。バルト三国やフィンランドの進駐はその豫備工作であつた。また樞軸國および獨軍占

領地におけるコミンテルンの活動によつて反獨工作が公然と行はれた。獨ソ國境には赤軍の集結が着々進んでゐた。これら一聯の事實は遂に獨ソをして戰はしめるに至つたものである。獨ソ開戦以來のソ聯の外交は勿論反樞軸諸國との聯繫を緊密化することであつた。併しそれは主として援ソ武器供給、第二戰線の結成に關するものである。而して其後勃發の大東亞戰爭に對して中立を堅持する建前をとり、米英の策謀を警戒してゐる傾向が看取される。

英ソ軍  
事協定

ソ聯の反樞軸諸國との聯繫の最初の、而して重要なものは開戦翌月の十二日モスクワにおいて調印された英ソ軍事協定であつた。この英ソ軍事協定には特に英國を敵とする日本關係を考慮しソ聯外務當局は「同協定は第三國と締結した如何なる條約義務にも影響を及ぼすものではない、従つてソ聯政府は日ソ中

立條約に規定された地位を遵守するであらう」との聲明を發した。

ポーランド亡命政權と協定

この英ソ軍事協定の内容をソ政府と對獨共同戰線を内容とする協定を締結し、ポーランド亡命政府とはソ波間の新關係を規定する協定を調印した、これはソ聯ポーランド捕虜二十萬の對獨戰線への編成を目的とするものであつたが、其後モポーランドとは改めて軍事協定を結んだ。

イラン進駐 一方ソ聯は英國と共に同してイラン在住ドイツ人追放要求を提出すると同時にイランに進軍して各自要衝を占領してしまつた。

リトヴィノフ再起用

此頃モスクワに英米對ソ軍事的、經濟的援助を決定した。これに對しソ聯政府は親英米派の巨頭リトヴィノフを再度起用して駐米大使に任命した。その意圖はアメリカの反

ソ勢力を慰撫し、アメリカを參戰せしめるためであると當時觀測されたものである。

米の對ソ十億弗借款

大使任命と前後して米ソの關係は著しく緊密化し、一九四一年十一月米政府は初めて武器貸與法に基きソ聯に總額十億ドルの借款を許與することとなり、これに對しスターリン首相はルーズヴェルトに満腔の謝意を表する書簡を送つた、然るにアメリカは輸送路の關係其他種々の困難な事情から當初の外交的奢華さに反し實際アメリカがソ聯に送つた軍需資材は約束量を遙かに割りソ聯の不滿を招いたのである。

日ソ漁業第七次暫定成立

一九四二年に入つてソ聯外交の主たる事件は二月中旬アメリカが新たに十億ドルの借款をソ聯に供與することを發表したこと、三月日ソ漁業條約交渉の結果第七次暫定協定が締結され、

また四月十三日の日ソ中立條約記念日に際しソ聯側はソ聯の對日中立態度を明らかにし、日本側でも五月第八十臨時帝國議會で東郷外相はソ聯は中立を守り、その領域を軍事基地として日本の敵國に與へることなどはないことが確認された旨表明した。

此頃獨ソ戰線では世界最強、難攻不落と誇つてゐたセヴストーポリ要塞が陥落しソ聯は戦々恟々たるものがあり、所謂第二戰線結成の必要が問題となつた。

モロトフの英米訪問

五月二十六日モロトフが英國に空路飛んでロンドンで調印した單獨不媾和、戦後問題を取扱つた英ソ條約と、ついでワシントンで調印した相互援助取極めの米ソ諒解が共にこの問題の實現にも觸れたものと取沙汰され、年内には歐洲に第二戰線が形成されるであらうと見られたのである。併しこのソ聯の希望した歐洲第二戰線結成は一九四二



年度内は愚か一九四三年度上半期に至つても五月のワシントン會議で蒸返されてゐる始末である。

チャーチル なる右のほか一九四二年度の訪ソ 年度ソ聯外交中注目すべきはチャーチルの訪ソにより彼とスターリンの會談が行はれたことである。此の會談にはスターリンおよびチャーチルのほか米大統領の代理としてハリマンが参加し、ソ聯側からはモロトフ外相、ウロシロフ元帥、英國側からは大使カー、參謀總長ブルック其他英國主要代表者達と外務次官カドガンが參列した。英ソ共同聲明によれば同會談が決定した主要事項は單獨不媾和の決意と英米ソ三國同盟關係の再確認とであつた。これは曩にモロトフがロンドンとワシントンで調印した英ソ協定の再確認を意味するものであり、念の入つた話であるが、チャーチルとしては直接スターリンに會つて念を押さなければ氣が済まなかつたのであらう。

日ソ第八次暫定と また此年のソ墨國交再恢復 三月二十五日には日ソ漁業第八次暫定協定の成立と、カナダ及び南阿聯邦との間に領事交換協定が成立し、秋には赤化宣傳で問題を起したコロンタイ女史の駐墨大使引揚後斷絶状態にあつたメキシコとの國交再恢復があつた。

戦後國境問題 なる此年の上半期におけるソ聯外交は冬季東部戦線スタリングラード戦終焉による戦局の好轉を利用しての戦後國境問題に關する動きであつた。英米其他の諸新聞は此頃から俄かに戦後バルト諸國の歸屬やポーランド國境についてソ聯の出方を氣に病むよになつた。黨機關紙ブラウダが米紙スターに對しバルト諸國がソ聯に併合されるのは當然であると應酬したのも此頃であつた。それにも増して反樞軸側が恐れたのは纏てポリンエウイズム勢力が全歐洲を蔽ふであらうといふ幻想であつた、この幻想に最も惱まされてゐるのは歐洲大陸に最も接近せるイギリスでなくしてアメリカなのは皮肉である。イギリスは此の戦争に勝ちさへすれば後はどうにか成る、この戦争に勝ち抜くためにはソ聯のいふまゝにならねばならぬ弱味があつた。

駐ソ米大使の 兎に角本年二月三放言で問題 日の史的なスタリングラード戦終焉は敗色濃厚であつたソ聯をして大きな息抜きを與へた。ソ聯の對英米其他の反樞軸諸國に對する外交は表面大きな動きを見せずしてソ聯の持つ潜在力を巧みに利用することにあつた。ソ聯は自身動かさずして對手より働かさかけさせる態勢をとつた。このソ聯の態度は一つには米英の掛聲ばかりの實質なき援助に對する不満の念を隠したものであつた。ソ聯駐劄の米大使スタンドレーはソ聯此の態度をもつて「米國の對ソ援助にかゝは

らずソ聯は自力で戦争を遂行してゐるような印象を故意に與へようとしてゐる」と放言し問題を惹起したほどである。カサブランカ會談に米英が懇切鄭重を極めた招請状をスターリン首相に送つたにもかゝらず素氣なく斷つてしまつたのもソ聯の對英米關係がしつくり行つてゐないことを物語るものである。五月チュニヂア戦局一段落の後ワシントンで行はれたチャーチル、ルーズヴェルト會談でもソ聯側からスターリンの参加を希望したのであるが是亦實現するに至らなかつた。

米特使の訪ソ このワシントン會談は北阿戦局一段落後の英米の軍事問題を決定するのを目的とし、その内容に關しては歐洲戦線第一主義か、太平洋戦線優先か、俎上に上つたが、結局歐亞兩戦線の同時作戦に決定したといはれる。しかしワシントン會談の開催中ルーズヴェルトの特使デヴィスがモスクワのスターリン首相にルーズヴェ

ルトの秘密書簡を提出し、戦後ソ聯の利害を有する歐洲の諸地域に對しソ聯の自由活動を承認する條件として米の新補給路護衛のためシベリヤ、特にカムチャツカ半島に米軍基地の建設を提案したとの説、而してこれに關聯しルーズヴェルト、チャーチル、スターリン、蔣介石の四頭會談が提唱されたとの説はワシントン會談開催を繞つての外電の報道であつた。若しこれらの報道が事實に合致するとすれば米英自身大西洋憲章の約束を破ることになるしまた一方ソ聯をして日ソ中立を破棄せしめることになる、しかし、その眞似は兎に角としてワシントン會談に對するソ聯の冷静な態度は前のカサ・ブランカ會談の場合と異らないのは意味深長である。

戦後のソ聯 最後にスタリングラード戦の終局後、俄かに擡頭した問題は捕らぬ狸の皮算用たる戦後ソ聯の領土問題であつた。

既述の如くソ聯は今次歐洲大戦勃發するや中立政策を標榜しながら、第一次歐洲大戦で喪失した領土の回復を心掛け、獨軍の進撃によつてポーランドが崩壊に傾するや一九三九年九月十七日(ノモンハン停戦協定成立の翌日)ソ聯の權益擁護、在住ソ聯國籍人の保護と稱してポーランドに進駐してドイツとポーランドを分割して其の東部を獲得し、次いで同年十月フィンランドに對するソ聯軍基地設定の要求拒絶されるや十一月廿九日フィンランドと開戦、百三日間の戦闘の後、フィンランドの屈服によつてカレリヤ地峽全域、リバチ、スレドニイ兩半島の一部其他を割讓せしめ、一九四〇年六月にはルーマニヤに最後通牒を突付けてベッサラビヤと北部ブコヴィナを獲得、さらに續いてバルト三國に對しても強硬な要望を提示して赤軍の自由進駐權を獲得し、續いてこれら三國を併合、ソ聯邦の構成國に加へてしまつた。



併し前記の諸地域は獨ソ戦の開始後獨軍とその同盟軍によつて全部回收せられバルト三國はドイツ東方省の管轄下に、又ベツサラビア及びブコヴィナはルーマニヤに奪還されてしまつたのであるが、スターリン首相は一九四二年と四三年二月廿三日の赤軍記念日に際し失地回復に關する訓示を行つてゐるが、ソ聯の意圖は第二次歐洲大戰前の國境を恢復するばかりでなく、獨ソ開戦當時の領域、すなはちソ聯の舊ポトランド領ウクライナをも恢復しようとするものである。この意圖は黨機關紙ブラウダを通じて表明されたものであるが、ポーランド亡命政府はこれに對し大西洋憲章を出して反駁的聲明を行つたが、ソ聯側は國營通信タスをして、ウクライナと白ロシアとを分割せんとするポーランドの政策こそ民族自決の大西洋憲章に反するものであると逆襲し反樞軸側内部の對立を露呈したのである。

ソ波斷交 ソ聯とポーランドとの對立に狼狽したのは米英で、大西洋憲章の掲げる戦後の獨立、主權、領土の回復の空語によつて釣られてきた各國亡命政府に對してもポーランドを支持しなければならぬが、さりとてソ聯との關係を考慮しないわけに行かず、曖昧な態度をとつてゐるが、しかし其後ソ聯はカチンの森事件以來シコルスキイのポーランド政權に絶交状を突きつけモスクワにポーランド新政權を組織しこれを戦後國境劃定に關する條約を締結しこの問題を解決せんとする肚であると傳へられた。

米英としてはこのモスクワに組織される新亡命ポーランド政權を如何に取扱ふかは見物であるが、米英間には戦後ソ聯の歐洲自由處理權賦與を條件にソ聯に對し種々の策を行つてゐるようであり、これに對するソ聯の動向は注目に値するものがあるが、反樞軸内でも英國はドイツからの危機を切掛け

斷交して終つてゐる。最近ソ聯は革命以來斷絶状態にあつた南米諸國やエヂプトおよび英自治領と國交回復に努力しメキシコ、キューバとは既に外交關係を開始し、カナダ、南阿聯邦とは領事交換することになつた。なほ目下ブラジルとも國交回復の肚で、今回發表されたコミンテルンの解散はソ聯と中、南米諸國との關係を緊密化するに役立たせる爲であると見られてゐる。

ソ聯の外交の最高方針決定機關 現在ソ聯外交の最高方針を決定するものは戦時ソ聯の最高機關たる國家防衛委員會で其の議長にはスターリン、議長代理にモロトフ、ウ・ロシーロフ元帥、マールニコフ(黨中央委員)、ベリヤ(内務人民委員)等がある。この國家防衛委員會の決定方針によつてソ聯の外交は動くのであるが、其の運用機關として實際に活動するのは外務人民委員部と出先各國駐在外交官である。現在ソ聯の外交は専ら反樞軸國と中立國に對して行はれてゐるが、反樞軸國の中でもポーランド亡命政府とは

るためには手段を擇ばずで只管ソ聯の歡心を買ふに汲々として居るが、米國には戦後ソ聯の強化を恐れる傾向が強く米國は一千萬の軍隊を完成し將來ソ聯に備へなければならぬと公然書き立てゝゐる新聞紙もある位である。

國際共產黨解散 ソ聯の外交はとソ聯の外交は 以上の如く或時は思想的攻勢をとり、或時は「平和」を看板にし、或時は押しの一手を以て國際的難局を切抜けてきたが、最近のソ聯外交は對獨作戦上何といつても反樞軸との提携が主であり、種々の矛盾對立があるにせよ反樞軸陣營の強化に一役買つてゐることは見逃してはならない。

本年五月廿二日モスクワにおける國際共產黨の解散聲明は從來ソ聯外交の一翼を擔つてゐた機關の解消として注目されたがスターリンがルーター通信のモスクワ支局長キングの質問に答へた書簡によれば國際共產黨の解散は反

樞軸共同戦線の強化のためであるといふ。これに關しスペイン、スエーデンからの報道は國際共產黨が解散するもソ聯ポリシエウイズムには何等變化を招來するものではないとの意見が壓倒的である。

## 二、ソ聯の外交機關

### ソ聯外交の最高方針決定機關

現在ソ聯外交の最高方針を決定するものは戦時ソ聯の最高機關たる國家防衛委員會で其の議長にはスターリン、議長代理にモロトフ、ウ・ロシーロフ元帥、マールニコフ(黨中央委員)、ベリヤ(内務人民委員)等がある。この國家防衛委員會の決定方針によつてソ聯の外交は動くのであるが、其の運用機關として實際に活動するのは外務人民委員部と出先各國駐在外交官である。現在ソ聯の外交は専ら反樞軸國と中立國に對して行はれてゐるが、反樞軸國の中でもポーランド亡命政府とは

ソ聯の外交の最高方針決定機關 現在ソ聯外交の最高方針を決定するものは戦時ソ聯の最高機關たる國家防衛委員會で其の議長にはスターリン、議長代理にモロトフ、ウ・ロシーロフ元帥、マールニコフ(黨中央委員)、ベリヤ(内務人民委員)等がある。この國家防衛委員會の決定方針によつてソ聯の外交は動くのであるが、其の運用機關として實際に活動するのは外務人民委員部と出先各國駐在外交官である。現在ソ聯の外交は専ら反樞軸國と中立國に對して行はれてゐるが、反樞軸國の中でもポーランド亡命政府とは

### ソ聯主要外交官の素描

現在の外相モロトフは初代外相トロツキイから數へて四代目に當る、獨ソ

戦争直前の五月まで首相兼外相であつたが、スターリンが首相となつたので外相専任となつた。獨ソ開戦直前のベルリン訪問、日ソ中立條約の締結、ロンドン及びワシントンを訪問して英ソ條約、米ソ協定の調印書に活躍した。次官のウ・シンスキイは聯邦檢事總長として反革命陰謀事件の摘發に辣腕を揮ひ、檢事總長から現職に轉じた人なほソ聯邦の各人民委員部(省に當る)には大臣に當る人民委員の下に人民委員代理と稱するものがあり、これが三名ある。外務人民委員部にはこの次官に當る外務人民委員代理は前記ウ・シンスキイのほかデカノゾフとロゾフスキイの二名がある。デカノゾフは前駐獨大使を勤め、またロゾフスキイは國際労働組合議長から轉じた人でユダヤ人である、ソ聯情報局長を兼ねてゐる。

駐日大使のマリツクは駐日大使館參事官であつたが、スメタニン前大使



の歸國により大使に昇任した人で未だ  
卅八歳の青年大使である。  
駐英大使のマイスキイは昭和二、三  
年頃駐日大使館に参事官として在任し  
てゐたことがある。

駐米大使のリトヴィノフは餘りに有  
名なソ聯の外交官、ユダヤ人で英語に  
巧みで夫人は英國人である。獨ソ提携  
の當時彼の親英外交が崇つて外相を罷  
め閑地位にあつたが、獨ソ戦開始後ソ  
聯が對米接近外交に轉換のためスタ  
リンに再起用されウマンスキイ前大使  
の後を襲つて駐米大使となつたもの、  
駐米大使になつてからは米國の援ソ強  
化に活動したが餘り成績が擧つてゐな  
いのでスタリンの覺えも餘り芳しく  
なかつたらしい。

外務人民委員部首腦

- 外務人民委員 モロトフ
- 同 第一代理 ヴィシンスキイ
- 同 第二代理 デカノゾフ
- 同 第三代理 ロゾフスキイ

三、ソ聯駐劄各國外  
交官

- 中立及反樞軸諸國駐劄  
大、公使
- 駐日大使 ヤコフ・マリーリク
  - 駐土大使 ウィノグラードフ
  - 駐阿富汗大使 スウイルスキイ
  - 駐英大使 マイススキイ
  - 駐米大使 リトヴィノフ
  - 駐重慶大使 パニユーシユキン
  - 駐墨大使 ウマンスキイ
  - 駐勃公使 ローリヒチエフ
  - 駐イラン公使 スミルノフ
  - 駐カナダ公使 グーセフ
  - 駐濠公使 ウラソフ
  - 駐瑞典公使 ニキイチン
  - 駐南阿聯邦公使 ハキイモフ
  - 駐外蒙全權代表 タイロフ
  - タンヌ・トワ全權代表

テレンチエフ

獨ソ開戦後ソ聯駐劄の外交團に大規

で海軍大將、本年三月八日の記者會見  
で「アメリカの對ソ援助にもかゝらは  
ずソ聯は自力で戦争をしてゐるよう  
な顔をしてゐる」と放言して問題を起  
したことは當時有名な話である。

イギリスの駐ソ大使アーチボルト・  
クラーク・カーはイラク大使から重慶  
大使になり昨年三月ソ聯に赴任した  
の、有名な反日家である。

左に現在ソ聯駐劄の中立國及び反樞  
軸國の外交代表を掲げてみよう。なほ  
ソ聯の從屬國たる外蒙やタンナ・トゥ  
ワ（唐努烏梁海）人民共和國からも名  
目上外交代表をソ聯に送つてゐる。

- 日本大使 佐藤尙武
- トルコ大使
- ドゼエ・ヴァット・アチカルイン
- アフガニスタン大使
- スルタン・アフメット・ハン
- ブルガリヤ公使 スタメノフ
- スイス公使 ティムソ
- スエーデン アッサルソン

（以上中立國）

- アメリカ大使 ウィリヤム・スタンドレー
- イギリス大使
- アーチボルト・クラーク・カー
- ベルギー大使
- ロベルト・ヴァン・デ・ケルシヨフ
- ドアレバス
- ギリシヤ大使 ビビリネス
- メキシコ大使 キンタニーヤ
- 重慶大使 傅秉常
- キューバ公使
- アウレルル・コンチエスコ
- カナダ公使 エル・デ・ワイルドレス
- オーストラリア公使
- ウィリヤム・グレイター
- ユーゴスラヴィヤ公使
- エス・シミツチ
- ノールウェイ公使 アンドヴォルト
- チエツコ公使 フィルリケル
- スロワキヤ公使 ユー・シムコ

四、ソ聯最近の條約  
と協定

- 一九四一年六月二十二日の獨ソ開戦  
後、ソ聯邦が最近まで外國と締結した  
條約乃至協定は
- 一、一九四二年一月卅日テヘランで  
調印のソ英イラン同盟條約
- 二、一九四二年五月廿六日ロンドン  
で調印したソ英條約
- 三、同ワシントンにて調印のソ米協  
定
- 四、一九四二年六月廿七日モスクワ  
にて調印の軍需品供與、融資に關  
するソ英協定

模の入れ替へが行はれた。即ちドイツ  
イタリーを初めルーマニヤ、ハンガリ  
一等の樞軸諸國の外交官は一齊引揚を  
行ひ、現在ソ聯に駐劄してゐるのは日  
本初め中立國および反樞軸國の外交官  
である。反樞軸國のなかにはロンドン  
にある亡命政府をも含むのであるが、  
反樞軸國のなかでもポーランド亡命政  
權の駐ソ大使コットの如きは曩に述べ  
たような所謂「カチンの森」事件でソ  
聯から退去を命ぜられてゐる。

我が佐藤尙武大使は建川美次大使に  
代つて昨年三月クイビシエに着任し、  
爾來漁業交渉に活躍した。我が外交界  
の長老佐藤大使の駐ソ大使任命にはソ  
聯側でも重く見たのである。

アメリカの駐ソ大使ウィリヤム、ス  
タンドレーは海軍作戦部長をやつた男

イラン代理公使 マホメツド・アヒ  
外蒙兩權代表 サムプー

（以上反樞軸）

此他ドゴール派からガロオ・エルを  
派遣してゐるが、これは略すことにし  
た。



五、一九四二年七月卅一日ワシントンに於て調印のソ米通商協定の延長

六、一九四二年十月六日ワシントンにて調印のソ英米三國協定議定書

七、一九四三年三月廿五日クイビジエフに於て調印の日ソ漁業第八次暫定取極

等である。以下其の内容を發表せるものは其の全文を、また發表しないものは其の概要を紹介することとする。

### 軍需品供與、融資に關するソ英協定

一九四二年六月二十七日モスクワに於てソ聯並に英國兩國政府間に英國のソ聯に對する軍需品其の他の軍事援助供與に對する融資に關する協定の調印が行はれた。ソ聯側より聯邦外國貿易人民委員ミコヤン、イギリス側より駐ソ英國大使カーが署名した。この協定により英國政府はソ聯政府

### ソ英條約

ドイツの對ソ英攻勢の進展に伴ひモロトフは一九四二年五月二十二日極秘裡に空路渡英した。一九四一年十二月モスクワに於てモロトフ並に英國外相イーデンとの間に行はれた戦争の遂行並に戦後に於ける世界再組織、安全保障に關する諸問題を協議せる會議の延長として、其の後ロンドンに於てチャーチル及びイーデン並にモロトフ間に會談が行はれた。五月二十六日英ソ兩國政府は「獨逸並に其の歐洲共謀者に對する戦時に於ける同盟及び戦後の協力相互援助に關する條約」の調印を完了した。

ロンドンに於けるこの會談には英國側から首相チャーチル、外相イーデン、英本國陸、海、空軍各參謀總長、ソ聯側からモロトフ外務人民委員、駐英マースキー大使、サーエフ陸軍少將、ハルラーモフ海軍少將等が出席した。

に對し軍需品、其の他の軍事的援助を確保することに同意を表し、イギリス及び其の殖民地、自治領に於て製造せられる軍需品のソ聯への供與は無償にて行はれる。

本協定は一九四一年六月二十二日に遡り効力を發生する。

一九四一年八月十六日附協定に依れば英國はソ聯に對し一千萬磅のクレヂットを供與し、その際兩國は前記クレヂットの利用が一千萬磅に達する場合は改めてクレヂットに關し交渉を開始することが規定されてあつた。

この協定による融資もその後好成績を擧げ、英國は更に二千五百萬磅のクレヂットを供與することになつたのである。

### ソ米通商協定の延長

七月三十一日ワシントンに於てコーデル・ハル國務長官に駐米ソ聯大使リトヴィノフ間にソ米通商協定の延長に

この協定の内容は次の通りである。

#### 第一部

一、ソ聯並に英國間ニ樹立サレタル同盟ニヨリ締約兩國ハドイツ並ニ歐洲ニ於ケル侵略行為ニ於テドイツト共謀スル諸國ニ對スル戦争ニ於テ相互ニ軍事及び其ノ他ノ援助並ニ全面的ノ支持ヲ行フ義務ヲ有ス。

二、締約兩國ハ相互ノ同意アルニ非ザレバ、ヒトラ一政府若クハ凡ユル侵略意圖ヲ放棄セザル他ノ如何ナル政府トモ交渉セズ、且ツドイツ及ビ歐洲ニ於ケル侵略行為ニ於テドイツト共謀スル他ノ如何ナル國トモ交渉セズ、休戦又ハ媾和條約ヲ締結セザル義務アルモノトス。

#### 第二部

三、  
1 締約兩國ハ平和ノ保全並ニ侵略ニ對スル抵抗ヲ目的トスル戦後ノ

關する覺書の交換が行はれた。相互に最惠國條款に基き兩國の通商關係を律する協定で、この協定は一九三七年に締結せられ、其の後四年間毎年一ヶ年の延長を協定せられ、協定の有効期限を一九四三年八月六日まで延長し、別に通商協定を締結せざる限り、この協定は右期限後と雖も効力は存續されることになつてゐる。

### ソ英米三國協定

米國國務省は次の如く發表した。十月六日國務次官ウエルズ、駐米ソウエート大使リトヴィノフ並に英國公使キヤンベル「米英兩國のソ聯への武器、彈藥並に原料の供與に關する議定書」に調印を了した。右議定書は既に數ヶ月間効力を發生して居り、一年前モスクワ會議に於て作成された補給計畫の連續的實行を協定する協定を公に正文化するものである。

共同動作ニ關スル提議ヲ受入レントスル他ノ同ジ意志ノ諸國トノ提攜ヲ希望アルコトヲ宣言ス。

2 將來ニ於テコノ提議ガ承認セラレタル後ドイツ或ハ歐洲ニ於ケル侵略行為ニ於テドイツト共謀スル他ノ國ニヨリ侵略ノ反復並ニ平和ノ蹂躪ヲ不可能ナラシムル爲メ締約兩國ハ及ブ限りノ手段ヲ執ルモノトス。

四、締約兩國ノ一方ガドイツ或ハ第三條第二項ニ掲載サレタル他ノ諸國トソノ國ノ當該締約國ニ對スル攻撃ノ結果戦後再度軍事行動ニ入ル場合ニ於テ締約國ノ他ノ一方ハ軍事行動ニ誘引サレタル當該締約國ニ對シ直チニ凡ユル軍事上並ニ其ノ他ノ援助、協力ヲ與フルモノトス。

本條ハ第三條第一項ニ述ベタル提議ガ受入レラレタル結果締約兩國相互ノ同意ニヨリ不必要ナリト認メラル



ルマデ効力ヲ有スルモノトス。

五、省 略

六、締約兩國ハ戦後凡ユル相互ノ經濟的援助ヲナスコトニ同意ス。

七、締約兩國ハ締約國ノ一方ヲ敵トスル如何ナル同盟ヲモ結バズ、又コノ種ノ如何ナル同盟ニモ加入セサル義務ヲ負フ。

八、本條約ハ最短期日中ニ批准セラレ批准書ノ交換ハ可及的迅速ニ莫斯科ニ於テ行ハルルモノトス。本條約ハ批准ノ交換後即時効力ヲ生ジ、一九四一年七月十二日ソ英間ニ締結セラレタル協定ニ代ルモノトス。

本條約第一部ハ締約兩國トドイツ並ニ其ノ共謀國トノ間ニ平和ガ回復セラルルマデ効力ヲ有ス。

ソ英イラン同盟條約

一九四二年一月三十日テヘランに於テソ、英、イラン三國同盟條約が締結された。此の條約はイランから見れば

ソ英から強いられた條約でイランは名目上の獨立國に過ぎなくなつてゐる。條約の調印には、ソ聯側から駐イ大使スミルノフ、英國側から駐イ公使サーブラード、イラン側から同國外相ソヘイリが署名したが、イラン首相もこの調印式に臨席した。

この三國同盟は大西洋憲章の諸原則により、三國間の友好關係及び相互的諒解を強化せんとする希望によるものであると聲明してゐる。條約の内容は次の通りである。締盟二國(ソ英)は協力又は別個にてイランの領土保全、自由權、並に獨立を尊重すべき義務を有する。また締盟二國(ソ英)は凡ゆる第三國の侵略よりイランを防守すべき義務を有する。イランは之に對し二國が其の義務を遂行するに當り可及的手段を以て協力する義務を有する。イランの協力はイラン國土に於ける國內の秩序維持に局限されてゐる。イランは締盟二國の一國より他國への軍隊、軍需品

品輸送並に補給のため、鐵道、河川、飛行場、港灣、其の他の諸施設の利用を二國に供與する義務がある。

締盟二國は必要と認める陸、海、空軍をイラン領土に駐屯せしめ得る。締盟二國はイラン國民の經濟的生活を援助する最大の努力を竭す義務がある。

締盟二國は如何なる國家を相手とする戰爭或は軍事行動に於てもイラン國の軍隊の参加を要求しない旨イラン政府に確約してゐる。

本條約ハ二十箇年間有效トス

「以下略」

ソ米協定

ロンドンに於けるソ英協定の締結に成功したモロトフは米大統領ルーズヴェルトの招請に應じ五月二十九日ワシントンを訪問し、米國の賓客として數日間同地に滞在した。

九四一年三月十一日以後ソウエート政府ニヨリ提供セラレ、米國ヲ代表シ大統領ガ受理シタル凡ユル財産、事業施設、情報、便益並ニソノ他ノ諸利益ヲ全部承認、計上スルモノトス。

七、一九四一年三月十一日附ヲ以テ米國議會ノ協賛シタル條例ニ基キ與ヘラレタル援助ノ代價トシテソウエート政府ガ米國政府ニ供與スベキ諸利益ノ最後の決定ニ當リソノ條件ハ兩國間ノ通商ヲ困難ナラシメザルノミナラズ、有利ナル兩國ノ經濟關係及ビ世界經濟關係ノ改善ヲ促進スルモノタルベシ。「以下略」

八、本協定ハ即日効力ヲ發生ス。本協定ハ兩國政府間ニ於テ取極メラレル期限マデ引續キ効力ヲ有ス。

モロトフは此の重大使命を果して華府よりロンドン經由歸國し、六月十八日午後六時クレムリンの最高會議事堂に於いて開催された臨時ソ聯最高會

ウイノフ、ハーリー、ホブキンス、米參謀總長ジョージ、大將マインヤル、米艦隊司令官キング大將等が加はつた。又非軍事問題の會談には國務長官ハルが参加した。

米國側はハル長官、ソ聯側はリトヴィノフ大使が「反侵略戰爭遂行上の相互援助に適用さるゝ諸原則に關するソ米協定」に署名したが協定の内容は左の通りである。

一、米國政府ハソウエート政府ニ對シ米國大統領ガ讓渡シ或ハ提供ヲ許可セル凡ユル國防物資、國防施設及ビ國防關係情報ノ供給ヲ續行ス。

二、ソ聯ハ可能ナル範圍ニ於テ米國ノ國防並ニ國防ノ強化、物資、事業施設、便益並ニ情報ノ供給ヲ續行ス。

三、ソ聯ハ米國大統領ノ同意ヲ得ズシテ一九四一年三月十一日附ヲ以テ米國議會ノ採擇シタル條令ニ從ヒ入手セル如何ナル國防物資若クハ情報ヲ形式的ニモ實質的ニモ、他ニ之ヲ提

供セス、ソウエート政府ノ代表職員勤務者、代行人以外ノ何人ニモ絕對ニ之ヲ利用セシメザルベシ。

四、ソ聯ニ對シ或ル種ノ國防物資或ハ情報ヲ提供シタル結果、同國政府ニ於テ前記ノ國防物資又ハ情報ノ特許權ヲ有スル米國民ノ凡ユル權利ヲ完全ニ保障スル目的ヲ以テ何等カノ處置ヲ講ジ、若クハ代價ヲ支拂フ場合ニ於テソウエート政府ハ之ニ對スル處置ヲ執ルト共ニ米國大統領ノ要求スル代價ノ支拂ニ應ズルモノトス。

五、ソ聯ハ現時ノ非常時局ガ終了セル時、本協定ニヨリ入手シタル國防資材ノ中破壊若クハ損傷セス、又ハ消耗セザリシモノ又ハ大統領ノ裁決ニ依リ米國或ハ西半球ノ防衛ニ使用シ得ルモノト認メラレ、或ハ其ノ他ノ用途ニ米國ガ利用シ得ルモノヲ米國ニ返却スルモノトス。

六、ソウエート政府ヨリ米國ヘ供與セラルベキ利益ノ最後の決定ニ當リ一



議に於てソ英條約並にソ米協定に關する報告をなし、同時にソ英條約(ソ米協定は批准を要せず)の批准を求めた。

モロトフの報告演説後、この條約及び協定を中心に討議が行はれ、ポノマレンコ(白露共和國)、シチエルバコフ(モスクワ)、コルニエツ(ウクライナ共和國)、ジユダノフ(レニングラード)、パレツキス(リトアニア)、パトリチエフ(チェリヤビンスク州)、ストウルーア(グルジャ共和國)、ラーツイス(ラトヴィヤ共和國)、スーポフ(ウズベク共和國)、ヴァーレス(エストニヤ共和國)の各代表が發言した。

代議員ポノマレンコの提議に従ひ、ソ聯最高會議は兩院別々の投票により次の如き決定を採擇した。

ソ聯最高會議はソ聯と英國間のヒトラ獨逸並に其の在歐洲諸共謀者に對する戰時に於ける同盟及び戦後の協力相互援助に關する條約の締結に關し外務人民委員モロトフの報告並に條約の

批准に關する政府の提議を聴取したる後次の如く決定する。

(一)政府の對外政策を承認す。(二)一九四二年五月二十六日ロンドン市に於て締結されたソ英兩國間のヒトラ獨逸並に其の在歐洲諸共謀者に對する戰時に於ける同盟及び戦後の協力相互援助に關する條約を批准す。

日ソ漁業第八次暫定取極

日ソ漁業條約に關しては昨年三月廿日第七次暫定協定成立後引續き長期條約を締結すべく交渉を進めてゐたが、諸般の事情により成立を見るに至らなかつたため、昨年末より佐藤駐ソ大使より更に一ケ年の效力延長に關し申入れを行ひ、ソ聯當局との間に交渉繼續中であつたが、三月廿三日佐藤大使とロゾフスキー外務人民委員代理との間に完全なる意見の一致を見、二十五日午後六時タイブイシエフに於て第八次暫定協定の調印を了した。

ソ聯を繞る國際關係の複雑微妙を極めつゝある折柄暫定措置にもせよ、第八次協定の成立を見たことは日ソ關係が依然として中立條約の精神に副うて維持されつゝある證左であり、英米は日ソ漁業交渉の行惱みを希望してゐた際とて、英米の日ソ關係に對する希望を裏切るものであり、日ソ離間を覗ふ策動を粉碎するに足るものとして注目された。

右に關し二十六日午前十時情報局から次の如く發表があつた。

「日ソ漁業條約に關する交渉は昨年も行はれたるが、年末までに交渉成立するに至らざりしを以て十二月以來現行漁業條約の効力を本年末まで延長せしむる暫定取極締結方話合中なりしところ、今回妥結に達し三月二十五日タイブイシエフ市に於て佐藤大使とロゾフスキー外務人民委員代理との間に右暫定取極の署名を了せり。

ソ聯邦外交日誌

一九一八年

十一月十三日 全露中央執行委員會プロスト、リトフスク條約廢棄を宣言。

一九一九年

十二月三十一日 エストニヤと休戰條約調印。

一九二〇年

一月二十日 聯合國一九一九年十月十日宣言の對ソ封鎖を正式に解除。

二月二日 羅シヤ共和國對エストニヤ平和條約調印。

四月六日 極東共和國樹立宣言。

七月十二日 羅シヤ共和國對リスアニヤの國交恢復條約調印。

八月十一日 羅シヤ共和國對ラトヴィヤ平和條約調印。

十月十二日 羅シヤ共和國及ウクライナ共和國對波蘭、平和豫備協定並に休戰條約調印。

十月十四日 羅シヤ共和國對芬蘭、平和條約調印。

一九二一年

二月二十六日 羅シヤ共和國對波斯、復交條約調印。

二月二十八日 羅シヤ共和國對阿富汗、復交條約調印。

三月十六日 羅シヤ共和國對土耳其、好條約調印 羅シヤ共和國對英國通商條約調印。

三月十八日 羅シヤ共和國及ウクライナ共和國對波蘭平和條約調印。

五月六日 獨逸との暫定協約調印。

九月二日 羅シヤ共和國對諾威國暫定協約調印。

十二月七日 羅シヤ共和國對奧地利暫定協約調印。

十二月二十六日 羅シヤ共和國對伊太利豫備協定調印。

一九二二年

一月七日 羅シヤ共和國ゼノア會議に参加。

五月十六日 羅シヤ共和國對獨逸政治條約ラツパロに於て調印。

六月五日 羅シヤ共和國對チエツコスロワキヤ復交暫定條約調印。

十一月十五日 全露中央執行委員會、極東共和國の羅シヤ共和國への合併を宣言。

十二月二日 十二日 羅シヤ共和國、波蘭、ラトヴィヤ、フィンランド及エストニヤ間の軍縮會議モスクワに於て開催。

一九二三年

四月二十三日 羅シヤ共和國對丁抹豫備協定調印。

一九二四年

二月二十八日 羅シヤ共和國對英復交。

二月七日 羅シヤ共和國對伊復交。

二月十五日 羅シヤ共和國對瑞復交。

二月二十五日 羅シヤ共和國對瑞復交。

三月八日 羅シヤ共和國對希復交。

三月十五日 羅シヤ共和國對瑞復交。

五月三十一日 羅シヤ共和國對支復交。



六月十八日ソソ丁復交。  
八月八日ソソ英一般條約調印。  
十月二十八日ソソ佛復交。

一九二五年

一月二十日ソソ日ソ復交。  
十二月十七日ソソ土修好及中立條約調印。

一九二六年

四月二十四日ソソ獨修好及中立條約調印。  
八月三十一日ソソ阿富汗中立及相互不侵略條約調印。

九月十八日ソソ・リスアニア修好中立條約調印。

一九二七年

十月一日ソソ波斯保障及中立條約調印。

一九二八年

二月十五日軍縮會議準備委員會に於てソ聯邦代表より軍備即時撤廢案提出。  
二月二十三日軍縮會議準備委員會に

於てソ聯邦代表より軍縮撤廢案提出。

十一月一日ソソ聯邦イエメン修好及通商條約調印。

一九二九年

一月二十五日ソソ獨逸との和協手續に關する協約調印。

二月九日ソソ聯邦、波蘭、ラトヴィヤ、エストニア及ルーマニア間に、ケロツグ條約期限實施に關するモスクワ議定書調印。

五月二十七日東支鐵道紛争事件勃發。

七月十五日英國政府、一九二七年五月二十七日斷絶せる對ソ關係恢復準備に關する聲明。

八月六日ソソ聯邦革命軍事會議、特別極東軍編成に關する司令を發布。

十月三日對英係争問題調整手續に關する議定書調印。

十月十二日特別極東軍、支那軍の襲撃を反撃。

止令廢止。

七月三日ソソ聯邦、アフカニスタン、

エストニア、ラトヴィヤ、波蘭、ルーマニア、土耳其の侵略國定義協約

ロンドンに於て調印。

七月四日ソソ聯邦、ルーマニア、チエ

ツコスロワキヤ、土耳其間の侵略國定義協約ロンドンに於て調印。

七月五日ラトヴィヤ侵略國定義協約

調印。

八月十一日ソソ聯邦ウルグワイ外交關係恢復。

十月十日米國大統領と親書交換。

十月十六日米ソ復交成立。

一九三四年

二月六日ソソ洪復交成立。

三月二十一日ソソ英通商條約批准書交換。

四月四日ソソエストニア、ラトヴィヤ、

リスアニアと不侵略條約延長。

四月七日芬蘭と不侵略條約延長。

五月五日波蘭と不侵略條約延長。

十二月三日東支鐵道の紛争はソ聯邦の提出せる條件を以て解決。

十二月十七日一九二五年締結のソ土修好及中立條約の效力存續。

一九三〇年

四月十六日ソソ英通商暫定協約調印。

一九三一年

三月七日一九二五年締結のソ土修好及中立條約擴大更新に關する條約調印。

五月六日一九二六年締結の對リスアニア修好中立條約存續條約調印。

六月二十四日一九二六年締結のソ獨修好及中立條約の存續條約調印。

七月二十四日アフガニスタンとの中立及び不侵略條約調印。

十月三十日一九二五年、一九二九年及一九三一年締結せるソ土諸條約存續に關する議定書調印。

一九三二年

一月二十一日ソソフィンランドと不侵略條約調印。

六月四日リスアニアと不侵略條約延長。

六月九日ソソ聯邦對ルーマニア復交條約締結。

六月九日ソソ聯邦對チエツコスロワキヤ復交條約締結。

九月四日滿ソ水路協定調印。

九月十七日ソソ聯邦アルバニア復交成立。

九月十八日ソソ聯邦國際聯盟加入。

十二月五日東歐條約に關するソ佛協定成立。

一九三五年

一月二十二日北鐵讓渡假渡調印。

一月三十一日ソソ米舊債交渉決裂。

二月六日駐ソ米國總領事館廢止。

二月二十六日ソソ滿國境委員會設置にソ聯邦政府同意。

三月二十三日北鐵讓渡協定正式調印完了。

四月九日ソソ獨二億マルク信用協定成立。

二月五日ラトヴィヤと不侵略條約調印。

四月二十二日フィンランドと和協手續に關する協約調印。

五月四日エストニアとの不侵略條約調印。

六月十六日エストニアと和協手續に關する協約調印。

六月十八日ラトヴィヤと和協手續に關する協約調印。

七月二十五日波蘭と不侵略條約調印。

十一月二十五日波蘭と和協手續に關する協約調印。

十一月二十九日佛蘭西と不侵略條約調印。

十一月二十九日佛蘭西と和協手續に關する協約調印。

十二月十二日對支關係恢復に關する通牒交換。

一九三三年

七月一日英國、ソウエート品輸入禁



五月二日ソ佛相互條約調印。  
 五月十六日ソソ・チェツコ相互援助條約調印。  
 六月十五日ソソ伊信用協定成立。  
 七月五日ソソ滿國境委員會設置受諾。  
 七月十二日ソソ白國交回復。  
 七月十三日ソソ米通商協定成立。  
 八月二十六日ソソ聯、ルクセンブルグ公國、國交成立。  
 八月二十八日ソソ對イラン通商條約調印。  
 十月十八日ソソ對伊經濟制裁實施さる。  
 十一月二十七日ソソ佛相互援助條約批准。  
 十二月二十七日ソソウルグアイ國と國交斷絶。  
 一九三六年  
 一月六日ソソ巴里に於て佛ソ通商條約調印。  
 一月十五日ソソ對佛、希、リスアニヤ一九三六年度通商條約協定成立。  
 一月四日ソソ巴里に於てソ佛關稅協定成立。  
 二月十七日ソソ羅通商協定成立。  
 三月一日ソソスターリンと米國新聞社長ハワードとの外交問答行はる。  
 三月十六日ソソ土友好條約延長批准。  
 三月三十一日ソソ加ソ通商協定締結。  
 四月十二日ソソ蒙相互援助協定書調印。  
 四月二十九日ソソ獨通商及支拂協定締結。  
 五月十二日ソソロンドンで英ソ親善の夕。  
 六月二十九日ソソ丁小包郵便交換協定。  
 七月七日ソソ前外務人民委員チエリン腦溢血で死去。  
 七月三十日ソソ英ソ海軍協定大綱を決定。  
 八月二十一日ソソ白耳義、ルクセンブルグ經濟同盟と臨時通商協定批准書交換。  
 九月二日ソソアフガン陸相、參謀總長等モス條約調印。  
 九月一日ソソ在綏芬河ソ聯邦領事館閉鎖。  
 九月二日ソソ聯邦汽船ヴラゴエフ號エーゲ海にて某國潜水艦に擊沈さる。  
 九月二十六日ソソ駐日ソ聯邦大使スラウツキーは本國政府の訓令により帝國海軍の南京爆撃に抗議す。  
 十月八日ソソアンカラに於てソ土通商協定成立。  
 十一月十五日ソソドイツとソ聯邦政府の協定により在ソ獨逸領事館閉鎖に決定す。  
 十一月十七日ソソ聯邦政府は一九三五年締結のソ聯邦、白耳義通商條約の一九三八年迄延長に決定せる旨公表す。  
 十二月二十三日ソソモスクワに於てソ聯邦、リスアニヤ通商協定締結。  
 一九三八年  
 四月三日ソソ聯邦最高會議はシンシテイエフを駐土耳古大使に任命す。  
 五月五日ソソア・エフ・メレカロフを駐獨大使に任命。  
 五月十四日ソソ聯邦外務人民委員部第二極東部長カズロフスキーの後任としてセルゲイ・ミロノフ任命。  
 六月八日ソソ聯機エストニア國境越境。  
 六月十三日ソソ聯極東地方内務人民委員部長官リユシコフ大將滿洲國領へ脱出。  
 七月六日ソソ主力艦噸數新制限に關する議定書英ソ間に調印さる。  
 七月十二日ソソ滿國境附近張鼓峯にて衝突事件起る。  
 七月十三日ソソ新任駐獨ソ聯邦大使メレカロフはヒツトラーに信任狀を捧呈。  
 七月二十二日ソソ重光駐ソ大使張鼓峯事件に關しソ聯邦當局に嚴重抗議。  
 八月七日ソソ米ソ通商協定更新。  
 八月十日ソソ重光駐ソ大使は張鼓峯事件につきリトヴィノフ外務人民委員と

の新駐ソ大使ロブサン親任狀捧呈。  
 二月八日ソソホルスチ芬外相一行モスクワ訪問、外務人民委員部リトヴィノフと交驩。  
 三月十三日ソソ駐英ソ聯大使マイスキーはロンドンに於て日獨兩國に對し挑戰的演説を行ふ。  
 六月十八日ソソ赤軍驅逐艇獨艦を襲撃。  
 六月二十一日ソソ聯邦ラトビヤ通商條約改訂に關する議定書調印。  
 六月三十日ソソ乾盆子島事件發生。  
 七月五日ソソ波國境にてソ波紛争發生。  
 七月十七日ソソ英ソ海軍協定締結。  
 七月二十三日ソソ駐獨ソ聯邦全權大使ヒツトラーに信任狀捧呈。  
 七月十五日ソソエム・エム・スラウツキー駐日大使任命。  
 八月四日ソソ米ソ通商新協定成立。  
 八月十四日ソソ佛國保健大臣リユカール飛行機にてキエフ訪問。  
 八月二十九日ソソ南京に於てソ支不可侵



第三次會談を開始停戰協定成立。

九月二十三日〃外務人民委員部長長ボ  
チヨムキンは波蘭大使にソ波不可侵  
條約廢棄を通告。

十二月十四日〃ソ波、バーター制確立。

十二月十九日〃獨ソ通商協定延長。

十二月十六日〃波新通商協定成立。

十二月十九日〃獨通商及支拂協定更  
新。

十二月二十三日〃芬國境確定に關す  
る文書及地圖の確認。

十二月二十六日〃伊兩國政府オデッ  
サ及ミラノの兩國總領事館閉鎖。

一九三九年

一月三日〃佛通商取極の効力一ケ年  
延長。

二月五日〃リトヴノフ外務人民委員駐  
ソ洪牙利に國交斷絶を通告。

二月七日〃ソ聯・イエメン國間修好通  
商條約十ケ年(一九四九年迄)延長。  
伊ソ經濟議定書及取極調印終了。

調整協定調印。

二月十四日〃ソ聯・リスアニア間通商  
協定調印。

二月十九日〃ソ波通商條約及協定調印  
終了。

三月十七日〃獨チエコ併合問題に關す  
る在英獨大使・リトヴィノフ間公文  
往復。

四月一日〃ソ聯及芬蘭共和國政府間郵  
便小包直接交換開始。

四月二日〃日ソ間暫定漁業協定成立。

五月三日〃外務人民委員エム・エム・リ  
トヴィノフ依願免本官となりソ聯人  
民委員會議長長ヴァチエスラフ・ミ  
ハイロウチ・モロトフ兼任となる。

五月二十四日〃オーランド諸島防備問  
題に關し外務人民委員部は國際聯盟  
ソ側代表者に對し同問題審議の延期  
方指令發表す。

六月十五日〃英佛ソ相互援助條約交渉  
開始。

七月七日〃駐支ソ聯大使ルガネツ・オ  
レリスキー急逝。

八月二日〃米ソ通商條約の効力延長に  
關する書翰交換。

八月十九日〃獨ソ通商協定成立。

八月二十三日〃獨ソ不侵略條約締結。

八月二十五日〃英佛ソ會談決裂八月二  
十七日英佛ソ軍事會談決裂に關する  
會見談發表さる。

九月一日〃(獨の波蘭進駐。第二次世  
界大戰勃發)。

九月十六日〃日ソ間ノモンハン停戰協  
定成立。赤軍波蘭進駐通告。

九月十七日〃ソ聯の波蘭進駐に關する  
モロトフのラジオ放送。進駐開始さ  
る。

九月十八日〃波蘭進駐に關し獨ソ共同  
聲明。

九月二十六日〃ソ土會談開始。

九月二十八日〃獨ソ間境界及友好條約  
締結。エストニア・ソ聯間相互援助  
條約調印。

擇。

十二月二十四日〃獨ソ貨物直通運輸協  
定調印さる。

十二月二十七日〃滿蒙國境確定混成委  
員會共同コムミニケ發表。

十二月二十九日〃外國通信員發電檢閱  
制度復活。

十二月三十一日〃第五回日ソ漁業暫定  
取極調印。伊ソ經濟協定滿期となる  
も更新行はれず。

一九四〇年

一月五日〃ソ聯、勃牙利通商航海條約  
及清算協定調印。

一月七日〃滿蒙國境劃定混成委員會ハ  
ルビンにおいて再開續行さる。

一月十日〃日ソ通商及取引協定交渉開  
始。

一月三十日〃日滿ソ蒙間の國境確定問  
題に關するハルビン會議終了。

二月九日〃左巴里ソ聯通商代表部、イ  
ンツォリスト等佛官憲により家宅搜  
索、書類押収、職員逮捕さる。

十二月二日〃ソ聯、勃牙利間航空路開  
設に關する交渉開始。

十月五日〃ソ聯、ラトヴィア間相互援  
助條約成立。

十月十日〃ソ聯、リスアニア相互援助  
條約成立。

十月十一日〃ソ芬會談開始、英ソ貿易  
調整、バーター協定成立。

十月五日〃ソ聯、リスアニア間通商協  
定調印。

十月十八日〃ソ聯、ラトヴィア間通商  
協定調印。

十月十九日〃(英佛土相互援助條約調  
印)

十月二十七日〃ソ聯、リスアニア間國  
境劃定追加議定書調印。

十一月三日〃ソ芬交渉開始。

十一月二十一日〃バルチック諸國及獨  
ソ間の鐵道交通問題に關する四國間  
鐵道會議開催。

十一月二十三日〃ソ芬國境事件勃發。  
十一月二十六日〃モロトフソ芬國境事

件につき抗議。

十一月二十八日〃ソ聯、ソ芬不侵略條  
約廢棄を宣言新にソ芬國境事件頻發  
す。

十一月二十九日〃在芬蘭ソ聯外交、經  
濟各代表召還。

十一月三十日〃ソ芬紛争勃發。

十二月一日〃芬蘭テリヨキにクイシネ  
ンを首班とする芬蘭民主共和國人民  
政府樹立せられ、ソ聯との外交關  
係、相互援助並に親善條約調印さ  
る。

十二月二日〃米政府ソ芬紛争に關しソ  
聯に道義的禁輸發表。

十二月七日〃チタに於てソ蒙日滿混合  
委員會開催の旨報せらる。

十二月十一日〃國際聯盟委員會はソ芬  
紛争に關し兩國政府に對し戰鬪行爲  
中止、和平交渉を慫慂す。

十二月十四日〃國際聯盟總會及理事會  
ソ聯の對芬蘭侵略糾弾並に聯盟國の  
個別的援助要請に關する決議案を採



二月十一日 獨ソ經濟協定調印。  
 二月二十六日 在張家口ソ聯領事館閉鎖。  
 二月二十七日 ソ獨國境標識設定、地形測量終了。  
 三月十二日 ソ芬間紛争停戦及媾和條約成立。  
 三月二十五日 ソ聯イラン間通商航海條約調印。  
 五月十七日 (獨軍ブラツセル占領)。  
 六月九日 滿蒙國境確定申合成立。  
 六月十日 獨ソ間國境紛争解決手續に關する協定成立。(伊太利參戰)  
 六月十四日 ソ聯ロシアニアに對し、親ソ政府の樹立、駐兵の要求を提示(巴里陷落)。  
 六月十六日 ソ聯ラトヴィア及エストニアに對しロシアニアと同様の要求を提示。兩國即日受諾。十七日よりソ軍進駐行はる。  
 六月二十六日 ソ聯羅馬尼亞に最後通牒を發しベツサラビア及北部プロヴィンツの割讓を要求。  
 六月二十八日 羅馬尼亞ソ聯の要求を受諾、赤軍羅領に進駐開始、ソ芬間通商條約及支拂に關する協定締結(發効七月一日)。  
 七月三日 ソ聯の羅馬尼亞進駐完了。  
 七月五日 在北京ソ聯大使館一時閉鎖。  
 七月二十一日 リリニア、ラトヴィア、エストニア三國議會各々自國のソ聯領への編入を決議す。  
 七月二十三日 ソ聯、アフガニスタン間にバーター協定成立。  
 八月三日 ソ聯最高會議リリニアの併合を決定し聯邦構成共和國となす。チタにて滿蒙現地國境確定委員會開催。  
 八月五日 ソ聯最高會議ラトヴィアの併合を決定し之を聯邦構成共和國となす。  
 八月六日 ソ聯最高會議エストニアの併合を承認、之を聯邦構成共和國となせり。米ソ通商協定更新。  
 八月十一日 沿バルト諸國駐在の外國公館清算要求。  
 八月二十五日 滿蒙現地國境確定混成委員會現地出發。  
 八月三十一日 獨ソ間國境法律關係條約締結。  
 九月三日 ソ聯、洪牙利間通商航海條約貿易及支拂協定調印。  
 九月六日 ソ芬鐵道協定成立。ソ聯邦人民委員會々々長代理ヴィンスキ、外務人民委員第一代理に任せられ西歐事務を擔當す。  
 九月七日 ソ聯、瑞典間貿易及支拂協定並に信用協定締結。  
 九月十八日 ソ聯、丁抹間通商、支拂協定調印。  
 九月二十七日 (日獨伊三國條約調印)  
 十月一日 獨ソ間貨客直通連絡に關する鐵道協定調印。  
 十月七日 獨ソ兩國政府間の取極に基き獨はレンングラード、バトウミ

及浦鹽、ソ聯はケーニヒスベルグ、維納、プラーグに夫々總領事館設置。  
 十月十一日 芬蘭領オランダ島非軍事化及武裝に關するソ聯、芬蘭共和國間協定成立。  
 十月十五日 ソ芬間新國境確定終了。  
 十月二十八日 建川大使カリーニンに御信任狀捧呈。  
 十月二十九日 日獨ニユーブ合同委員會、ソ、獨、羅、伊の専門家會議開催。  
 十一月十日 日モロトフ訪獨。  
 十一月十二日 日モロトフ、リツベントロツプ獨外相との間の會談開始。  
 十一月二十三日 駐獨大使シユクワルツエフ・アー・アー罷免され、外務人民委員代理デカノゾフ・ヴェー・ゲイ新任駐獨ソ聯大使となる。  
 十二月六日 ソ聯・スロヴァキヤ通商條約調印。  
 十二月十九日 新任駐獨ソ聯大使デカノゾフ信任狀をヒトラー總統に捧呈。  
 十二月二十八日 日ソ漁業條約第五次暫定協定期限終了。  
 十二月末日 日ソ支バツム協定成立  
 一九四一年  
 一月十日 獨ソ間に左の條約及協定調印さる。  
 (一)イゴルカ河及バルト海間(メーメル地方)國境條約  
 (二)經濟協定  
 (三)舊バルト三國に於ける相互財産請求權の調整協定  
 (四)ラトヴィア、エストニアより獨逸人引揚協定  
 (五)ラトヴィアよりの獨逸人引揚及メーメル地方よりのリリニア人引揚協定  
 一月二十日 日ソ漁業暫定取極成立。  
 一月二十一日 日米政府ソ聯に對する飛行機、同部分品及飛行機製作設計圖の道義的禁輸解除發表。  
 一月二十二日 松尾造船所訴訟事件解決。  
 一月二十五日 日ソ漁業本條約締結に關する日ソ混合委員會代表發表さる。  
 一月三十日 獨ソ國境確定條約批准書交換、效力發生。  
 二月十七日 日ソ通商交渉モスクワに開談。  
 二月二十四日 ソ聯、瑞西間貿易取極成立。  
 二月二十六日 ソ聯、羅馬尼亞間通商航海條約及貿易支拂協定調印。  
 三月一日 (獨軍の勃牙利進駐) 始。  
 三月十二日 ソ聯、タイ外交關係開始。  
 三月二十三日 松岡外相の第一回モスクワ訪問。  
 三月二十五日 ソ土友好共同宣言。獨ソ間新領土内住民移住の完了。  
 四月四日 日耳義ソ聯間貿易及支拂協



定調印。

四月五日ソソ聯・ユーゴスラヴィア

間友好不侵略條約調印。

四月七日ソ松岡外相一行モスクワ再

訪。

四月十日ソソ聯・諾威間商品取引及支

拂協定成立。

四月十三日ソ中立條約調印。

四月二十五日ソ中立條約發効。

四月二十九日ソ羅清算協定成立。ソ

聯、軍需品通過運輸禁止。

五月六日ソ(スターリン黨書記局の人

民委員會議々長就任)

五月八日ソソ聯、白耳義及諾威の各公

使館に閉鎖要求。

五月十六日ソソ聯上海總領事館の再

開。在ソ聯外交官その他に關する國

内旅行手續及旅行禁止地帯の設定。

五月十六日ソソ聯・イラク國間國交成

立。

五月二十一日ソソ聯・丁抹間通商協定

追加協定の調印。

ソ政府に對し獨伊人の退去を要求し、十月二十九日より獨伊人撤退開始。

十一月六日ソ米國の對ソ武器貸與法に

基づく總額十億弗の借款を供與すべ

き交換公文米ソ間に發表された。

十一月十一日ソリトウイフ前外務人

民委員を駐米大使に任命。

十一月二十四日ソ訪ソ中のシコルスキ

亡命波蘭政府首相兼軍司令官は訪ソ

の目的がソ聯在住波蘭人百五十萬を

以て強力なる波蘭軍を編成するにあ

りと述べた。

十一月二十九日ソモスクワにおける英

ソ會談に關し英ソ共同コムミュニケ

發表。

十二月三十一日ソソ、波兩政府間に波

蘭人救済を目的とする三億留の借款

成立の了解を遂げたりと發表。

一九四二年

一月一日ソソ聯邦最高會議幹部會議長は英、波、チェッコ各國元

六月三日ソ希臘公使館の閉鎖を要求。

六月十一日ソ通商交渉妥結。

六月二十二日ソ駐ソ獨大使シュレーン

ブルグ午前五時半開戦に關する通告

文の手交を受く。獨ソ戰爭勃發す。

伊も對ソ宣戰布告獨空軍。ソ聯大爆

撃開始。モロトフ外務人民委員放送

演説。英首相直ちに對ソ援助強

調。スロヴァキア對ソ關係斷絶。洪

牙利ソ聯國交斷絶。

六月二十三日ソレストリトヴスク陷

落、ウエルズ米國務次官ソ聯支援闡

明。トルコ中立宣言。

六月二十四日ソルースヴェルト米大統

領對ソ援助言明。ソ聯艦隊オデッサ

撤退。スロヴキヤ參戰正式通告。

六月二十六日ソソ聯、ソ聯に中立確

約。

六月二十七日ソ洪牙利、ソ聯に宣戰布

告。クロアチア反共十字軍參加。佛

も反共十字軍に參加。

六月二十八日ソ獨空軍モスクワ大爆

撃。

六月三十日ソ佛ソ國交斷絶。

九月二十五日ソ英、米、ソの三國モス

クワ會議開催さる。

十月一日ソモスクワの英、米、ソ三國

會議は九月二十九日豫定より二日早

く本日終了。

十月十一日ソ獨ソ單獨和平交渉説に關

してソソスキ情報局長は是を否

定す。

十月十六日ソ外務人民委員の通告によ

り建川大使初め館員等二十五名の邦

人は行先の明示もなく午前四時モス

クワを引揚ぐ。猶、英米、亡命國、

中立國代表も他の列車にて引揚ぐ。

十月二十日ソ建川大使の一行は十六日

午前九時クイブイシエフに到着す。

十月三十一日ソ東條新内閣、東郷外相

の聲明に關しソソスキ情報局長

長は「政治上重要なるは聲明に非ず

して事實なり」と英米系記者に答ふ。

十一月四日ソソ聯政府はアフガニスタ

三月十五日ソロンドンのレーニン舊居に記念標設置され、數千名の行進が行はれた。

三月十七日ソソ聯飛行士四名に英國勳章の傳達式がムルマンスクの飛行隊俱樂部に於て行はる。

三月二十七日ソ英國飛行士四名に對しソ聯最高會議幹部會はレーニン勳章を授與す。

五月二十七日ソアフガニスタン獨立記念日にカリニンとアフガン國王との間に祝電交換さる。

六月十一日ソ米ソ協定に關するハル及びリトヴィノフ間に覺書交換さる。

六月二十四日ソモロトフ、ド・ゴール會見に關するコムミュニケ發表。

六月四日ソ駐ソ、イラン公使サエドはクイブイシエフ發歸國の途につく。

六月二十七日ソチェッコ國防相イングル將軍空路クイブイシエフに到着す。

七月三十日ソソ聯協定調印一周年に當

三月二十八日ソ佐藤新駐ソ大使クイブイシエフに到着。

三月十四日ソ駐ソ英新大使アーチボルトクラーク・カーはクイブイシエフに到着。

三月二十七日ソユーゴスラヴィヤ新公使エス・シミイチはクイブイシエフに着任。



リスターリンとシコルスキイ波首相との間に祝電交換さる。

八月一日駐ソ、ベルギー大使ロベルト・ヴァン・デ・ケルシヨフ・ドアレバスはクイビイシエフに着任せり。

八月二日米陸軍少将フォレット・ブレツリは武器其他の對ソ供給問題に關し協議を行ふためモスクワに到着す。

八月三日ソ聯學生代表一行は米大統領より白聖館に招待を受く。

八月十四日駐ソ、トルコ大使ドデエヴァト、アチカルインはクイビイシエフに着任す。

八月十八日リスターリン及びチャーチルのモスクワ會談に關する共同コミニケ發表さる。

十一月二十日十九日華盛頓に於て駐米ソ聯大使リトウイノフとメキシコ大使フランシスコナジェラとの間に墨ソ國交復活に關する覺書が交換された。

十二月五日駐英ソ聯大使マイスキイはイーデン外相に對し、フランスの對ソ外交關係を斷絶せる當時の總理たるダルランとの協力は好まじからざることを指摘した。

十二月七日外蒙首チヨイバルサン一行の赤軍慰問團は、慰問品四ヶ列車と共に六日モスクワ着、八日前線に赴いた。

十二月七日滞英中のソ聯青年代表使節團は一ヶ月滞在して引揚げた。

十二月九日亡命オランダ政權は屢次に亘る接衝の結果大使交換と決定した。本日付にてソ聯邦最高會議の選舉を一九四三年十二月迄延期の旨發令した。

十二月十八日ソ聯外務人民委員部によつて、アルパニヤに對するイタリヤの領有は全面的に認めず、同國の内政問題と同國人によつて決せらるべしと、聲明した。

二月十日コロロンビヤと公使交換受諾。

二月十一日ウクライナの虐殺事件に關し、親獨分子の捏造と反駁聲明す。

二月十一日反ファツシヨ婦人委員會總會開催せらる。

二月十四日マリノフスキイ大將の指揮下にロストフを奪還。

二月十五日駐ソ希臘公使ポリチス信任狀を捧呈。

二月十六日ゴリコフ大將指揮の赤軍ハリコフを奪取。

二月十九日スターリン國防人民委員長は、チェコ、スロヴァキア軍の戦車建造金献納に對し謝意を表明。

二月二十日モスクワに於て反ファツシヨユダヤ人委員會開催され、全世界のユダヤ人に對し、實際的活動によつて反ファツシヨ闘争を行ふべしと決議、米、英、バレスチナ、アルゼンチン、キューバ、濠洲の各地よ

にてクイビイシエフ出發歸國の途につけり。

十二月十九日駐ソチエコスロヴァキヤ共和國全權大使ゼー・フィルリンゲルはモスクワに於て信任狀を捧呈せり。

十二月廿四日メキシコ駐ソ公使として在米公使館參事官キシチンニーフをソ聯は駐墨公使にヴェエ・ア・フェドウシンを任命。

一九四三年

一月二日濠洲公使スレイターはクイビイシエフに着任。

一月六日駐ソ米國大使スタンドレはクイビイシエフに歸任。

一月十二日モロトフ米大使と會見。

一月十三日駐ソ濠洲公使スレイター信任狀捧呈。

一月廿六日リスターリン、モロトフ同席にてスタンドレー米大使及びバツガレト英代理大使と會見。

一月二十七日駐ソ米大使スタン

り支持の挨拶電寄せらる。

二月二十日ブラウダ紙はバルト三國は人民投票によつてソ聯編入を希望したるものにして、所謂バルト三國及ベツサラビヤ問題は存在せずと論じ、紐育タイムスは米國は未だソ聯のバルト三國併合は認め居らずと反駁。

二月二十二日赤軍及び海軍の二十五周年記念祝賀會開催せられ、各界代表出席。

同日駐ソ重慶大使傅秉常クイビイシエフに着任。

二月二十五日駐ソ、ポーランド大使ロメル、スターリン及びモロトフと會見。

同日駐英ソ聯大使マイスキイ第二戦線結成を強調す。

三月二十三日コルネチヒク外務人民委員部次長に任命、岡氏は文壇の巨匠。

三月二十九日モロトフ、ド・ゴール

一及英大使カーはカサプランカ會談に關する公表と前後してスターリン訪問の上、ルーズヴェルト、チャーチルの共同メツセージを手交。

一月二十八日コロロンビヤ上院對ソ復交案を可決。

一月二十九日ブラウダ紙は英ソ、イラン間同盟條約一週年記念日の當日、ヒトラーに對する共同闘争參加國の親善協力を強調。

一月三十一日駐ソ希臘國公使ポリチス、クイビイシエフに着任。

二月二日赤軍慰問のため來ソ中の蒙古人民共和國首相チヨイバルサン一行をクレムリに招待午餐會を催す。

二月三日訪米中のウルグアイ、グアン外相とリトウイノフ駐米大使と會談、ウ、ソ外交關係再開方を接衝。

二月八日駐ソ英大使カー歸任し、赤軍の偉大さを稱讚し、英ソ條約は公式の義務を超えて兩國民の人間としての條約にまで進むべきだと強調。



派代表と會見。

四月十二日 英軍事使節、スターリン、モロトフと會見。

四月十七日 ソウエート外交團は韓旋局の手によつて今夏中にモスクワ歸還の準備中。

四月十八日 〓ベルギー並にギリシヤ公使館を大使館に昇格。

四月二十一日 〓スターリン、モロトフ、メキシコ公使エル・キウタニアと會見。

五月十八日 〓駐墨大使にコンスタンチン・ウマン・スキー前米大使を任命す。

六月十日 〓國際共產黨中央執行委員會議は幹部會の提案なる國際共產黨の正式解體を承認す。

六月十四日 〓外交官に階級制を制定する旨發表さる。

六月十五日 〓佐藤大使モロトフと會見す。

六月十七日 〓駐墨大使ウマン・スキー、

メキシコに着任す。

六月二十日 〓米國陸軍特使リツケンバツカーモスクワ到着。

七月八日 〓駐英大使マイスキーロンドン發モスクワに向ふ。

七月二十八日 〓前駐英大使マイスキー外務人民委員部長に任命した。

七月三十日 〓ソ聯政府より外交團に對しモスクワ歸還の通告ありたり。

八月十一日 〓スターリン首相は米英大使とクレムリンに於て會見す。

八月十二日 〓ソ聯政府はケベック會談に不参加を表明す。

八月二十二日 〓外國記者一行はモスクワに歸還す。

八月十六日 〓佐藤大使モスクワ着。

八月二十二日 〓駐米大使リトヴィノフ大使召還發表さる。

八月二十六日 〓ソ埃國交正式に開始さる。

八月二十九日 〓ウルグワイ政府はソ聯に對し大使派遣を決定、エミリアオ、

フルゴリーニ氏を任命した。

九月六日 〓ソ聯勞組代表十名は英國勞働大會に出席した。

九月十九日 〓スタンドレー駐ソ米使歸國の途につく。

九月二十六日 〓三國會談代表として國防長官ハル、モスクワ訪問に決定。

十月一日 〓米國駐ソ大使の後任としてアヴェリル・ハリマン任命發表さる。

十月四日 〓アレクサンドル・ボゴロモフを北阿フランス政權代表に任命せり。

同日 〓駐米ソ聯大使アンドレイ・グロムイコ信任狀を捧呈す。

十月十九日 〓午後三國會談開催され、モロトフ、ハル、イーデン會議す。

十月十九日 〓新任埃及公使ノヴィコフ館員六十名と共にカイロへ向ふ。

### ソ 聯 邦 法 制

#### 目 次

序 説	ソ 聯 邦 憲 法
國 籍 法	民 族 法
婚 姻 法	親 族 法
刑 法	裁 判 構 成 法
ソ 聯 邦 司 法 人 民 委 員 部 官 制	ソ 聯 邦 辯 護 士 會 規 則
勞 働 法	兵 役 法
戰 時 法 令	
序 説	ソウエート聯邦に於ては、他の諸國

に於ける如く、法律と命令との原則的區別は存しない。けだし法律と命令との原則的區別は權力分立の思想に立脚せるものであり、こゝに於ては法律は立法機關のみによつて制定され、行政上の命令は法律の範圍内に於てのみ公布さるべきものとされるのである。しかるにソ聯邦に於ては所謂三權は形式上からも統一されてゐる。しかし近來法制は新憲法の制定と共に漸次整備されつゝあることが認められる。

從來ソ聯邦に於ける全聯邦的意義を有する法規は聯邦ソウエート大會の決議(レゾリユーツイヤ)及び決定(ボスタノウレニエ)にして、中央執行委員會、同幹部會、聯邦人民委員會議及び勞働國防會議の立法事項は決定(ボ

スタノウレニエ)(命令的性質を有する法規は命令(ラスボリヤジエニエ)と稱せられて來たのであるが、新憲法發布に伴ふ諸機關改廢の結果、一九三八年度以降、法令公布の形式も變更せられ、次の通りになつた。

(一) 最高會議の立法事項は法律(ザコン)と稱し、公報(ウエドモスチ)を以て公布する。

(二) 人民委員會議、同附屬經濟會議の規定事項は決定(ボスタノウレニエ)と稱し、ソ聯邦政府發行決定及命令集を以て公布する。

尙ソウエート法理論の變遷についてはバシユカニス、クルイレンコの法理學理論は共に批判されて、現在は前檢事總長ウインスキーを中心とするスターリンに忠實なる理論によつて完全に固められてゐる。

ソ聯邦に於ける法の定義はウインスキーによれば、次の如くである。「法とは勤勞者の權力により立法手續



に於て定められ、その意志即ち社會主義社會の保護、強化、發展及び共產主義社會建設のために共產黨を首腦とする全ソウエート人民の意志を表現する行動の規範である」

### ソ聯邦憲法

一九三六年十二月發布のソ聯邦新憲法（所謂スターリン憲法）は其の編纂に約一年を要し、一九三六年六月草案を發表して一應「一般討議に移す」といふ形式をとり、五ヶ月間これに對する一般大衆の反響や、意見を確かめた後、同年十一月召集の臨時ソウエート大會にこれを上程確認を得て、茲にスターリン憲法はその法的効力を發生することとなつた。而してこれが實際の運用を見るに至つたのは同憲法において新に制定された國家最高立法機關としての聯邦會議と民族會議とが一九三六年十二月十二日の總選舉を経て翌一九三七年一月第一回大會を開催した時である。

る。

スターリン憲法の特徴は舊憲法の世界革命主義に對し一國社會主義を表明したこと、階級的對立の容認に對し、對立無きプロレタリアート國家となしたること、專制主義的統治組織に對して實質的には兎に角、表面的には民主主義的組織に移行せることを基本原則としてゐるが、十二月五日の大會に於るスターリンの演説せるところを要約すれば左の六點に歸結する。

- 一、過去の成果の記録 新憲法は一九二四年から三六年迄の間に存在し、達成し且獲得した成果を記録し法制化した。
- 二、社會主義の基礎 新憲法は資本主義諸國の憲法と異り社會主義的諸原則を反映し、法制化した。
- 三、勤勞階級の制覇 勞働者農民の友好的關係を前提とする新憲法は「獨裁權」が勞働者階級に屬すべきことを規定してゐる。

四、全民族の平等 新憲法は一切の民族種族が平等であり、人種上言語上の差異、文化的水準、國家的發展の差異に關せず平等の權利を享受し得ることを法制化した。

五、民主主義の徹底 新憲法は男女間、定住者と不定住者間、無産者と有産者間、教育者と無教育者間に權利の差異を認めない。

六、平等權の保障 新憲法は市民の形式的權利を記録するにとゞまらず、言論、集會、結社の權利保障並に其行使方法を重視しこれを法制化した。

（註）舊憲法全文は昭和十七年度版に掲載）

スターリン憲法の全文は百四十六條より成り左の通りである。

### ソウエート社會主義共和國聯邦憲法

#### 第一章 社會機構

第一條 ソウエート社會主義共和國聯邦（以下ソ聯邦と略す）は勞働者及農民の社會主義國家なり

第二條 ソ聯邦の政治的基礎は地主及資本家權力の顛覆及プロレタリアート獨裁獲得の結果、成長鞏化する勤勞者代議員ソウエート之を構成す

第三條 ソ聯邦の全權力は勤勞者代議員ソウエートによりて代表せらるる都市及農村の勤勞者に屬す

第四條 ソ聯邦の經濟的基礎は資本主義經濟制度の清算、生産要具及手段の私有廢止並に人間による人間の搾取廢絶の結果確立せる社會主義制度並に生産要具及手段の社會主義的所

有之を構成す  
第五條 ソ聯邦の社會主義的所有は國家的所有の形態（全人民の財産）なるか又は協同組合コルホーズ的所有の形態（個々のコルホーズ財産―協同組合財産）なり  
第六條 土地、其の埋藏物、水域、森

林工場、製造所、鑛坑、鑛山、鐵道、水運、空輸、銀行、通信手段、國營大農業企業（國營農場、機械トラクター配給所等）並に都市及工業中心地に於ける公共經濟企業及基本的住宅資源は凡べて國家の所有即全人民の財産とす

第七條 コルホーズ及協同組合に於ける公共企業及之に附屬する家畜及要具並にコルホーズ及協同組合の生産物並に其等の公共建造物はコルホーズ及協同組合の公共社會主義財産とす  
コルホーズに於ける各農戶は農業アルテリ定款に従ひコルホーズ經濟よりの基本的収入の外若干の屋敷附屬地を個人使用に供し且附屬地に於ける副業、住宅、生産的家畜、家禽、小農具を個人的財産と爲す事を得  
第八條 コルホーズの占むる土地は無償且、無期限の使用の爲即永久にコルホーズに定着するものとす

第九條 ソ聯邦に於ける支配的經濟形態たる社會主義經濟制度と並行して個人勞働を基礎とし他人の勞働の搾取を除外する個人農及手工業者の小規模私的經濟は之を法律により許可す

第十條 人民の勞働所得及貯蓄、家屋、家庭副業、家財及世帯道具並に個人的消費物及便益物件に對する人民の個人的所有權、並に國民の個人的所有の相續權は法律により保護せらる  
第十一條 ソ聯邦の經濟生活は公共的富の増大、勤勞者の物質的及文化的水準の不撓の向上及ソ聯邦の獨立の鞏化並に國防能力の強化を目的とする國家國民經濟により決定且指導せらる  
第二章 國家機構

第十二條 ソ聯邦に於ける勞働は「働かざる者は食ふ可からず」の原則に従ひ勞働能力ある各人民の義務にして且名譽なり



ソ聯邦に於ては「各人より其の能力に應じて各人に其の勞働に應じて」なる社會主義の原則を實現する

第十三條 ソ聯邦は均等の權利を享有する左記ソウエート社會主義共和國の自由意思的結合に基き成立せる聯合國家なり

ロシア・ソウエート社會主義聯邦共和國  
ウクライナ・ソウエート社會主義共和國  
白ロシア・ソウエート社會主義共和國

アゼルバイジャン・ソウエート社會主義共和國  
グルジア・ソウエート社會主義共和國  
アルメニア・ソウエート社會主義共和國

トウルクメン・ソウエート社會主義共和國  
ウズベク・ソウエート社會主義共和國

(ラ) 聯邦國籍に關する法律、外國人の權利に關する法律  
(ム) 全聯邦的恩赦令の公布

第十五條 聯邦構成共和國の主權はソ聯邦憲法第十四條に規定せられたる範圍に於てのみ制限せらる右範圍外に於ては聯邦構成共和國は國家權力を自主的行使す

第十六條 聯邦構成各共和國は其の特殊事情を考慮し且ソ聯邦憲法と完全に適合編纂せられたる各自の憲法を有す

第十七條 聯邦構成各共和國に對してはソ聯邦より自由脱退の權利を保留す

第十八條 聯邦構成共和國の領域は其の同意無くして之を變更することを不得す

第十九條 ソ聯邦の法律は凡べての聯邦構成共和國の領域に於て同等の効

カザフ・ソウエート社會主義共和國  
キルギーズ・ソウエート社會主義共和國  
カレロ・フィン・ソウエート社會主義共和國

第十四條 權力の最高機關及國家統治機關によりて代表せらるるソ聯邦の管掌に屬する事項は左の如し  
(イ) 國家關係に於ける聯邦の代表、他國との條約締結及批准  
(ロ) 戦争及平和の問題  
(ハ) 新共和國のソ聯邦加入  
(ニ) ソ聯邦憲法實行の監督並に聯邦構成各共和國憲法と聯邦憲法の適合の確保  
(ホ) 聯邦構成共和國間の境界變更の確認  
(ヘ) 聯邦構成共和國の構成中に新地方及州並に新自治共和國組成の確認  
(ト) ソ聯邦國防の組織及聯邦全武力を有す

第二十條 聯邦構成共和國の法律が全聯邦の法律と背反する時は全聯邦の法律效力を有す  
第二十一條 ソ聯邦人民に對しては統合聯邦國籍設定せられ聯邦構成共和國の各人民はソ聯邦の人民なり  
第二十二條 ロシア・ソウエート聯邦共和國は左より成る  
地方—アゾフ黒海、極東、西シベリヤ、クラスノヤールクス、北コーカサス  
州—ウオローネジ、東部シベリア、ゴリキー、ザバト、イワノフ、カリニン、キーロフ、クイブイシエフ、クルスク、レーニングラード、モスクワ、オムスク、オレンブルグ、サラトフ、スウエルドロフスク、セーウエル、スターリングラード、チエリヤピンスク、ヤロスラーウリ  
自治共和國—ダタール、バシユキール、ダゲスタン、ブリヤートモンゴ

(チ) 國家獨占を基礎とする外國貿易  
(リ) 國家安寧の保持  
(ヌ) ソ聯邦國民經濟計畫の設定  
(ル) ソ聯邦統合國家豫算並に聯邦豫算、共和國豫算及地方豫算の編成に充當せらるるため租税及収入の確認  
(ヲ) 聯邦的意義を有する銀行、農業機關及企業管理  
(ワ) 交通及通信の管理  
(カ) 通貨及信用制度の統轄  
(ヨ) 國營保險の組織  
(タ) 公債の取極及供與  
(レ) 土地の使用並に埋藏物、森林及水域の使用に付基本原則の設定  
(ソ) 教育及保健の分野に於ける基本原則の設定  
(ツ) 統合國民經濟統計制度の組織  
(ネ) 勞働立法の要綱設定  
(ナ) 裁判所構成及訴訟手續に關する

第二十三條 ウクライナ・ソウエート社會主義共和國は左より成る—ウイニツア、ドネロベトロフスク、キエフ、オデツサ、ハリコフ、チエルニゴフ、ウオロシロフグラード、ジトミール、ザポロジエ、カーメネツ、ポドリススク、キロウオグラード、ニコラーエフ、ポルターワ、スターリノ、スミイ、ウオルイン、ドロゴヴィチュ、リウオフ、ロウノ、スタニスラフタルノポリの諸州及モルドワ自治共和國

第二十四條 アゼルバイジャン・ソウエート社會主義共和國左より成る—

トル、ガバルデーノ、バルカール、カラムイク、コミ、クルイム、マリイ、モルドワ、沿ウルガ獨逸人、北オセチヤ、ウドムルド、チエチエノ、イングーシユ、チュウーシ、ヤクート自治州—アディゲ猶太人(註)ピロビヂヤン)、カラチヤーエフ、オイロート、ハカツス、チエルケース

— 209 —



ナヒチエワン自治共和国及ナゴル  
ノ・カラバツク自治州

第二十五條 グルジャ・ソウエート社  
會主義共和国は左より成る—アブハ  
ジャ、アヂヤリヤ自治共和国、南オ  
セチヤ自治州

第二十六條 ウズベク・ソウエート社  
會主義共和国は左より成る—ブハ  
ラ、サマルカンド、タシユケント、  
フェルガナ、ホレーゼムの諸州及カ  
ラ・カルバク自治共和国

第二十七條 タヂク・ソウエート社  
主義共和国は左より成る—ガルム、  
クリヤープ、レニナバード、スタリ  
ナバードの諸州及ゴルノ・バダフシ  
ヤン自治州

第二十八條 カザフ・ソウエート社  
主義共和国は左の諸州より成る—ア  
クモリンスク、アクチュビンスク、  
アルマ・アタ、東カザフスタン、グ  
リエフ、ジャムブール、西カザフス  
タン、アスタナ、クズネツク、オ  
ル

ダ、バヴロダール、北カザフスタン、  
セミパラチンスク、南カザフスタン

第二十九條 (イ) トウルクメン・ソウ  
エート社主義共和国は左諸州より  
成る—アシユハバード、クラスノヴ  
オドスク、マルイ、タシヤウズ、チ  
ヤルジヨウ

(ロ) キルギース・ソウエート社主義  
共和国は左の諸州より成る—チヤ  
ラル・アバド、イスイク・クリ、オシ  
ユ、チヤン・シヤン、フルンゼ

(ハ) 白ロシア・ソウエート社主義  
共和国は左の諸州より成る—バラノ  
ウイチ、ベロストク、ブレスト、ヴ  
イレカ、ウイチエブスク、ゴメリ、  
ミンスク、モギリヨフ、ピンスク、  
ポレスク

(ニ) アルメニア・ソウエート社主義  
共和国は、自治共和国並に地方州  
を其構成中に含ます

第三十條 ソ聯邦國家權力の最高機關  
はソ聯邦最高會議(ソウエート)なり  
第三十一條 ソ聯邦最高會議は憲法第  
十四條によりソ聯邦に專屬する一切  
の權限を行使す但し憲法に基きソ聯  
邦最高會議の管下に在る聯邦諸機關  
即ちソ聯邦最高會議幹部會、ソ聯邦  
人民委員部の權限に屬せざるもの  
に限る

第三十二條 ソ聯邦の立法權は専らソ  
聯邦最高會議之を行使す

第三十三條 ソ聯邦最高會議は聯邦會  
議及民族會議の兩院より成る

第三十四條 聯邦會議は人口三十萬に  
付代議員一人の基準により選舉區毎  
にソ聯邦人民之を選舉す

第三十五條 民族會議は左の基準によ  
り聯邦構成共和国、自治共和国、自  
治及民族管區毎にソ聯邦人民之を選  
舉す、即ち各聯邦構成共和国よりは  
二十五名各自治共和国よりは十一  
名、各自治州よりは五名、各民族管

區よりは一名とす

第三十六條 ソ聯邦最高會議は四年の  
期間を以て選舉せらる

第三十七條 聯邦最高會議兩院即ち聯  
邦會議及民族會議の權限は平等なり

第三十八條 聯邦會議及民族會議は平  
等に立法發案權を有す

第三十九條 法律はソ聯邦最高會議兩  
院に於て夫々單純多數決により採擇  
せられたる時確認せられたるものと  
す

第四十條 ソ聯邦最高會議により採擇  
せられたる法律はソ聯邦最高會議幹  
部會議長及書記の署名を以て聯邦構  
成共和国の外國語にて公布せらる

第四十一條 聯邦會議及民族會議の會  
期は同時に開會及閉會せられる

第四十二條 聯邦會議は聯邦會議長  
及同代理二名を選舉す

第四十三條 民族會議は民族會議長及  
同代理を二名選舉す

第四十四條 聯邦會議及民族會議議長

は各院の議事を指導し院内秩序を管  
理す

第四十五條 ソ聯邦最高會議兩院合同  
會議は聯邦會議長及民族會議長交互  
に之を司會す

第四十六條 ソ聯邦最高會議の會期は  
ソ聯邦會議幹部會により年二回召集  
さる臨時會議はソ聯邦最高會議幹部  
會の裁量、又は聯邦構成共和国中一  
國の要求により召集せらる

第四十七條 聯邦會議及民族會議間に  
於ける見解相違の時は平等の原則に  
基き構成せられたる協議委員會の裁  
決に付せらる、協議委員會が一致せ  
る決定に到達せざるか若くは其の決  
定が兩院の何れか一方を満足せしめ  
ざる時問題を再び兩院に於て審議す

兩院の一致せる決定無き時ソ聯邦最  
高會議幹部會は最高會議を解散し新  
選舉を指定す

第四十八條 ソ聯邦最高會議は兩院合  
同會議に於てソ聯邦最高會議幹部會を

選舉し其の成員は議員は議長一名同  
代理十二名幹部會書記一名及幹部會  
書記一名及幹部會員二十四名とすソ  
聯邦最高會議幹部會は凡ての自己の  
行動に付聯邦最高會議に對し責任に  
す

第四十九條 ソ聯邦最高會議幹部會は  
(イ) ソ聯邦最高會議を召集す

(ロ) ソ聯邦現行法律の解釋を與  
へ、幹部會令を發す

(ハ) ソ聯邦憲法第四十七條に基き  
ソ聯邦最高會議を解散し且新選舉  
を指定す

(ニ) 自己の發意又は聯邦構成共和  
國中一國の要求により人民投票を  
行ふ

(ホ) ソ聯邦人民委員會議及各共和  
國人民委員會議の決定及命令にし  
て法律に合致せざる時は之を廢止  
す

(ヘ) ソ聯邦最高會議の會期より會  
期に至る期間ソ聯邦人民會議々長



の提意により個々のソ聯邦人民委員を任免す但し右に付てはソ聯邦最高會議の事後確認を得可きものとす

(ト) ソ聯邦勳章を授與し名譽稱號を授く

(チ) 恩赦の權を行使す

(リ) ソ聯邦武裝力の最高司令官を任命し交迭す

(ヌ) ソ聯邦最高會議の會期に至る期間ソ聯邦に對する軍事攻撃の場合若は侵略國に對する共同防衛の國際條約上の義務履行の必要ある場合戰爭狀態を宣布す

(ル) 總體的若くは部分的動員を宣布す

(ヲ) 國際條約を批准す

(ワ) 外國に於けるソ聯邦全權代表を任命し召還す

(カ) 幹部會の下に駐劄する外交代表者の信任狀及解任狀を受理す

第五十條 聯邦會議及民族會議は各院

代議員の權限を審査する資格審査委員會を選挙す

資格審査委員會の提意により兩院は個々代議員の權限を承認すべきや若くは選挙を無効とすべきやを決定す

第五十一條 ソ聯邦最高會議は必要と認めたる時あらゆる問題に付査問委員會及検査委員會を任命す

總ての機關及職員は之等委員會の要求を満足し且必要なる資料及書類を提供する義務を負ふ

第五十二條 ソ聯邦最高會議代議員はソ聯邦最高會議の同意無くして又ソ聯邦最高會議閉會中はソ聯邦最高會議幹部會の同意無くして裁判所の責任に問はれ若くは逮捕せらるゝこと無し

第五十三條 ソ聯邦最高會議の任期満了するか又は満了前解散せらるゝ時はソ聯邦最高會議幹部會は新たに選挙せられたるソ聯邦最高會議によりて新ソ聯邦最高會議幹部會の組織せ

第六十三條 聯邦構成共和國最高會議は構成共和國政府即ち人民委員會會議を組織す

第五章 ソ聯邦國家行政機關

第六十四條 ソ聯邦國家權力の最高執行及處分機關はソ聯邦人民委員會會議なり

第六十五條 ソ聯邦人民委員會會議はソ聯邦最高會議に對し責任を任じ且報告の義務を負ふ而して最高會議の會期より會期に至る期間はソ聯邦最高會議幹部會に對し責任を任じ報告の義務を有す

第六十六條 ソ聯邦人民委員會會議は現行諸法規に準據し且之を執行する爲決定及命令を發し又其の執行を検査す

第六十七條 ソ聯邦人民委員會會議の決定及命令はソ聯邦の全體の全領域に亘り執行せらるべきものとす

第六十八條 ソ聯邦人民委員會會議は(イ) ソ聯邦單一及複合人民委員部

らるゝ迄其の權限を保持す

第五十四條 ソ聯邦最高會議の任期満了するか若くは満了前解散せられたる時はソ聯邦最高會議幹部會はソ聯邦最高會議の任期満了若くは解散の日より二ヶ月を超えざる期間内に新選挙を指定す

第五十五條 新に選出せられたるソ聯邦最高會議は選挙後一ヶ月を超えざる期間内に前組成のソ聯邦最高會議幹部會によりて召集せらる

第五十六條 ソ聯邦最高會議は兩院合同會議に於てソ聯邦政府即ちソ聯邦人民委員會會議を組織す

第四章 聯邦構成共和國の國家權力最高機關

第五十七條 聯邦構成共和國の最高機關は聯邦構成共和國最高會議なり

第五十八條 聯邦構成共和國最高會議は四年の期間を以て共和國人民によりて選挙せらるゝ代表基準は構成共和國憲法によりて設定せらる

並に自己の管轄下にある其の他經濟及文化諸關の事務を統一指導す

(ハ) 國民經濟計畫、國家豫算の實現及信用通貨制度の鞏化に關する措置を講ず

(ニ) 公共秩序の保障國家の利益の擁護及人民の權利の保護に關する措置を講ず

(ホ) 外國との交通に關し一般的指導權を行使す

(ヘ) 毎年現役兵として召集せらるべき人民の人員を決定し國家武裝力の一般的建設を指導す

(ニ) 必要の場合經濟文化及國防建設事務に關しソ聯邦人民委員會會議に附屬の特別委員會又は主務局を組織す

第六十九條 ソ聯邦人民委員會會議はソ聯邦の權限に屬する行政經濟部門に關し聯邦構成共和國人民委員會會議の決定及命令を停止し又ソ聯邦人民委員の訓令及特命を取消す權限を有す

第五十九條 聯邦構成共和國最高會議は共和國唯一の立法機關なり

第六十條 聯邦構成共和國最高會議は(イ) 聯邦憲法第十六條に適合して共和國憲法を採擇し又之に變更を加ふ

(ロ) 共和國を構成する自治共和國憲法を確認し其の領域の境界を決定す

(ハ) 共和國の國民經濟計畫及豫算を確認す

(ニ) 聯邦構成共和國司法機關により宣告を受けたる人民に對する恩赦の權を有す

第六十一條 聯邦構成共和國最高會議は構成共和國最高會議幹部會を選挙す其成員は議長、同代理(複數)幹部會書記及幹部會員(複數)より成る

聯邦構成共和國最高會議幹部會の權限は同共和國憲法により決定せらる

第六十二條 聯邦構成共和國最高會議は司會の爲議長及同代理を選挙す

第六十三條 聯邦構成共和國最高會議は構成共和國政府即ち人民委員會會議を組織す

第五章 ソ聯邦國家行政機關

第六十四條 ソ聯邦國家權力の最高執行及處分機關はソ聯邦人民委員會會議なり

第六十五條 ソ聯邦人民委員會會議はソ聯邦最高會議に對し責任を任じ且報告の義務を負ふ而して最高會議の會期より會期に至る期間はソ聯邦最高會議幹部會に對し責任を任じ報告の義務を有す

第六十六條 ソ聯邦人民委員會會議は現行諸法規に準據し且之を執行する爲決定及命令を發し又其の執行を検査す

第六十七條 ソ聯邦人民委員會會議の決定及命令はソ聯邦の全體の全領域に亘り執行せらるべきものとす

第六十八條 ソ聯邦人民委員會會議は(イ) ソ聯邦單一及複合人民委員部



第七十條 ソ聯邦人民委員會はソ聯邦最高會議に依り左記成員を以て構成せらる

ソ聯邦人民委員會議長

同議長代理(複數)

ソ聯邦國家計畫委員會議長

ソウエート統制委員會議長

各人民委員

買付委員會議長

藝術委員會議長

高等教育委員會議長

第七十一條 ソ聯邦政府又は聯邦各人民委員はソ聯邦最高會議代議員より質問を受けたる場合三日を超へざる期間内に當該院に於て口頭若くは文書による回答を與ふ可き義務を有す

第七十二條 ソ聯邦各人民委員は聯邦の權限内の國家行政部門を統轄す

第七十三條 ソ聯邦人民委員は當該人民委員部の權限内に於て現行法律及ソ聯邦人民委員會の決定及命令に

遵照し且之を執行する爲訓令及指令

を公布し且其の實行を検査す

第七十四條 ソ聯邦人民委員部は全聯邦人民委員部と聯邦構成共和國人民委員部とす

第七十五條 全聯邦人民委員部は其の委任せられたる國家行政部門を全領域に亘り直接に又は其の任命せる機關を通して統轄す

第七十六條 構成共和國人民委員部は其の委任せられたる國家行政部門を原則として構成共和國の同名人民委員部を通して統轄し且ソ聯邦最高會議幹部會によりて確認せらるる表により一定限定數の企業のみを直接に管理す

第七十七條 左の人民委員部は全聯邦人民委員部とす

外國貿易

通 信

外 務

國 防

人民委員部とす

第七十八條 左の人民委員部は聯邦構成共和國人民委員部とす

食料工業

海 軍

調 達

建 設

造船工業

一般機械製作

中機械製作

重機械製作

兵 器

彈 藥

航空工業

化學工業

有色冶金

黑色冶金

發電所

石油工業

石炭工業

河川船舶

海洋船舶

肉類及酪農工業

輕工業

織維工業

林 業

建設材料工業

農 業

穀物及畜産ソフホーズ

財 務

商 業

内 務

司 法

保 健

第八十二條 聯邦構成共和國人民委員會議は自治共和國人民委員會議の決定及命令を停止し又地方、州及自治州の勤勞者代議員ソウエート執行委員會の議決及命令を取消す權限を有す

第八十三條 聯邦構成共和國人民委員會議は左の成員を以て聯邦構成共和國最高會議之を組織す

聯邦構成共和國人民委員會議議長

同議長代理(複數)

國家計畫委員會議長

左の人民委員

食料品工業

漁 業

地方工業

公共事業

社會保險

自動車運輸

藝術事業管理局長

全聯邦人民委員部全權代表

第八十四條 聯邦構成共和國人民委員は構成共和國の權限に屬する國家行政各部門を統轄す

肉類及酪農工業

輕工業

織維工業

林 業

建設材料工業

農 業

穀物及畜産ソフホーズ

財 務

商 業

内 務

司 法

保 健

教 育

地方工業

公共事業

社會保險

自動車運輸

藝術事業管理局長

全聯邦人民委員部全權代表

第八十四條 聯邦構成共和國人民委員は構成共和國の權限に屬する國家行政各部門を統轄す

肉類及酪農工業

輕工業

第七十九條 聯邦構成共和國國家權力の最高執行及處分機關は聯邦構成共和國人民委員會なり

第八十條 聯邦構成共和國人民委員會は

聯邦構成共和國最高會議に對し責任

任じ且報告の義務を負ふ而して聯邦

構成共和國最高會議の會期に至る期

を公布し且其の實行を検査す

第七十四條 ソ聯邦人民委員部は全聯邦人民委員部と聯邦構成共和國人民委員部とす

第七十五條 全聯邦人民委員部は其の委任せられたる國家行政部門を全領域に亘り直接に又は其の任命せる機關を通して統轄す

第七十六條 構成共和國人民委員部は其の委任せられたる國家行政部門を原則として構成共和國の同名人民委員部を通して統轄し且ソ聯邦最高會議幹部會によりて確認せらるる表により一定限定數の企業のみを直接に管理す

第七十七條 左の人民委員部は全聯邦人民委員部とす

外國貿易

通 信

外 務

國 防

肉類及酪農工業  
輕工業  
織維工業  
林 業  
建設材料工業  
農 業  
穀物及畜産ソフホーズ  
財 務  
商 業  
内 務  
司 法  
保 健  
教 育  
地方工業  
公共事業  
社會保險  
自動車運輸  
藝術事業管理局長  
全聯邦人民委員部全權代表

第八十四條 聯邦構成共和國人民委員は構成共和國の權限に屬する國家行政各部門を統轄す



第八十五條 構成共和國人民委員は當該人民委員部の權限内に於てソ聯邦及聯邦共和國の法律、ソ聯邦及聯邦構成共和國の人民委員會議の決定及命令並に全聯邦人民委員部の訓令及指令に準據し且之を執行する爲訓令及指令を發す

第八十六條 聯邦構成共和國人民委員部は聯邦・共和國人民委員部なるか共和国的人民委員部なり

第八十七條 聯邦・共和國人民委員部は聯邦構成共和國人民委員會議並に該當聯邦構成共和國人民委員部に從屬し其の委任せられたる國家行政部門を統轄す

第八十八條 共和國人民委員部は聯邦構成共和國人民委員會議に直屬し其の委任せられたる國家行政部門を統轄す

第七章 自治ソウエート社會主義共和國國家權力の最高機關

第八十九條 自治共和國國家權力の最高機關は自治共和國最高會議なり

第九十條 自治共和國最高會議は自治共和國憲法により定められたる代表の基準により四年の期間を以て共和国人民之を選擧す

第九十一條 自治共和國最高會議は自治共和國唯一の立法機關なり

第九十二條 各自治共和國は自治共和國の特殊性を考慮し聯邦構成共和國憲法に完全に適合して制定せられたる自己の憲法を有す

第九十五條 地方、州、自治州、管區、區、市及村(スタニーツア、デレーヰニア、フートル、キシユラーク、アウール)の勤勞代議員ソウエートは二年間の期間を以て當該地方、州、自治州、管區、區、市及村の勤勞者により夫々選舉せらる

第九十三條 自治共和國最高會議は憲法に從ひ自治共和國最高會議幹部會を選擧し又自治共和國人民委員會議を組織す

第九十六條 勤勞者代議員ソウエートの代表基準は構成共和國憲法により決定せらる

第八章 國家權力の地方機關

第九十四條 地方、州、自治州、管區、區、市及村(スタニーツア、デレーヰニア、フートル、キシユラーク、アウール)に於ける國家權力機關は勤勞者代議員ソウエートなり

られたる執行委員にして、其の成員は議長、同代理(複數)、書記及委員(複數)なり

第九十條 大ならざる住民地に於ける村勤勞者代議員ソウエートの執行及處分機關は構成共和國憲法に準據し議長、同代理(複數)及書記なり

第九十一條 勤勞者代議員ソウエートの執行機關は之を選擧せる勤勞者代議員ソウエートに對し並に上級勤勞者代議員ソウエートの執行機關に對し直接責任に任す

第九章 裁判所及檢事局

第九十二條 ソ聯邦に於ける裁判はソ聯邦最高裁判所、構成共和國最高裁判所、地方及州裁判所、自治共和國及自治州裁判所、管區裁判所、人民裁判所、ソ聯邦最高裁判所の決定に從ひ構成せらるソ聯邦特別裁判所之を行使す

第九十三條 一切の裁判所に於ける事件の審理は特に法律の規定する場合を

除き人民陪審員の参加によりて行はる

第九十四條 聯邦最高裁判所は最高の裁判機關なりソ聯邦及構成共和國に於ける一切の裁判機關の裁判活動に對する監督の任は聯邦最高裁判所に課せらる

第九十五條 聯邦最高裁判所及聯邦特別裁判所は五年の期間を以て聯邦最高會議之を選擧す

第九十六條 構成共和國最高裁判所は五年の期間を以て共和国最高會議之を選擧す

第九十七條 自治共和國最高裁判所は五年の期間を以て自治共和國最高會議之を選擧す

第九十八條 地方及州裁判所、管區裁判所は五年の期間を以て地方、若くは州勤勞者代議員ソウエート又は自治勤勞代議員ソウエート之を選擧す

第九十九條 人民裁判所は區の人民之を秘密投票に依る普通直接平等選舉制

に基き三年の期間を以て選舉す

第一百條 訴訟手續は聯邦若くは自治共和國又は自治州の國語を以て行はれ之等の用語を理解せざる者の爲には通事を経て事件の資料に對する充分なる精通を保障せしめ更に母語を以て裁判所に陳述するの權利を保障せしむ

第一百十一條 法律に依り例外の規定無き限りソ聯邦一切の裁判所に於ける裁判を公開とし被告に對しては辯護の權利を保障す

第一百十二條 裁判官は獨立にして法律にのみ服從す

第一百十三條 凡ての人民委員部 之に所屬する機關並に個々の職員並に聯邦人民に依る法律の正確なる遵守に對する最高の監督の任はソ聯邦檢事に之を課す

第一百十四條 ソ聯邦檢事は七年の期間を以て聯邦最高會議を任命す

第一百十五條 共和國、地方、州檢事並



に自治共和國、自治州検事は五年の  
期間を以て聯邦検事之を任命す

第百十六條 管區、區及市検事は聯邦  
検事の確認を経て構成共和國検事五  
年の期間を以て之を任命す

第百十七條 検事局機關は専ら聯邦檢  
事にのみ服従し一切の地方機關より  
獨立して其の職務を行使す

第十章 人民の基本的權利及  
義務

義務

第百十八條 ソ聯邦人民は、労働權即  
ち労働の量及質に對して之に相應す  
る給付を以て保障せられたる仕事を  
受くるの權利を有す、労働權は國民  
經濟の社會主義組織、ソウエート社  
會生産諸力の不撓なる發展、經濟恐  
慌の可能性の排除及失業者の清算に  
より保障せらる

第百十九條 ソ聯邦人民は休息權を有  
す休息權は労働者の壓倒的多數の爲  
に労働時間を七時間に迄短縮し労働  
者及勤務者の爲に毎年賃銀保持の儘

休暇を設定し且勤務者に對する奉仕  
の爲療養所休息の家及俱樂部の廣汎  
なる設備網を提供し之を保障す

第百二十條 ソ聯邦人民は老齡並に疾  
病及労働能力喪失の場合物質的保障  
を受くるの權利を有す

第百二十一條 ソ聯邦人民は教育を受  
くるの權利を有す

右權利は普通初等義務教育、高等教  
育をも含む教育の無料制、上級學校  
學生の大多數に對する國家給費制、  
學校内の母語による授業、並に工業、  
國營農場、機械トラクター配給所及  
コルホーズに於ける勤務者の生産技  
術及農業の無料教育により之を保障  
す

第百二十二條 ソ聯邦に於ける女子は  
經濟的國家的文化的及社會政治的及  
生活の凡ての部門に於て男子と平等  
の權利を附與せらる  
是等女子の權利實現の可能性は男子  
と平等に女子に對する労働權、労働

體の指導的核心を爲す處の全聯邦共  
産黨(ボリシエウイキ)を結成す

第百二十七條 ソ聯邦の人民は身體の  
不可侵を保護せられ何人も裁判所の  
決定又は検事の同意無くして逮捕せ  
らるることなし

第百二十八條 人民の住居の不可侵及  
信書の秘密は法律により保護せらる  
第百二十九條 ソ聯邦は労働者の利益  
擁護又は學術的活動若くは民族解放  
闘争の故に訴追を受くる外國人民に  
對し國內避難權を賦與す

第百三十條 ソ聯邦各人民はソ聯邦憲  
法を遵守し法律を履行し労働規律を  
恪守し社會的義務に對し誠意を以て  
し社會主義的共同生活の法則を尊重  
するの義務を有す

第百三十一條 ソ聯邦人民は公共社會  
主義財産に付神聖且不可侵なるソウ  
エート制度の基礎として祖國の富及  
力の源泉として且又全労働者の潤澤  
なる文化生活の源泉として之を保全

に對する支拂を受くるの權、休息權、  
社會保險及教育を受くるの權利を賦  
與し、母子の利益を國家に於て保護  
し、妊娠の際女子に對し賃銀保持の  
儘の休暇を與へ且廣く産院、託兒所  
幼稚園の設備を施し之を保障す

第百二十三條 ソ聯邦人民の權利平等  
は民族人種の如何を問はず經濟的國  
家的文化的社會政治的生活の全般に  
亘り不變の法則なり、人民の人種的  
又は民族的所屬よりして如何なる直  
接又は間接なる權利の制限も乃至反  
對に直接又は間接なる特權の設定も  
又は同様に人種の乃至民族的排他性  
憎惡輕侮の宣傳も法律により處罰せ  
らる

第百二十四條 人民に對し良心の自由  
を保障する爲ソ聯邦に於て教育は國  
家より學校は教會より分離せらる宗  
教的儀典舉行の自由及反宗教的宣傳  
の自由は全人民に對して認めらる  
第百二十五條 労働者の利益に適合し

鞏化するの義務を有す  
公共社會主義財産を侵害する者は全  
國民の敵なり

第百三十二條 全國民的兵役の義務は  
法律なり、勞農赤軍に於ける軍事勤  
務はソ聯邦人民の名譽ある義務なり  
第百三十三條 祖國の防衛はソ聯邦各  
人民の神聖なる義務なり祖國に對す  
る叛逆、宣誓違反、敵國への内應、  
國家兵力の毀損、間諜は最も重大な  
る罪惡として法律の峻嚴を盡し處罰  
せらる

第十一章 選舉制度

第百三十四條 一切の勤勞代議員ソウ  
エート即ちソ聯最高會議、構成共和  
國最高會議、地方及州勤勞者代議員  
ソウエート、自治共和國最高會議、  
自治州勤勞者代議員ソウエート並に  
管區、區市及村(スタニーツア、デレ  
イヴニア、フートル、キシユラーク、  
アウール)勤勞者代議員ソウエート  
は秘密投票により普通平等直接選舉

社會主義制度強化の目的を以てソ聯  
邦の人民に法律により左を保障す

(イ) 言論の自由

(ロ) 出版の自由

(ハ) 集會の自由

(ニ) 街頭行進及示威の自由

是等權利は勤務者及同團體に對し印  
刷所、紙、公共建造物、街路、通信  
手段其他之等權利行使の爲必要な物  
質的條件を提供することによりて之  
を保障す

第百二十六條 勤勞者の利益に適合し  
人民大衆の組織的自主行動及政治活  
動の發展を目的とし聯邦人民に對し  
職業組合、協同組合、青年團體、ス  
ポーツ及國防團體、文化的技術的及  
學術的團體等の公共團結の權利を  
保障し、而して労働階級及其の他勤  
勞層の中最も積極的にて且意識的な  
る人民は社會主義制度の鞏化發展の  
爲の闘争に於て勤務者の前衛隊を爲  
し且一切の勤務者の公共的國家的團



法に基きて選舉人之を行ふ

第三百三十五條 代議員選舉は普通選舉にして心神耗弱者及裁判所により選舉權剝奪の判決を受けた者を除き滿十八歳に達したる一切のソ聯邦人民は人種的及民族的所屬、信教、教育資格、定住、社會的出身、資産状態及過去の行動の如何に拘らず代議員の選舉に参加し且選舉人たるの權利を有す

第三百三十六條 代議員選舉は平等選舉にして各人民は一票を有す總ての人民は平等の基礎に於て選舉に参加す

第三百三十七條 女子は男子と平等に選舉及被選舉の權利を享有す

第三百三十八條 赤軍に勤務する人民は凡ての人民と平等に選舉及被選舉の權利を享有す

第三百三十九條 代議員選舉は直接選舉にして凡ての勤勞者代議員ソウエートに對する選舉は村及市の勤勞者代議員ソウエートよりソ聯邦最高會議

シヤ帝國の臣民たりし者にして且ソウエート國籍を喪失せざりし者

(ロ) 法律の定むる手續によりソウエート國籍を取得せる者

第三條 外國人はその民族及人種の如何を問はずその申請によりソ聯邦最高會議幹部會又はその居住する聯邦構成共和國最高會議幹部會によりてソ聯邦の國籍に編入せらる

第四條 ソ聯邦國籍の離脱はソ聯邦最高會議幹部會之を許可す

第五條 ソ聯邦人民たる男子又は女子がソ聯邦國籍を有せざる者と婚姻をなすも國籍の變更を來さず

第六條 兩親の國籍に變更ありその結果兩者がソ聯邦人民となり又は兩者がソ聯邦國籍を離脱する場合は滿十四歳に達せざるその子の國籍は夫に従ひ變更せらる滿十四歳より滿十八歳迄の子の國籍の變更はその同意によりてのみ行ふ事を得  
その他の場合に於ける滿十八歳に達

に至る迄直接選舉により人民之を行ふ

第四百十條 代議員選舉に於ける投票は秘密投票なり

第四百十一條 選舉に對しては選舉區毎に候補者推薦せらる  
候補者推薦權は公共團體及勤勞者團體即ち共產黨機關、職業組合、協同組合、青年團體、文化團體に對して之を保障せらる

第四百十二條 各代議員は選舉人に對し自己の活動及勤勞者代議員ソウエートの活動を報告するの義務を負ひ且選舉人過半数の決議に基き法律の規定する手續に従ひ何時たりとも召還せらるることある可し

第十二章 國章、國旗及國都

第四百十三條 ソ聯邦の國章は陽光中に描出せられ且麥穗を以て圍まれたる地球上の鎌及槌より成り構成共和國の各國語にて萬國のプロレタリア團結せよなる語を有す、國章の上部

せざる子の國籍の變更は一般手續によりてのみ之を行ふ事を得

第七條 ソ聯邦國籍の喪失は

(イ) 法律に規定ある場合に於ては裁判所の判決により

(ロ) 各個の場合に於てはソ聯邦最高會議幹部會の特別の指令により生ずることあるべし

第八條 ソ聯邦領域内に居住する者に於て本法によりソ聯邦人民たらざる者及外國國籍に屬する旨の證明書を有せざる者は之を無國籍者と看做す

民法

民法は、刑法と共に、未だ統一的ソ聯邦民法の公布を見ず、現在各共和國別に分散してゐるにすぎないが、ソ聯邦新憲法の諸原則に適應する全ソ的統一法典の編纂は新憲法の制定した重要事業の一である。しかしその正案は未だ論争の域を脱せず、統一民法の制定公布までには猶幾多の歳月を要するで

には五尖の星を配す

第四百十四條 ソ聯邦の國旗は旗竿の上隅に金色の鎌及槌を表はし且上部に金色の縁取りたる赤色五尖の星を配されたる赤地より成り幅は長さの二分の一なり

第四百十五條 ソ聯邦の國都はモスクワ市なり

第十三章 憲法變更手續

第四百十六條 ソ聯邦憲法の變更はソ聯邦最高會議の兩院に於て夫々三分の二を下らざる多数を以て採擇せられたる決議によりてのみ行はる  
(改訂一九四〇年六月末現在)

國籍法

(一九二八年八月)

第一條 ソ聯邦憲法第二十一條に基きソ聯邦人民の爲の單一の聯邦國籍を定む

第二條 ソ聯邦人民たるもの左の如し  
(イ) 一九一七年十一月七日迄

ロシア共和國民法

ロシア社會主義聯邦ソウエート共和國民法は一九二二年十月三十一日第九回全露中央執行委員會第四例會に於て採擇され、同年十一月十一日附、ロシア社會主義ソウエート共和國民法施行に關する全露中央執行委員會決定を以て公布されたものであり、最初の社會主義民法である。同法は總則、物權、債權、相續權に分れ、次の諸章より成立つてゐる。

ロシア社會主義聯邦ソウエート共和國民法内容

總則

- 第一章 根本規定
- 第二章 權利の主體(人)
- 第三章 權利の客體(財産)
- 第四章 法律行爲
- 第五章 訴訟時效
- 物權



- 第一章 所有權
- 第二章 工作上權
- 第三章 物の質入
- 第三章の(イ)取引中及製造中の商品の質入

債 權

- 第一章 總 則
- 第二章 契約より生ずる債務
- 第三章 貸借
- 第四章 賣買
- 第五章 交換
- 第六章 消費貸借
- 第七章 請負
- 第八章 保證
- 第九章 委任

- 第一節 委任
- 第二節 委任狀

第九章の(イ)委託契約

第十章 社團

- 第一節 普通組合
- 第二節 合名會社
- 第三節 合資會社

- 第四節 有限責任會社
- 第五節 株式會社
- 第十一章 保險
- 第十二章 他人に與へたる損害に因り生ずる義務
- 第十三章 損害賠償義務

相續權

参考のため同民法第一編總則の部分に掲載すれば次の通りである

ロシア社會主義聯邦ソウエト共和國民法總則

(一九三八年版により訂正)

總 則

第一章 根本規定

第一條 民事上の權利は其の社會經濟上の目的に反して行使せらるる場合を除くの外法律を以て之を保護す

第二條 民事上の權利に關する争は裁判手續に依りて之を決す裁判所に對する訴訟權の放棄は無効とす  
備考 國家機關の間に於ける財産上の争

一一五輯第七七〇號)

第九條 未成年者にして滿十四年に達したる者は其の法定代理人(父母、養父母、後見人又は補佐人)の同意を得て法律行為を爲すことを得前記の未成年者は其の受取たる賃金を獨立して處分するの權利を有し及自己の行為に因り他人に與へたる損害に付き責に任ず

千九百二十七年十一月十四日改正  
(一九二七年露西亞共和國法令集第一一五輯第七七〇號)

第十條 權利能力及行為能力を制限することあるべき一切の法律行為は之を無効とす

第十一條 人が其の勤務上、當時的業務上又は財産の存するに因り當時的に又は主として定住する場所を以て住所と認む

未成年者又は後見に附せられたる者に付ては法定代理人(父母、養父母、後見人又は補佐人)の住所を以て其

は特別法に定めらるる手續に依り決定せらるるものとす

第三條 土地關係、勞力の雇傭に因り生ずる關係及親族關係は特別法を以て調整せらるべし

第二章 權利の主體(人)

第四條 露西亞社會主義聯邦ソウエト共和國は國家の生産力を發達せしむる事を目的として裁判の結果權利を制限せられたる者に非ざる總ての人民に對し民事上の權利能力(民事上の權利及義務を有し得べき能力)を賦與す

性、人種、民族、信教、族籍は權利能力の内容に何等の影響を有するることなし

第五條 前條の規定に従ひ露西亞社會主義聯邦ソウエト共和國及聯邦を構成する諸ソウエト共和國の人民は露西亞社會主義聯邦ソウエト共和國の領土内に於て自由に移轉し及居住し法律の禁止せざる業務及職業

者の住所と認む

千九百二十七年十一月十四日改正  
(一九二七年露西亞共和國法令集第一一五輯第七七〇號)

第十二條 自己の住所に在らざる者は其の所在地に關する最後の通知を受けたる日より一年を経たる後之を失踪者と認むることを得不在者の所在地に關する最後の通知を受けたる日より三年を経たるとき若しくは軍務官廳に於て戰時行動中行衛不明となりたることを證明したる日又は災厄に因り死亡せりと推定するの根據ある事情存するときは事故のありたる日より六ヶ月を経たるときは不在者は之を死亡したるものと看做すことを得

不在者に關する最後の通知を受けたる時を正確に知ることを得ざるときは之に關する最後の通知を受けたること判明したる月の翌月一日を以て起算日とし月を知ることを得ざると

を選擇し、法律に規定したる制限内に於て財産を取得し又は喪失し、法律行為を爲し及義務を負担し並に商業上の業務を律し且勞力の使用を保護する總ての法令に遵由して商工業を營むの權利を有す

第六條 何人と雖法律に定めたる場合及手續に依るに非ざれば私法上の權利を剝奪せられ又は制限せらるることなし

第七條 自己の行為を以て私法上の權利を取得し及自己の爲に私法上の義務を生ぜしむるの(能力行為)能力は成年に達したる時より完全に發生するものとす

滿十八年を以て成年とす

第八條 成年者精神病又は心神の耗弱に因り自己の行為を辨識すること能はざるときは關係の機關に依り無力者の宣告を爲さることあるべし

千九百二十七年十一月十四日改正  
(一九二七年露西亞共和國法令集第

一一五輯第七七〇號)

第九條 權利能力及行為能力を制限することあるべき一切の法律行為は之を無効とす

第十條 權利能力及行為能力を制限することあるべき一切の法律行為は之を無効とす

第十一條 人が其の勤務上、當時的業務上又は財産の存するに因り當時的に又は主として定住する場所を以て住所と認む

未成年者又は後見に附せられたる者に付ては法定代理人(父母、養父母、後見人又は補佐人)の住所を以て其

は特別法に定めらるる手續に依り決定せらるるものとす

第三條 土地關係、勞力の雇傭に因り生ずる關係及親族關係は特別法を以て調整せらるべし

第二章 權利の主體(人)



きは翌年一月一日を以て起算日とす  
失踪及死亡したる者としての認定は  
當該公證事務所が關係營造物に對し  
證明書交付に依りて之を行ふものと  
す不在者の死亡を推定し得べき場合  
に於ては右の證明書は死亡の事實を  
認定する書類に依る資料(例は船難  
調書、事故調書、公務員の通知等)  
ある場合に限り之を交付することを  
得前記書類に依る資料なきときは訴  
訟手續に依る裁判に於てのみ前記の  
者を死亡したるものと認むることを  
得

死亡したるものと認められたる者の  
死亡に關する戸籍簿の記入は公正證  
書又は裁判の決定に依て之を行ふ右  
の場合證明書發給の年月日又は決定  
の效力發生の年月日を以て死亡の時  
と看做す  
死亡したるものと看做されたる者生  
存する場合に於ては死亡したるもの  
としての認定に關する證明及決定の

破棄は當該公證事務所又は裁判所之  
を行ふ  
千九百二十九年五月二十七日改正  
(一九二九年露西亞共和國法令集第  
四〇輯第四一九號)

備考 失踪又は死亡の認定に關する規則  
は露西亞社會主義聯邦ソウエト共和  
國家公證に關する規程第六條乃至第  
百十條に於て之を定む  
千九百二十九年五月二十七日改正  
(一九二九年露西亞共和國法令集第  
四〇輯第四一九號)

第十三條 法人と認めらるるものは人  
の聯合、營造物若し團體にして自ら  
財産上の權利を取得し義務を負ひ訴  
訟を提起し及應訴することを得るも  
のなり

第十四條 法人は認可を受け且必要な  
場合には之に付委任を受けたる機  
關に於て登記したる定款又は規約を  
有すべし法律に定められたる種類の  
社團にして經濟上の目的を有するも

對しては自由に處分し得べき財産即  
ち第二十一條及第二十二條の規定に  
依り取引より除外せられざるもの  
限度に於て責に任ず本規定の例外は  
別に法律を以て之を定む  
第十九條の(イ) 法人及自然人に屬す  
る企業の商號使用權及商號の内容は  
別に定むる所(附則)に依る  
千九百二十七年十二月二十日増補  
(一九二八年露西亞共和國法令集第  
七輯第五八號)

第三章 權利の客體(財産)  
第二十條 私法上の取引より除外せら  
れたる財産は法律に明示したる範圍  
内に於てのみ私法上の權利の客體た  
ることを得  
第二十一條 土地は國家の所有に屬し  
私法上の取引物件たることを得ず土  
地の占有は使用權に付てのみ之を認  
容す  
備考 土地の私有廢止に伴ひ財産を動産  
及不動産に分つことは之を廢止す

のは定款に代へて規定の手續に依り  
登記せられたる組合契約を有するこ  
とを得法人の權利能力を定款(規約)  
の認可ありたる時より發生し法律に  
依り法人の登記が必要なるときは其  
の登記の時より發生す  
註、一九三〇年國定公證に關する規程第  
五十七號乃至第六十一條に該當す(一  
九三〇年露西亞共和國法令集第三八輯  
第四七六號)

第十五條 私的營造物例へば病院、博  
物館、學術上の營造物、公衆用の圖  
書館等にして法人の權利を有するも  
のは主務官廳の認可に依りてのみ之  
を設立することを得  
第十六條 法人は自己の機關若し自己  
の代表者を経て私法上の取引に參加  
し及法律行爲を爲す  
備考 私法上の取引に對する國家の營造  
物及企業の參加は特別規程を以て之を  
定む千九百二十四年十月十六日改正  
(一九二四年露西亞共和國法令集第七  
九輯第七八五號)

第二十二條 左に掲ぐる國有財産に付  
ては其の所有權を個人及其の聯合並  
に「コオペラチヅ」の體系に屬せざる  
團體及公共團體に讓渡し、質權の目  
的と爲し又は強制處分に依り債權者  
に對する債務の辨濟に充つることを  
得ざるものとす  
(イ) 全體としての工業、運輸及其  
他の企業  
(ロ) 工業施設、工場、鑛業所等  
(ハ) 工場設備  
(ニ) 鐵道用輪轉材料、航空機、海  
洋船舶及河川用船舶  
(ホ) 鐵道、水運、空運、通信(公  
衆の用に供する電信、電話及無線  
通信設備) 水利工事用及商取引助  
成(穀物倉庫、冷蔵倉庫等)の爲  
の施設並に公衆の用に供する電氣  
設備  
(ヘ) 公共の施設  
(ト) 公有化及國有化せられたる建  
物千九百三十年八月三十日改正

第二十條 法人が定款若し契約を定め  
たる目的を逸脱し若し法人の機關  
(總會理事會)が自己の行爲に於て國  
家の利益に反する虞あるときは國家  
權力の當該機關に依り解散を命ぜら  
るることあるべし  
第十九條 國家企業及其の合同にして  
獨立會計に移され且豫算手續を以て  
經費の支出を受けざるものは獨立し  
且國庫と關係なき法人として取引を  
營むものとす右企業及合同の債務に

第十七條 露西亞社會主義聯邦ソウエ  
ト共和國の領域内に在る總ての法  
人及自然人はソウエト社會主義共  
和國聯邦の國家を代表する外國貿易  
人民委員部を経てのみ外國貿易を營  
むことを得  
外國市場に於て爲す獨立の行爲は特  
に法律に定むる場合に限り且ソウエ  
ト社會主義共和國聯邦外國貿易人  
民委員部の監督に服する場合に限り  
之を認容す

第十八條 法人が定款若し契約を定め  
たる目的を逸脱し若し法人の機關  
(總會理事會)が自己の行爲に於て國  
家の利益に反する虞あるときは國家  
權力の當該機關に依り解散を命ぜら  
るることあるべし  
第十九條 國家企業及其の合同にして  
獨立會計に移され且豫算手續を以て  
經費の支出を受けざるものは獨立し  
且國庫と關係なき法人として取引を  
營むものとす右企業及合同の債務に

第十九條 國家企業及其の合同にして  
獨立會計に移され且豫算手續を以て  
經費の支出を受けざるものは獨立し  
且國庫と關係なき法人として取引を  
營むものとす右企業及合同の債務に

第二十條 法人が定款若し契約を定め  
たる目的を逸脱し若し法人の機關  
(總會理事會)が自己の行爲に於て國  
家の利益に反する虞あるときは國家  
權力の當該機關に依り解散を命ぜら  
るることあるべし  
第十九條 國家企業及其の合同にして  
獨立會計に移され且豫算手續を以て  
經費の支出を受けざるものは獨立し  
且國庫と關係なき法人として取引を  
營むものとす右企業及合同の債務に

第二十條 法人が定款若し契約を定め  
たる目的を逸脱し若し法人の機關  
(總會理事會)が自己の行爲に於て國  
家の利益に反する虞あるときは國家  
權力の當該機關に依り解散を命ぜら  
るることあるべし  
第十九條 國家企業及其の合同にして  
獨立會計に移され且豫算手續を以て  
經費の支出を受けざるものは獨立し  
且國庫と關係なき法人として取引を  
營むものとす右企業及合同の債務に



(一九三〇年露西亞共和國法令集第四輯第五〇二號)

備考第一 本條に列挙したる國有財産の移轉並に其の一の國家機關より他の國家機關及「コオペラチヴ」の體系に屬する團體への讓渡の條件又手續は別に法規(附則)を以て之を定む

千九百三十年八月三十日改正(一九三〇年露西亞共和國法令集第四輯第五〇二號)

備考第二 國家豫算又は地方豫算若は商業的經營に依り維持せらるる國家の營造物企業及團體「コオペラチヴ」の中央機關及合同機關並に「コオペラチヴ」(一九二九年聯邦法令集第五一輯第四六二號)に對し無期限を以て使用したる土地に築造せられたる建物並に土地を無期限を以て使用に供したる前に右の土地に在りたる建物は本備考に掲げたる營造物、企業及團體に對してのみ之を讓渡することを得

千九百三十一年十一月二十日追加(一九三二年露西亞共和國法令集第

八九輯第三九六號)

第二十三條 武器、爆發物、軍需品、

航空機、電信及無線電信用品、廢棄せられたる有價證券「ラヂウム」、「ヘリウム」法律に定むる強度を越ゆる酒精飲料及強烈なる毒藥は私法上の取引より除外せられたるものとす

千九百二十四年十月十六日改正(一九二四年露西亞共和國法令集第七九輯第七八五號)

千九百三十七年三月二十日改正(一九三七年露西亞共和國法令集第四輯第九一號)

備考第一 狩獵用銃器及火藥並に「エメラルド」の原石及半加工品の取得は特別規定の定むる所に依る

千九百二十四年十月十六日改正(一九二四年露西亞共和國法令集第七九輯第七八三號)

(註) 本備考は千九百三十二年八月一日附全露中央執行委員會議決定に依り備

考第二を新設したる結果備考第一とせられたものなり

備考第二 航空機、航空機用發動機及之に關する其他の飛行及航空用の物品は左に掲ぐる者之を取得することを得

(イ) 社會化せられたる部門の營造物及企業並に公共團體にして「ソウエート」社會主義共和國聯邦政府又は民間航空本部に依り前記の權利を附與せられたるもの

(ロ) 個人にして民間航空本部の特許に依るもの

千九百三十二年八月一日追加(一九三二年露西亞共和國法令集第六七輯第三〇一號)

第二十三條の(イ) 文書保管部諸機關の管理に係る保管材料は右材料が所定の手續により銷却の必要(屑文書)を認められたる場合に限り取引の目的たることを得

千九百二十九年五月九日(法令集第三七輯第三八〇號)  
第二十四條 金、銀、プラチナ及其の

ふべき行為は之を無効とす

第三十一條 無能力者若は一時自己の行為の意義を辨識し得ざる状態に在る者の爲したる行為は之を無効とす

第三十二條 詐欺、強迫、暴力に因り若は代理人相手方と爲したる惡意の合意に因り又は重大なる錯誤に因り法律行為を爲したる者は裁判に依り行為の全部若は一部の無効を主張することを得

第三十三條 貧困なるに因り明に自己の爲る不利益なる法律行為を爲したる場合に於ては裁判所は被害者若は關係の國家機關及公共團體の請求に依り法律行為の無効を認め若は將來に向て其の效力を消滅せしむることを得

備考 公務員は赤軍及赤色艦隊に於て義務兵役に服する爲め召集せられたる者の家族の爲したる明に不利益(經濟的從屬關係を生ずる)なる法律行為の無効を主張する民事訴訟を提起することを要す

同種金屬の貨幣、鑄塊及原料、外國貨幣を以て表示せられたる支拂證書(手形、小切手、送金爲替等)及び外國資本有價證券(株券公債及其の利札等)は特別法に定むる手續及範圍内に於てのみ取引の目的たることを得

一九三七年五月二十日改正(法令集第四輯第十九號)

第二十五條 従物とは主物の用に供し且之と經濟上の用途を同くするものを謂ふ

従物は主物の處分に從ふ但し契約又は法律に別段の定めるときは此限に在らず

第四章 法律行為

第二十六條 法律行為即ち私法上の權利關係の設定、變更又は消滅を目的とする行為は一方的又は双方的(契約)なることを得

第二十七條 法律行為は口頭又は書面を以て之を爲すことを得

書面を以てする法律行為は之を(一)單純なるもの(二)公正手續に依り證明せられたるものとに分つ

千九百二十六年十月四日改正(一九二六年露西亞共和國法令集第七七輯第五七九號)

第二十八條 書面の方式を以て爲したる法律行為は行為者又は其の代理人の署名あることを要す

無學、生理上の缺陷又は疾病に因り自ら署名すること能はざる者は他人をして自己に代りて署名せしむることを得受任者の署名は所定の手續に依り證明せらるべし右の場合に於ては行為者が自ら署名することを得ざりし事由を記入すべきものとす

第二十九條 法律に定める方式に依らざる法律行為は法律の法式的缺陷を以て無効と爲すことを明示したる場合に限り之を無効とす

第三十條 違法の目的を有する行為又は脫法行為並に國家に明に損害を與



千九百二十四年十月十六日増補（一九二四年露西亜共和国法令集第七九輯第七八五號）

第三十四條 當事者の合意に依り形式の爲めにのみ爲し法律上の効果を發生せしむる意思の存せざる法律行為は之を無効とす

第三十五條 他の法律行為を隠蔽することを目的として虚偽の法律行為を爲したる場合に於ては實際の目的と爲したる法律行為に關する規定を適用すべし

第三十六條 無効と認められたる行為は當初より無効なりしものと看做す  
第三十七條 法律行為の一部の無効は其の無効の部分を除きても尚ほ該法律行為を爲し得べかりしものと推定することをを得る場合には他の部分の効果を妨ぐるることなし

第三十八條 能力者は其の選任したる代理人をして法律行為を爲さしむることを得但し法律を以て之を禁じた

ケ月の期間

(ハ) 鐵道、水路、空路運輸に關する要求並に通信機關に對する顧客の要求に關しては六ケ月の期間

(ニ) 鐵道——水路、及鐵道——水路——空路の混合運輸に關する要求に關しては一ケ年の期間

(ホ) ソウェート社會主義共和國聯邦の商業航海法に規定せられたる要求に關しては同法第二四一條に定めたる時効期間

國營企業、營造物、共營農場、協同組合及社會機關と個人との間に於ける争並に、各私人間の争に對する訴訟時効は法律に別段の定めなき限りは三ケ年とす  
一九三四年十二月十日（法令集第四三輯第二六八號）

備考 本條(イ)項に示されたる半ケ年の時効は不適當なる質の商品調達より發生する争に對する時効期間に關する一九三四年十月七日附ソウェート社會主

る場合は此の限に在らず

第三十九條 代理人が委任の範圍内に於て本人の名に於て爲したる法律行為は本人を拘束し且直接本人の爲め權利義務を生ず

第四十條 代理人は本人の名に於て自己(代理人)又は自己の同時に代理する第三者を相手方とする法律行為を爲すことを得ず

第四十一條 法律行為に依り定められたる權利義務が條件の成就と共に發生すべきときは停止條件附の法律行為ありたるものと認む

法律行為に依り定めたる權利義務が條件の成就の時より消滅すべきときは解除條件附の法律行為ありたるもの認む

第四十二條 條件附法律行為の義務者は自己の行為に由り條件に關する權利を害し又は消滅せしむるが如き状況を誘致すべからず之に違反したるときは條件の成就後損害の賠償に任

義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會議の決定(法令集第五二輯第四〇四號)が效力を發生する迄に、要求期限の満了せざる商品の質に關する總ての要求に對して適用せらる

其他總て本條に示されたる國家營造物國營企業、協同組合、社會機關の間に於ける争に對する時効は、訴權が一九三三年十二月三十一日後に發生せる要求並に本條に於て定められたる當該時効期間の満了せざる總ての共營農場の要求に對して適用せらる。其他の請求に關しては、國家機關、共營農場、協同組合及社會機關の争に對する時効期間に關するソウェート社會主義共和國聯邦中央執行委員會及人民委員會議の決定が效力を發生する迄に有效なりし時効期限適用をなすものとす

一九三四年法令集第四四輯第三四七號一九三四年十二月十日法令集第四三輯第二六八號

第四十五條 訴訟時効は訴訟を提起する權利の發生したる時より其の進行

すべきものとす

第四十三條 條件の不成就に依り利益を受くべき當事者が惡意を以て條件の成就を妨げたるときは其の條件を成就したるものと看做す

條件の成就に因りて利益を受くべき當事者が惡意を以て條件の成就を助成したるときは條件は成就せざるものと看做す

第五章 訴訟時効

第四十四條 訴訟提起の權利は法律に定めたる期間(訴訟時効)の經過によりて消滅す

國營企業、營造物、共營農場、協同組合及社會機關の間に於ける争は、左記例外を附し、訴訟時効を一ケ年半と定む

(イ) 不適當なる質の商品調達により發生する請求に關しては六ケ月の期間  
(ロ) 罰金、延滞料、及違約金取立に關する總ての請求に關しては六

を始む

債權者の請求に依りて履行を爲すべき債務に關する訴訟時効は債務發生の時より其進行を始む。國營企業、營造物、共營農場、協同組合及社會機關の不適當なる質の商品調達より發生する争に對する時効(第四十四條(イ)項)の進行は商品の不適當なる質に關する調書作成の日より始む  
千九百三十四年十二月十日追補(法令集第四三輯第二六八號)

第四十六條 主たる請求に關する訴權が時効により消滅したる時は從たる請求に關する訴權亦消滅す

第四十七條 債務者が時効期間満了後其の債務を履行したるときは支拂の時既に於て時効期間の満了したることを知らざりし場合と雖支拂ひたるもの返還を請求することを得ず

第四十八條 訴訟時効は左の事由に因り中斷せらるるものとす  
(一) 不可抗力に由り原告が訴訟を



提起すること能はざりしときにし  
て右の妨碍か時効の期間満了前六  
ヶ月以内に起りたるとき

(二) 債務の支拂猶餘令公布せられ  
たるに由り

(三) 戦時状態の下に在る赤軍及赤  
色艦隊所屬員に付ては戦時状態繼  
續中

備考 時効は其の中斷の事由の終了した  
る日より其の進行を繼續す但し残存期  
間六ヶ月以下なるときは之を六ヶ月に  
伸長す

第四十九條 裁判所は時効期間看過の  
原因を理由あるものと認むるときは  
時効の期間を伸長することを得  
第五十條 訴訟時効は訴訟の提起に因  
りて中斷す

當事者の一方が私人なる場合の争に  
於ては、訴訟時効は債務者側よりす  
る債務の認知を立證すべき行為あり  
たるによりて中斷す

權力の暴壓の下より解放せると同時に  
双方(夫及妻)を婚姻不可消の鐵鎖よ  
り解放したのである。革命前にあつて  
は結婚は宛も入るに甚だ易く、出づる  
に出でられぬ鳥籠の如き觀があつた、  
結婚及離婚に關する一九一八年の法典  
は此の關係に於る従前の状態を根本的  
に改變した、一九一八年の法典は婚姻  
繼續に對する如何なる強制をも否定  
し、且夫婦に對し單に双方の同意に依  
るのみならず、夫婦の一方によりても  
婚姻を解消し得ることを認めてゐる。  
しかし双方の合意による婚姻の解消と  
一方的希望による夫れとの間には訴訟  
上の差異が設けられてゐる、双方の合  
意ある時は夫婦の離婚届は地方裁判所  
か又は結婚證書を保管する戸籍登錄機  
關に提出するものとす、一方的希望に  
つては願書は唯夫婦の一方の住所地の  
裁判所に提出し得るに過ぎない。  
一九二六年の新婚姻法によれば結婚  
以前に夫婦に屬せる財産に限りこれを

會機關の間に於ける争に於ては債務  
機關側よりする債務の認知を立證す  
べき行為ありたりと雖も訴訟時効中  
斷の根據とならず  
一九三六年五月十日(法令集第十一  
輯第六二號)

第五十一條 時効は中斷したる後更に  
其の進行を始む但し既に經過したる  
時間は之を新时期に算入せず

### 婚 姻 法

戸籍、婚姻、親族及後見法に關する  
法典はソウエト政府によつて發布せ  
られたる一切の法典の嚆矢を爲すも  
のである。

ソ聯政府は舊親族法を否定したが、  
革命前の法が、合法結婚、自由結婚、  
或は婚姻外同棲の三つに區別し方法を  
採用するを得なかつた、そこで登録濟  
の夫婦は共通姓を採擇する、即ち夫の  
姓か、妻の姓か、若しくは双方の複合  
姓かを採擇する、而して登録簿に限り

分離財産とする旨を定めてゐる、婚姻  
中に夫婦によつて得られたる財産は夫  
婦の共有財産と見做す、夫婦の各々に  
屬する持分額は争議の場合裁判所これ  
を決する。新法典は婚姻の解消せられ  
た配偶者の爲にその勞働能力無き場合  
には一年に、失業の場合には半年以下  
に扶養請求有効期間を限つてゐる。又  
婚姻解消せられた失業配偶者の受くべ  
き扶養料額を社會保險局より交付する  
補助金高に制限し、又、新法典では結  
婚年齢は男女共十八歳に高められた。

### 親 族 法

一九一八年の法典の親族篇の冒頭  
に、現實の出生を以て家族たるの基礎  
と見做し婚姻親族と婚姻外親族との間  
に何等の差別をも定めない、兩親が直  
に婚姻關係にあらざる子と雖も登録婚  
をなせる者の産める子と權別に於て全  
然同等とする、即ちソウエト法では  
當初より私生兒なるものを認めない。

扶養料、即ち生活費の給與を受くる權  
利を生ぜしめた。

他の配偶者より生活費を要求する權  
利は一九一八年の法典はこれを範圍の  
狭い諸場合に限つてゐる、即ち窮乏し、  
且つ勞働能力無き配偶者のみ扶養料を  
受くる權利を有することとした。生  
活苦と結合せる失業さへも法典はこれ  
を扶養をうくる權利發生の原因として  
掲げなかつた、法典は茲でも他の凡ゆ  
る點と同じく夫婦同權、平等より出發  
してゐる夫婦共それれ原則的には勤  
勞し(戦時共產主義時代には何人も勞  
働の義務)があつた、物質上その配偶  
者は依屬せず、且つ配偶者より財産上  
の援助を要求し得るは勞働能力無き場  
合に限るのである従つて婚姻法はより  
弱き當事者の保護をその趣旨とするこ  
とは殆んどこれを爲さなかつた。

革命立法は唯獨り女子に對してのみ  
舊式結婚の鐵鎖よりの解放を齎したの  
ではなく、女子を夫——家長の專制的  
親族關係は父母の間に婚姻の存在す  
ると否とに不拘、只現實の出生のみを  
以て定められたるが故に出生届は單に  
辯駁せられることあるべき出生推定を  
基礎づけるに過ぎない。生兒の父母と  
見做さるゝ者は出生登録簿に兩親とし  
て登録されたるものとす。

親子の相互關係に關する問題に就て  
は法典に親權は男兒十八歳、女兒十六  
歳に至る迄兩親に附與することを定め  
てゐる、茲に親權とは兩親が何人にて  
も法律又は裁判所の命令に基かずして  
子を抑留する者より子の返還を要求す  
る權利、子を教育及び修業に出すこと  
を處置する權利、(註)裁判所及裁判外  
において子の代理人たる權利(後見人  
又は保護者たるの指定なくとも)を謂  
ふ。

(註) 十六歳より十八歳までの子に就て  
は子の同意なき限り子を雇傭に出すこ  
との契約を結ぶことが出来ない。  
これら總ての權利を兩親に於て實施



し得るは専ら子の利益に於てのみす  
る、而して一度親権を濫用せんか裁判  
所に依りこれらの権利を剝奪せられる  
ことがある。

親は未成年の子、即ち十八歳未滿  
(註)並に労働能力無く且つ親の扶助を  
必要とする成年の子に扶養料を給與す  
る義務を有する。兩親各自によつて支  
給せらるべき扶養料額は専らその物質  
的狀態如何による。子も亦その労働能  
力を喪失し、且つ子の支持を必要とす  
る親に對し、若し其親にして國家より  
の扶助を受け居らざる時は生活費を給  
與する義務あるもとする。

(註) 此の義務は自己の勞賃又は收入を  
有する未成年者には及ばない。

ウクライナ共和國では養子を認めた  
が、一九一九—一八年のロシア共和國  
法典ではこれを認容しなかつた、それ  
は戰時共產主義時代、就中其の初期に  
於ては兒童の無監護狀態不良化を無く  
する社會教育制度を廣く發達せしめん

ことを期したること、養子は或る場合  
には無給労働者搾取の爲の隠蔽手段と  
なり、又他の場合には(死後財産を用  
益する権利を有する者を人爲的に造つ  
て)相續廢止の法網を潜る爲めの目隱  
に用ゐらるゝことあるべき懸念があつ  
たことによるといふのである。併し其  
後發布の新法典では養子の禁止は不良  
化兒童撲滅を妨ぐるものとして刪除し  
若し子の利益に反せざる時は未成年者  
の養子を許容したのである、それはソ  
聯の國家機構と、職業組合が鞏固とな  
り、最早養子の假面を被つて搾取を行  
ふことが許されなくなつたからといふ  
のである。

### 刑 法

ソ聯邦に於ける刑法は民法と同様、  
現在單一的な聯邦刑法編纂が進められ  
て居り、現在施行中のロシア共和國刑  
法も漸次、改正案により訂正せられ、  
個性尊重個性保護の傾向が強くなつて

#### る執行秩序に反する罪

- 第二章 其他執行秩序に反する罪
- 第三章 職務上の罪
- 第四章 政教分離規定侵害の罪
- 第五章 經濟上の罪
- 第六章 殺人、傷害、監禁、名譽毀  
損の罪
- 第七章 財産に關する罪
- 第八章 國民保險、安寧秩序保全規  
定違反の罪
- 第九章 軍事上の罪
- 第十章 傳統的慣習上の罪

而してソ聯邦に於ける刑法の目的と  
するところは、ロシア共和國刑法總則  
第一條に明記してある如く「労働者農  
民社會主義的國家並に國家に制定され  
たる法的秩序を保全すること以て目的  
とす」るものであり、その刑罰の目的  
は、新裁判所構成法第三條にある如く  
ソウエート裁判所は刑罰を課するに當  
り單に犯人を罰するに止まらず、他人  
の矯正及び再教育をもその目的とする

のである。  
今次の改正案が多分に個性尊重保護  
のデモクラシー的傾向を示すべきこと  
は前述の通りであるが、刑法中個人に  
對する罪の改正案は次の通りである。  
(この一部はすでに實施を見てゐるも  
の如くである)。

#### 刑法改正案(個人に對する 罪)

##### 謀 殺

- 一、謀殺は五年以上の懲役に處す
- 二、謀殺が特に慘酷なるとき又は累犯  
なるときは銃殺刑にまでいたること  
を得

激情及び憤怒による殺人  
被害者のため暴行又は重大なる侮辱  
を受けたるにより激情及び憤怒の狀  
態に於てなしたる殺人は五年以下の  
矯正労働作業所又は矯正労働收容所  
への監禁に處す  
過剰防衛の結果たる殺人

來たことは、新憲法發布以來の一般的  
傾向の一として、特に注目に値する。  
現在施行のロシア社會主義ソウエート  
共和國刑法は一九二六年十一月公布、  
一九二七年一月一日より實施せられた  
ものであるが、同法は次の諸章より成  
つてゐる。

#### ロシア社會主義ソウエート共和國 刑法

##### 總 則

- 第一節 刑法の目的
- 第二節 刑法實施範圍
- 第三節 刑法の一般原則
- 第四節 刑法を適用すべき犯罪者に  
對する社會防衛處分
- 第五節 懲治矯正社會防衛處分適用  
規定
- 第六節 刑の執行猶豫及假出獄
- 細 則
- 第一章 國家に關する罪
  - (一) 反革命の罪
  - (二) ソ聯邦にとりて特に危險な

過剰防衛の結果として行はれたる殺  
人は二年以下の矯正労働作業所への  
監禁又は矯正労働に處す(註二年以  
下の)は原文には作業所への監禁に  
のみかゝり、矯正労働に付いては期  
間の定めない)。

##### 過失殺

- 一、過失による殺人は二年以下の矯正  
労働收容所への監禁、又は矯正労働  
に處す
- 二、防止規則の意識的及び粗暴なる違  
反の結果行はれたる過失による殺人  
は五年以下の矯正労働作業所又は矯  
正労働收容所への監禁に處す

##### 自殺關與

- 一、苛酷なる取扱ひ又は迫害により他  
人をして自殺せしめ又はせしめんと  
したる者は五年以下の矯正労働作業  
所又は矯正労働收容所への監禁に處  
す
- 二、自殺に對する幫助又は教唆にして  
その結果として自殺せしめ又はせし



めんとしたるものは二年以下の矯正  
労働作業所への監禁、又は矯正労働  
に處す

故意により重き傷害

一、故意による重き傷害にして生命の  
危険なる健康傷害、精神病、何らか  
の器管の機能の完全なる障害、労働  
能力の著しき喪失又は治愈し得ざる  
不具を來さしめたるときは三年以上  
の矯正労働收容所への監禁に處す

二、右の罪にして重き傷害の結果被害  
者をして死にいたらしめ又は重き傷  
害が特に苛酷なる若くは拷問的性質  
を帯ぶる方法により加へられたるも  
のなるときは五年以上の矯正労働收  
容所への監禁に處す

激情及び憤怒より重き傷害

被害者のため暴行又は重大なる侮辱  
を受けたるにより激情及び憤怒の状  
態に於てなしたる重き傷害は三年以  
下の矯正労働作業所又は矯正労働收  
容所への監禁に處す

過剰防衛による重き傷害

過剰防衛により重き傷害を加へたる  
者は一年以下の矯正労働作業所への  
監禁又は矯正労働に處す

過失による重き傷害

一、過失により重き傷害を加へたと  
きは矯正労働に處す  
二、防止規則の意識的及び粗暴なる違  
反の結果過失により重き傷害を加へ  
たる者は三年以下の矯正労働作業所  
又は矯正收容所への監禁に處す

殴打及び輕き傷害

一、故意に殴打を加へ又はその他の暴  
行をなしたる者は矯正労働又は拘留  
に處す

二、右の行爲にして輕き傷害を生ぜし  
めたる者は二年以下の矯正労働作業  
所への監禁又は矯正労働に處す

三、右の行爲にして常習的なるとき又  
は拷問的性質を有するときは五年以  
下の矯正労働作業所又は矯正労働收  
容所への監禁に處す

過失による輕き傷害

一、過失により輕き傷害を加へたる者  
は五百留以下の罰金又は拘留に處す  
二、防止規則の意識的及び粗暴なる違  
反により輕き傷害を加へたる者は矯  
正労働に處す

不法の自由剝奪

一、強制的なる不法の自由剝奪にして  
職務犯罪たるの要件を缺くときは二  
年以下の矯正労働作業所への監禁、  
又は拘留に處す

二、被害者の生命又は健康に危険なる  
方法により又は肉體的苦痛を伴ふ自  
由剝奪は二年以上の矯正労働收容所  
への監禁に處す

精神病院への不法の收容

明らかに健康なる者を不法に精神病  
院に收容したる者は五年以下の矯正  
労働收容所又は矯正労働收容所へ監  
禁に處す

不法墮胎

一、不法墮胎にして醫師の行ひたるも

のは二年以下の矯正労働作業所への  
監禁に處す

二、非衛生的なる状態に於て又は特殊  
の醫學教育を有せざるものにより行  
はれたる墮胎は三年以上の矯正労働  
收容所への監禁に處す

三、懐胎の婦女の行ひたる墮胎にして  
法律所定の證書なきときは社會的譴  
責に處し再犯の場合は二百留の罰金  
に處す

墮胎強要

婦女に對して墮胎を強要したるもの  
は二年以下の矯正労働作業所への監  
禁に處す

養育料の不拂

裁判所により判決せられたる又は  
戸籍登録所に於ける離婚調書作成の  
際定められたる子の養育料の支拂を  
拒みたるものは二年以下の矯正労働  
作業所への監禁に處す

子の養育義務の不履行

一、兒親又は後見人の子の養育義務の

不履行にして子を浮浪性たらしめ又  
は何らかの犯罪を行ふに至らしめた  
るものは二百留以下の罰金、矯正勞  
働又は二年の矯正労働作業所への監  
禁に處す

二、子の行爲にして他人に對し物質的  
損害を及ぼしたるときは兩親及後見  
人は物質的責任を負ふ

他人の子の略取

他人の子の略取、隠匿若くは故意に  
之を取り代へる行爲にしてより重き  
犯罪の徴候を缺くときは三年以下の  
矯正労働作業所又は矯正労働收容所  
への監禁に處す

婚姻登録の虚偽の利用

婚姻登録の手段により婦女を欺罔し  
て性交を結ばしめたるときは三年以  
下の矯正労働作業所又は矯正労働收  
容所への監禁に處す

婚姻又は離婚の強要

婦女を強要して婚姻に入らしめ、婚  
姻を繼續せしめ又は離婚せしめたる

ものは五年以下の矯正労働作業所又  
は矯正労働收容所への監禁に處す右  
の行爲にして婦女に對する肉體的暴  
行を伴ひたるときは十年以下の矯正  
労働作業所又は矯正労働收容所への  
監禁に處す

贈物の強請

金錢家畜又はその他の財物若くは個  
人的労働等許婚女に對する身代金  
(贈物)を兩親、親族又は家族が強請  
したるときは一年以下の矯正労働作  
業所への監禁、又は矯正労働に處す

兒親の遺棄

扶助をなし得るに拘らず生存の資を  
有せざる親を遺棄したるときは矯正  
労働に處す情状重きときは二年以下  
の矯正労働作業所への監禁に處す

強 姦

一、強姦即ち肉體的強制、脅迫を用ひ  
被害者の抗拒不能に乗じてなしたる  
性交は三年以上の矯正労働收容所へ  
の監禁に處す



一、數人により行ひたる又はその結果として被害者をして自殺にいたらしめたる強姦は五年以上の懲役に處す情状重きときは銃殺にいたることを得

性交強要

物質上、勤務上又はその他の被害者の從屬性を利用して性交を強要したるときは八年以下の矯正労働作業所又は矯正労働收容所への監禁に處す

淫行の勧誘

淫行の場所の經營、媒淫行爲、賣淫の強制並びに賣淫のための婦女の雇入れは三年以下の矯正労働收容所への監禁に處す

花柳病の傳染

一、自己の花柳病の存することを知りつつ他に之を感染せしめたる者は五年以下の矯正労働作業所又は矯正労働收容所への監禁に處す

二、花柳病患者が他に感染せしむる危険性あること明らかなる行爲を爲し

たるときは矯正労働又は罰金に處す

成熟期に達せざる者に對する

姦淫

一、成熟期に達せざる者を姦淫又は強姦したる者は五年以上の矯正労働收容所への監禁又は懲役に處す

二、成熟期に達せざる者との性交にして右の如き重き情状を缺くときは五年以下の矯正労働作業所又は強制労働收容所への監禁に處す

未成年者の誘惑

誘惑的方法により未成年者を墮落せしめたる者は五年以下の矯正労働作業所又は矯正労働收容所への監禁に處す

危険状態への放置

明らかに援助をなし得るに拘らず何人かを危険状態に放置したるときは矯正労働に處す情状重きときは二年以下の矯正労働作業所への監禁に處す

醫療の拒否

一、正當の理由なくして醫師が患者に必要なる醫療を拒み又は之をなさざるときは五百留以下の罰金に處す

二、右の行爲にして患者を死に至らしめ又は死に至らしめ得ること明らかなりし場合は五年以下の矯正労働作業所又は矯正労働收容所への監禁、又は矯正労働に處す

侮辱

一、言語又は文書を以て人の名譽及び價値を侮辱したる者は百留以下の罰金又は一ヶ月の拘留に處す

二、行爲を以て加へたる侮辱又は出版物その他公に普及せらるる著作物により加へたる侮辱はは五百留以下の罰金、三ヶ月以下の拘留又は三ヶ年以下の矯正労働に處す

誹謗

一、誹謗即ち明らかに他人の名譽を毀損せしむる風説を流布したるときは拘留五百留以下の罰金又は六ヶ月以下の矯正労働に處す

區裁判所、ソ聯邦最高會議決定を以て設置せらるる特別裁判所、人民裁判所之を行ふ

第二條 ソ聯邦に於ける裁判は凡ゆる侵害に對して左の如きものを防衛するを以て其任務とす

(イ) ソ聯邦憲法及構成並に自治共和國憲法により定められたるソ聯邦の公共的及國家的組織、社會主義的經濟制度及社會主義的財產

(ロ) ソ聯邦憲法構成並に自治共和國憲法により保障せられたソ聯邦人民の政治、労働、住居及其他の個人的並に財産的權利及利益

(ハ) 國家機關、企業、コルホーズ協同組合及其他の公共團體の權利及法律により保護せらるる利益

ソ聯邦に於ける裁判はソ聯邦に於ける凡ての機關、團體、職員及人民によるソウエート法律の正確且不撓の履行を保障することを以て其任務とす

裁判所構成法

(一九三八年八月十六日)

第一章 總 則

第一條 ソ聯邦憲法第二百二條に準據し

ソ聯邦に於ける裁判はソ聯邦最高裁判所、構成共和國最高裁判所、地方及州裁判所、自治共和國及州裁判所管

一、出版物その他印刷物による誹謗は拘留、千留以下の罰金又は矯正労働に處す

新刑法に於ける秩序紊亂

ソ聯新刑法はソ聯人にして祖國に歸

る事を肯んぜざる者は、反革命的犯罪行爲として祖國裏切行爲、武装一揆、

反革命機關參加、反革命的犯罪の隠蔽、ソ聯に對する武装蜂起と同様最も

重き銃殺の刑に處せられることになつた。また一九三二年八月七日附の社會

主義財産の窃取に關する法令も新刑法では國家的犯罪の特別の一章を成すこ

とになつたが、その適用は國家財産、

コルホーズ及びコホペラチーヴの財産

の窃取または掠奪の特に悪性なものに

限定されることになつた。

但し更に悪性なものは、「人民の敵」即



第三條 ソウエート裁判所は刑罰を課するに當りひとり犯罪人を罰するに止まらず犯罪人の矯正及再教育をも其目的とす

裁判所は其全機能をあげてソ聯邦人民を社會主義の祖國及事業に對する忠誠の精神、ソウエート法律の正確且不撓の履行、社會主義的財産の思慮深き取扱、労働の規律、國家的及公共的義務に對する誠實なる態度、社會主義的共同生活規則の尊重の精神に於て教育をなす

第四條 ソ聯邦の裁判所は本法第二條に掲げたる任務を左の方法によりて行ふ

(イ) 裁判廷に於て刑事事件を審理し、祖國の反逆者、攪亂者、社會主義的財産の私消者及其他の人民の敵、並に強盜、窃盜、無賴者及其他の犯罪人に對し法律所定の刑罰を適用すること  
(ロ) 人民、國家機關、企業、コ

りに非ず  
人民陪審員は裁判所に於ける職務執行中裁判官の有する凡ての權利を享有す

第十三條 労働者及勤務員にして人民陪審員となりたる者に對しては裁判所に於ける職務執行の全期間其賃金を保留す

其他の場合に於ては人民陪審員に對する裁判所に於ける其職務遂行に關する費用の支拂は構成共和國法律の定むる手續によつて之を行ふ

第十四條 凡ての裁判所に於ける事件の審理に裁判官一人及人民陪審員二人の構成を以て之を行ふ、但し特に法律に右審理が裁判所々員三人によりて行はるべき旨定めある時は此の限りに非ず

第十五條 ソ聯邦最高裁判所、及構成共和國裁判所を除く凡ての裁判所の判決、決議及決定は法律の定むる手續により判決の宣告を受ける者、其

ルホーズ及其他の公共團體の權利及利益に關する紛争事件を裁判廷に於て審理解決すること  
第五條 ソ聯邦に於ける裁判は左の原則に基きて之を行ふ

(イ) 凡ての人民にとり其社會的、財産的及勤務的地位、其民族的所屬の如何を問はず單一にして平等なる裁判所

(ロ) 凡ての裁判所にとり單一にして義務的なるソ聯邦刑事、民事及訴訟法規

第六條 裁判官は獨立にして法律のみに服従す(ソ聯邦憲法第百十二條)  
第七條 ソ聯邦憲法第百十條に準據しソ聯邦に於ける訴訟手續は構成又は自治共和國或は自治州の言語を以て之を行ひ該言語を解せざる者に對しては通譯を用ひて事件の資料を完全に知悉することを得しめ且裁判所に於て母語を使用するの權利を保障するものとす

辯護人告訴人及其利益の保證人並に代表者之を控訴し、檢事は上級裁判所に對して異議の申立をなすことを得

控訴及異議申立の審理に當りては上級裁判所は現存の資料並に當事者の提出せる資料により下級裁判所のものたる判決及決議の合法性及合理性の如何を審判す

第十六條 裁判の判決、決議及決定にして既に法律上の效力を發生せるものは本法第五十一條、第六十四條、第七十四條に従ひソ聯邦檢事又は構成共和國檢事、ソ聯邦最高裁判所長並に構成共和國最高裁判所長のみが異議申立てをなすことを得

第十七條 裁判官を職務より、人民陪審員を其義務より罷免することは選舉人の召喚によるか又は裁判所の判決によるに非れば之を行ふことを得ず

第十八條 裁判官に對して刑事訴追を

第八條 ソ聯邦憲法第百十一條に準據しソ聯邦の凡ての裁判所に於ける審理は法律に特別の定めなき限り公開にして被告人に對しては辯護權を保障す

第九條 ソ聯邦憲法第百三條に準據しソ聯邦の凡ての裁判所に於ける事件の審理は法律に特別の定めなき限り人民陪審員の参加の下に之を行ふ

第十條 ソ聯邦憲法第百五條、第百六條、第百七條、第百八條、及第百九條に準據しソ聯邦に於ける裁判所は本法の定むる手續による選舉に基きて之を構成す

第十一條 選舉權を有する人民は裁判官及人民陪審員となることを得

第十二條 人民陪審員は名簿の順により一年に十日を超へざる期間裁判所に於ける其職務の執行のため召喚せらる、但し裁判事件の審理に人民陪審員の参加が必要なるため右期間の延期が必要となりたる場合は此の限

提起し、之に關聯して其職を解き之を裁判に付するの行爲は左の如く之を行ふ。

人民裁判官、地方、州、管區自治州裁判所員、構成及自治共和國最高裁判所員に對しては、構成共和國最高會議幹部會の同意を得て構成共和國檢事の決定によりソ聯邦最高裁判所員及ソ聯邦特別裁判員に對してはソ聯邦最高會議幹部會の同意を経てソ聯邦檢事の決定により之を行ふ

第十九條 人民裁判官一時不在の場合に於ては(病氣・休暇等)其の不在中裁判官の職務の執行は、勤務者代議員、區ソウエート之を人民陪審員の一人に命ず

第二十條 人民裁判官にして其任期終了前に退官せるものある場合に於ては退官の日より二ヶ月以内に新に人民裁判官の選舉を行ふ人民裁判官の新選舉は構成共和國司法人民委員部之を執行す



二、自治共和國に於ては自治共和國司法人民委員部之を執行す  
管區、地方、州裁判所及構成並に自治共和國最高裁判所員及ソ聯邦特別裁判所並に最高裁判所員にして退官せるものある場合に於ては裁判所の新職員の選舉は勤勞者代議員州、地方、管區ソウエート、構成及自治共和國最高會議、ソ聯邦最高會議の通常會議之を行ふ

第二章 人民裁判所

第二十一條 人民裁判所は左の事項を審理す

(イ) 刑事々件にして  
人民の生命、健康、自由及名譽に對する即ち殺人、傷害、不法墮胎、不法監禁、強姦、養育料の惡意の不支拂、侮辱、暴行、中傷に關するもの  
財産上の犯罪即ち掠奪、強竊盜、詐欺、恐喝に關するもの  
職員の職務上の犯罪即ち職權濫用

職務超過、職權適用の無能、公金費消、濫費横領、量目の不正測定價格の不當評價に關するもの  
管理秩序に對する犯罪即ち選舉法の違反法律の定むる税金及手數料の不納、國家納付及奉仕の履行の拒否、召集及兵役義務の忌避、法律に基く權力機關の命令の違反に關するもの  
(ロ) 民事々件にして  
財産上の訴訟に關するもの  
勞働法違反に關聯する訴訟に關するもの養育料支拂上の訴訟に關するもの  
相續上の訴訟に關するもの  
其他法律により其の權限に屬せしめられたる刑事及民事の事件

第二十二條 ソ聯邦憲法第九九條に從ひ人民裁判所は秘密投票による普通直接、且平等の選舉權に基き三年の期間を以て區の人民之を選舉す  
第二十三條 人民裁判官及人民陪審員

は選舉區毎に區の人民之を選舉す、人民裁判官及人民陪審員の選舉に關する選舉區は當該人民裁判所の管轄區域に居住する全人民を包含す  
第二十四條 人民裁判官及人民陪審員候補者推薦權は公共團體及勤勞者の團體、即ち共產黨機關、職業組合、青年團體、文北團體並に企業の勞働者及勤務員の總會、軍部隊の勤務者の總會、コルホーズの農民總會、ソフホーズの勞働者及勤務員總會に對しては之を保障す  
第二十五條 人民裁判官及人民陪審員候補者の登録及候補者名簿の公表の手續並に其の選舉の期日及手續は構成共和國最高會議によりて確認せらるべき「裁判官及人民陪審員選舉規則」を以て之を定む  
第二十六條 各區の人民裁判所の數は構成共和國司法人民委員の提議により構成共和國人民委員會會議之を定む。自治共和國に於ては各區の人民

裁判所の數は自治共和國司法人民委員の提議により自治共和國人民委員會會議之を定む

第二十七條 人民裁判所は裁判廷に於ける事件審理前に

(イ) 檢事の提出せる有罪決定書を確認す有罪決定書に同意せざる場合は人民裁判所は追審のため之を檢事に差戻し又は充分なる理由ある時は事件の審理を中止することを得

(ロ) 被告人を拘留すべきか保釋すべきか決定す

(ハ) 事件審理に辯護人及檢事の參加の必要なる旨の決定を行ふ

第二十八條 人民裁判官は

(イ) 受理したる訴願及申告に關し刑事訴追を提起すべき旨の決定又は之を却下すべき旨の決定を行ふ  
(ロ) 必要ある時は申告及訴願を審理のため審査檢査機關に廻附す  
(ハ) 事件を審理に附す

(ニ) 裁判所に被告人、證人、鑑定人を召喚すべき旨の指令をなし事件審理の日時を原告及被告に通知す  
(ホ) 人民裁判所の裁判廷に於て裁判廳となる

第二十九條 人民裁判官は自己の職務及人民裁判所の職務に付き選舉人に對し責を負ふ

第三章 地方、州、管區裁判所及自治州裁判所

第三十條 ソ聯邦憲法第八八條に準據して地方、州、管區裁判所及自治州裁判所は勤勞者代議員地方、州、管區ソウエート又は勤勞者代議員自治州ソウエート五年の期間を以て之を選舉す

第三十一條 地方、州、管區裁判所及自治州裁判所長、所長代理、裁判所員及裁判事件の審理に參加するため召集せらるべき人民陪審員より成る  
第三十二條 地方、州、管區裁判所及

自治州裁判所は法律により其權限に屬せしめられたる反革命罪國家管理に對し特に危險なる犯罪、社會主義的財産の竊取、特に重大なる職務上及經濟上の犯罪に關する刑事々件及法律により其權限に屬せしめられたる國家及公共機關、企業、團體の間の紛争に關する民事々件を審理す。地方、州、管區裁判所及自治州裁判所は右の外人民裁判の判決、決議及決定に對する控訴及異議申立を審理す

第三十三條 地方、州、管區裁判所の構成内に於て

(イ) 刑事々件裁判部は地方、州管區裁判所及自治州裁判所の管轄に屬する刑事々件の審理並に人民裁判所の判決及決定に對する控訴及異議申立の審理のため

(ロ) 民事々件裁判部は地方、州管區裁判所及自治州裁判所の管轄に屬する民事々件の審理及人民裁判



所の決議及決定に對する控訴及異議申立ての審理のために行動す

第三十四條 地方、州管區裁判所及自治州管區裁判所及自治州裁判部は裁判長たる裁判所員及人民陪審員二人の構成を以て刑事及民事の事件を審理す

第三十五條 地方、州、管區裁判所及自治州裁判所の裁判部は當該裁判員三人の構成を以て人民裁判所の判決決議及決定に對する控訴及異議申立を審理す

第三十六條 地方の構成内に含まるる州に於ては管區及州裁判所は地方裁判所と同一の構成を以て行動す

第三十七條 地方、州、管區裁判及自治州裁判所長は裁判廷に於て裁判長となり又は地方、州管區裁判所及自治州裁判所の所員を裁判廷に於ける裁判長に任命し事件を審理に附し裁判所に被告人、證人、鑑定人を召喚すべき旨の指令を行ひ事件審理の日時

を原告及被告に通告す

第四章 自治共和國最高裁判所

第三十八條 ソ聯邦憲法第七條に準據して自治共和國最高裁判所は五年の期間を以て自治共和國最高會議之を選擧す

第三十九條 自治共和國最高裁判所は所長、所長代理、裁判所員及び裁判事件の審理に参加するため召集せらるべき人民陪審員より成る

第四十條 自治共和國最高裁判所は法律により其權限に屬せしめられたる反革命罪、國家管理に對し特に危險なる犯罪、社會主義的財産の竊取、特に重大なる職務上及經濟上の犯罪に關する刑事事件並に法律により其の權限に屬せしめられたる國家及公共機關、企業、團體の間の紛争に關する民事事件を審理す

控訴及異議申立を審理す

第四十一條 自治共和國最高裁判所の構成内に於て

(イ) 刑事事件裁判部は法律により自治共和國最高裁判所の權限に屬せしめられたる刑事事件の審理並に人民裁判所の判決及決定に對する控訴及異議申立の審理のため

(ロ) 民事事件裁判部は法律により自治共和國最高裁判所の權限に屬せしめられたる民事事件の審理並に人民裁判所の決議及決定に對する控訴及異議申立の審理のため

第四十二條 自治共和國最高裁判部は裁判長たる裁判所長又は最高裁判所員及人民陪審員二人の構成を以て事件を審理す

第四十三條 自治共和國最高裁判部は自治共和國最高裁判所員三人の構成を以て人民裁判所の判決、決議及決定に對する控訴及異議申立を審理す

第四十四條 自治共和國最高裁判所長は裁判廷に於て裁判長と成り又は自治共和國最高裁判所員を裁判廷に於ける裁判長に任命し事件を審理に附し被告人、證人、鑑定人を裁判所に召喚すべき旨の指令を行ひ事件は裁判長審理の日時を原告及被告に通告す

第五章 構成共和國最高裁判所

第四十五條 構成共和國最高裁判所は構成共和國の最高裁判機關なり構成共和國最高裁判所に對して構成共和國、當該構成共和國の構成内に入る自治共和國、地方、州及管區の凡ての裁判所の裁判活動に對する監督の任を課す

第四十六條 ソ聯邦憲法第六條に準據し構成共和國最高裁判所は五年の期間を以て構成共和國最高會議之を選擧す

第四十七條 構成共和國最高裁判所は

所長、所長代理、裁判所員及裁判事件の審理に参加するため召集せらるべき人民陪審員より成る

第四十八條 構成共和國最高裁判所は左の構成を以て行動す

(イ) 法律により構成共和國最高裁判所の權限に屬せしめられたる刑事事件の審理及構成共和國の地方、州及其他の裁判所の判決及決定に對する控訴及異議申立の審理を行ふ刑事事件裁判部

(ロ) 法律により構成共和國最高裁判所の權限に屬せしめられたる民事事件の審理及構成共和國の地方、州及其他の裁判所の決議及決定に對する控訴及異議申立の審理をなす民事事件裁判部

第四十九條 構成共和國最高裁判所の裁判部は裁判長たる裁判長又は最高裁判員及人民陪審員二人の構成を以て事件を審理す

第五十條 構成共和國最高裁判所の裁

裁判部に最高裁判所員三人の構成を以て構成共和國の地方、州其他の裁判所の判決、決議及決定に對する控訴及異議申立を審理す

第五十一條 構成共和國最高裁判所は左の方法により共和國の裁判所の裁判活動に對する監督を行ふ

(イ) 法律上の效力を發生せる判決、決議及決定に對するソ聯邦檢察、構成共和國檢察事、ソ聯邦最高裁判所長、構成共和國最高裁判所長の異議申立の審理

(ロ) 構成共和國の裁判所の裁決したる事件に關する控訴及異議申立の裁判審理

第五十二條 構成共和國最高裁判所長は裁判に裁判長と成り又は構成共和國裁判所員を公判の裁判長に任命し事件を審理に附し被告人、證人、鑑定人を裁判所に召喚すべき旨の指令を發し事件審理の日時を原告及被告に通告す



第六章 ソ聯邦特別裁判所  
第五十三條 ソ聯邦憲法第二百二條に基  
き左のソ聯邦特別裁判所が行動す

(イ) 軍法會議

(ロ) 鐵道運輸路線裁判所

(ハ) 水運路線裁判所

第五十四條 ソ聯邦憲法第二百五條に準  
據しソ聯邦特別裁判所の所長、所長  
代理所員は五年の期間を以てソ聯邦  
最高會議之を選擧す

第五十五條 軍法會議、鐵道及水運路  
線裁判所の裁判には勤勞者代議員地  
方及州ソウエート及構成に自治共  
和國最高會議によつて選舉せらるゝ  
人民陪審員が参加せしめらる

第五十六條 軍法會議鐵道及水運路線  
裁判所は法律により事件が當該裁判  
所員三人の構成を以て審理せらるべ  
き場合を除き裁判長たる裁判所長又  
は裁判所員及人民陪審員二人の構成  
を以て事件を審理す  
第五十七條

(イ) 軍管區、正面軍及海洋艦隊  
(ロ) 軍隊軍團其他軍聯合及軍事  
化機關

第五十八條 軍法會議は軍事犯罪並に  
法律により其權限に屬せしめられた  
る其他の犯罪事件を審理す

第五十九條 管區、正面軍及海洋艦隊  
附屬の軍法會議は法律により其權限  
に屬せしめられたる刑事々件を審理  
し並に軍隊、軍團、其他の軍聯合  
及軍事化機關の軍法會議の審理せる  
事件の判決に對す、控訴及異議申立  
を審理す

第六十條 鐵道及水運路線裁判所は法  
律により其權限に屬せしめられたる  
運輸に於ける勞働規律の違反を目的  
とする犯罪並に運輸の正常なる作業  
を侵害する其他の犯罪に關する事件  
を審理す

第六十一條 鐵道及水運路線裁判所は  
夫々鐵道路線及水運交通路に之を設  
置す

第六十二條 軍法會議、鐵道及水運路  
線裁判所の所長は裁判廷に於て裁判  
長と成り又は軍法會議及路線裁判所  
の所員を裁判長に任命し事件を審理  
に附すべき旨を命じ被告人、證人及  
鑑定人を裁判所に召喚すべき旨の指  
命を發す

第七章 ソ聯邦最高裁判所  
第六十三條 ソ聯邦憲法第二百四條及第  
百五條に準據しソ聯邦最高會議は最  
高の裁判機關にして五年の期間を以  
てソ聯邦最高會議之を選擧す  
ソ聯邦最高裁判所に對してはソ聯邦  
及構成共和國の凡ての裁判機關の裁  
判活動に對する監督の任を課す

第六十四條 ソ聯邦及構成共和國の凡  
ての裁判機關の裁判活動に對する監  
督は左の方法により最高裁判所之を  
行ふ  
(イ) 裁判所の判決、決議及決定に  
して法律上の效力を發生せるもの  
に對するソ聯邦檢察事及ソ聯邦最高

裁判所長の異議申立の審理  
(ロ) 軍法會議、鐵道及運路線裁判  
所の審理せる事件に關する控訴及  
異議申立の審理

第六十五條 ソ聯邦最高裁判所は所長  
代理、最高裁判所員及裁判事件の審  
理に参加するため召集せらるべき人  
民陪審員より左の構成を以て行動す  
(イ) 刑事々件裁判部  
(ロ) 民事々件裁判部

(ハ) 軍事部

(ニ) 鐵道部

(ホ) 水運部

第六十六條 ソ聯邦最高裁判所刑事々  
件裁判部は法律により其權限に屬せ  
しめられたる刑事々件を審理し並に  
構成共和國最高裁判所の判決及決定  
に對する異議申立を審理す

第六十七條 ソ聯邦最高裁判所民事々  
件裁判部は法律により其權限に屬せ  
しめられたる民事々件を審理し並に  
構成共和國最高裁判所の判決及決定

に對する異議申立を審理す  
第六十八條 ソ聯邦最高裁判所刑事及  
民事々件裁判部は議長たるソ聯邦最  
高裁判所長又は所員及人民陪審員二  
人の構成を以て事件を審理す

ソ聯邦最高裁判所刑事並に民事々件  
裁判部はソ聯邦最高裁判所員三人の  
構成を以て構成共和國最高裁判所の  
判決、決定及決議に對する異議申立  
を審理す

第六十九條 ソ聯邦最高裁判所軍事部  
は法律により其權限に屬せしめられ  
たる事件並に軍法會議の判決及決定  
に對する控訴及異議申立を審理す

第七十條 ソ聯邦最高裁判所軍事部は  
議長たるソ聯邦最高裁判所長又は軍  
事部員及人民陪審員二人の構成を以  
て事件を審理す但刑事訴訟法により  
特に事件が軍事員三人の構成を以て  
審理さるべき旨規定せられある場合  
は此限りに非ず  
ソ聯邦最高裁判所軍事部はソ聯邦最

高裁判所軍事部員三人の構成を以て  
軍法會議の判決及決定に對する控訴  
及異議申立を審理す

第七十一條 ソ聯邦最高裁判所鐵道部  
及水運部は法律により其權限に屬せ  
しめられたる犯罪に關する事件を審  
理し並に鐵道及水運路線裁判所の判  
決及決定に對して提起せらるべき控  
訴及異議申立を審理す

第七十二條 ソ聯邦最高裁判所鐵道部  
及水運部は裁判長たる裁判所長又は  
當該部の部員及人民陪審員二人の構  
成を以て事件を審理す

第七十三條 ソ聯邦最高裁判所鐵道部  
及水運部はソ聯邦最高裁判所の當該  
部の部員三人の構成を以て鐵道並に  
水運路線裁判所の判決及決定に對し  
て提起せらるべき控訴及異議申立を  
審理す

第七十四條 ソ聯邦最高裁判所長はソ  
聯邦最高裁判所の部の審理にある任  
意の事件に付き自ら裁判長と成るこ



とを得

ソ聯邦最高裁判所長及ソ聯邦検事はソ聯邦又は構成共和國の任意の裁判所より任意の事件を要求し該事件に付法律により定められたる手續に従ひ其異議申立を提起する権利を有す

第七十五條 ソ聯邦最高裁判所の部の判決、決議及決定に對しソ聯邦最高裁判所長又はソ聯邦検事によりて提起せらるべき異議申立の審理のためソ聯邦最高裁判所總會召集せらる總會も亦ソ聯邦最高裁判所の審理せる裁判事件に付て採擇されたる決議に基き裁判實務の問題に關する指導的訓令を發するものとす

第七十六條 ソ聯邦最高裁判所總會はソ聯邦最高裁判所長、其代理及ソ聯邦最高裁判所全員より成る

ソ聯邦検事の總會への出席は義務的なり  
ソ聯邦最高裁判所總會々議にはソ聯邦司法人民委員出席す

第七十七條 ソ聯邦最高裁判所總會會議は二ヶ月に一回以上之を召集す

第八章 執達吏

第七十八條 民事事件に關する決議及決定の執行及刑事事件の判決にして財産徴收の部分に關するものの執行は執達吏之を行ふ

第七十九條 執達吏は人民裁判所、管區地方、州裁判所、自治州裁判所、自治及構成共和國最高裁判所に勤務し構成共和國司法人民委員部之を指命し自治共和國に於ては自治共和國司法人民委員部之を指命す

第八十條 裁判判決、決議及決定の執行に關し執達吏の提示する要求は凡ての職員及人民にとり義務的なり

ソ聯邦最高會議幹部會議長  
エム・カリーニン  
ウエー・ゴルキン  
ソ聯邦最高會議幹部會議書記  
モスクワ・クレムリ  
一八三八年八月十六日

(外務省譯に依る)

裁判官の民族別

ソ聯邦に於ては人民裁判官は民族、性別に關係なく、其の自民族中より無記名普選によつて選舉されるものである。帝政ロシア時代には勤勞タター、パシユキール其他の民族は裁判官たることを得なかつたが、現在ソ聯邦各自治共和國全體に於ける生粹の自民族の裁判官の比率は五五%であり、タター自治共和國では六二%、ヤクーツク共和國では七二%となつて居る。

將來司法官となるための現在法律專門學校に學んでゐる諸民族學生の數はタター人七五名、チュウーシ人六二名、ブリヤート人三一名、ヤクート人二六名、オセチヤ人二五名、カルムイク人一六名等である。尙帝政時代に治安判事となるには土地二百乃至九百テシヤチンか其他の不動産一萬五千留以上の財産所有者でなければならなかつた。

ソ聯邦司法人民委員部官制

(一九三九年六月一日)

第一章

第一條 ソ聯邦司法人民委員部はソ聯邦憲法第七十八條に從ひ聯邦構成共和國人民委員部なり

第二條 ソ聯邦司法人民委員部の長は人民委員なり

第三條 人民委員はソ聯邦憲法第七十三條に從ひ現行法律並にソ聯邦人民委員會議の決定及命令に基き且其の履行として權限の範圍内に於て命令及訓令を發し其の履行を檢査す

第四條 人民委員は人民委員部の管理局及課の首腦職員及人民委員部直屬官廳の首腦部を任命す人民委員部の管理局及部の長及同代理を確認す

第五條 人民委員に對し左の職務を課す  
(イ) 構成共和國司法人民委員部の

行動及人民委員部を通して自治共和國司法人民委員部及勤勞者代議員州及地方ソウエト附屬構成共和國司法人民委員部管理局の行動の指揮

(ロ) 特別裁判所の組織、裁判機關の事務の状態に對する統轄及其の事務の組織及改善に關する指導的命令の發布

(ハ) 公證機關規則に從ひ公證機關の組織及其の行動の指揮  
(ニ) 辯護士會規則に從ひ辯護士會の組織及其の行動の指揮

(ホ) 人民委員部の機構及裁判所、檢事局、公證役場、辯護士會及調停裁判諸機關の爲めの人員の養成及再養成

(ヘ) ソ聯邦法律、ソ聯邦最高會議幹部會令及ソ聯邦政府決定の法典編纂上の資料の體系化及整備  
(ト) 法典、教科書、教育資料、法律參考書其他法律文獻の發行

第六條 本官制第五條(イ)項に從ひ人民委員部は

(イ) 構成及自治共和國司法人民委員部及勤勞者代議員州及地方ソウエト附屬構成共和國司法人民委員部管理局の行動の監察を行ふ

(ロ) ソ聯邦政府の法律、決定及命令並にソ聯邦司法人民委員部の命令及訓令に違反する構成共和國司法人民委員部の命令及訓令を停止し廢棄す

第七條 本官制第五條(ロ)項に從ひ人民委員部は

(イ) 裁判機關の配置及定員を審査す

(ロ) 裁判所の行動及刑事民事事件審理に於ける裁判所の法律適用を監察の方法により檢査し裁決宜しきを得ざる事件を判決、決議及決定の抗告に關する問題解決の爲めソ聯邦最高裁判所長又は構成共和國裁判所長に送致す



- (ハ) 裁判判例を研究し普及せしむ  
ソ聯邦、同構成共和國及自治共和國裁判所構成法第七十五條の手續により裁判所に對し指導的訓令を發するの件をソ聯邦最高裁判所總會に提案す
- (ニ) 裁判所事務の組織及改善に關し命令及訓令を發す
- (ホ) 裁判所職員に關し獎勵方策を講じ裁判官の規律責任に關する規則に基き裁判官に對する懲戒處分に付當該勤勞者代議員ソウエトに不服の申立を爲す
- (ヘ) 人民裁判官及人民陪審員選舉規則に従ひ人民裁判官選舉の組織及施行問題を考究す
- (ト) 選舉人に對する人民裁判官の報告の施行を指揮す
- (チ) 執達吏の事務の施行を指揮す
- (リ) 裁判統計の施行を指揮す

- (イ) 公證機關の配置及定員を審査し右機關の監察を行ひ其の事務刷新に關し命令及訓令を發す
- (ロ) 構成共和國司法人民委員部を通し辯護士會規則の正しき適用の爲め統轄を行ふ
- (ハ) 人民に對する法律的援助の組織の手續及辯護士に對する報酬支拂に關し命令及訓令を發す
- (ニ) 法曹職員幹部の養成及再養成計畫を考究す
- (ホ) 其の直轄の高等教育機關及學術研究所を管理し法律學校及講習所の一般的指揮を行ふ
- (ヘ) 人民委員部機構の諸機關、裁判所、公證役場及辯護士會の幹部の登錄を行ふ
- (ト) 高等法律學校卒業生を配置し法律學校卒業生の配置を確認す
- (チ) ソ聯邦法律、ソ聯邦最高會議幹部會令及ソ聯邦政府決定の法典編纂に關する資料の體系化及整備

- を行ふ
  - (リ) 構成共和國法典體系化及編纂に關する構成共和國司法人民委員部の事業を指揮す
  - (ヌ) 現行法規の體系的集成及參考書を發行す
  - (ル) 司法機關の組織及權限に關聯する問題に關する法律、ソ聯邦最高會議幹部會令及ソ聯邦政府決定案を審議す
  - (ヲ) 法典、教科書、參考書及其他の法律文獻の發行計畫を確認す
  - (ワ) 法律出版所の事務を指揮す
- 第二章
- 第九條 人民委員部に左の部局を設置す  
通常裁判所管理局  
人民裁判所部  
管區、州、地方及最高裁判所部  
執達吏部  
統計部  
ソ聯邦特別裁判所管理局  
軍法會議部

- 鐵道及水運路總裁判所部
- 統計課
- 教育機關管理局
- 高等法律學校及學術研究所部
- 法律學校及法律講習會部
- 通信法律教育部
- 人事局
- 通常裁判所人事部
- 特別裁判所人事部
- 教育機關、公證役場及辯護士會人事部
- 高等法律學校卒業生配置及登錄課
- 法典編纂部
- 法典編纂及法規體系化課
- 法律、命令、決定及訓令案作成課
- 辯護士會部
- 公證役場部
- 計畫・財務部
- 財務課
- 基本建設及修理課
- 配給課
- 動員部

- 秘密・暗號部
- 人民委員附屬統制監督係
- 秘書部
- 總務部
- 記録部
- 第十條 人民委員部の管轄に屬するもの左の如し
- (イ) 全聯邦法律學研究所
- (ロ) 法律出版所
- 第十一條 人民委員部は人民委員部及ソ聯邦最高裁判所機關誌「ソウエツカヤ・ヌスチーツヤ」を發行す
- 第三章
- 第十二條 通常裁判所管理局に對して左の職務を課す
- (イ) 自治及構成共和國の人民、管區、州、地方及最高裁判所の組織に關する問題の審議(配置、機構、定員其他)
- (ロ) 刑事及民事事件の審理に於ける裁判所の法律適用の正當性の問題及其の他其の職務執行に關する

- 問題(判決、決議及決定、裁判廷に於ける事件の審理準備、提訴事件申請及訴願の審理期間、事件書類、訴願書類、及證據物件の登錄及保管)に關し裁判所に對する監察
- (ハ) 人民、管區、州、地方及最高裁判所の事務刷新に關する命令及訓令案の審議
- (ニ) 人民裁判官及人民裁審員選舉規則に従ひ人民裁判所の選舉の組織及施行に關する問題の審議
- (ホ) 人民裁審員の裁判所に於ける職務執行の爲め招致する事に關する法律所定の手續(順序期日)の裁判所による遵守の統轄
- (ヘ) 選舉人に對する報告に關するソ聯邦、構成及自治共和國裁判所構成法第二十九條を人民裁判官が履行し居るや否やの検査
- (ト) 人民、管區、州、地方及最高裁判所の裁判判例の研究及普及



(チ) 執達吏の職務の指揮  
(リ) 裁判統計の組織及施行  
第十三條 特別裁判所管理局に對し左の職務を課す

(イ) 特別裁判所組織に關聯する問題の審議

(ロ) 特別裁判所の職務の一切の問題に關する監察の施行(判決、決定、事件審理期日、訴願其他の検査)

(ハ) 軍法會議並に鐵道及水運路線裁判所に關する裁判統計の組織及施行

(ニ) 軍法會議並に鐵道及水運路線裁判所の裁判判例の研究及普及

(ホ) 特別裁判所の組織及事務刷新に要する命令及訓令の審議  
備考 軍法會議に關しては本條に掲げたる權限はソ聯邦人民委員會會議により確認せらるる軍法會議官制に從ひて之を行ふ

第十四條 教育機關管理局に對し左の

職務を課す

(イ) 人民委員部直轄の高等法律諸學校の管理

(ロ) 構成共和國司法人民委員部の教育機關管理局を通して法律學校及講習會の指揮

(ハ) 學術研究所の指揮

(ニ) 通信法律教育の指揮

(ホ) 高等法律諸學校、法律學校及法律講習會用教授計畫及綱要の作成

(ヘ) 高等法律諸學校、法律學校及法律講習會用教科書及參考書の作成

第十五條 人事局に對して左の職務を課す

(イ) ソ聯邦司法人民委員の定めたる名簿に從ひ幹部の登録及研究  
(ロ) 法律幹部の養成及再養成計畫の作成  
(ハ) 人民委員の爲めに職員任命に關する提案の作成

問題の審議

(ハ) 辯護士會諸機關の監督  
第十八條 公證役場部に對しては左の職務を課す

(イ) 構成共和國司法人民委員部を通して公證機關の指揮

(ロ) 構成共和國司法人民委員部を通して或は必要なる場合には直接監察の方法に依り公證機關の職務の統轄

(ハ) 公證役場の組織及職務の一般問題の審議

第十九條 計畫・財務部に對しては左の職務を課す

(イ) ソ聯邦司法人民委員部直轄の官廳及ソ聯邦特別裁判所の豫算及融資の審議

(ロ) 構成共和國司法人民委員部の財政事務の統轄

(ハ) 簿記會計及報告

(ニ) 人民委員部管下の諸官廳及特別裁判所の資金支出の正當性に對

する文書的監察の施行

(ホ) 基本建設及修繕計畫の作成及其の實施の統轄

(ヘ) 人民委員部管下の諸機關及裁判所に對する配給計畫の審議及割當資金の分配

第二十條 自立採算會計に立脚し人民委員確認の官制に基きて行動する法律出版所に對しては法典、法規集成及參考書、教科書、法律學に關する教材及其他の法律文獻發行の任を課す

第二十一條 人民委員部内に人民委員(議長)、同代理及人民委員部指導職員數人より成る人民委員部參與會を設置す

參與會の構成は人民委員の提議によりソ聯邦人民委員會之を確認す

第二十二條 人民委員部參與會は其の常例會議に於て先づ實際的指導、履行の検査、幹部の選抜の問題を審議し人民委員部一切の重要命令及訓

(ニ) 高等法律學校卒業者配置計畫

の審議及確認済み計畫の實施

第十六條 法典編纂部に對して左の職務を課す

(イ) ソ聯邦法律、ソ聯邦最高會議幹部會令及ソ聯邦政府決定の編纂に關する資料の體系化及整備

(ロ) 諸構成共和國法規の編纂及體系化の單一方法の考究及構成共和國司法人民委員部の法規編纂及體系化事務の監視

(ハ) 人民委員の委任により法律、命令、決定及訓令案の審議及人民委員部の決議の爲め廻附せられたる法律案、幹部會令案、政府決定案に關し決定の作成

第十七條 辯護士會部に對しては左の職務を課す

(イ) 構成共和國司法人民委員部を通して辯護士會規則に從ひ辯護士會の職務の指揮  
(ロ) 辯護士會の組織及職務の一般

令を審理し人民委員部管下の地方機關及裁判所の職員の報告を聴取す參與會の決議は人民委員の命令として施行せらる

人民委員と參與會の間に意見の不一致ある場合には人民委員は生じたる不一致をソ聯邦人民委員會に報告すると共に其の決議を實施す他方參與會員はソ聯邦人民委員會に上告することを得

第二十三條 地方機關と連絡し經驗を交換する爲めに人民委員の下に人民委員部會議を設置す同會議は二箇月に一回招集し司法機關の職務の重要問題を審議す

會議の構成は人民委員の提言によりソ聯邦人民委員會之を確認す

第二十四條 中央及地方司法職員の經驗を利用し批判及自己批判を展開せしむる爲めに人民委員は毎月人民委員部積極分子を召集す



### ソ聯邦辯護士會規則

(一九三九年九月一日)

#### 第一章 總 則

第一條 地方、州、自治共和國及州の區劃を有せざる構成共和國の人民に法律的援助を與ふる爲州、地方及共和國辯護士協議會を設置す

第二條 辯護士協議會の設置及其行動の一般的指揮は聯邦及構成共和國司法人民委員部及勤勞者代議員、州、地方ソウエート附屬構成共和國司法人民委員部管理局を経てソ聯邦司法人民委員部之を行ふ

第三條 辯護士協議會はソ聯邦憲法第一一一條及ソ聯邦、構成及自治共和國裁判所構成法第八條に従ひ左の方法に依り人民、行政廳、團體及企業に對する法律的援助の任務を行ふ  
(イ) 法律相談の提供(勸告、調査、解説其他)  
(ロ) 人民、行政廳、團體及企業の

要請に基き申請書、訴願書及其他の文書の作成

(ハ) 刑事訴訟に於ける刑事被告人、被告の利益代表者、原告及其他の利害關係人の辯護人としての辯護士の參加

第四條 辯護士協議會は法人の權利を享有す

第五條 辯護士協議會員たらざる者はソ聯邦司法人民委員部訓令を以て定めらるべき手續に依り構成共和國司法人民委員部の許可を得て辯護士事務に就くことを許容せらる

#### 第二章 辯護士協議會員の入會及除名

第六條 辯護士協議會員たり得る者左の如し

(イ) 高等の法律教育を有する者  
(ロ) 法律學校卒業者にして裁判所、檢事局其他の司法機關に於て一年以上の期間本規則第六條(ロ)項に掲げたる職務の實際職務の経験を有する者

驗を有する者

(ハ) 法律教育を有せざるも判事、檢事、豫審判事及法律顧問として三年以上勤續せる者

第七條 法律學校を卒業せるも裁判所、檢事局其他の司法機關に於ける實際勤務の經驗を有せざる者は見習員として辯護士協議會に採用することを得法律相談所に於ける見習員の實習期限及手續並に其給料はソ聯邦人民委員部訓令を以て之を定む

第八條 選舉權を喪失せる者、起訴せられたる者及豫審又は裁判に附せられある者は之を辯護士協議會に採用することを得ず

第九條 辯護士協議會員の採用は辯護士協議會幹部會之を行ふ

辯護士協議會員採用願書は辯護士協議會幹部會に提出の時より一箇月以内に審査することを要す  
第十條 辯護士協議會員の除名は辯護士協議會之を行ふ

確認す

辯護士協議會總會は協議會員の半數以上出席したる場合職權あるものとす

第十六條 州、地方、共和國辯護士協議會幹部會及監察委員會は二年の期間を以て秘密投票に依り之を選挙す  
第十七條 州、地方、共和國辯護士協議會幹部會は協議會の全實務の指揮を行ふ  
幹部會員の數は辯護士協議會總會之を決定す

第十八條 州、地方、共和國辯護士協議會幹部會は  
(イ) 辯護士協議會員の採用及除名を行ふ  
(ロ) 區の中心地及州、地方、共和國の都市に於て法律相談所を設置し其事業を指揮す

(ハ) 辯護士協議會員を州、地方、共和國の法律相談所、都市及區に配置す

除名の理由たり得べき事項左の如し  
(イ) 裁判所の判決に依り定められたる犯罪の遂行  
(ロ) ソウエート辯護士の品位を辱しむる行為の遂行  
(ハ) 辯護士協議會内部管理規則の違反

第十一條 協議會員採用の拒否又は協議會員除名に關する協議會幹部會の決議は當該構成又は自治共和國司法人民委員に之を訴願することを得  
自治共和國司法人民委員の決議は當該構成共和國司法人民委員に構成共和國司法人民委員の決議はソ聯邦司法人民委員に訴願することを得べく且其決議を以て終結とす

第十二條 ソ聯邦司法人民委員及構成共和國司法人民委員は協議會に採用せられたる辯護士配屬の權利を有す  
第十三條 辯護士協議會員は國家及公共行政廳及企業に勤務することを得ず

除名は左の者に對し辯護士協議會幹部會之を行ふことを得

(イ) 國家及公共行政廳及團體に於て選舉職務に勤務する者  
(ロ) 教員及學術勤務員

第十三條 辯護士協議會の構成

第十四條 州、地方、共和國辯護士協議會は辯護士事務に従事する者の自發的團體なり  
辯護士協議會の組織及事業に關聯する問題は一切辯護士協議會員の總會及辯護士協議會幹部會之を解決す

第十五條 辯護士協議會員の總會は一年に二回以上之を召集す  
辯護士協議會總會は  
(イ) 辯護士協議會幹部會を選挙す  
(ロ) 監察委員會を選挙す

(ハ) 辯護士協議會幹部會及監察委員の事業報告を聴取す  
(ニ) 辯護士協議會の定員及豫算を確認す  
(ホ) 辯護士協議會内部管理規則を



(ニ) 協議委員の思想的、政治的水準及法律的資格の向上に關し必要なる方策を考究し之を實施す

第十九條 辯護士協議會幹部會は其成員中より幹部會議長、議長代理及書記を選擧す

第二十三條 十五人以上の辯護士の職務する法律相談所の所長は裁判事件施行を免ぜられ且其職務に對しては辯護士協議會之を支拂ふ

(ホ) 法律相談所の豫算及定員を確認す

第二十條 辯護士協議會の監察委員會は參與會及法律相談所幹部會の財政經濟行動の當時監察を行ふ

第二十四條 法律相談所はソ聯邦司法人民委員部の定めたる様式に従ひ統計及財務報告書を作成し且之を辯護士協議會幹部會に提出す

(リ) 州の區劃を有せざる構成共和國司法人民委員部、自治共和國司法人民委員部、勤勞者代議員地方、州ソウエートに附設せらるる構成共和國司法人民委員部管理局に對し辯護士協議會の行動に關する報告を提出す報告提出の手續及期間はソ聯邦司法人民委員部之を定む

第二十二條 法律相談所は所長之を指揮す所長は辯護士協議會幹部會に依りて任命せられ相談所の職務に付き幹部會に對して責に任ず所長に對し辯護士に對する事務配分、報酬表に從ひ法律的援助に對する報酬額の決定及辯護士の職務の品位に對する統籌の任を課す

第二十五條 辯護士の提供する法律的援助に對する報酬支拂はソ聯邦司法人民委員部の發すべき訓令に基き之を行ふ

(ト) 協議委員の犯したる過誤、規則違反事件を審理し懲戒罰を課す

第二十六條 辯護士協議會員の誠實ならざる職務執行、報酬表の違反及其他の過誤に對し辯護士協議會幹部會は辯護士に對し懲戒罰を課す

(イ) 戒告

第四章 辯護士の規律上の責任

(ロ) 譴責

(ホ) 不能者にして其恢復期にあるもの

(ハ) 重譴責

(ヘ) 乳兒を有する婦人

(ニ) 六箇月の期間辯護士職務の停止

(ト) 勞働及軍事に依る傷病者

(ホ) 辯護士協議會より除名

(チ) 他に扶養者なき八歳以下の子供を有する母親

第二十八條 懲戒罰の賦課は構成共和國及自治共和國司法人民委員に訴願することを得

團體契約 ソ聯邦勞働法に云ふ團體契約とは被雇傭者を代表する職業組合と、他方雇傭主との間に締結せられる契約であつて個々の企業、經濟機關其他のため、勞働及雇傭の條件を定め且將來の個人的雇傭契約の内容を決定するものである。そして團體契約の條件は、其の人々が團體契約を締結したる職業組合の組合員たるものと拘らず、當該企業若くは機關に於て勞働する總ての人々に之を適用するものである。

勞働法

最初の勞働法は一九一八年ソ聯邦政府樹立後間もなく發布されたものであるが、其後國內の經濟的事情變遷の結果、殊に新經濟政策實施以後改訂の必要を生じ、遂に一九二二年十一月十五日より改正勞働法の實施を見るに至つた。併し其後も猶ほ幾多の改訂を加へられて現在に至つてゐる。

現在の勞働法はロシヤ社會主義聯邦ソウエート共和國勞働法(クゾート)

義務勞働 天災又は重要な國家的事業遂行の爲め勞働力の不足を生じたる場合には、總てのソ聯邦市民は人民委員會會議若くは其の委任を受けたる機關の特別命令に従つて義務勞働につかなければならないことがある。併し左に掲ぐる者は義務勞働を免除せられるとしてある。それは、

- (イ) 十八歳未満の者
(ロ) 四十五歳以上の男子
(ハ) 四十歳以上の婦人
(ニ) 病氣若は負傷の爲、一時勞働

勞働契約 勞働契約は團體契約の有無に拘らず左の場合に締結するものである。

- (イ) 一ケ年を越えざる一定の期間

第二十七條 懲戒罰の方法左の如し

(イ) 戒告

(ロ) 譴責

(ハ) 重譴責

(ニ) 六箇月の期間辯護士職務の停止

(ホ) 辯護士協議會より除名

第二十八條 懲戒罰の賦課は構成共和國及自治共和國司法人民委員に訴願することを得

勞働法

最初の勞働法は一九一八年ソ聯邦政府樹立後間もなく發布されたものであるが、其後國內の經濟的事情變遷の結果、殊に新經濟政策實施以後改訂の必要を生じ、遂に一九二二年十一月十五日より改正勞働法の實施を見るに至つた。併し其後も猶ほ幾多の改訂を加へられて現在に至つてゐる。

現在の勞働法はロシヤ社會主義聯邦ソウエート共和國勞働法(クゾート)

義務勞働 天災又は重要な國家的事業遂行の爲め勞働力の不足を生じたる場合には、總てのソ聯邦市民は人民委員會會議若くは其の委任を受けたる機關の特別命令に従つて義務勞働につかなければならないことがある。併し左に掲ぐる者は義務勞働を免除せられるとしてある。それは、

- (イ) 十八歳未満の者
(ロ) 四十五歳以上の男子
(ハ) 四十歳以上の婦人
(ニ) 病氣若は負傷の爲、一時勞働

勞働契約 勞働契約は團體契約の有無に拘らず左の場合に締結するものである。

- (イ) 一ケ年を越えざる一定の期間



- を定める場合
- (ロ) 期間を定めない場合
- (ハ) 一定の仕事の完成に必要な期間の労働

永続的性質の仕事の場合には雇入れ決定前筋肉労働者は六日以内、資格を要しない責任の軽い仕事に従事する従業員は二週間以内、又、責任の重い仕事の従業員に對しては一ヶ月以内の試験期を設けてから労働契約を結ぶことが出来るとしてある。

雇傭主は當初の契約に關係なき仕事並びに明らかに生命に危険ある仕事、若くは労働法規の規定に適合しない仕事を要求することが出来ない。又、被雇傭者を或る企業より他の企業に移し、若は同一の企業であつても、或る地方より他の地方に移す場合には労働者若は従業員の同意を要求する。而して若し同意のない場合には當事者の何れからも労働契約を取消することが出来る。但し右何れの場合にも保障及び賠償

償規定により雇傭主は解雇手當を交付しなければならぬ。又、雇傭主が被雇傭者を解雇しうる場合は

- (イ) 企業、營造物若くは經濟團體の一部分又は全部解散し、並に其の仕事縮小したる場合
- (ロ) 生産上の原因により一ヶ月以上に亘り仕事を中止する場合
- (ハ) 被雇傭者が其仕事に不適當なることの判明した場合
- (ニ) 被雇傭者が相當の理由なくして契約又は内部管理規則に依り、其の負擔すべき義務を規則的に履行せざる場合
- (ホ) 被雇傭者が直接其仕事に關聯して犯罪を行ひ、裁判の宣告が實行せられたる場合、並びに被雇傭者が二ヶ月以上に亘り逮捕收監せられる場合

(ヘ) 被雇傭者が相當の理由なくして一ヶ月中に合計三日間以上作業

保障及び賠償 赤軍に召集せられたる労働者及従業員は召集の爲、退職の際向ふ二週間分の平均賃銀を受取る。

労働時間 選挙権の行使を許されて居る場合には選挙権行使の爲めに要する時間平均賃銀の支拂をうけることになつてゐる。又、労働者及び従業員が雇傭者の用務の爲め出張する場合には、其の出張の全期間中地位を維持し、且平均賃銀の外、一日につき一ヶ月の賃銀額の三十分の一を下らざる日當を受けることができる。又労働者及び従業員が雇傭者の命令により他の地方へ移轉又は住所の變更を要する場合には實際賃銀のほか移轉による出費、滞在期間及び其後の六日間一日に就き一ヶ月の賃銀の三十分の一の計算により日當の支拂をうけることが出来る。労働契約の章の(イ)(ロ)(ハ)に規定したやうな理由で、期限付又は期限を附せざる労働契約が取消されたる場合には雇傭主は被雇傭主に對し二週間分

の賃銀に相當する解雇手當を支拂ふか、又は二週間前に解雇通告を爲さなければならぬことになつてゐる。

一時労働不能となつた労働者及び従業員は病氣の場合は三ヶ月以内、又妊娠及分娩の場合は四ヶ月以内企業又は機關に於て現職に留まることになつてゐる。

労働時間 標準労働時間は一九二二年制定の労働法では八時間であるが、一九二七年十月十五日の聯邦中央執行委員會の宣言書は七時間労働の實施を決定し、一九三三年十月一日までに總ての工業、交通、通信、労働者に七時間制を徹底せしむべく意氣込んでゐる。それと同時に一週五日制を採用するに至つたが、該制度が所期の効果を收め得ない事實が明らかになつたので一九三一年十二月一日から再び六日制を實施する旨聯邦人民委員會議令を以て布告した。

(註) 第二次世界大戦勃發後の國際國內

に出頭せざる場合(一九二七年八月二十二日全露中央執行委員會議決定)

(ト) 被雇傭者が一時的に労働不能となり、其時より二ヶ月を経過するも猶ほ缺勤する場合、並びに妊娠中及分娩後の者は四ヶ月の期間の外、更に二ヶ月間復業し得ざる場合

労働に對する報酬 労働報酬は普通労働時間(八時間—七時間)以下の場合時間拂とし、或は仕事の出来高拂となる。規定時間外の労働に對する報酬は特に契約に指定しなければならぬ。此場合最初の二時間に對しては普通報酬の一倍半又其後は每一時間の就業に對しては二倍以上、休日或ひは祭日の就業に對しては二倍以下たることを得ないとしてある。

仕事に恒久的性質を有する場合には二週間に一回以上の割合を以て定期的な賃銀を支拂ふのである。

的賃切迫のため一九四〇年六月二十七日より再び、八時間労働、一週七日制に還元した。詳細後欄参照。

猶ほ労働法によると標準労働時間を超過する職業は原則的に、十八歳以下の者は絶対に、又遅刻によつて失ひたる時間を補ふ爲めの残業を禁止せられてゐる。

休暇 總ての労働者は毎週四十二時間より少なからざる繼續的休暇を受けることになつてゐる。毎週の定休日は地方労働課に於て職業組合ソ聯邦の協議の上之を定め、又、仕事の性質上間斷なき作業を要する企業には労働者に對し都合よき週日に休暇を與へる。此他左記祭日には労働に従事するを禁じられてゐる。

- (イ) 一月一日(元旦)
- (ロ) 一月二十二日(舊曆一九〇五年一月九日記念日)
- (ハ) 三月十二日(獨裁政治顛覆記念日)



(ニ) 三月十八日(巴里コムミュン記念日)

(ホ) 五月一日(インターナショナル記念日)

(ヘ) 十一月七日(無産階級革命記念日、一九二七年以降は十一月七、八日の二日間休日)

(ト) 十二月五日(新憲法制定記念日)

休日及祭日の前日に於ける労働時間は六時間を超過してはならないことになつてをり、此場合九一日の賃銀支給をうけ出来高拂の仕事では就業しない時間に對し相當等級の賃銀率に依つて割増手當を貰ふことが出来る。

五ヶ月半以上の期間に亘り繼續的に勤務したる者に對し、一月に一回二週間を下らざる定期休暇を受けることが出来る。又、十八歳未満の者の定期休暇は一ヶ月以下ならざることに規定されてゐる。

上級裁判に移すことが出来る。但し評價爭議委員會にとつて團體契約の本質に反する爭議、團體契約の一部廢棄の要求團體契約に新たな條件若くは補足の條件を挿入する要求はその權限外である。

(三) 調停委員會

當事者双方の同意に依り、事件を調停委員會に附することが出来る。事件を調停委員會にかけうる場合は右當事者双方の同意によるほか、爭議委員會に於て解決を見なかつた場合である。調停委員會における事件の解決を専ら兩當事者の合意によるものとしてある。

(四) 仲裁裁判

事件が調停委員會に於て審理せられたるものなるを問はず、當事者双方の同意により之を仲裁裁判に附することが出来る。而して國家營造物及企業に於ける爭議の場合には労働部の機關は職業組

八歳以下の者を夜業に従事せしめ、又健康上有害なる作業及び地下の仕事に雇傭せしめてはならない。それから筋肉労働に従事する婦人に對しては産前及産後各八週間、又、事務其他知識労働に従事する婦人に對しては各六週間労働を免除する。

授乳を要する母親には一般休憩以外に授乳のため餘分の休憩を與へ、且つ授乳の休憩は毎三時間半以内の間隔をき、三十分以上繼續しなくてはならない。授乳時間は労働時間に算入する。

十六歳未満の者は雇傭を禁じ、特別の訓練を以て十四歳以上の未成年者を雇傭することを許可してゐる。

爭議解決及労働に關する法規違反事件審理機關 労働に關する法規違反事件並に雇傭労働適用に關する總ての爭議は

(一)人民裁判所の特別法廷に於ける強制的手續、(二)評價爭議委員會、(三)合の請求に依り仲裁裁判所を組織する。

社會保險法

ソ聯邦の社會保險法は労働法典中の一章を成し、第七十五條より第九十二條迄全十八條の極めて簡單なるものである。今、其特徴と稱すべきものを列挙すれば、

(イ) 社會保險の總ての種類を網羅し、保險範圍の極めて廣汎なること

雇傭労働者に起り得る有らゆる生活上の事故、即ち疾病、負傷、出産、癱疾、老衰、死亡、失業は勿論傳染病に因る隔離、家族の病人看護等労働の不能及び労働機關の喪失に對する總ての場合を悉く網羅し、且其或ものに至りては被保險者の家族にも及べるは特徴の一に數ふべきである。

(ロ) 被保險者の範圍の廣汎なること  
ソ聯邦・ロシアの社會保險は強制保

調停委員及び、(四) 爭議當事者の同數代表者に依り組織せられる仲裁裁判所の仲裁手續により解決するものであるが、前記の機關は總て各特別の規定に基いて行動するものである。

(一) 人民裁判所特別法廷  
同法廷は労働法、労働に關する其他の總ての法規並びに團體契約の違反にして刑事手續に依つて追訴を受くべきものを取扱ふ。

同法廷の組織は議長たる人民判事及び委員二名を以て構成し、委員の一名は労働部代表者とし、他の一名は職業組合團體の代表者である。

(二) 評價爭議委員會  
評價爭議委員會は團體契約及び労働契約及び労働契約の適用に關し發生する爭議並びに特に本法に規定したる問題に限り審議するものであつて、評價爭議委員會では事件の解決は當事者双方の合意によるとしてあり、合意が成立しない時は該事件を

險にして、全部の被保險者に對し之を適用し、苟も他人に雇はれて報酬を受くる者は國籍、労働の場所、種類、性質、期間及報酬の多寡支拂方法等の如何を論ぜず、悉く被保險者である強制保險なるを以て雇傭せらるゝと同時に當然被保險者たるものにして被雇傭者の意志如何に依るものではない。又所謂筋肉的労働者のみに適用するにあらずして智的若くは事務的労働者等勞務に従事する被雇傭者一切を包含し、極めて廣汎に適用せらるゝものである。従つて被保險者の範圍の廣大なることは諸外國に其例を見ざるものである。

(ハ) 保險料金額が雇傭主の負擔なること  
社會保險の料率は業務の種類により差等あるも、其料率の高低に拘らず、又、雇傭主が個人たるを法人たるをソ聯邦・ロシア政府自身たるを論ぜず、將又外國人たるを問はず、保險料の全部は雇傭主の負擔に屬し被保險



者は何等の負擔をも課せられないのである。是れソ聯邦社會保險法の最も顯著なる特色にして世界に比類なきものであるが、同法制定の精神に鑑みソ聯邦・ロシアとしては當然の事なりとも得ひ言るのである。

(二)一時的勞働不能の期間賃銀全額の手當金を給與すること

負傷又は疾病に因り若くは分娩前後の一定期間又は家族の病氣看護の爲に一時勞働不能の場合或は近隣に發生したる傳染病の爲め隔離せられて一時勞働不能に陥りし場合には、賃銀全額の手當を支給せらるゝものにして是亦他國に類例なき一特徴と謂はねばならぬ。

(ホ)社會保險機關が被保險者に依り經營管掌せらるゝこと

社會保險の全機關は被保險者が一定の順序方法に依り選出したる代表者に依つて管理經營せられて居る事は、他國の企圖し得ざる特徴なりと稱せらるゝのである。

一、ソ聯邦の總ての人民は武器を執つて祖國を守る神聖なる義務を有する(擲取階級が消滅したが従來の勤勞分子と非勤勞分子の差別を撤廢する)

二、現役年限

陸軍及内務人民委員部々隊勤務兵士  
陸軍部隊勤務下士官

三年(一年延長)

陸海軍航空部隊兵士及下士官

同

内務部隊下士官、同國境部隊兵士及下士官

同

沿岸防備部隊、國境部隊艦艇勤務の兵士及下士官

四年

海軍艦船其他の部隊の水兵及下士官

五年

三、戰時中、醫學、獸醫學及特殊技術上の知識を有する婦人を補助勤務の爲召集することを得ること

四、徴兵年齢

れてゐる。これ革命前勞働者の高唱せし「社會保險機關は之を被保險者即ち勞働者の手に收めねばならぬ」との要求を容認したるものであるが、一面より云へば各種産業機關の大部分が國營であり、従つて有力なる事業主なきソ聯邦・ロシアに於て又政府當局者自身が悉く被保險者たる關係より觀れば敢て異とするに足らざること他に比類なき國情を有するものゝ當然の結果とも謂ひ得るのである。

社會保險經營に要する全費用は保險料に依り支辨せらるゝのである。ソ聯邦の社會保險料は被保險者の報酬に保險料率を乗じ算出するものにして賃銀比例主義によるものである。而して保險料率には二種類あつて、一は被保險者の従事する企業の種類、性質、即ち危険、有害の程度に應じて定むる一規約料金率で、四等級に分類せられ、特に保護を必要とする特殊企業を除きたる總ての私、國營商業、國營工業、

徴兵の年滿一九歳に達する者(一九三六年以來當該年度一月一日に於て滿一九歳に達したるものを召集して來たが新法は當該年度中に滿一九歳に達するものを召集することとした爲實際に於て召集年齢は一年低下す)但し中等學校及之と同等の學校を卒業した者は一八歳とすること

五、兵役の延期又は免除

中等學校在學者は卒業迄徴集を延期することを得(但し二〇歳未満の者)、家族中唯一の勞働勤務者にして勞働能力を有せざる兩親を扶養する者に對しては兵役を免除すること  
六、兵卒及下士官の豫備期間を五〇歳迄とす

### 戰時法令

戰時法令なる語に嚴密な定義を與へる事は困難であるが、戰爭遂行に必要な態勢整備を目的とし戰爭に關係ある規範内容を有する法令なりとするなら

一般企業の従業者に適用せらる正規の保險料率で賃銀の一六乃至二二パーセントである。

他の一は政策上保護助長すべき特殊企業に對し、負擔軽減の目的を以て特に規定する低率の料金率、即ち特定料金率であつて一〇乃至一四パーセントに過ぎないので、保險料全額を負擔すべき事業主にとつては尠なからぬ負擔軽減となるのである。特定料金率を適用せられるのは國營金屬工業(一〇%)、電氣機械工業(一〇%)、交通省管理の各種運輸企業(二〇%)、家庭勞働(保姆、下女、乳母其他)(一〇%)等である。

### 兵役法

(一九三九年七月一日)

新兵役法は一九三九年八月の第一回ソ聯邦最高會議第四期に於て採擇、九月一日附公布せられたが、同法は八章七十九條より成り、その要點は次の通

ば、世界攪亂を野望し社會主義的國防國家建設を企圖しつつ來つたソ聯邦に於ける法令は殆どが戰時法令的性格を帯びてゐたと云へる。なかんづく一九三九年秋歐洲大戰の勃發以來、戰爭準備のため發せられた最高會議幹部會令、人民委員會議決定はソ聯邦の戰爭準備を如實に反映してゐる。

「戰時法律」なる語はソ聯邦の戰時法令中にも使用せられ、例へば戒嚴に關する最高會議幹部會令は「……犯罪者を諸戰時法律による刑罰に處す(第六條)と記してゐる。ソ聯邦戰時法令の内容は廣般に亘り、軍事に關するもの、行政機構に關するもの、治安維持に關するもの、經濟財政に關するもの、社會保障に關するもの、刑事立法に關するもの、裁判手續に關するものなどに分類し得る。

第二次歐洲大戰勃發から獨ソ戰に至る迄發せられた戰時法令中主なものとしては、一九四〇年六月二十六日付八



時間制労働日に關する最高會議幹部會令、同年十月二日付労働豫備軍に關する最高會議幹部會令等であつて、純粹な戰時法令と云ふよりは寧ろ來るべき戰爭を目的とした生産力擴充に重點が置かれ長期戦的な直接の準備は未だなされなかつたと言つてよからう。

獨ソ戰開始以後の戰時法令

一九四一年六月二十二日獨ソ戰勃發するや最高會議幹部會により即日公布された法令は動員の布告、戒嚴令、軍法會議規定、モスクワ州防空命令等であつて、その後月餘の間に公布されたものにはモスクワ市守備隊命令、兵及び下士官家族扶助料規定、一般兵義務に關する法律増補、労働時間延長令、國家防衛委員會の創設、市民の防空教育義務令、農業税及所得税の増徴、流言取締令、戰時郵便電信制限規則、切符制度、軍事委員設置規定、内務人民委員部及び國家保安人民委員部の内務人民委員部への統合等がある。之等の

詳細に關してはそれぞれ該當の項に於て述べられてゐるからここには繰返さないが以下二三について解説する。

戒嚴に關する最高會議幹部會令（一九四一年六月二十二日付）

戒嚴の宣告憲法四四九條に基き國防のため及び社會秩序國家治安保障のため最高會議幹部會によつて發せられるもので、特定地域或は全領土に亘り、戒嚴を宣告せられたる地域に於ける國防、社會秩序國家治安保障に關する國家機關の全機能が軍事會議（或は最高司令部）に移される他、更に廣般な技能が與へられてゐる（第三條）。即ち一、勤務動員 二、便益提供 三、徵發 四、業務制限 五、交通管制（禁止） 六、危険分子の退去等の權能が與へられ、刑罰權の行使も著しく強化されてゐる。

戒嚴宣告地域及び軍事行動地域に於ける軍法會議規定（一九四一年六月二十二日付）

從來公布せられた軍法規定（一九二

六年八月二十日付）は平時に於ける軍法會議規定であつたのに對し、戒嚴宣告地域及び軍事行動地域の軍法會議を規定したものであつて、本規定による軍法會議は（イ）軍管區、正面軍、艦隊に設置されるもの、（ロ）軍、軍團及その他の軍部隊、軍事機關に設置されるもの、（ハ）鐵道及水上交通軍法會議であり、その定員は司法人民委員、國防人民委員、海軍人民委員の共同命令によつて確認される。軍法會議の管轄はロシア共和國刑事訴訟法二七條から委任せられ、（イ）軍關係者の犯罰、（ロ）軍關係者以外の軍事的間諜罪、（ハ）何人によらず犯せる匪賊行為、銃器の賣買窃取、赤軍に脅威を與ふ犯罪、テロ行為、（ニ）軍關係以外の者の犯せる軍人以外の者の殺人等を包含する。尙平時の軍法會議との差違は上告を許さない點である。

11 ソ 聯邦 戰時 法規

目 次

前 言	召集下士官以下の家族に扶助金支給
一、軍事關係法規	二、軍事教育規則
兵役義務者に動員令	國民の防空義務教育
戰時狀態の宣言	兵役義務者並に被徵收者の登録及び移動に關する新規則
國家防衛委員會の設置	三、戰時生活關係法規
赤軍政治宣傳機關の改組並に軍事委員制の實施	モスクワ市の公安維持に關する命令
勞農赤軍々事委員制施行令	内務人民委員部と國家保安人民委員部の統合
國防委員會委員の追加任命	モスクワ周邊に包圍令
軍事委員制度の廢止	六月十四日は聯合國デー
軍事委員制度の廢止に關する決定を海軍にも適用	四、農工業關係法規
スターリンに元帥の階級稱呼授與	戰時に於ける労働時間の延長
赤軍の新階級章並に赤軍服制の變更	國防工業に銃後國民を動員
海軍兵新階級章の實施	コルホーズ、個人農の煙草並にマホールカの義務納入に關する件
赤軍諸部隊に授與する新赤旗制定	コルホーズ員の最低労働日数引上げ
下士官以下に軍服給與	都會人並に農村民を農事に動員
	五月一、二を労働日と決定
	コルホーズ員の労働報酬追加支持
	コンバイン手の労働報酬追加支持
	軍事穀物貯蔵に關する決定
	五、戰時租税・國債・富籤法令
	第一次戰時税
	第二次回現金・物品富籤の實施
	第二次戰時税
	獨身税並に子無し税
	戰時國債百億留發行
	六、各種勳章褒賞規定
	祖國戰勳章の制定
	狙撃兵胸章外六胸章の制定
	ス・ウオーロフ勳章外二勳章の制定
	祖國戰バルチザン記章の制定
	看護兵並に擔架兵の褒賞規定
	海上船舶の海員に年金
	優秀搜索兵胸章制定
	一九四二年度スターリン賞
	獨ソ戰開始と共に、ソウエト政府は多くの法規、制定を公布し、戰時下



の非常時局に對處するため萬全の策を取つてゐるが、その中でも戰時關係の諸法規、制定は大方の參考に資すべきもの多く、依つて獨ソ開戦後に公布された主なる諸法規、制定を軍事、戰時生活、農工業、戰時稅、各種褒賞等に分ちて検討して見る。

### 一、軍事關係法規

#### 兵役義務者に動員令

ソウエート當局は獨ソ開戦と共に次の動員令を發令した。

ソ聯憲法第四十九條(ヌ)項に基きソ聯最高會議幹部會はレニングラード、沿バルチック特別、西部特別、キエフ特別、オデツサ、ハリコフ、オルロフ、モスクワ、北カフカズ、アルハンゲリスク、ウラル、西比利亞、沿ウオルガ及び後コーカサス各軍管區の地域に於ける動員を命ず。

一九〇五年より一九一八年までに出生したる兵役義務者は動員に服すべき

ものとす。

一九四一年六月二十三日を動員の第一日とす。(一九四一年六月二十二日附)

(註) この動員令中には後バイカル及び極東各軍管區は含まれてゐない。

#### 戰時狀態の宣言

アルハンゲルスク州、白ロシア共和國、ウオロネジ並にイワノウオ州、カレオ・フィン共和國、クラスノダール地方、クルイム自治共和國、クルクス州、ラトウイヤ共和國、レニングラード州、モスクワ並にモスクワ州、オリョール、リヤザン、トウラ各州、エストニヤ、ウクライナ並にモルダウイヤ各共和國及びロストフ州は戰時狀態にあることを宣言する。(一九四一年六月二十二日附)

#### 國家國防委員會の設置

ソ聯當局は六月三十日附を以て國家國防委員會の創設に關する法令を公布した。

騎兵中隊に政治指導員制を設ける。  
三、勞農赤軍聯隊及び師團に於ける軍事委員制施行令を確認する。(一九四一年七月十六日附)

#### 勞農赤軍軍事委員制施行令

一、戰線にあると銃後にあるとを問はず各聯隊、師團、軍諸學校並に機關に軍事委員制を實施する。  
二、軍事委員は赤軍内に於ける黨及び政府の代表者にして、指揮官と共に軍諸部隊の戰闘任務の遂行に對し、或は戰闘中その堅忍不拔、最後の血の一滴まで我が祖國の敵と戦ひ、赤誠を以てソウエート國の寸土を固守せんとする準備に對し全責任を負ふものとす。  
三、軍事委員は部隊の精神的指導者となり、また物質的及び精神的利益の第一の擁護者となるものとす。若し聯隊長が聯隊の長なりとせば聯隊委員は其の聯隊の父たり魂とならねばならない。

國防委員會は名實共に對獨戰を遂行するソ聯の首腦部を以て構成せられ、議長スターリンを含み五人の少數制を以てソ聯邦全域に號令せんとするもので、これこそ最大の非常體制と見るべきである。

スターリン、モロトフの兩コンビは最近特に強く叫ばれてゐる所で、この兩者が中心となり、軍をウオロシロフ元帥、黨中央委員會書記マレーンコフ、内政を内務人民委員ベリヤが代表してゐる。委員會の顔振は何れもスターリン派の大物連である。

非常時局に當り我が國を攻撃した敵に反抗するためソウエート國民の全精力を速かに動員する目的を以てソ聯最高會議幹部會、全聯邦共產黨中央委員會及びソ聯人民委員會は左の事項を必要と認めた。

一、スターリン・イ・ウエ(議長)モロトフ・ウエ・エム(副議長)ウオロシロフ・カー・エー

四、軍事委員は誠實、献身的に戰闘任務を遂行する指揮官を凡ゆる角度より輔佐し、指揮官の權威を強め、上級統帥部の命令の實行を嚴に監督する義務を有する。

五、軍事委員は指揮官及び政治委員の資格を有せず、その行狀に於て赤軍の名譽を毀損する指揮官並に政治委員に就き上級統帥部並に政府に上申するものとす。

六、軍事委員は我が祖國の敵との戰に於て軍隊を鼓舞しなければならず、緊急の際自ら勇敢、剛毅の龜鑑となり、部隊の戰闘精神を作興し、戰闘命令の絶対遂行を貫徹すべし。

七、軍事委員は優秀なる兵員及び指揮官を鼓舞し、之を廣く知らしめ、部隊員に果敢、剛毅、沈勇、創意の精神を養成し、死を厭はず、我が祖國の敵との勝利に至る最後まで闘ふ用意を涵養する義務がある。

八、軍事委員は赤軍軍人及び指揮官の

マレーンコフ・カー・エー  
ベリヤ・エル・ペー  
を以て構成する國家國防委員會を創設する。

二、國內に於ける凡ゆる權力を國家國防委員會の手に集中する。

三、全國民、黨、ソウエート、コムソモール及び軍の諸機關に對し絶對的に國家國防委員會の決定及び命令を遂行する義務を負はしめる。(一九四一年六月三十日附)

#### 赤軍内政治宣傳機關の改組並に軍事委員制の實施

獨ソ開戦に伴ひ赤軍内の政治委員の役割並に其の責任はより重大性を帯ぶるに至つたため、國家國防委員會、參謀本部の要請を容れソ聯最高會議幹部會は次の如く決定する。

一、政治宣傳局並に課を勞農赤軍政治局並に政治課に改む。  
二、赤軍諸聯隊、師團、陸軍諸學校並に施設に軍事委員制を中隊、大隊、



支持の下に恐慌助長者、脱走者を容赦なく處分し、確心を以て革命的秩序及び軍紀の確立に努力する義務がある。

九、軍事委員は諸部隊の政治機關及び黨並にコムソモール機關を指導する(以下二條省略)(一九四一年七月十六日附)

(註) 七月二十日附を以て軍事委員制施行令は海軍にも適用される旨公布される。

### 國家防衛委員會委員の追加任命

一九四一年六月三十日附を以て國家防衛委員會の設置に關する法令は公布されたが、スターリン以下五名の少數制により全ソ聯に號令して來たが、一九四二年二月四日附を以て外國貿易人民委員ミコヤン及び聯邦人民委員會議長代理ウオズネセンスキーの兩名を、更に二月二十一日附を以てエル・エム・カガノウイツチを國家防衛委員會に任命

した。これにより同委員會委員は八名となつた。

### 軍事委員制度の廢止

國內戰當時赤軍内に創設された軍事委員制度は幹部の中に當時ソウエート政權の牢固性に信頼を置けず、この政權に没交渉とすら思はれる舊帝制時代の軍事専門家が含まれてゐたため幹部に對する多少の不信から設置されたものである。即ち國內戰時代に於ける軍事委員は赤軍の強化並に幹部の拔擢及び赤軍の政治教育、軍紀確立に重要な役割を演じたのである。然るに國內戰後今日に至る年代に幹部の育成並に訓育の過程は進められ、赤軍の地位は全く變化した。

對獨戰に於て赤軍の幹部は鍛へられ、戰闘に於て試鍊を経るに至り、忠實なる有能指揮官の巨大層を進出せしめたのである。

また軍事委員は自己の軍事知識を高め、豊富なる現代戰の經驗をつみ、彼

等の一部は既に指揮官職の轉補せられ、立派に軍を指揮しつゝあり、其の他の多くの者も直ちに、或は一定の軍事教育後指揮官の職に任用することが出来る。

以上のことは軍事委員制度存続の基礎が完全に消滅したことを證明するものである。今後軍事委員制度が存続することは軍統帥の改善に障礙を齎すことがある。

斯くの如くなれば赤軍に於ける軍事委員制度を確立し、軍隊に於ける諸任務に對する全責任を指揮官に負はしめる必要性が生じたのである。

右の事情に鑑み聯邦最高會議幹部會は次の如く決定する。

一、赤軍内に於ける一元統帥を確立し、赤軍各部隊、編成部隊並に諸施設の戰闘任務及び政治生活の全責任を指揮官長に負はしめる。

二、編成部隊、部隊、司令部、軍諸學校、國防人民委員中央各部局、總務

部並に赤軍機關に於ける軍事委員制度と各小部隊に於ける政治指導員制を廢止する。

三、編成部隊、部隊、司令部、小部隊、軍各學校、國防人民委員部中央各部局、總務部、赤軍諸機關に政治部指揮官代理の制度を設ける。

四、十分なる軍事教育あり、且つ現代戰の經驗を修得せる軍事委員並に政治部員への轉補を強化する。

五、政治部指揮官代理並に他の政治部全員に對し赤軍全指揮官と共通の階級稱呼並に階級章を制定する。(一九四二年十月九日附)

### 軍事委員制度廢止に關する決定を海軍にも適用

赤軍に於ける軍事委員制度の廢止に關する決定を赤色海軍にも適用する旨公布せらる。(一九四二年十月十四日附)

### スターリン元帥の階級稱呼授與

聯邦共產黨書記長、聯邦人民委員會議長、國防人民委員、國家防衛委員會議長、ソ聯軍最高總司令官スターリン・ヨシフ・ウイツリオノウイツチに對しソ聯元帥の階級稱呼を授與する。(一九四三年三月六日附)

### 赤軍の新階級章並に赤軍服制の變更

一九四三年一月六日附聯邦最高會議幹部會令「赤軍將兵の新階級章實施に關する件」に従ひ次の如く命令する。

- 一、肩章の裝着を次の如く定める。
- 野外肩章 出動軍にある者並に戰線へ出發の準備中にある諸部隊兵。
- 通常肩章 右項以外の赤軍諸部隊並に機關勤務中の者又は正裝の場合
- 二、赤軍兵は皆一九四三年二月一日より十五日までに新階級肩章に移る。
- 三、赤軍兵の軍裝には新規定に準じて變更を加へる。
- 四、赤軍兵の服裝規定を實施する。
- 五、新たに被服の給與あるまで、現行

制服に新階級章を附して着用することを許可する。

六、各部隊指揮官及び守備隊長は服制の嚴守及び新階級章の正確なる裝着の監視を嚴にすべし。(一九四三年一月十五日附國防人民委員部令)

### 海軍兵新階級章の實施

- 一、海軍人民委員部の請願を受理し、現在の階級章に代へソ聯海軍兵新階級章(肩章)を實施する。
- 二、海軍兵新階級章の型並に意匠を確認する。
- 三、赤軍と共通の服制を規定されたる海軍諸部隊の兵員に對しては赤軍に於て定められたる階級章を適用せらる。
- 四、海軍人民委員は新階級章への移行期日を定め、また海軍兵の制服に所要の變更を行ふべし。(一九四三年二月十六日附)

### 赤軍諸部隊に授與する新赤旗制定



一、赤軍部隊の編成に際し之に授與すべき新赤旗及び其の様式を確認す。

五、部隊の怯懦の結果、赤旗を失ひたる場合、その責任者たる指揮官並に全幹部を軍法會議に附し、其の部隊は解散される。(一九四二年十二月二十一附)

二、赤軍諸部隊用赤旗に關する條件を確認す。授與さるべき赤旗に關する條件は次の如くである。

下士官以下に軍服給與  
聯邦最高會議幹部會は一般兵役義務法第三十條に左の内容の「ハ」項を加ふる旨公布した。「赤軍及び海軍に動員又は定期召集により召集せられ、戦線に於て服務した兵並に下級指揮官(下士官)に支給された軍服は兵並に下士官の所有となり、戦後返却を要せざるものとする。(一九四一年六月二十二日附)

一、赤旗は軍の名譽、勇敢、榮譽の表徴にしてソ聯のため誠實を以て奉公し、懸命に祖國を防衛し、各人の血と生命をも惜まず祖國の寸土を固守すべき神聖なる義務を諸部隊の兵及び指揮官に銘記せしめるものである。

召集下士官以下の家族に扶助金支給  
赤軍、海軍、内務人民委員部所屬國境警備隊及び國內警備軍に動員令を以て召集された兵並に下級指揮官の家族は戦時に於て國家より左の扶助金を受

二、赤旗は聯邦國防人民委員部代表者は部隊の編成後、聯邦最高會議幹部會の名を以て之を授與する。

一、家族に労働能力者なき場合扶助金は毎月左の額に於て支給せらる。  
イ、労働能力なきもの  
一人の場合 一〇〇留  
ロ、同上 二人の場合 一五〇留  
ハ、同上

三、赤旗は部隊の名稱並に番號の變更に關係なく常に其の部隊に保存せらるべきものである。部隊の名稱及び番號の變更は赤旗下附の際交附される旗記に記入するものとす。

二、若し一人の労働能力ある家族に三人及び其以上の労働能力なきものいる場合に於ける扶助金は都市に於ては月額一五〇留、農村に於ては其の五〇%の額を支給される。

四、赤旗は常に其の部隊と共にあり、戦場に於ては部隊の戦闘地區に在る員會に附屬する左の構成よりなる委員會により軍人の家族居住地に於て査定される。

三、若し一人の労働能力ある家族に十六歳未満の子供二人ある場合に於ける扶助金は都市に於ては月額一〇〇留、農村に於ては其の五〇%の額を支給される。

委員會議長 區(市)執行委員會議長代理

九、軍人が廢疾のため軍務を免ぜられたる場合其の家族に對し決定される扶助金は、傷痕年金が決定されるまで軍人に支給される。戦死、死亡又は行衛不明の軍人の家族は家族に對する年金が決定されるまで家族に對し定められた扶助金の受領を繼續する。

委員會議員一、區(市)軍事委員

一〇、若し扶助金受領の權利を有せざる軍人の家族に於て變化(他の家族員の動員、新しき労働能力なき家族員の發生)を生じ、この結果家族が扶助金受領の權利を得たる時、扶助金は本令により定められたる方法により變加之生じたる時より決定される。

二、區(市)社會保障課長

若し將來に於て扶助金を受くる軍人の家族に扶助金受領の權利を失ふ變化(未成年の家族員が成年となり、新しき労働能力ある家族員が生じた

五、扶助金の査定は都市居住の軍人家族より申出ありたる日並に農村居住の軍人家族に對する村ソウエートよりの名簿を受取りたる日より三日以内に決定されるものとす。

決定は三日以内に行はれ、最後のものとする。

六、軍人の家族に對する扶助金査定問題を決定する際左の者は其の扶養を受ける労働能力なきものと看做される。

若し將來に於て扶助金を受くる軍人の家族に扶助金受領の權利を失ふ變化(未成年の家族員が成年となり、新しき労働能力ある家族員が生じた

イ、十六歳未満の子、學童は十八歳未満とする。

八、委員會議決定の扶助金に對し、州(地方)執行委員會議、州の區劃なき共和國の人民委員會議に對し不服の訴へを提起することを得る。この場合の

ロ、十六歳未満の兄弟、姉妹、學童は十八歳未満、但し労働能力ある両親を有しないもの

ハ、六十歳以上の父並に五十五歳以



る時)を生じたる時この家族は家族に變化を生じたる時より扶助金に對する權利を失ふものとす。

## 二、軍事教育法規

### 國民の防空義務教育

ソウエート國民に對し防空、防毒教育を施し、地元防空初級團體(自衛團)を組織し、これを教育する目的でソ聯人民委員會議は年齢十六歳以上六十歳までの全成年住民に對し防空及び防毒の普通的教育を行ふことを決定する。

註、年齢八歳以上十六歳未満の未成年者に對しては空襲を受けた場合に於ける個人的防禦器材の使用方を教育する。

教育は勞務者並に職員に對してはその勤務處に於て、生徒に對してはその就學處に於て其の他の國民に對しては其の住地に於て行はるゝものとす。十八歳乃至五十歳までの女子並に十

六歳乃至六十歳までの男子は企業、機關及び居住地に設けられる地元の防空自衛團に義務的に参加すべきことを規定する。  
左の者は地元自衛團への義務的参加を免ぜられる。  
イ、疾病及び負傷のため一時的労働能力を失ひたるものは其の全快を要する期間中  
ロ、労働及び戦争による勤務不能なる者  
ハ、分娩前三十五日以内並に分娩後二十八日以内の妊婦  
ニ、八歳以下の子供を有する者

註、企業若くは機關に働く者はその勤務處及び居住所の自衛團に同時に参加し得るものとし、空襲警報の際に居合せたる自衛團に於て活動するものとす。

住宅地に於ては住民に對する防空防毒準備の諸基準の教育、自衛團指導員及び其の他團員の教育はオソアヴィアヒムノ任務とし、自衛教育の材料は補

る。

居住地を離れ、一ヶ所に十日以上滞在せる兵役服務者並に被徵集者は最寄りの軍事委員會に出頭し、服役上の異状の有無を確め、且つ軍事カードへの記入を受けねばならぬことになつてゐる。(一九四二年一月二十七日附)

## 三、戦時生活關係法規

### モスクワ市の公安維持に關する命令

一九四一年六月二十二日モスクワ市に戒嚴令は布かれ、これと同時に衛戍司令官ザハルキン中將は安寧秩序維持のため左の命令を布告した。

- 一、地方並に州機關に於ける執務時間は午前八時三十分より、聯邦並に共和國機關は午前九時よりとする。
- 二、商店、賣店、市場、食堂、料理店、カフェー、浴場、洗濯所、理髮所は二十二時四十五分までに閉店する。
- 三、劇場、公園、映畫館、俱樂部並に

給並に特別器材の裝備は市並に地區勤務員代表ソウエート執行委員會の任務とする。

企業並に機關に於ける自衛團の教育は其の企業並に機關指導員の任務とし自衛團教育に要する材料の確保並に裝備は所轄人民委員會並に其の所屬機關の任務とする。

地元防空自衛團の編成には内務人民委員部がその指導の任に當る。

住民の防空並に防毒教育規則、自衛團の編成並に之に對する國民の加入に關する規定は各共和國人民委員會議が之を制定する。(一九四一年七月二日附)

### 兵役義務者並に被徵集者の登録及び移動に關する新規則

戦時に於ける兵役義務者の登録並に兵役義務者及び被徵集者の移動に關する新規則が實施され、兵役義務者並に被徵集者は所屬の區又市軍事委員會の許

其他の興業は二十二時四十五分までとする。

四、モスクワ市に居住を登録せざる者の入市を禁ず。但し聯邦並にロシヤ共和國人民委員會部の招きに依り特に出張を命ぜられた者を除く。

五、モスクワ市衛戍司令官の許可なくしてモスクワ市内に於て撮影することを禁ずる。

六、二十四時より四時までモスクワ市内に於ける輕輸送機關並に通行者の通行を禁ずる。但し特別の許可證あるものは此の限りに非ず。

本命令に服従せざるものは戦時法令により處罰せらる。(一九四一年六月二十二日附)

### 流言浮説取締令

戦時に於て國民を誑惑せしむる流言浮説をなしたる者は其の言動が法規に照しより重刑を伴はざる場合に於ては軍法會議の判決に基き監禁二年乃至五年に處せれる。(一九四一年七月六日

可なくして、其の居住地から任意に旅行することは出来ない。この許可を得るには旅行の理由を文書に認め、證明書を添附して、軍事委員に提出するを要する。

動員召集の延期の恩典を受けた兵役服務者並に被徵集者(動員猶豫者)にして勤務上の用件を帯び一ヶ月以内の出張をなす者は軍事委員の許可を得ずして旅行する權利を有する。兵役義務者並に被徵集者が一ヶ月以上の旅行をなす場合には軍事委員に其の旨申出で旅行許可證を得ると同時に登録簿より氏名を削除くものとする。

兵役義務者或は被徵集者が用務のため同一地に十日以上を滞在し、且つ其の出張期日が一ヶ月以上に及ぶときは到着日より四十八時間以内に登録簿に登録の手續をしなければならぬ。

登録を忌避した兵役服務者並に被徵集者及び其の補助者はロシヤ共和國或は他の共和國の刑法上の責任を問はれ



附)

内務人民委員部と國家保安人民委員部の統合

諸般が平時より戦時に移行したのに鑑み、内務人民委員部並に國家保安人民委員部を一つの内務人民委員部に統合することを至當と認める。

ソ聯各共和國、自治各共和國、地方並に州に於ける内務人民委員部並に國家保安人民委員部機關は之により統合せらるべきものとす。

ベリヤ・エル・ペーを内務人民委員に任命する。

メルクロフ・ウエ・エンを内務人民委員第一次長に任命する。(一九四一年七月二十日附)

モスクワ周邊に包圍令

本決定を以てモスクワの西方二百二十軒の界線の防衛に西部方面司令官ジュロフ大將を任命し、モスクワ警備隊長アルテミエフ中將をしてモスクワ及び其の週邊路の防衛に當らしめる。

モスクワ防衛の後方及びモスクワ防

衛軍の後方を確保すると同時にスパイ、後方の攪亂者その他ドイツ手先の切崩し工作を防止する目的を以て國家國防委員會は次の如く決定する。

一、一九四一年十月廿日よりモスクワ及び其の週邊地帯に包圍令を施行する。

二、モスクワ警備司令部の特別許可を所持する個人及び交通機關を除き午後十二時より午前五時まで個人及び交通機關の街路の通行を禁ずる。空襲警報發令時に於ける住民及び交通機關の行動はモスクワ市防空委員會によつて決定せられ、紙上に公表された諸規定に従ふものとす。

三、モスクワ警備司令官ジュロフ少將を市及び其の週邊地の嚴たる秩序の維持に任せしめ、その目的を遂行するため内務人民委員部國內警備軍、民警及び義勇隊を同警備司令官の直轄下に置く。

四、秩序の破壊者は即刻軍法會議に附し、惡質の煽動者、スパイ及び敵方の手先は其の場に於て銃殺せられる。

國家國防委員會は首府の勤勞者全員に對し秩序を維持し、モスクワ防衛の赤軍に全面的に協力するやう呼掛ける。(一九四一年十月十九日附)

六月十四日は聯合國デー

ソ英米外二十六ヶ國が反侵略共同闘争に關する一九四二年一月一日附華府宣言に参加した聯合諸國民の連帶性を示威する目的を以て、ソ聯人民委員會はソウエート諸機關、國家機關及公共機關に對し六月十四日各建物にソウエート國旗を掲揚し、以て大英帝國、米國並に其の他聯合諸國民に敬意を表することに決定、其の旨通牒した。諾威、波蘭、和蘭、希臘其の他ドイツ軍に占領されてゐる諸國は自國國旗の掲揚は出來ないが占領されてゐない國々は當日各々國旗を掲揚し、この日の行

事を行ふことになつてゐる。(一九四二年六月十三日附)

戦時に於ける労働時間の延長

戦時に於ける危急に鑑み生産使命の遂行を確保する目的を以て聯邦最高會議幹部會は次の如く決定す。

(一)工業、運輸、農業並に商業機關の支配人に對し聯邦人民委員會會議の許可を得て企業の勞務者並に勤務員に及び工場並に勞務者及び勤務員團體のため一日一時間乃至三時間の義務的労働時間外の労働を定める權利を附與せらる。

(二)十六歳以下の者を一日二時間以内の義務的労働時間外の労働に従事せしめることを得。

(三)妊娠六ヶ月以上の妊婦及び授乳六ヶ月までの母乳を以て養育する婦人を労働時間外の労働に従事せしめることを得ず。

(四)勞務者並に勤務員の義務的労働時間外の労働に對する勞銀は普通

勞銀の一倍半とす。國家、公共、協同組合の企業並に機關に於ける定期並に追加の賜暇は之を廢止し、利用せざる休暇に對し金錢を給する。休暇は病氣の場合に於てのみ許可せらる。妊婦並に出産の場合に於ける休暇は一九三八年十月二十八日附の聯邦人民委員會會議、聯邦共產黨中央委員會並に職業組合決定第二十四條に照し與へらる。(一九四二年六月二十六日附)

國防工業に銃後國民を動員

幾多の男子を戦線に送つたソ聯は武器彈藥、其の他のため人的不足に直面してゐるが、労働能力ある銃後の國民を優先的に動員することの出来る法令を布告した。

重要軍需諸工業、建設及び國防に必要な國民經濟各部門の労働力を確保するため決定すること左の如し。  
一、戦時中労働能力ある公民を其の居

住所に於て航空、戰車製造工業、武器彈藥製造工業、冶金、化學及び燃料工業に優先的に動員することを必要と認める。

二、生産及び建設に動員せられるものは男子十六歳乃至五十五歳、女子十六歳乃至四十五歳までの労働能力を有する公民とし、國家機關及び企業に従事せざるもの。

三、左のものは動員より免ぜられる。  
イ、聯邦人民委員會會議令に基き工場學校、徒弟學校、鐵道學校に徵用(動員)された男女十六歳乃至十八歳までの者。  
ロ、乳兒及び八歳未滿の子供を有する婦人。但し後者の場合子供を配慮する他の家族員なき時。

四、公民の動員期間及び其の範圍は聯邦人民委員會會議が之を決定する。

五、動員を拒みたる者は刑事犯人として裁判に附し、被告の在任地に於て一年以内の強制勞役に服せしめる。



(一九四二年二月十三日附)

コルホーズ、個人農の煙草並にマホールカの義務納入に関する件

爾今コルホーズに於ける煙草並にマホールカの播種を一層發展せしめ煙草業の原料を確保し、赤軍の煙草、マホールカに對する需要を充すため次の如く決定する。

一、之まで行はれた豫約買附契約による煙草マホールカの調達制を廢止する。

二、一九四二年度の收穫より左の如く國家への義務的納入を實施する。

イ、煙草——アルタイ地方、クラスノダール地方、ウオロネジ州、スタリングラード州、アゼルバイジャン共和國、アルメニヤ共和國、グルジヤ共和國、カザク共和國、キルギス共和國、ウズベク共和國、タジク共和國の煙草を栽培するコルホーズ、コルホーズ農家並に

個人農。

ロ、マホールカ(粗煙草)——ウオロネジ、ヴォログダ、イヴァノヴォ、イルクーツク、ノウオシビルスク、オムスク、ベンザ、リヤザン、サラトフ、スタリングラード、タンポフ、ツィラ並にヤロスラヴリの各州、アルタイ、クラスノヤルスクの各地方、マリィ、モルダヴィヤ、タタール、ウドムール並にチュウワシの各自治共和國、カザフ並にウズベクの兩共和國のマホールカを栽培するコルホーズ、コルホーズ農家並に個人農。

三、聯邦農業人民委員部は聯邦食料品工業人民委員部、勤勞代議員地方ソウエト執行委員會及び各共和國人民委員會と協力し、他の作物の栽培を減縮することにより一九四二年度に於て煙草、マホールカの播種面積を増大し、煙草、マホールカの國家への義務的納入の完遂を確保する限

度に至るまで收穫量向上の措置を講ずること。

四、聯邦共和國並に自治共和國各人民委員會、勤勞代議員地方ソウエト並に州ソウエト執行委員會は各共和國、各地方、各州に對し定められたる煙草、マホールカの義務納入計畫に照し、コルホーズ、コルホーズ農家及び個人農の各地區別煙草、マホールカの義務納入計畫を十日以内に確認すること。

五、勤勞者代議員地區ソウエトは五日以内に煙草、マホールカを栽培する各コルホーズ、コルホーズ農家、個人農及煙草、マホールカの栽培計畫を指定された各コルホーズが國家への義務納入令により供出すべき煙草、マホールカの供出量を各々規定すること。

六、一九四二年度に於て煙草、マホールカの納入の年度遂行期を次の如く定める。

煙草	マホールカ
八月	一五%
九月	二五%
十月	四〇%
十一月	二〇%
十二月	二五%
一月	一〇%
二月	一〇%

七、マホールカの國家への義務納入を完遂したコルホーズに對し次の計算により穀物の義務納入の遂行に代へ、マホールカの供出を認可す。一等マホールカ一〇疋を穀物一五疋に換算する。

其他の等級品に關しては各々の價格に準じ換算する。

八、本令による煙草、マホールカの義務納入を遂行することは各コルホーズ、コルホーズ農、個人農の第一次的義務なるを以て、故意にその義務を履行せざる時は法に照し處罰せらる。

九、義務納入による煙草、マホールカの受入は聯邦食料品工業人民委員部、煙草總務局之を行ふものとす。一〇、コルホーズ、コルホーズ農並に個人農の各々につき煙草並にマホールカの買上豫約に對する一九四一年七月一日現在の未納分は之を帳消とする。(一九四二年四月五日附)

コルホーズ員の最低勞働日數引上げ

聯邦人民委員會並にソ聯共產黨中央委員會はコルホーズ員の最低義務勞働日數を左の如く引上げることに決した。

一九三九年に決された勞働能力あるコルホーズ員の最低義務勞働日數は今や大多數のコルホーズ員(男女)により遂行せられ、或は超過遂行されてゐる現狀にあるから、コルホーズに農事を適時に實施して、コルホーズに於ける高收穫畜産業をより一層發展せしめ、コルホーズに對しては其の勞働した日數に應じこれまでよりも更に大量の現

物或は現金収入を保證し、戰時下の今日赤軍や國家に重要な食料品を十分確保するのが目的で、これが今回の決定となつた主なる原因である。

一、戰時の際に於けるコルホーズ(男女)各人の一年間の最低義務的勞働日數は次の如く定められた。  
イ、棉花栽培する地區——一五〇勞働日。

ロ、莫斯科、レニングラード、イワノフ、ヤロスラヴリ、ゴリキ、カーリニン、ウオログダ、ツィラ、リヤザン、スモレンスク、アルハンゲルスク、キエフ、モロトフ、スウエルドロフスク、チタの諸州、ハバロフスク及び沿海地方、カレロ・フィン共和國、コミ、マリィ及びヤクーツクの各自治共和國、ソ聯農業人民委員部の記録に載せられてゐる高山地帯、粒穀並に畜産諸地區——一〇〇勞働日。



ハ、其の他のソ聯地區全部——一二

作業することを得る。

○労働日。

一、土地の開拓、播種、播種土地の手  
入れ、乾草の刈入れ、家畜の配慮、  
全時期の農作を確保する目的に於て  
男女全ホルホーズ員が農業に従事す  
る最低義務的労働日数を次の如く定  
める。

(一)の(ハ)の諸州、地方並に共和  
六十五日までは三十労働日を下らざ  
ること六月十五日より八月十五日  
までは三十労働日。  
八月十五日より十月十五日までは四  
十労働日。

五月十五日まで三十労働日を下らざ  
ること五月十五日より九月一日まで  
四十五労働日九月一日より十一月一  
日まで四十五労働日其の他の労働日  
数は十一月一日後に作業することが  
出来る。

其の他の労働日数は十月十五日後に  
作業することが出来る。

(二)の(ロ)の諸州、地方並に共和  
國。  
六月一日まで二十五労働日を下らざ  
ること六月一日より八月一日まで十  
五労働日を下らざること。  
八月一日より十月一日まで三十五勞  
働日を下らざること。  
其の他の労働日数は十月一日以後に

三、農作時期別の労働日数を各地區に  
つき二〇%の範圍内で増減し得る權  
利を構成共和国並に自治共和国の人  
民委員會議、地方執行委員會及び州  
執行委員會に附與せらる。  
四、十二歳乃至十六歳までのホルホ  
ーズ員の家族員である未成年者に對し  
ては一年の最低義務的労働日数を五  
十労働日以上と定める。未成年者に  
は労働手帳を手交し、未成年者の勞  
働日数を別個に計算することを各コ  
ルホーズに提議する。

裁判に附せられる。  
以上はホルホーズ員の最低義務的勞  
働日数引上げに關する人民委員會議  
並に黨中央委員の決定であるが、戰  
時下に於けるソ聯の諸情勢は前衛作  
業班や作業組に對してのみならず、  
全ホルホーズ員に對して祖國のため  
献身的労働を要求してゐる。戦時下  
の今日ホルホーズに於ける労働規律  
は極めて重要性を帯び、戦線に於け  
ると同様の意氣込みにて作業に従事  
せよとは従來工業諸部門に於て要求  
されて來た標語であるが、この標語  
こそはホルホーズに於ける標語とも  
なつた譯である。

ソウエート農業人民委員部當局の談  
であるが、今回ホルホーズ家族員の  
十三歳乃至十六歳の未成年者の労働  
を組織的に利用することになり、こ  
れ等未成年者の一ヶ年の最義務的労働  
日を公式に規定したことはソ聯に於  
てのみられることで、未成年者が農  
作に關心を持つやうソ聯當局の焦慮  
の程が窺はれる。  
またこれまで最低労働標準すら従事  
しない怠け者や横着者を容赦なく處  
断せんとするのも今回の決定で、要  
するに決戦體制下の今日各ホルホ  
ーズ員は戦地にある意氣込みで良心的  
に誠意を以て作業に従事することを  
要求してゐる。(一九四一年四月十  
七日附)

五、一九四二年二月十五日附のソ聯最  
高會議幹部會に準じ、正當の理由な  
くして農作時期別に定られた最低  
義務的労働日数を遂行しなかつた勞  
働能力を有するホルホーズ員は裁判  
に附せられ、其の判決に照らし當該  
ホルホーズに於て六月以下の強制勞  
働に従事せしめ、其の労働日に對す  
る勞銀の中より二〇%以内を控除  
して、これをホルホーズに留保する  
ことを得。  
一年を通じ最低義務的労働日数を勞  
働しなかつた男女ホルホーズ員は其  
のホルホーズから脱退せしめ、ホル  
ホーズ員たる權利並に屋敷の喪失を  
行ふやう各ホルホーズに提議する。  
六、以上の五條に述べたる諸事は十日  
以内に審理し、其の判決を即時執行  
するやう人民裁判所に提議する。  
七、最低労働日数を労働しなかつた勞  
働能力を有するホルホーズの告訴を  
拒否したホルホーズ長並に作業班長

以上はホルホーズ員の最低義務的勞  
働日数引上げに關する人民委員會議  
並に黨中央委員の決定であるが、戰  
時下に於けるソ聯の諸情勢は前衛作  
業班や作業組に對してのみならず、  
全ホルホーズ員に對して祖國のため  
献身的労働を要求してゐる。戦時下  
の今日ホルホーズに於ける労働規律  
は極めて重要性を帯び、戦線に於け  
ると同様の意氣込みにて作業に従事  
せよとは従來工業諸部門に於て要求  
されて來た標語であるが、この標語  
こそはホルホーズに於ける標語とも  
なつた譯である。

都會人並に農村民を農事に  
動員  
ホルホーズ、ソフホーズ並にエム・  
デー・エスが農作を適時に遂行し得る  
やう都市並に農村民を農事に動員、以

て農作を援助することになり、ソウエ  
ート當局は四月十七日附を以て之  
に關する決定を次の如く公布した。  
一、聯邦構成各共和国並に自治諸共和  
國人民委員會議、地方執行委員會並  
に州執行委員會に對し一九四二年度に  
於ける農繁期中次に該當する者をコ  
ルホーズ、ソフホーズ並にエム・テ  
ー・エムの労働に誘致することを許  
可する。  
イ、工業及び運輸諸企業に従事せざ  
る労働能力を有する都會人並に農  
村民。  
ロ、國家、協同組合、公共諸機關、  
第一に農業人員委員部並にソフホ  
ーズ人民委員部諸機關勤務員の一  
部、但しこれ等機關の事務に支障  
を來さざることとを條件とする。  
ハ、都市及び農村に於ける準中等學  
校並に中等學校六年乃至十年級  
の生徒、技術學校並に高等專門學  
校の生徒、但し專門學校の卒業年



度の生徒は除外される。

二、農事に動員さるべき労働能力を有する都會人並に農村民及び前記諸機關の勤務員は男子十四歳乃至五十五歳まで、女子十四歳乃至五十歳までとする。

三、準中等學校並に中等學校生徒はこれを男女別とし、教員を引卒者として農事に従事せしめる。農作に於ける其の労働時間は生徒の年齢並に労働の性質により六時間以上八時間以内とする。

四、この動員は聯邦人民委員會議並に自治共和國民委員會議、地方執行委員會議並に州執行委員並に州執行委員會が農作の季節に従ひ定める期間に於て行はれる。

校の在校生を農作に動員することは夏期休暇中とする。

五、農作に動員される者はコルホーズ管理部、ソフホーズ並にエム・デー・エス長の申出に應じ、コルホーズ、ソフホーズ並にエム・デー・エスに派遣せられ、到着後はコルホーズ管理部、ソフホーズ並にエム・デー・エス長の指揮を受ける。コルホーズ管理部、ソフホーズ並にエム・デー・エス長は農作に動員され、其の指揮下に入りたる者に住宅を提供、保障しなければならない。コルホーズ管理部、ソフホーズ長は労働の性質により配属者を現在の作業班又は作業班に入れるか、或は之等の配属者より成る別の作業班又は作業班を組織する。コルホーズ、ソフホーズ、エム・デー・エスへ配属された勤務箇處の現在規定に服する義務を有す。

六、ソフホーズ並にエム・デー・エスに於ける農作に動員されたる者に對する勞賃の支給はソフホーズ並にエム・デー・エスの勞務者の受くる一般規則に準じた標準及び評價に従ふものとする。コルホーズの農事に動員されたる者の勞賃支給は現存の労働日に於ける標準並評價に従ひ、コルホーズ員と同じく現金及び現物の支拂を受ける。

七、コルホーズ、ソフホーズ並にエム・デー・エスは農作に配属された者の社會給養に保障しなければならぬ。

八、農作に動員された勤務員に對し、其の勤務先の給料の五〇%を、技術學校並に専門學校の生徒に對し其の受ける奨學金を留保する。

九、鐵路或は水路による往復旅費は其の實費をコルホーズ、並にエム・デー・エスに於て支拂ふものとす。

十、ソウエト當局者の談に依ると百五十萬以上の學生、生徒並に勤務員（主として農業機關勤務員）が一九四二年四月七日附）

五月一、二日を労働日と決定

ソ聯に於ける例年の祝祭日の中で、特色あるメーデー並に翌五月二日は全國的に休業して兩日を祝祭するのが通常であつたが、一九四二年の五月一、二日の祝祭は之を取消し、労働日とする旨四月二十七日を以て次の如く發表したのはソ聯の決戦態勢を示すものであらう。

「本年五月一、二日の兩日は戦時下にあるの故を以て、兩日を國防のため緊張させる労働を必要とする労働日と決定、公布するやう多數の勤勞者から申出があり、従つて聯邦人民委員會議並に黨中央委員會は本年五月一、二の兩日を労働日とすることに決定する。」

追加支拂

農産物の收穫増加のため、エム・デー・エスのトラクター操縦手並にトラクター牽引農業諸機械に於てて作業す

一、一年度に於て受けた農業講習をコルホーズに於て活用し、相當の成績を擧げるであらう。

前年度も都會人の一部を利し、高度の生産高を擧げ、收穫も適時に終了し、收穫物の遺失もなかつた地元機關やコルホーズ管理部もあつた。これこそ組織的方法で都會人を利用したからである。然るに都會人のコルホーズに對する折角の援助があつたにも拘らず、多量の收穫物の遺失を出したコルホーズも數多くあつたが、これは都會人の労働力利用が拙かつた故で、例へば無經驗である都會人を以て獨立作業班を組織することは既に其の方針を誤つたものである。要するにこの決定によりコルホーズに數百萬人と云ふ労働力を農村に與へることになる。従つて各コルホーズはこの追加的労働力を最も完全且つ效果的に利用することが大切である。



るコルホーズ員を奨励する目的を以て  
聯邦人民委員會議並に黨中央委員會は  
次の如く決定した。

一、一九四二年以後トラクター操縦手  
トラクター班長、同副手、牽引農業  
機械に於て作業する、コルホーズ員  
のため制定された追加支拂を實施す  
るやう提議する。  
穀物並に荳科作物、トラクター班が其  
の擔當に係る穀物並に荳科作物の  
收穫計畫の超遂行、犁耕、耙碎、施  
肥、播種並に刈入に對し、トラクタ  
ー操縦手、トラクター班長、同副手  
牽引機械作業コルホーズ員及び機械  
調整係に對しては當該コルホーズの  
收穫計畫を超過して收穫せる穀物の  
一三%を現物を以て交附すること。  
前記の機械作業を分割、遂行した場  
合、計畫以上に收穫したる穀物中、  
其の六%を犁耕並に耙碎、一%を施  
肥、二%を播種、四%を刈入に對し  
追加支拂ふこと。

一種類又は數種類の作物につき收穫  
所定計畫を超過したる場合、トラ  
クター操縦手、トラクター班長、同  
副手、牽引機械作業コルホーズ員並  
に機械調整係は當該トラクター班の  
擔當せる穀物並に荳科作物の全耕作  
地を平均して收穫計畫を完遂するこ  
とを條件に、其の計畫超過の收穫作  
物に對し追加支拂を受ける。

向日葵、トラクター操縦手、トラク  
ター班長、同副手、牽引機械作業コ  
ルホーズ員に並に機械調整係はトラ  
クター班擔當の全耕地に於て向日葵  
收穫計畫を超過したることに對  
し、向日葵收穫計畫を超過收穫した  
る種子の一五%を受ける。分割作業  
の場合、分割して作業したる耕地に  
於て計畫以上に收穫したる向日葵種  
子中、犁耕並に耙碎に對し六%、施  
肥に對し一%、播種に對し二%、中  
耕二%、刈入四%の割合にて追加支  
拂を行ふ。

亞麻中部ロシヤ種並に南方種大府ト  
ラクター操縦手、トラクター班長同  
副手、牽引機械作業コルホーズ員並  
に機械調整係はトラクター班の擔當  
全耕地に於て亞麻又は中部ロシヤ種  
及び南方種大府の收穫計畫の超遂行  
に對しこれ等作物の收穫計畫を超過  
收穫したる麻纖維並に種子の一五%  
を受ける。分割、作業の場合、分割  
して作業したる耕地に於て計畫以上の  
收穫種子並に纖維の中、犁耕並に耙  
碎に對し六%施肥に對し一%、播種  
に對し二%、刈入に對し六%を交附  
すること。

砂糖用甜菜、トラクター操縦手、ト  
ラクター班長、同副手、牽引機械作  
業コルホーズ員及び機械調整係はト  
ラクター班の擔當する耕地に於て計  
畫以上に收穫された甜菜一セントネ  
ル毎に對し當該賣渡價格の二〇%の  
追加支拂を現金で受ける。  
分割作業の場合、その耕地より計畫

以上に收穫された甜菜一セントネル  
毎に對し當該賣渡價格の二〇%の追  
加支拂を現金で受ける。

分轄作業の場合、その耕地計畫以上  
に收穫された甜菜一セントネル毎に  
犁耕及び耙碎に對して當該コルホー  
ズの平均賣渡額の八%、施肥二%、  
播種三%、計畫に定められたる中耕  
作業一切に對し二%、取入作業五%  
の割を以て現金で支拂を受ける。  
馬鈴薯及び野菜、トラクター操縦手  
トラクター班長、同副手、牽引機械  
作業コルホーズ員及び機械調整係は  
トラクター班の擔當せる馬鈴薯或は  
野菜栽培地全般に於て收穫計畫の超  
過遂行に對し、所定の收穫計畫以上  
に收穫の馬鈴薯及び野菜の收穫高の  
一%を現物を以て受ける。トラク  
ター作業班員の同意を得て當該コル  
ホーズに於ける馬鈴薯又は野菜の平  
均販賣價格を標準して現金を以て交  
附することを得る。分割作業の場

合、分割作業實施の耕地に於て計畫  
以上に收穫したる馬鈴薯或は野菜を  
犁耕及び耙碎に對し七%、施肥二%  
中耕二%の割を以て交附する。  
棉花、煙草、マホールカ、採油用亞  
麻、本決定に記載されざる農作物に  
ありては、トラクター操縦手、トラ  
クター班長、同副手、牽引機械作業  
コルホーズ員及び機械調整係は當該  
コルホーズのコルホーズ員が收穫計  
畫を超過遂行したる際受くると同一  
の量又は額を以て現金又は現物を以  
て追加支拂を受ける。

二、一のトラクター作業班が數箇のコ  
ルホーズを擔當する場合、トラクタ  
ー班員は計畫以上の收穫をあげたコ  
ルホーズに於て作業したる労働日數の  
みを追加支拂を別に受ける。

三、コルホーズ耕地に於て作業のトラ  
クター手並に牽引機械作業コルホー  
ズ員が追加支拂により受くべき現物  
或は現金は班長、同副手、機械調整

係に對する追加支拂分を控除した後  
トラクター手並に牽引機械作業コル  
ホーズ員が追加支拂を受くる凡ゆる  
る作物に付き労働したる日數に應  
じ、その分配を行ふ。

四、トラクター班長は同班トラクター  
手の受くる平均額の一・五倍の追加  
支拂を受け、班長副手はトラクター  
手の受くる平均額より二〇%多く、  
機械調整係はトラクター手の受くる  
追加支拂額と同一である。

五、穀物、荳科作物、向日葵、亞麻、  
中部ロシヤ種及び南部ロシヤ種大府  
砂糖用甜菜、馬鈴薯、野菜、棉花、  
煙草、マホールカ其の他の農作物の  
收穫計畫を超過したるトラクター手  
トラクター班長、同副手、牽引機械作  
業コルホーズ員及び機械調整係に對  
する追加支拂の支給は耕作班、組の  
コルホーズに對する農作物の收穫超  
過に對する追加に對する追加支拂と  
同時に行ふこと、即ちコルホーズが



農作物の納入に關する義務を完全に遂行し、種子用、飼料其の他コルホーズ共同貯蔵を行ひたる後之を行ふこと。

六、エム・デー・エス所長は各トラクター班をして少くとも一年を下過ぎる期間一定のコルホーズを擔當せしめ、主として當該コルホーズ出のトラクター手を以てトラクター班の人員を補充する義務を負ふ。必要上止むを得ざる場合の外トラクター班を一のコルホーズより他のコルホーズへ移動せしめることを禁止する。

エム・デー・エス所長及びコルホーズ長は農作の全期間中牽引機械に従事するコルホーズ員を定め、これをトラクター班に補充する義務を有する。(一九四二年五月十日附)

コソバイン手の労働報酬  
追加支拂

エム・デー・エスのコソバイン手のコルホーズに於ける收穫物の取入れを

ヤ並にカレロ・フインの諸共和國にあるエム・デー・エスに於て労働するコソバイン手に對し、一五呎のコソバイン使用による取入れの場合、穀物脱穀量二〇セントネル以上より、二〇呎のコソバイン使用による取入れの場合、三〇セントネル以上より追加支拂を行ふこと。

ニ、北方用コソバインの使用による取入れの場合、一日コソバイン一臺當り一〇セントネル乃至二〇セントネルを脱穀したコソバイン手に對し一〇セントネルを超へる穀物脱穀量一セントネルに當り穀物四〇〇グラムを、又二〇セントネルをへる穀物脱穀量一セントネルに當り穀物五〇〇グラム宛を支拂ふこと。

二、コソバインの使用による取入れに於て、コソバイン手の責任による穀物に塵芥の混入多き場合、エム・デー

奨励する目的を以て聯邦人民委員會議並に黨中央委員會は次の如く決定した。

一、コルホーズに對し次の如く提議する。コルホーズはコソバイン手に對し其のエム・デー・エスより受くる支拂の外、コソバインの使用による農作物及び向日葵の優良なる取入れに對し穀物を以て次の如く支拂ふこと。

イ、一五呎のコソバイン使用による取入れの場合、コソバイン一臺當り三〇セントネル乃至八〇セントネルを脱穀せるコソバイン手に對し、三〇セントネルを超へる穀物脱穀量一セントネル當り穀物三〇〇グラム宛を、又八〇セントネルを超へる穀物脱穀量一セントネル當り穀物四〇〇グラム宛を支拂ふこと。

ロ、二〇呎のコソバイン使用による取入れの場合、コソバイン一臺當り一・エム所長に對しコソバイン手への追加現物支拂量を三〇%まで引下げ方を提議する。

三、二臺聯結の作業に於てはコソバイン手への追加現物支拂量を一〇%引上げる。

四、エム・デー・エス所長並にコルホーズ長に各コソバイン手の穀物脱穀量を連日詳細に記帳し、各コルホーズ員の労働に對するコルホーズからの追加現物支拂の計算を行ふ義務を負はしめる。

五、コルホーズはコソバイン手の労働に對する現物による追加支拂を當該コルホーズのコソバイン作業終了と共に行ふこと。(一九四二年六月二十三日附)

軍用穀物貯蔵に關する決定  
赤軍の増大する穀物の需要を充たすため一九四二年の收穫物中より軍用穀物を貯蔵すべしとの各コルホーズよりの要望に應ずるため聯邦人民委員會議並

り四〇セントネル乃至九〇セントネルを脱穀せるコソバイン手に對し四〇セントネルを超へる穀物脱穀量九〇セントネルを脱穀せるコソバイン手に對し、四〇セントネルを超へる穀物脱穀量一セントネル當り穀物二〇〇グラム宛を、九〇セントネルを超へる穀物脱穀量一セントル當り穀物三〇〇グラム宛を支拂ふこと。

ハ、アルハンゲリスク、ウオログダ、ゴリキー、イワノウオ、カリーニン、キエフ、レニングラード、モスクワ、オリョール、モレンスク、リヤザン、ツィラ、ヤロスラーヴリ、モロトフ、スウエルドロフスク、チター、イルク、ツク諸州、ハバロフスク地方、沿海地方、マリウスカヤ、ウドムール、ヤクト、ブリヤート、モンゴールの諸自治共和國、アゼルバイジャン、グルヂヤ、アルメニ

に黨中央委員會は次の如く決定する。  
一、一九四二年度の收穫物より一億四千五百萬ブードの軍用穀物を貯蔵する。

二、聯邦調達人民委員部並に各共和國人民委員會議、州(地方)執行委員會、聯邦各共和國黨中央委員會、黨州委員會並に地方委員會に對し一九四二年七月二十日までに各コルホーズが赤軍用穀物の貯蔵に納入する穀物の一ヘクタール當りの量を各地區別に定むべきことを委嘱す。

三、國家への穀物義務納入に當り行はれてゐる價格、規則、條件及び責任は一九四二年の收穫物中より赤軍用穀物貯蔵に納入すべき各コルホーズの穀物調達にも適用されることを規定す。(一九四二年七月十一日附)

五、戰時租稅・國債・富  
籤法令

第一回戰時稅



戦時に於ける農業税並に所得税の増徴に關する次の規定を發表した。

- 一、一九四一年から戦時の間農業税額の二〇〇%の臨時増徴をなす。
- 二、コルホーズ員並に個人農の家族に服役中にあり、動員により赤軍又は海軍に召集されたるものある時は次の特典を與へられる。コルホーズ員並に個人農の家族に二名及び其れ以上の軍人ある時は増税を免ぜられるコルホーズ員及び個人農の家族に一名の軍人ある時は五〇%増税される
- 三、一九四一年七月一日より國民の所得税(本規定第四條に定めたものを除く)に對し次の臨時増徴を行ふ。月額三百留以上五百留までを受ける勞務者並に勤務員(之に相當する納税者)は現在の所得額の五〇%、五百留以上は一〇〇%月額三百留の勞務員並に勤務員(之に相當する納税者)に對しては臨時増徴を行はない。所得税を課せられた其の他の公民に對する増徴は一〇〇%

民に對する増徴は一〇〇%  
四、出生年により兵役に徵集さるべきもので、或は陸海軍に召集せらるべきもので、未だ動員されず、或は徵集を免除せられたるもの、所得税の臨時増徴額は次の如く規定せらる。

- 月額三百留以内の勞務員並に勤務員(之に相當する納税者)は一〇〇%、月額三百留以上五百留までの者は一五〇%、五百留以上のものは二〇〇%  
所得税を課せられる其の他の公民に對しては二〇〇%
- 五、勞務員並に勤務員(之に相當する納税者)よりの最初の臨時増徴税は一九四一年七月後半に於ける勞銀より控除される。

第二回現金・物品富籤の實施

一九四二年七月二十五日より聯邦財務人民委員部はソヴェト政府の決定に従ひ、第二回・現金・物品の富籤を實施する。

富籤の總額は十五億留と決定、この總額に對し一枚の額面二拾留の富籤券が發行される。富籤券の發行枚数は五百萬枚にして、七五、〇〇〇組に分たれ一、〇〇〇枚を以て一組とする。

當り籤は一五〇萬枚にして、割増金總額は三億留とする。この中一四五萬〇五〇〇枚は現金割増とし、總額二億五、〇一〇萬留にして、物品割増は四九、五〇〇枚となし、この相當金額は總計四、九九〇萬留である。抽籤は一九四二年十一月十五日に行はれる。

現金割増當籤は五萬留——一〇〇枚  
二五、〇〇〇留——四〇〇枚、一〇〇、〇〇〇留——一、〇〇〇枚、五、〇〇〇留——一五、〇〇〇枚、一、〇〇〇留——二五、〇〇〇枚、五〇〇留——八三、〇〇〇枚、一〇〇〇留——三三六、〇〇〇枚とし、物品割増は一着二、〇〇〇留の捲毛婦人外套——五〇〇着一組四、二〇〇留の銀製食卓セツト——一、〇〇〇組(スプーン、フォーク、ナイフ(各六個を以て一組)、一個

- 二、八五〇留の金側時計——一、〇〇〇個、一枚二五〇〇留の絨氈——一、〇〇〇枚、一箇二、四〇〇留の銀側時計——一、〇〇〇個、一枚一、五五〇留の男子並女子婦人服用絹布——六、〇〇〇枚、一枚一、二〇〇留の捲毛婦人用襟立——二、〇〇〇枚、一枚九五〇留の男子並に女子服用絹布——八、〇〇〇枚、一箇八二五の懷中時計——二、〇〇〇個、一箇八〇〇留の銀製シガレット・ケース——二、〇〇〇個、一枚五〇〇留の捲毛男子用襟立——三、〇〇〇枚、一箇五〇〇留の捲毛帽子——五〇〇個、一足三六〇留の婦人履物——五、〇〇〇足、一足三〇〇留の男子履物——五、〇〇〇足、一枚三〇〇留の婦人上衣用布地——七、〇〇〇枚

第二次戦時税

獨ソ戦開始と共に巨額の軍事費を必要とするソヴェト政府は國債を發行し、又は現金、國債、物品、貴金屬を

半強制的に献納せしめてゐるが、一九四一年七月三日附を以て農業税に住民所得税の第一次戦時税を實施し、以て時局に對處した。然るに同年十二月二十九日この戦時税を廢止して次の新規戦時増税を實施した。

- 一、一九四二年より戦時税法を實施する。
- 二、滿十八歳以上のソヴェト國民は本法の適用を受くるものとする。
- 三、次に該當するものは本税を免ぜらる。
  - イ、勞農赤軍、海軍、國境及び國內警備隊に勤務する兵、下士官並に最高指揮官。
  - ロ、出動中の陸、海軍及び國境警備隊勞務の中級、上級並に最高指揮官。
  - ハ、國家より扶助金を受けてゐる軍勤務者の家族。
  - ニ、第一種並に第二種の廢疾者及び別に収入なき年金生活者。

ホ、獨立の収入なき公民又は六十歳以上の男子及び五十五歳以上の女子。

- 四、所得税の適用を受くる勞働者、勤務員並に之に準ずる者及び文士藝術家は左の金額を納税するものとす。
 

一年の收入	納税額
一、八〇〇留以内	一一〇留
二、四〇〇留以内	一八〇留
三、六〇〇留以内	二四〇留
四、八〇〇留以内	三六〇留
六、〇〇〇留以内	四八〇留
七、二〇〇留以内	六六〇留
八、四〇〇留以内	七八〇留
九、六〇〇留以内	九〇〇留
一〇、八〇〇留以内	一、〇二〇留
一二、〇〇〇留以内	一、一四〇留
一四、四〇〇留以内	一、三二〇留
一六、八〇〇留以内	一、五六〇留
一九、二〇〇留以内	一、八〇〇留
二一、六〇〇留以内	二、〇四〇留
二四、〇〇〇留以内	二、二八〇留



二四、〇〇〇留以上 二、七〇〇留  
五、コルホーズ員並に個人農は世帯員  
一人當り年額一五〇留乃至六〇〇留  
を納税するものとする。

聯邦各共和国に於ける平均課税額は  
聯邦人民委員會議が之を定める。  
各地方並に州の平均課税額は聯邦各  
共和国人民委員會議之を定める。州  
の行政区劃を有せず、勤勞者代議員  
會議を有する聯邦共和国人民委員會  
議は當該共和国或は地方に割當てら  
れた平均課税額を參酌して、各地區  
經濟的の特殊狀態に鑑み各地區の課  
税額を定める。

六、本令の第四條並に第五條に規定さ  
れた以外の者にして獨立收入の道を  
有し、所得税納入の義務を有する者  
は本令に定められた課税額の倍額を  
納入するものとする。但し前年度に  
於ける課税額の一〇〇%を下ること  
なし。  
七、獨立收入の道を有する者は一ヶ年

百留を納税するものとする。

八、軍務に召集の適齡者又は赤軍、海  
軍へ徴集の適齡者にして未だ動員を  
受けざる者或は動員を解除された者  
の戦時税は所定額の五〇%とする。  
九、勞務者、勤務員並に所得税の賦課  
に於て之に準ずる公民、文士、藝術  
家の税金は勤務所に於て月割とし徴  
税する。

一〇、コルホーズ員並に個人農を除く  
公民にして勤務所に於て徴税せられ  
ざる者は左の期日に従ひ等分の上納  
税を徴するものとする。二月十五日、四  
月十五日、七月十五日、十月十五日。

一一、コルホーズ員及び個人農は次の  
期日等分の上納税するものとする。  
二月十五日、四月十五日、七月十五  
日。  
一二、所定の期日内に納税を怠りたる  
時は一日につき〇・二%の滞納金を  
附加し、滞納者に對しては豫め規定  
されたる處罰法を適用する。

一三、勞務員、勤務員、文士、藝術家  
より徴税を怠り、或は不正の徴收を  
なし、又は期日より遅れて徴收した  
る税金を銀行に納入する時は企業、  
官廳並に機關の主任會計係は百留以  
内の科料に處せられる。

一四、勞務者並に勤務員よりの税金徴  
收に關する計算書を期日より遅れて  
財務機關に提出し、或は公民、個人  
の課税に要する申告書の提出に時機  
を失し、或は不完全に作成されたる  
時は其の責任者は百留以下の罰金に  
處せられる。情を知り不正の申告を  
なしたる者は刑法の責任を問はれ  
る。  
一五、地區(市)支部主任は犯罪に對す  
る罰金の可否、刑法上の處罰の可否  
を決定する。  
一六、不當の戦時税の賦課に對する異  
議の申立は納税の通知を受理したる  
日より一ヶ月以内に行ふ。但し異議  
の申立中と云へども、これに關係な

四、本人若くは其の配偶者が健康上  
の原因により醫務委員會の決定に  
従ひ、出産を禁ぜられた場合の男  
子及び女子

四、勞務者、勤務員並に公民の所得税  
納附上これに従ふべき者の課税額は  
前月の俸給額を標準として企業、官  
廳機關これを算定し、毎月前半期の  
月給より次の割合を以て控除する。  
一、月額百五十留以内の者 月五留  
二、月額百五十留を超ゆる者 俸給額の五%

五、文士、藝術家の課税額は企業、官  
廳、諸機關之を定め、其の月俸額の  
五%を俸給支給の際控除する。  
六、本令第四條、第五條に定むる者以  
外の公民は左の割合を以て徴收され  
る。

一、所得税納入の義務ある者は本年  
度に於て所得税を徴收さるべき收  
入の五%  
二、コルホーズ員及び個人農は年百

三、所得税並に農業税納入の義務を  
有せざる者は年六十留

七、雇傭による勞働並に文學、藝術上  
の仕事よりの收入の外に所得税を課  
せらるべき收入を有する者は勤務處  
による課税と別個に本令第六條によ  
り課税される。  
八、第六條による課税は納税者の住所  
別に地區(市)の財務局之を行ひ、若  
し納税者が他の地區に於て所得税を  
課せられる時は所得税賦課の場所に  
従ひ之を行ふものとする。

九、第六條に掲げらるる納税者は四月  
一日、七月一日、十月一日及び十二  
月十五日までの四期に等分し分納す  
る。  
一〇、一九四一年度に限り納税期日に  
一九四一年度十二月一日とする。

一一、納税の義務ある者出産したる時  
は出産後次の納税期より徴收を停止  
される。

く課税額の徴收を行ふものとする。

一八、本令の實施と共に一九四一年七  
月四日附の農業税並に所得税の臨時  
賦課に關する聯邦最高會議幹部會令  
は廢止される。(一九四一年十二月  
二十九日附)

獨身税子無し税

獨身者並に子無し税に關する聯邦最  
高會議幹部會令は次の如くである。  
一、一九四一年十月一日より獨身及び  
子供無きソウエト國民に對し課税  
する。

二、課税される獨身者及び子供を有せ  
ざる有配偶者は男子は二十歳以上五  
十歳まで、女子は二十歳以上四十五  
歳までとす。

三、次の者は本税を免ぜられる。

- 一、軍人並に其の妻
- 二、中等、高等諸學校の生徒にして  
男子は二十五歳まで、女子は二十  
三歳までの者
- 三、年金受領者



一二、本令施行の細則は財務人民委員之を公布する。

戰時國債百億留發行

ソウエート財務當局は百億留の戰時國債を發行するに決し、黨及び政府機關紙、大衆を擁する労働組合中央會議を介し、これが應募につき全國民に呼掛けた。

然るに聯邦財務人民當局談に依れば四月十四日發行に決した百億留の國債は僅か十日間に割當てられ、然も百億留を超過すること二十億六千八十三萬一千留に及んだ。従つて四月二十五日以後全國に向つて今後の申込は之を中止するやう指令を發した。

戰時國債百億留の發行に關する政府の決定は次の如くである。

- 一、總額一〇〇億留、期限二十箇年の一九四二年度戰時國債を發行する。
- 二、債券並に其れより得たる收入（割増金を含む）に對し國稅並に地方稅を賦課せず。

三、聯邦財務人民委員より提出したる一九四二年度戰時國債發行條件を認す。（一九四二年四月十三日附）

六、各種勳章、褒章

規定

祖國戰勳章の制定

聯邦最高會議幹部會はドイツ軍と戰ふ祖國戰に於て拔群の功ありたる者を表彰するため

一、一級並に二級祖國戰勳章を制定す。

二、一級並に二級祖國戰勳章令を確任す。

三、一級並に一級祖國戰勳章の意匠を確認す。而して祖國戰勳章の條令に依ればこの勳章を授與せらるゝは赤軍、海軍、内務人民委員部國境守備隊並にバルチザン隊員並に幹部にして、ソ聯防衛のため勇敢、堅忍、剛毅を發揮した者で、祖國戰勳章の授與は聯邦最高會議幹部會之を行ひ、一

級並に二級より成り一級勳章を以つて上級とする。祖國戰勳章は新たな勳功ある場合、重ねて之を授與することを得る。

祖國戰勳章は受勳者の右側胸部に佩用する。祖國戰勳章の拜受者に對し毎月左の如く支給される。

イ、一級祖國戰勳章に對し毎月二十留

ロ、二級祖國戰勳章に對し毎月十五留（一九四二年五月二十日附）

狙撃兵胸章外六胸章の制定

赤軍、海軍、内務人民委員部國境守備隊並に下級幹部中特に優秀なる狙撃兵、機關銃兵、迫撃砲兵、砲兵、戰車兵、潜水艦兵並に魚雷兵に對し表彰を行ふ目的を以て左の如く決定する。

- 一、赤軍、海軍並に内務人民委員部軍隊並に下級幹部に佩用せしめる「優秀狙撃兵」、「優秀機關銃兵」、「優秀迫撃砲兵」、「優秀砲兵」、「優秀戰車兵」、「優秀潜水艦兵」並に「優秀魚雷兵」

三、一級並に二級「祖國戰バルチザン」記章の形狀を確認する。

「祖國戰バルチザン」記章條例

一、一級並に二級「祖國戰バルチザン」記章はバルチザン隊幹部並にバルチザン運動の組織者にして、ドイツ軍に對するソウエート祖國防衛の後方バルチザン戰爭に於て勇敢、堅忍、剛毅を發揚した者に授與する。

二、一級並に二級「祖國戰バルチザン」記章の授與は、バルチザン運動中央本部長が最高幹部會の名に於て行ひ、後日最高會議幹部會の授與に關する確認を受くるものとす。

三、一級「祖國戰バルチザン」記章は、バルチザン隊員、バルチザン隊幹部並にバルチザン運動の組織者にして、バルチザン運動に特別功績ありたる者、ドイツ軍に對するソウエート祖國防衛の後方、バルチザン戰闘に於て武勇を發揮し、秀でたる勝利を實現した者に授與される。

兵」の胸章形式を確認す。

- 一、「優秀狙撃兵」、「優秀機關銃兵」、「優秀迫撃砲兵」、「優秀砲兵」、「優秀戰車兵」、「優秀潜水艦兵」並に「優秀魚雷兵」の胸章規定を確認す。

三、徽章は右胸部に佩用するものとす。

四、旅團以上之に準ずる兵團長に胸章授與の權限を附與する。（一九四二年五月二十一日附）

スウオード勳章外二勳章の制定

帝政時代の名將の名をとり、スウオード勳章、クーズフ勳章、アレキサンドル・ネフスキー勳章の制定に關する法令が次の如く公布された。

一、祖國防衛の戰闘に於て戰闘作戰の組織と指導とに於て勳功あり、作戰の結果諸成果を達成したる赤軍指揮官を行賞するため次の勳章を制定する。

スウオード勳章、一級、二級並に

三級クツゾフ勳章、一級並に二級、アレクサンドル・ネフスキー勳章

二、一級、二級並に三級スウオード勳章條例を確認す。

三、一級並に二級クツゾフ勳章條例を確認す。

四、アレクサンドル・ネフスキー勳章條例を確認す。（一九四二年七月二十九日附）

然るに一九四三年二月十八日附を以て更に三級クツゾフ勳章を制定してゐるが、要するに右三勳章は赤軍最高並に上級指揮官の功績を行賞するため新たに制定されたものである。

祖國戰バルチザン記章の制定

ドイツ軍に對する後方バルチザン戰爭に於て殊勳をあげた祖國戰バルチザンを行賞するため次の如く決定した。

一、一級並に二級「祖國戰バルチザン」記章を制定する。

二、一級並に二級「祖國戰バルチザン」記章條例を確認する。



四、二級祖國戰バルチザン記章はバルチザン隊員、バルチザン隊幹部並にバルチザン運動の組織者にして司令部の命令並に任務の遂行に於て個人的殊勳をたてたる者、ドイツ軍に對するバルチザン戦闘に於て積極的の協力をなしたる者に授けられる。

五、一級並に二級「祖國戰バルチザン」記章の下附は被行賞者所屬のバルチザン隊長がバルチザン運動中央本部の委嘱により之を行ふものとす。

六、ドイツとの戦闘に於て戦死し若くは後日死亡せる者の「祖國戰バルチザン」記章は記章の證明書と共に被行賞者の遺族に下附せられ、記念として保存される。(一九四三年二月二日附)

看護兵並に擔架兵の褒賞規定

傷病兵に對する配慮の一策として、衛生部隊中看護兵、擔架兵に對しては戦傷者の可及的迅速なる搬出、後退を怠りて戦傷に依る死亡の減少を圖

り、以て之等兵種の勇敢敏速なる行動を褒賞する規則を制定し、次の如く發表した。

一、銃剣或は輕機と共に十五名の負傷兵を戰場より搬出したる時は戦時行賞又は勇敢章を申請することが出来る。

二、銃剣或は輕機と共に二十五名の負傷兵を戰場より搬出したる時は赤星章を申請することが出来る。

三、銃剣或は輕機と共に四十名の負傷兵を戰場より搬出したる時は赤旗章を申請することが出来る。

四、銃剣或は輕機と共に八十名の負傷兵を戰場より搬出したる時はレーニン章を申請することが出来る。(一九四二年八月二十三日附)

海上船舶の海員に年金

聯邦人民委員會議は赤軍軍人のため規定されたる年金の交附範圍を海軍の行動區域に航海中の海員及び其の家族に對しても及ぼすことを決定した。左

一九四二年スターリン賞金

ソウエート政府は昨年度藝術、文學、科學、技術、學術等の各部門を通じてスターリン賞入賞者を決定し、三月二十一日より四日間に亘り之を發表したが、今回は前回に比しより戦時色が濃厚である。

一九四二年度に於ける藝術及び其の他部門の卓越せる業績に對するスターリン賞金下賜に關する一九三九年十二月二十日、一九四二年十一月十八日附聯邦人民委員會議の決定を遂行するため人民委員會議は左記部門に於ける一九四二年度の卓越せる業績に對しスターリン賞金を下賜することを決定した。

- 一、物理・數學關係 二十萬留
- 一等賞金 二十萬留
- ベリ・エス・アレクサンドロフ(モスクワ國立大學教授)
- ベリ・エル・カピットア(ソ聯學士院會員、物理問題研究所長)

記の者は最高、上級並に中級幹部としての年金を下附される。船長、輸送船隊長、副隊長、機關長、機關士、輸送船隊技師、電氣機關士、無電技師、水先案内人。下級幹部の年金を受くるものは水夫長、モーター操縦手長、無電士長、被自送船舶長、機關兵長、電氣係長、厨房長等である。(一九四二年十月十九日附)

「優秀搜索兵」胸章制定

赤軍の搜索兵たる兵並に下士官中優秀者を獎勵する目的を以てソ聯最高會議幹部會は次の如く決定する。

- 一、赤軍の兵並に下士官に下附すべき「優秀搜索兵」胸章の雛型を確認す。
- 二、「優秀搜索兵」胸章條例を確認す。
- 三、「優秀搜索兵」胸章は右胸部に佩用す。
- 四、「優秀搜索兵」胸章の授與權を方面軍並に軍司令、軍團、師團(旅團)、聯隊及び大隊指揮官に附與す。(一九四三年三月十日附)

一、工學關係

- 一等賞金 二十萬留
- ア・エン・ネスマヤノフ(モスクワ石油專門學校教授)

三、化學關係

- 一等賞金 二十萬留
- ア・エン・ネスマヤノフ(學士院會員、有機化學研究所長)

四、農業關係

- 一等賞金 二十萬留
- テ・デー・ルイセンコ(學士院會員)
- ウ・エー・ペリ・モソロフ(農學アカデミー正會員)
- イー・デー・コレスニーク(同アカデミー所員)

ア・イー・カー・ズバリヨフ(同上)

- エフ・エス・ゾロトニコフ(同アカデミー・カザフ支部所員)

- ア・イー・エフ・ゴリニコフ(モスクワ農業大學講師)

- ウ・エ・ウ・エ・アルナウトフ(馬鈴薯栽培研究所長)

- イー・イー・クルシチェンコ(學士院實驗遺傳學研究所員)

五、醫學關係

- 一等賞金 二十萬留
- ウ・エ・エン・シエフクネンコ(軍醫中將)
- ア・エン・マクシメンコ(赤軍軍醫大學教授)

- ア・イー・エス・ウイシネフスキー(同大學教授)

- 二等賞金 十萬留
- エル・ゲー・ゴンチャロフ(海軍中將、ウオロシロフ名稱海軍大學教授)

- 六、歴史關係

- 一等賞金 二十萬留
- イー・イー・ミンツ(學士院通信員、教授)

- ゲ、エフ、アレクサンドロフ(教授)

- ベリ・エン・ボスプロフ(教授)

- エー・エム・ヤロスラフスキー(學士院會員)

- エー・ペリ・ゲンキーナ(モスクワ國



立大學教授)

エー・エン・ゴロデツキー (同大學助教授)

イー・エム・ラズゴン (同大學教授)

イー・ペー・トフストーハ (同大學教授)

エー・ウエ・タレル (學士院會員)

七、哲學關係

一等賞金 二十萬留

ゲー・エフ・アレククサンドロフ (教授)

ペー・エー・ブイホフスキー (學士院研究所教授)

エム・ペー・ミーチン (學士院會員)

ペー・エフ・ユーヂン (學士院哲學研究所長)

エス・ペー・トラフテンベルグ (モスクワ大學教授)

ウエ・エフ・アスムス (同上)

エム・ヤ・ドインニク (同上)

エム・エム・グリゴリヤン (同上)

エム・エム・ドインニク (同上)

エム・エム・グリゴリヤン (同上)

エム・エム・ドインニク (同上)

エム・エム・グリゴリヤン (同上)

一等賞金

エム・イー・アウエルバツハ (學士院會員)

ア・ア・バイコフ (同上)

ペー・エー・ヴェデネーエフ (同上)

ペー・イー・ウエルナドスキー (同上)

エス・エム・ヂヤナシア (同上)

ペー・デー・グレコフ (同上)

イー・イー・メシヤーニノフ (同上)

ウエ・エフ・ミトケウイチ (同上)

エス・エス・ナミヨートキン (同上)

ア・イー・バライ・コンツ (同上)

エム・ペー・チジエフスキー (同上)

カー・エム・シエンフェル (同上)

二等賞金

ア・イー・アルブゾフ (學士院會員)

ア・イー・ポリシヤク (同上)

エン・エフ・ガマレヤ (同上)

エン・テー・グドツォフ (同上)

ア・イー・エン・ザウアリツキー (同上)

ペー・エン・オブラスツォフ (同上)

二十萬留

ア・イー・エム・テルビゴレフ (同上)

エー・アー・チユダコフ (同上)

エー・エフ・リスクーン (同上)

ペー・エン・コンスタンチノフ (同上)

イー・ペー・ヤクシーン (同上)

ペー・ペー・ウエツチンギン (教授)

其の他總員三十五名

九、音樂部門

1、舞臺音樂並に聲學大作品

エム・エー・コウアリヨフ

ア・イー・ハチヤトウリヤーン

2、器樂大作品

ウエー・シエウアーリン

3、小音樂作品

エス・エス・プロコフイエフ

エム・アシラーフイ

4、記錄映畫

エン・ペー・イワーノフ

ウエ・ペー・ソロウイヨフ

コンサート演奏

一等賞金

ウエ・ウエ・ソフロニツキー

デー・エフ・オイスラートフ

エル・エン・オポーリン

一〇、繪 畫

一等賞金

ア・イー・エム・ゲラーシモフ

ウエ・エン・ヤーコヴレフ

二等賞金

エン・エン・ジューコヴ

デー・アー・シマリーノフ

一一、

一等賞金

カ・エム・メラビシウイリ

エム・ゲー・マニーゼル

二等賞金

ウエ・イー・ムーヒヤ

一一、演劇作品

一等賞金

エル・エン・シーモノフ

アー・デー・ポボーフ

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

二等賞金

エム・アー・アリーエフ

一一、オペラ劇

ア・ア・バシヤーエフ

エル・ウエ・ハハーコフ

ア・イー・エ・バトリーリン

エー・デー・クルーグリコワ

エン・デー・シビルレル

ア・エム・バゾーフスキー

エル・ウエ・バラートフ

エフ・エフ・フェドロフスキー

一一、映 畫

一等賞金

エム・エン・チアウレリー

ア・ア・ホラーフ

ウエ・イー・アンヂヤバリツゼ

二等賞金

エー・オー・オーシボウイチ

ユー・ヤー・ライズマン

ウエ・イー・カラワーエフ

イー・アー・ブリエエフ

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

ウエ・ウエ・ウアーニン

エル・ウエー・ウアルラーモフ

ペー・ウエ・ヴァーカル

ア・エン・カザーク

ウエ・イー・オルリヤーン

ア・ペ・ソフイーン

ウエ・エム・ソロウイヨフ

ア・エル・ボゴロフ

ア・イー・ボゴレールイ

ウエ・エル・ストラージン

エフ・エル・ウチーテリ

二等賞金

ウエ・エン・ベリヤール

エフ・ゲー・コロトケウイチ

ウエ・ウエ・ミコーシヤ

デー・ゲー・ルイマーシエフ

イー・イー・ペリヤール

デー・ゼー・プニモウイチ

エー・エン・ヴェイネローウイチ

ウエ・エン・ドロニツキー

デー・エム・イブラギーモフ

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留

十萬留

五萬留



一五、散文作品

一等賞金 十萬留

アー・エン・トルストイ

ウエ・エル・ヴァシレフスカヤ

二等賞金 五萬留

ペー・ペー・バジヨーフ

エル・エス・シヨコレフ

一六、詩

一等賞金 十萬留

エム・エフ・ルイリスキー

エム・ヴェ・イサコフスキー

二等賞金 五萬留

エム・エー・アールゲル

一七、戯曲

一等賞金 十萬留

アー・ウエ・コルネイチユク

エル・エム・レオーノフ

二等賞金 五萬留

カー・エム・シーモノフ

一八、藝術、文學關係功勞者 十萬留

一等賞金 十萬留

一、ソ聯邦國民俳優 ウエ・イー・ダ

ソチエンコ

二、同上 ウエ・イー・カチャーロフ

三、同上 イー・エム・モスクヴィン

四、同女優オー・エル・クニツベル

チエーホフ

五、同俳優エム・エム・タルハノフ

六、同女優アー・エン・ネジダーノフ

七、同上カー・ゲー・ヂエルジンスカ

ヤ

八、同俳優アー・エス・ピロゴーフ

九、同女優エン・アー・オプホーフ

一〇、ロシア共和國國民女優 エー・ウ

エ・ゲーリツェル

一一、同上 アー・アー・ヤーヴロチキ

ナ

一二、同上 ウエ・エン・ルイジエフ

一三、同上 ウエ・エン・パーシエナヤ

一四、ソ聯邦國民俳優 アー・アー・オ

ストージエフ

一五、同上 ペー・エム・サドフスキー

一六、ロシア共和國國民女優 エー・

デー・トウルチャエーノフ

一七、ソ聯邦國民女優 アー・エー・コ

ルチャーギナ

一八、同俳優 ユー・エム・ユーリエフ

一九、同女優 ミチユリナ

二〇、ロシア共和國功勞俳優 カー・

エフ・ユオン

二一、同上 ペー・ペー・コンチャロフ

スキー

二二、作家 ウエ・ウエ・ウエレサーエ

フ

二三、同上 アー・エス・セラフイモウ

イチ

二等賞金 五萬留

一、ロシア共和國國民俳優 ペー・

ウエ・アサーフイエフ

二、ロシア共和國功勞藝術家 イー・

エン・パーヴロフ

三、ロシア共和國功勞藝術家 ウエ・

エン・バクシエーエフ

四、學士院會員畫家 エー・エー・ラ

ンセル

五、ロシア共和國國民俳優 エン・エ

ス・ハナーエフ

六、同女優 エフ・ウエ・シエフチエ

ンコ

註、「一九四二年度の科學、發明、

藝術、文學各部門に於ける卓越せ

る業績に對するスターリン賞金に

關する件」、一九四二年十一月十

八日附聯邦人民委員會議決定を一

部改正し、聯邦人民委員會議はこ

の決定に於て次の如く音樂部門の

スターリン賞金を規定した。

イ、舞臺音樂並に聲學大作品

ロ、器樂大作品

ハ、小音樂作品

ニ、コンサート演奏、この外人民委

員會議の本決定に於て藝術並に文

學部門に於ける多年の卓越したる

功績に對するスターリン賞金を追

加した。

ソ聯邦の生徒軍事教育

獨ソ戰に戦ひ抜いてゐるソ聯邦は、十六歳以上五十歳までの男を動員し、第一練兵士に或は銃後國民軍に仕立てゝゐるが、十六歳以下の生徒に對しても次の如き軍事教育を施して、次代の戰士養成に大童である。

本年初め、國防人民委員部令を以つて新教則を發表し、初等學校、準中等學校及中學校の一年から四年までは軍事體育教育、五年から七年までは初等軍事教育、八年から十年までは徵集準備軍事教育を實施してゐる。

女生徒に對しても一定の任務が課されてゐる。即ち看護婦、女子無電手女子電信手、電話交換手としての任務を遂行するための自己準備することになつてゐる。

彼等の指導者は、未成年時代に祖國に對する絶體的愛と献身の精神を養ひ、紀律あり、強健なをして忍耐力あり、然も軍事を習得させることが、彼等を良き軍人の傳統を繼ぐ者たらしめる所以である、といつてゐる。

そして教材としても生々しき獨ソ戰のニュース、手柄話を用ひ、生徒の興味を喚り乍ら、次代の兵士養成に力を盡してゐるのである。







ソ聯邦政權樹立後最初に行はれた一九二〇年の國勢調査に依ると、ロシア社會主義聯邦共和國の總人口は未調査地域に於ける推定人口を入れて一億三千四百二十萬人であつた。而して一九二六年の第二回國勢調査に依るとソ聯邦の總人口は一億四千七百二萬七千九百十五人で、そのうち男子人口は七千四百萬三千三百五十二人、女子人口は七千五百九十八萬四千五百六十三人で男子一、〇〇〇人に對して女子は一、〇七〇人の割合であつた。

一九三九年一月十七日を期して行はれたソ聯邦政權以來第三回目の國勢調査の結果は、同年六月二日に發表されてゐるが、それによるとソ聯邦の總人口は一億七千四百六十七萬八千六百六十六人で、そのうち男子人口は八千六百六十六萬四千九百八十一人、女子人口は八千八百八十萬二千三百五十五人であり、前回の一九二六年に施行された國勢調査に比較すると總人口に於いて一五・九%の増

加となつてゐる。また、都市人口は五千五百九十萬九千九百八十八人、農村人口は一億一千四百五十五萬七千二百七十八人で、總人口に對する割合は都市人口三二・八%、農村人口の割合は六七・二%に當つてゐる。第二回の一九二六年の國勢調査に依る人口に比較すると農村人口五・二%の減少に對して、都市人口は二倍以上に當る二二・一・五%の増加率であつた。

### 三、民族別人口構成

然らば、百八十五種の大小民族及種族があると言はれてゐるソ聯邦の人口構成はどうなつてゐるかといふと、人口十萬人以上の民族のみでも三十五種に上つてゐる。即ち人口の多い民族から擧げて見ると、一九三九年現在で先づ第一にロシア人は九千九百萬で第一位を占め、ウクライナ人は約二千八百萬人、第二位、第三位の人口を占めてゐるのは白ロシア人で約五百萬人であ

る。次にウズベツク人が約四百四十萬人、タタール人が約四百三十萬人、カザツク人とユダヤ人が夫々約三百萬人、アゼルバイジャン人が約二百二十萬人、グルジア人約二百二十萬人、アルメニヤ人約二百十五萬人、モルドワ人約百四十萬、チウワシ人約百三十萬、タジツク人約百二十萬人、その他キルギス人、ダゲスタン諸民族、バシキール人、トウルクメン人、ポーランド人、ウドムルト人、アライ人、コミ人、チエチエン人、オセチン人、ギリシヤ人、モルダヴィア人、カレリヤ人、カラ・カルパク人、朝鮮人、カバルジン人、クイン人、エストニヤ人、カルムイク人、ラトヴィヤ人及ラトガル人、ブルガリヤ人などで各約十萬人乃至八十萬人程度の人口となつてゐる。而してソ聯邦全人口に占むるロシア人の割合は五八・四一%、ウクライナ人のそれは一六・五六%、白ロシア人のそれは約三・一%、ウズベツクス人が約二・八%、タ

タール人が約二・五%、カザツク人が約一・七%、ユダヤ人が同じく約一・七%、アゼルバイジャン人が約一・三%、アルメニヤ人が約一・二%、その他の小民族の比重は一%以下となつてゐる。

これら民族別人口構成の状態より進んで地域別人口構成を見るに、ソ聯邦の第三次に亘る五ヶ年計畫の年間に於いて實現せられた所謂生産力の地域的配置の均衡化政策に依つて非常な變化を來した。第二回國勢調査當時に於いて猶ほ人口稀薄であつた邊境地方の諸共和國の人口増加率が著しく、近々十二年間にソ聯邦全人口の増加率が前述せる如く一五・九%に過ぎないにも拘らず、キルギス共和國の人口の如きは四五・七%、アルメニヤ共和國は四五・四%、タジツク共和國は四三・九%、アゼルバイジャンは三八・七%、ウズベツク共和國は三七・六%、グルジア共和國は三二・三%の増加率を示し、特にロシア共和國に於ける全人口の増加率が一

六・九%であつたのに對し、同共和國のうちのウラル、シベリヤ、東ソ諸地方の人口増加率には極めて著しいものがあり、例へばウラルのズヴェルドロフスク州の人口増加率は五三%、ノヴォシビルスク州のそれも同じく五三%の増加率を示し、イルクーツク州のそれは四九%、チタ州のそれは更に多く七三%の増加率、またハバロフスク州のその如き實に一三六%の増加率を示したのである。

### 四、人口の年齢別構成

次にソ聯邦人口の年齢別構成を簡単に觀やう。何となれば、ソ聯邦人口中に占むる勞働適齡人口（十六歳—五十九歳）がソ聯邦生産力に重大な關係があるからである。一九三九年一月に行はれた第三次國勢調査に依る勞働適齡人口は約九千三百七十五萬となつてゐる。そのうち約七千三百六十五萬人が

就業人口と推定されたのであるが、それは獨ソ開戦前の數字であり、開戦後獨軍の一方的な勝利に依つて既にソ聯邦は老大な人口を失つてゐる關係上、これら就業人口の激減は想像する迄もあるまい。既に戦前に於いてさへも第三次五ヶ年計畫遂行上、勞働力の不足を啣つてゐたソ聯邦が、更に老大な勞働資源の喪失に依つて、今後に於ける生産力増強に大なる支障を來すに至つたことは勿論であらう。獨ソ戦争に依るソ聯邦人口の喪失はウクライナのみにも約二千八百萬人、それに白ロシアの五百萬人、更に兵員の老大な死傷者數並に行方不明者をも加へる時には前述せる如く九千萬以上の人口がソ聯邦全人口から消えてゐると推定され、従つて戦時生産の基礎たる勞働力の不足が目下の深刻な悩みとなつてゐると思はれる。

ソ聯邦生産力に重大な關係を有する前記一九三九年一月現在の勞働適齡人



口(十六歳—五十九歳)は前記の如く九千三百七十五萬人と推定されるが、この數字を以て直ちに當該年度に於ける實際の就業人口と斷ずることはできない。蓋しソ聯邦の就業人口には一九三六年度に於いて六千九百八十六萬二千人で、労働適齡人口の約七七・五%、ソ聯總人口に對する割合は四一・八%となつてゐるからである。更らに之を細別すると矢張り一九三六年度に於いて、右の就業人口のうちの約三六・二%に當る約二千五百三十萬人は雇傭勞務者であり、同じく就業人口の約五一・五%に當る三千六百萬人がコルホーズ農民、就業人口の六・二%に當る四四〇萬人が協同組合加盟手工業者、就業人口の五・七%に當る約四〇〇萬人が個人農人口と推定された、即ち此の比率を一九三九年の就業人口に適用すると約七千二百六十五萬六千人といふ數字が出て來るのである。

### 五、職業別人口構成

ソ聯邦の職業別人口構成を一九三九年度施行の國勢調査によつて見ると、都市及農村の労働者、都市及農村の勤

職業別	人口(家族を含む)	全人口に對する%
都市及農村の労働者	五四、六	三二・二
都市及農村の勤務員	二九、七	一七・五
コルホーズ員	七五、六	四四・六
組合加盟手工業者	三、九	二・三
組合非加盟手工業者	一、四	〇・八
個人農	三、〇	一・八
非勤務者	〇、〇六	〇・〇四
記入無き者	一、二	〇・七
計	一六九、五	一〇〇・〇

向ソ聯邦に於ける就業人口の殆んど總べてが全國民經濟に於いては九九・六%、建設、運輸通信、商業に於いては一〇〇%迄が社會化部門に編入されてゐる許りでなく、大工業に於いては國家の統制下に在る國營企業關係の就

業人口數が社會化部門全體の九〇%に達してゐることは注目に値する。更らに大工業中の生産財産部門並に消費財産部門中に占むる就業人口を見るに、何と言つても生産財産部門に占むる就業人口が壓倒的に多く、嘗て一

九三六年度の例を見ると、同年一月一日現在で七百五十萬の大工業勞務人員中に於いて生産財産部門のそれは約六五%に當る四百九十五萬人、消費財産部門のそれは約三五%に當る二百五十五萬人であつた。而かも大工業各部門中勞務人員の第一位を占めるのは機械製作工業、金屬加工工業であつて、矢張り一九三六年度の例では全體の三〇%に當る約二百四十萬人に達した。食料品工業關係の勞務人員數はその次位を占め、一六%に當る約八十萬人であつた。

農業部門(ソフホーズ、エム・テ・エス等)は工業に次ぐ勞務人員を占め、一九三五年の例によると全部部門の勞務人員數の一三%、次は運輸部門の一・八%、建設部門の八・九%となつて居た。斯くて生産に直接従事するか、或ひは生産と密接な關係にある工業、建設、運輸、農林、漁業及び通信などの部門を併せると約八〇%に達するので

あるが、反對に、流通部門とも稱すべき商業、信用、社會給養などの部門に於ける勞務人員は僅かに約一〇%に過ぎず、行政諸機關等の勞務人員數亦年々減少してゐる事實も注目に値する。

### 六、ソ聯の労働餘力

#### 捻出

ソ聯に於いては、今次獨ソ戰爭の勃發に伴ひ、労働資源の最も大きな部分が軍隊に吸収されるや、これら労働資源の再編成の問題を解決することが特に焦眉の急を要するに至つた。そこで軍需工業企業を生産を増大し、赤軍に對して凡ゆる必要な武器を供給する任務遂行のためには先づ労働者及び勤務員として軍需工業に定着せしめて、その流動を防止しなければならぬ譯である。即ちこれが現はれとして注目されるのは、軍需工業企業から労働者及び勤務員が勝手に離職或ひは他に移動するのを完全に防止する目的を以て、

獨ソ戰の勃發した一九四一年の十二月二十六日附ソ聯邦最高會議幹部會施行令として、航空工業、戰車製造工業、兵器、彈藥製造工業、艦艇建造並に軍需化學關係諸企業等直接に軍需工業に關係する企業や間接的に軍需工業に關係する企業に從事する全労働及勤務員に對し戰爭期間中軍事動員と見做して離職流動を嚴禁したことである。この施行令の嚴格な實施に依つて、獨ソ戰後東部地方に撤退した軍需關係工場の全能力を急速に發揮せしめるための労働者基幹たるを確保することができたとソ聯邦の新聞は報じてゐる。

更らに、最も重要な企業及び軍需工業並に國防に必要な國民經濟の他の部門の廣範圍の労働力をも確保するため一九四二年二月十三日附ソ聯邦最高會議幹部會の施行令によつて、労働能力を有する都市住民を戰爭期間中生産及び建設のために動員することになつた。特に航空工業、戰車製造工業、兵器彈



薬工業、製鐵業、化學工業及び燃料工業に優先的に動員することになつたのである。

以上はソ聯邦に於ける労働資源の餘力を捻出すると共に、軍需工業の必要を優先的に充足する労働力の再編成問題を解決し得る最も重要な方策となつてゐるのである。最近に於けるソ聯邦の資料によると開戦以來の連續的敗戦を糊塗するため、労働力に關しても可成り誇大な數字を並べてゐるやうであるが、何の程度に信を置けるか問題であるが、兎も角ソ聯邦發表による奥地撤退の規模に於いて、その建設期間の短いことに於いて、未曾有の成績を擧げこれこそ計畫經濟を以てしてのみ初めて可能とするところであると稱して、これを國內の士氣昂揚に巧みに利用してゐるやうに見える。

尤もソ聯邦は労働資源としての就業人口の絶対數に於いては交戦諸國中優位に在る國の一つであらうが、相對的

働力計りでなく、農業労働力も不足を來たしたのである。而して工業労働力の不足はホルホーゾ員の動員並に農業工業に於ける労働生産性の引上げを以て補ふ豫定であつた。第三次五ヶ年計畫に依る労働人員は一九三七年に比較して二一%増しの約五百七十萬であり、百五十萬人宛を毎年増加して第三次五ヶ年計畫末年の一九四二年には三千二百六十七萬人とする豫定であつた。右の他に死亡、疾病、就業等に依つて交代しなければならぬ約二百二十萬の補充労働人員を加へると、第三次五ヶ年計畫に於ける新規の労働人員必要數は約七百九十萬に達する筈であつた。

然らば右の必要労働人員を何處に求むべきかといふに、第三次五ヶ年計畫に於いては、第一に三百七十萬人に上る高等専門學校、實業學校等卒業生、八十萬の都市に於ける主婦を併せて約四百五十萬人を都市より動員し、殘餘

な數に於いては他の先進諸國に比較して低位に在る。従つてそれだけ却つて労働資源の餘力があるとも言ひ得るのである。そこで、ソ聯邦當局は内外に之を宣傳するのに戦時下に於ける工業生産を遂行する基本的なものとして次の如く四項目を擧げてゐる。即ち(一)國家的な労働餘力の準備、(二)未就業都市住民の生産部門への動員、(三)農村に於ける労働力の利用、(四)生産各部門並に地域的労働力の再編成など四項目の實行に努力してゐるといふのである。

特にソ聯邦當局が第一に眼の敵にしてゐるのは都市に於ける所謂未就業者に依る労働力の餘力であり、これが生産部門への急速動員を實施しつゝあるのである。事實、軍事動員による生産部門の労働力の不足を補充せんがためソ聯邦に於いては獨ソ戰勃發當初から多數の新しい労働者—即ち青少年、學生、一般家庭の主婦、労働者の妻等を

生産部門へ動員してゐるのである。而して亦戦時ソ聯の工業生産を保證するものは先づ第一に軍需工業、製鐵工業、石炭工業部門であり、更らに戦時國民經濟再建の基本要素となるのは熟練労働者の基幹分子であり、これと共に熟練労働資源の餘力としての大量的な労働者養成と並んで、スタハーノフ學校、大衆的な生産技術の短期講習、熟練したスタハーノフ労働者の新入労働者指導訓練、熟練労働者基幹分子養成などに關する各種の方策が實施されてゐると最近に於けるソ聯邦の資料は發展してゐる。

第三次五ヶ年計畫原案に依る労働動員計畫を振り返つて見ると、經濟建設の發展及び軍事動員に關聯して、一般都市労働力例へば労働者、技術者、勤務者等の雇傭労働者、就中工業關係の熟練労働者や技術者が不足してゐる一方、他方第三次五ヶ年計畫に於いては東部地方の建設に重點が置かれ工業勞

の三百四十萬人は農村より工業に振る向ける筈であつた。然し途中勃發した獨ソ戰爭に依つてこれらの不足分の補充は素より却つて夥しい労働人員を喪失するに至つたのである。因みに一九四一年のソ聯邦資料に依るソ聯邦労働者及雇傭者數は一九四〇年には三千四十萬人、一九四一年(計畫數)には三千六百六十萬人であつた。

### 七、婦人労働員の

#### 動員

ソ聯邦に於ける婦人労働員の増加は第三次五ヶ年計畫の重要課題の一つであつたことは、第三次計畫に於ける労働力の不足補充といふ意味で寧ろ當然の施策であらう。元來ソ聯邦に於いては第一次五ヶ年計畫以來國內の凡ゆる生産部門乃至建設部門に婦人労働員が進出してゐるのである。蓋しソ聯邦當局は同一労働に對する男女労働員の賃銀の平等、婦人労働員に對する特別な

保護施策、婦人に對する社會施設の整備、婦人に對する教育等を積極的に行ふと同時に、一朝有事の際、男子労働員の動員の補充として大きな労働餘力たらしめて居たからである。即ち第三次五ヶ年計畫の上に見る婦人労働動員の状況に於いても家庭の主婦を以て生産部門の労働力不足を補はんとしてゐたことがあるのである。例へば一九三〇年から第二次五ヶ年計畫末年の一九三七年の間に婦人労働員約六百萬人がソ聯の生産部門に動員されたのである。即ち一九二九年から矢張り一九三七年迄の各經濟部門に配置された婦人労働員數を大雑把に見ると次の如くなつてゐるのである。

次頁の表は勿論一九四〇年にソ聯の經濟雜誌に發表された數字であるが、婦人労働員の數はソ聯國民經濟全部門に於ける労働者總數のうちの三五・四%を占め、大工業に於いては三九・八%、保健關係に於いては七二・四%を



國民經濟全部門 — 内 —	總數 (單位千人)			勞務員總數に對する 婦人勞務員の割合		
	一九三九年	一九三七年	一九三五年	一九三九年	一九三七年	一九三五年
大工業	三,304	六,007	九,357	二七・二	二七・四	三三・四
建設業	九元	二,033	三,198	七・九	三三・二	三九・八
運輸業	六四	三〇〇	四八八	七・〇	二二・八	二〇・六
商業	一〇四	二四三	四七七	八・〇	二一・六	一八・三
社會給養業	一三四	六七五	一,040	一九・〇	三六・九	三〇・〇
教育	六二	一,153	一,252	三・二	四三・五	五三・六
保健	—	—	—	—	—	—
國家・社會機關	—	—	—	—	—	—
農業	—	—	—	—	—	—

ソ聯婦人勞務員數

ソ聯邦大工業に占むる婦人勞務員の割合(%)

全勞務員(勤務員を  
含む)中の割合

全勞働者中の割合

全工業  
— 内 —  
發電所

全工業	一九三二年七月一日	一九三七年七月一日	一九三九年七月一日	一九三二年七月一日	一九三七年七月一日	一九三九年七月一日
發電所	一六・九	三〇・一	二四・〇	一一・〇	一六・一	二〇・九
全工業	三三・三	三九・八	四一・六	三三・一	四一・六	四三・四

占めたのである。更らに第三次五ヶ年計畫第二年度に當る一九三九年に於ける婦人勞務員の動態に就いて見るに、矢張り一九四〇年のソ聯誌には大工業各部門中に占むる割合(%)上表の如く發表されてゐる。

第三次五ヶ年計畫に於ける大工業に従事する婦人勞務員(勤務員を含む)増加豫定によれば計畫末年即ち一九四二年までに更らに五百萬人を増加せしめる豫定であつた。これは今次戦争に依つて次ぎに大動員が行はれて工業に於ける男子勞務員の不足が益々深刻化してゐる現状に在つては、前述の如き事情から不可能なりと斷ずることはできぬやうに思はれる。

それでは、大工業に占むる婦人勞務員(勞働者、技術勞務員、勤務員)の割合を第二次五ヶ年計畫最終年度たる一九三七年七月一日と、第三次五ヶ年計畫初年度に當る一九三八年七月一日更らに第三次計畫第二年度の一九三九年

石油採掘業	一八・七	二二・九	二四・四	一六・五	二四・八	二四・八
泥炭採掘業	一〇・二	一一・一	一八・〇	四・四	八・七	一五・四
鐵礦業	四〇・七	四六・二	四六・七	四三・一	五〇・一	四八・九
化學工業	二二・〇	二〇・六	一五・二	二〇・七	一九・七	二二・六
セメント工業	二六・七	三六・三	四二・二	二六・七	三六・三	四三・三
硝子工業	二四・一	二七・五	二九・九	二二・九	二七・七	二八・六
製鐵業	三三・〇	四四・四	四七・四	三三・〇	四六・一	四九・一
金屬加工業	二二・七	二五・三	二七・四	二四・一	二四・九	二四・九
ゴム・石綿工業	二四・三	二六・九	三三・四	二二・四	二八・一	三三・七
挽材工業	二二・〇	二五・二	二九・六	二二・四	二六・一	三二・四
マツチ工業	三〇・五	三六・七	四二・四	三三・五	四〇・九	四三・九
製糸工業	三〇・二	四二・二	四八・五	二六・九	三三・五	三六・六
印刷業	四二・七	五三・六	五七・七	四〇・九	四四・六	四九・四
綿業	六五・二	六七・〇	六五・六	六九・〇	六九・八	六八・五
製麻業	六三・七	六六・七	六五・〇	六九・三	七〇・一	六八・三
羊毛工業	五八・八	六〇・五	六二・七	五八・九	六四・九	六五・五
メリヤス工業	七六・五	八二・九	八二・五	八二・六	八五・四	八五・五
裁縫業	七六・六	七九・七	七九・四	八〇・一	八二・四	八三・四
皮革業	三八・五	五四・一	五四・二	四一・三	五八・四	五三・二
製靴業	四八・七	五四・六	五二・二	五三・三	五七・九	五二・二
嗜好工業	三三・八	四三・〇	四三・四	三三・八	四六・八	四七・二
精肉業	二五・八	三六・六	四三・三	二五・八	四二・九	四七・八

年十一月一日とを比較して見ると、矢張りソ聯の資料ではソ聯邦の全勞務員中に占むる一九三七年の全婦人勞務員數の割合は三九・八%、三八年には四〇・五%に増加、更らに一九三九年十一月一日現在では四一・三%となつてゐる。純然たる勞働者總數の中に占むる婦人勞働者の割合は一九三七年には四一・六%、同じ一九三八年には四二・二%、一九三九年十一月一日現在では四三・四%に増加し、技術關係勞務員總數のうちには占むる婦人の割合は、一九三七年には一六・二%であつたものが一九三八年には一八・〇%、一九三九年十一月一日現在では一九・九%となつてゐる。更らに勤務員總數中に占むる婦人勤務員の割合に就いて見ると、一九三七年七月一日現在で四七・二%であつたものが一九三八年七月一日には四九・二%、一九三九年十一月一日現在では更らに増加して五三・九%に増加してゐるのである。



製粉工業	一八・七	二七・六
製菓工業	三〇・三	四三・八
製菓工業	五・八	三二・八
煙草工業	五・五	五九・六

同じ資料に據つて婦人勞務員（見習工員を含む）の大工業全體中に占むる割合は何うかといふに、一九三七年及び一九三九年度を比較して見ると、金屬加工工業及び機械工業中に占む婦人勞務員の一九三七年度の割合は二〇・〇%であつたものが、一九三九年度には二四・二%に増加して居り、纖維工業に於いては一九三七年に二二・二%であつたものが一九三九年度には二二・九%に増加してゐるのである。而して嗜好品工業に於ける婦人勞務員は一九三七年には一〇・〇%であつたが、一九三九年度には一三・三%に増加したのである。

三次五ヶ年計畫初年度に當る一九三八年一月一日現在で婦人コルホーズ長の數は六千四百六十六人で二・六%を占めたが翌一九三九年一月一日現在では六千三百五十人で二・七%に増加した。コルホーズ長代理の數は一九三八年に六千四百六十二人でその割合は四・四%であつたが一九三九年度には六千八百七十三人で四・七%となつて居る。婦人検査委員會議長は一九三八年に七千八百六十六人で全體に對する割合三・〇%であつたものが一九三九年度には八千八百七十七人で三・五%に増加した、また婦人牧場主任の數は一九三八年に三萬三千二百四十八人で全體に對する割合一八・三%を占めて居たものが、一九三九年度には數に於いて三萬三千五百四十三人で一八・七%となつてゐるのである。
--

婦人牧場作業班長の數も一九三八年には一萬二千九百七十二人を數へ一九三〇%を占め、一九三九年度には少し減少して約一萬人となつてゐるが、婦人畜産技師及び婦人獸醫の數は一九三八年には二千六百七十七人、率に於いて四・一%であつたものが、一九三九年度には二千六百七十七人で、四・四%を占めてゐる。婦人農業技師及び技術員の増加率の如きは著しく、一九三八年四・八%に對して一九三九年度には八・五%増加してゐる。その他植物栽培班長、會計簿記係など何れも年々婦人の進出が多くなつてゐるのである。これと同時にコルホーズ勞働に従事する婦人の數も年々増加の一途を辿り、例へば一九三六年度には全コルホーズ員中婦人の占めた割合は四六・二%から一九三八年度には五二・七%に増加し、従つてコルホーズ總勞働日の中に占むる婦人コルホーズ勞働日數の割合も増加して三七%以上となつてゐる。これに反し

てコルホーズに農業に従事しない婦人の數は年々減少し、例へば一九三六年度の約二百二十四萬人から一七三八年の約百六十萬に減じてゐるのである。しかし、勞働日に依つて之を見ると必ずしも婦人勞務員の成績が良好ではなく例へば一九三八年頃に於いて五十勞働日以下の婦人コルホーズ員の割合が二三・二%、五十乃至百勞働日のそれが一九・九%であつたことを見れば、戦時に於ける農村の婦人勞務員の餘力が未だ相當に有するを見ることもできる譯であらう。

尙ほ、一九四〇年現在に於ける農業關係の婦人勞務者數を見ると、先づコルホーズ長及同代理を併せて約一萬四千人、牧場長が約三萬九千人、耕作並に牧畜作業班長約四千二百人、農業技師、技手並に畜産技手が約四千八百人、簿記及び會計係が約二萬一千人、トラクター、コンバインの運轉手並に其の他機械運轉係の數の如き約十萬人に達

してゐるのである。斯様に最近に於けるソ聯の婦人勞務員は國民經濟の凡ゆるる面に著しく進出し、全勞務員數に對する婦人勞務員の割合は一九三九年度現在で既に四一・六%、全勞働者數に對するそれは四三・四、同じく全勤務員に對しては男子の數よりも多く實に五三・九%を占め、特に金屬加工工業や機械工業の如き婦人勞務部門の第一位を占め、また戦前には發電所、石油採掘、石炭業、製鐵業などには未だ婦人勞務員數の割合は低位であつたが、獨ソ戰爭以來、これらの諸部門にも多數の婦人が参加し特に製鐵業や運輸部門に對する婦人の参加には目覚ましきものがあるやうにソ聯の新聞雜誌は傳へてゐる。

次に獨ソ開戦直前の一九四一年三月現在のソ聯婦人の社會的進出振りを見るとブラウダ紙の報する所によれば、ソ聯邦最高會議の婦人代議員數は二百二十七名、構成共和國、自治共和國の

婦人代議員總數は千五百四名、他方ソウェイト代議員數の如きは實に約四十五萬六千名以上に上り、而かも生産部門に於いて成績優秀の故を以て叙勲された婦人の數は約八千七百人、婦人技師及び技手數は十七萬人、女教員數は六十五萬で、男女教員總數に對する割合は六二%に達した。更らに女醫は七萬三千人で、男女醫師總數に對する女の比重は六一%、學校施設並に高等專門學校に於ける婦人勤務數は三萬三千人で、その比重は三七%、而して婦人勞働員（勞働者及び勤務員を含む）總數は約一千百萬人に達してゐると發表されたのである。蓋しソ聯邦に於いて今次獨ソ戰に關して婦人の徵用を見ないのは上述の如くソ聯政權以來第三次に亘る五ヶ年計畫の年間に、既に婦人勞務員が著しく國民經濟の凡ゆるる部門に進出し、男女勞務員が同一勞働に於いて平等な賃銀を受け且つ、婦人勞務員は特別保護、社會文化施設、教育な



どを受け平時に於いて既に男子勞務員の大きな豫備勞務力を形成してゐたからであらう。

特に最近に於けるソ聯の婦人勞務動員關係の動態を見ると、第一に戰時に於ける男子勞務員の不足を補充する目的を以て、婦人勞務員の大量的且つ積極的生産部門參加方策が採られてゐることである。即ち婦人の保護の名目の下に從來有害な重量作業の禁止を勞働法を以て規定して居つたのであるが、急迫化せる情勢に備へて勞働力の不足を充足せんが爲めに、右の勞働法を急に改正して婦人勞務員を鑛山に於ける地下作業や製鐵業に於ける壓延作業などに現に動員してゐる。これらの事實は獨ソ開戦後特に屢々新聞雜誌の記事や寫眞に現はれてゐることに依つても知ることが出来る。斯様な婦人勞務動員を積極的に進め、ソ聯當局は生産過程の機械化率を引上げる諸方策を講ずると共に、婦人に對する勞働條

件を改善し、一方に於いて託兒所、病院、産院、幼稚園の施設を擴充強化すべく努力を傾注してゐるやうである。

### 八、勞働力の不足補充

獨ソ戰前既にソ聯當局は第三次五ヶ年計畫遂行上必要な勞働力の不足を補充するために、先づ第一に採り上げたのは勞働生産性の引上げであつた。即ち一九四〇年の當初、工業部門に於ける勞働生産性引上げ實現のために受持機臺數の増加並に兼職運動をスタハーフ運動の新しい形態として廣範に普及せしめることとなつた。これが趣旨は工業部門の勞働生産性を第三次計畫中の四ヶ年間に六五%引上げる運動で既に第二次五ヶ年計畫第四年目の一九三六年六月ウラル大型機械製作工場及びハリコフのモロトフ記念機械製作工場に於いて同時に開始されたものであつた。次に、一九三八年十二月に發布

された。勞働規律の規制、社會保險の施行改善並に當該制度に關する惡用防止令並に一九三九年一月十五日發布を見た。勞働手帖制度實施の人民委員會議令などに依つて勞働規律の弛緩を改むると共に勞働力の流動を抑へ、前項に於けるが如く多數の婦人勞務員を生産部門へ動員してゐるのである。右の勞働手帖を制定した主要な理由は、第三次五ヶ年計畫着手以來ソ聯當局は工業並に農業關係のエム・テ・エス（機械トラクター修理工場）に於ける勞働規律の弛緩を防止し、これら流動を抑へるに在り、勞働手帖は企業當局から勞働者各自に交附され、此の手帖を所有するものゝみが勞働に採用され、その際勞働手帖は企業側側に於いて之を保管し、勞働者が解職された時にのみ再び之を勞働者に交附されることになつてゐる。

しかし、ソ聯當局の斯かる勞働規律強化の政策にも拘らず、ソ聯勞働者の

流動の大きな原因は、寧ろ企業に於ける勞働者に對する待遇の不良、住宅、設備並に食事の粗悪、賃銀支拂ひの不規則などであり、しかもソ聯邦當局の呼號するスタハーフ運動の展開の如きも徒らに勞働者の搾取となつてゐる關係上、少くとも從來これら勞働者の流動は不可避的現象であつた。獨ソ開戦後に於いて、これらの難問題に就いてソ聯當局は所謂數々の戰時立法を以て嚴格に之を取締つてゐるとは言へ、困難なる戰時下の狀況は以前にも増して勞働者に對する待遇が劣悪化してゐることは想像し得られるところであり、従つて、ソ聯邦當局の抗戰意識の昂揚宣傳にも拘らず、勞働の質的低下が凡ゆる部面に現はれ、經濟的並に政治的に可成の暗影を投げてゐるやうである。

次に、一九四〇年六月二十六日に至るや、第三次に於ける勞働力の不足の補充方策の一として、全聯邦勞働組合

中央協議會は勞働時間の延長並に一週七日制還元に關する聲明を發表し、それまで諸企業に於いて採用せられて居つた勞働時間七時間を八時間に改め、有害な勞働に従事する者以外は六時間制を七時間制に改め、官廳その他に於ける勤務員は從來の六時間制を矢張り八時間制に改め、満十六歳の者も六時間制を八時間に改め、更らに一週間を七日制に改め、一週の第七日を日曜（休息日）とすることを聲明し、之がソ聯邦最高會議幹部會に依つて直ちに確認されたのであつた。その結果、一般勞働者に對しては勞働時間一時間を延長し、勤務員に對しては二時間の延長を課し、一ヶ年を通じて約十日間の勞働日數を増加せしむるに至つたのである。

更らに、それまでの勞働法規によれば一週六日制による休日、五ヶ月半以上の勤續期間を経た者に對する年一回二週間以上の休暇（一九三九年十二月

に發令された勞働規律調整法に於いては十一ヶ月間勤續に改む）及び一ヶ年に八日間の祭日があり、一九三四年及び同三五年に於ける工業關係勞務員の一年間の勞働日數は、ソ聯邦勞働統計によると約二百六十五、六日となつてゐる、而して運輸部門のそれは二百七十日、建築部門は二百八十日となつてゐるので、有事の際に於ける勞働日増加の餘力を茲に見出すこともできるのである。第三次五ヶ年計畫に於ける一九四二年の全勞務員豫定數は三千二百七十萬人であるから、假りに、之に對して今回の勞働時間を延長した上に更らに一時間延長して二時間の延長とし、勞働日を三、四十日増加すれば優に一ヶ年間に七百萬人に近い勞働力の餘力を出すことができる譯であると言つてゐる。コルホーズ農村に於ける勞働時間延長に依る勞働餘力も老大的なるものがあると發表してゐるが、現實の問題として、工業關係勞務人の軍事動



員に依つて生ずる労働力の不足を農村労働力を以て補充しなければならぬ事情に在るとすればこれともソ聯邦當局が得々として擧げる老大な統計上の數字を吾々はそのまま鵜呑みにする譯には行かないのである。

### 國家労働豫備軍

#### 養成對策

ソ聯は労働力の不足、特に今次獨ソ戦争に依る老大な労働力喪失に對處して、既に戦前から着手して居た國家労働豫備の動員に非常な努力を拂つてゐる。即ち一九四〇年十月三日に熟練労働者を大量に養成し、これを重要工業部門並に運輸部門へ均衡的に配置する目的を以て右の『國家労働豫備に關する法令』をソ聯邦最高會議幹部會が採擇したのである。これに依つて、爾來重要な工業部門並に運輸部門に對しては工場實習學校、職工學校、鐵道學校等の課程を卒へた青年労働者七十萬人

が配屬されて居り、最近の資料によつて其の内譯を見ると先づ金屬工關係が十一萬五千人、冶金關係労働者が約二萬五千人以上、建築關係に従事する者が十三萬六千人、石炭採掘關係が五萬人、鐵道運輸従業員が四萬三千人となつてゐる。これら工場實習學校に於ける熟練労働者養成は勿論一九四〇年以前にも行はれて居つたのであるが、それ以前の卒業者數は現在のそれとは比較にならない程少かつた。即ち第一次五年計畫末年（一九三二年）には十四萬八千三百人、第二次五年計畫第四年目に當る一九三六年には二十八萬八千人、而して第三次五年計畫初年度（一九三八年）に於ける卒業生數は二十四萬二千人に減じて居つたのであるが、一九四〇年以來これが積極的擴充計畫に依つて、戦時下の今日、これら學校並に指導所に於いて生産に關する實習をしてゐる生徒數は、一九四二年現在で前記の如く約七十萬人に上り、

多數の青年男女が益々兵器彈藥の生産技術を習得してゐるのである。これら生徒は亦直接老練な職工の指導を受けながら工場に於いては戰車、飛行機、大砲などの製造技術を習得してゐる。工場實習學校（舊徒弟學校）の在學期間は六ヶ月となつてゐる。而してこれら諸學校が新機構の下に開設せられてから一ヶ年半となるが、最近の資料に依ればその間生徒は實習を受けながら石炭三百萬噸、鐵礦及マンガン礦一萬噸、數十萬噸の石油を採掘し、幾萬ルブルに値する兵器彈藥を製造し、またこれら生徒に依つて幾百の工場や住宅も建築されたと言つてゐる。

### 一〇、労働豫備軍養成概要

第三次五年計畫の遂行途上に在つて、熟練労働者の不足に憊んだソ聯が強力な労働豫備軍の形成のために採つた方策は、戦争に突入してゐる現在至

々重要性を加へてゐるものと思はれる。いま、右の國家労働豫備に關するソ聯邦最高會議幹部會令の大意を紹介すれば、ソ聯邦の産業發展のためには新しい労働力を絶えず炭坑、鑛山、運輸及び工場へ供給しなければならぬ。ソ聯産業の發展は労働人員の不斷の補給なくしては不可能である。従つて國家は都市及び農村青年より新労働者を組織的に養成し、産業に必要な労働豫備を造る任務に直面した。

前言して、次のことを決議したのである。即ちその概要を述べると、

- (一) 職工學校、鐵道學校、工場實習學校に於いて都市青年及びコロホーズ青年に一定の生産的職業を教へ毎年八十萬乃至百萬人の國家労働豫備を養成、これを産業に動員する必要ある事を認める
- (二) 金屬工、冶金業、化學工業、鑛山、石油工業等の熟練労働者、其の他複雑な職業に従事する労働者及び海

上運輸、河川運輸、通信事業に従事する熟練労働者を養成するため、に修業年限二ヶ年の職工學校を設置する

- (三) 鐵道運輸の熟練労働者即ち機關士助手、機關車、車輛修理鍛冶工、機罐夫、線路修理班長及び其の他の複雑な職業に従事するため修業年限二ヶ年の鐵道學校を設置する
- (四) 石炭業、鑛業、製鐵業、石油業及建設關係労働者養成のため修業期間六ヶ月の工場實習學校を設置する
- (五) 以上諸學校の月謝は無料とし、而かも修業期中中に於る生徒の生活費は國家の負擔と定める
- (六) 國家労働豫備はソ聯邦人民委員會の直屬とする
- (七) ソ聯邦人民委員會に對し都市及びコロホーズ青年を毎年八十萬乃至百萬人動員し十四歳—十五歳の者は職業學校及び鐵道學校へ十六歳—十七歳の者は工場實習學校に入學せしむる權限を與へる。

- (八) コルホーズ長に對し十四歳—十五歳の男女コルホーズ員各百人に付き十四歳—十五歳の青年を職業學校及び鐵道學校へ、十六歳—十七歳の青年を毎年工場實習學校へ各二名宛召集の形式を以て送る義務を課する
  - (九) 都市ソウェイトに對し十四歳—十五歳の青年を職工學校へ、十六歳—十七歳の男子を工場實習學校へ、毎年ソ聯邦人民委員會の定めた數だけ動員の形式で送る義務を負はせる、
  - (十) 以上三校の全卒業生は總て動員された者と見做し、ソ聯邦人民委員會附屬労働豫備總監理局指定の國營企業に於いて四ヶ年労働に従事する義務を負ふべきこと、
  - (十一) 以上三校の卒業生は當該國營企業に於ける労働が終了する迄赤軍及赤海軍への召集を猶豫される。
- ことに規定されたのであつた。右の



如き労働豫備軍の養成は、單なる第三次計畫遂行途上の労働力不足に對する臨時的方策ではなく、むしろ、ソ聯將來に備へる労働力確保対策であつたと見るべきで、今次獨ソ戦争の敗戦に依つて多くの支障を來たしたことは想像されるが、少くとも戦時下勞務需給關係の再編成に對し猶ほ相當の貢獻をしてゐるであらう。

### 一、ソ聯の労働規

#### 律肅正

ソ聯邦に於ける労働規律の弛緩は今に始つたことではなく、既に第三次五ヶ年計畫の初めに於ても批判の對象となつてゐたものである。その結果、一九三八年十二月二十八日に聯邦人民委員會議、全ソ共產黨中央委員會並に全ソ労働組合中央會議に依り、ソ聯邦全工業の労働規律化令が發布されたのであつた。即ち本令は労働者の流動を防止し、労働規律の弛緩を矯正する目的

を以て發布されたもので、任意欠勤は素より遅刻早退などに對しても嚴重な罰則が設けられ、また労働規律違反者は國家社會保險の既得權をも失ひ、更らにこれら労働規律違反者に對して寛大な處置を採つた工場も其の責任を問はれるばかりでなく、解雇の上裁判に附されることになつて居たのである。事實、第二次五ヶ年計畫の後半期から第三次五ヶ年計畫の初期にかけて、ソ聯邦の全工場に於いて労働者の流動の労働規律の違反者が漸く著しくなり、輕工業關係の企業に於いて、何等理由なき早退や欠勤、十五分乃至三十分の遅刻の如きは常事茶飯事のこととして看過されて居つたのである。其の幾分之が革められ生産計畫遂行率も従つて向上するに至つた。更らに一九三八年には亦、労働者の技能向上令も發せられたが、労働者の技能向上に依つて所要の計畫を遂行したものは極めて稀であつた。

獨ソ戰第三年目に至り、ソ聯邦の諸新聞雜誌は、毎日の如く戦力増強の重大要素としての労働力の昂揚の必要を強調し、且つ労働者並に各企業に於ける勤務員の大部分の規律には稱讚に値するものがあるが、今猶ほ一部の労働者並に勤務の間には國家の定めた労働法を紊亂し、總力戦への妨礙となつてゐる者がある。喰ふか喰はれるかの戦時下の今日猶ほ斯かる労働規律違反者を嚴重に處罰する必要があると言ひ、また労働規律違反を見逃すことは怠惰欠勤や労働回避を助長するものとありこれは取りも直さず赤軍の敵と選ぶとるが無いと極言し、各企業に於けるこれらの労働規律無視や個人的利潤追求の閣取引的事實を指摘してゐることはソ聯邦の峻嚴な鐵の如き法令を以てしても、猶ほ且つソ聯の國民經濟各部門に於ける労働者並に勤務員中に非協力者乃至労働規律破壊者が存在し、戰事經濟並に戦力の上に相當の悪影響を及

ばしてゐる事實を物語つてゐると言へやう。

要するに獨ソ開戦後に於けるソ聯邦労働者の具體的現はれとしては、第一に大規模の動員即ち一千万人動員と言ひ一千二百萬動員といふやうな動員に依つて生じた労働力の不足は覆ふべくも無いのである。従つて、ソ聯邦當局は戦時立法を矢つぎ早々に決定してこれが對策としてゐる。例へば第二次歐洲大戰勃發後に實施せられた前記國家労働豫備員養成とは別個に、戦時の必要と關聯する重要生産を完遂せんが爲めに、一九四一年獨ソ戦争勃發直後ソ聯邦最高會議幹部會の命令に依つて決定された『戦時に於ける労働者並に勤務員の労働時間制度に關する法令』がある。

右法令によれば各企業に於ける總べての労働者、勤務員並に其の各職場につき一日一時間以上三時間以内義務的に殘業を課すること、而して十六歳未

滿の者に一日二時間以内の義務殘業をさせることができること、疾病の場合以外定期並に追加休暇を廢止せしめること、などが其の主要な點であるが、此の戦時労働時間制實施に續いて、従來以上に産業の殆んど凡ゆる部門に婦人労働者を動員し、夥しい婦人労働者が炭坑に機械工場に、また、トラクタ運轉手として、また列車機關士助手として働いてゐる。また、労働力徴用の如きも、他の交戦國以上に徹底した方策を採り、例へば農村に對しては強制的な割當式に依つて工場へ労働力を徴用してゐるほか、更らに政府の命令に依つて、前述の國家労働豫備養成とは別に工業關係の學生を各企業工場に直接参加させ生産昂揚に協力させてゐるのである。更らに各企業、工場、職場の間に所謂社會主義競争を行はせ、生産の量質共に最も優秀な成績を挙げたものに對しては、獨ソ戦争後にできたスターリン議長となる國家國防委員

會や親衛師團などが持廻り優勝旗を授與して表彰するなどの獎勵法をもつて絶えず軍需兵器製造能力を引上げるべく躍起の努力を續けてゐることが判る。

●これと同時に法令を以て軍需工場關係企業及び移轉工場から労働者及び勤務員の任意離職を嚴格に禁止し『男女全労働者及び勤務員を戦争の期日中動員されたものと看做し、任意離職者は脱走者として五年乃至八年の禁錮に處す』といふやうな命令を決定し、既にこれを一九四一年の十二月から實施してゐるのを見ても、喪失地域の老大なると、非常な労働力を失つたソ聯が現在これが補充強化に如何に躍起となつてゐるかゞ想像できる。

### 一、二、全聯邦労働組

#### 合の役割

第三次五ヶ年計畫の遂行に關聯する全聯邦労働組合中央評議會會議は一九



三九年の春開催されたがその席上シュヴェールニクの試みた報告によると、ソ聯邦第三次五ヶ年計畫に基く生産増加を遂行する目的を以て、第十八回黨大會に於いて先づ決定されたのは基幹労働者、技手、技師の大量的養成、技術の廣範な導入乃至は生産過程の科學化實行の方途であつた。即ちそれに依つて各種専門技術の要員を百四十萬人大學出の専門家六十萬を養成すると共に、熟練労働者及び職工長を再教育する學校並に講習會を開設普及せしむる筈であつた。次に第三次に於ける労働生産性引上に就いても、工業では六五%、鐵道運輸では三二%、海上運輸では三八%、建築業では七五%と豫定して居つたのであるが、労働組合の義務としては、此の労働生産性引上げの前提として労働者並に勤務員の物質的文化的施設の萬全を期することになつて居た。即ち第三次五ヶ年計畫に於ける労働者並に勤務者の消費生活の向上は

労働者、農民、勤務員の増收入に應じて一倍半以上に引上げられることになつて居り、平均賃銀も三七%方引上げられる豫定であつた。労働者、職工長、技師、技手の労働生産性並に熟練程度を向上せしめるため、労働組合は勞銀の問題に積極的に觸れなければならなかつた。一方、都市及び農村に於ける労働者大衆の文化的福利施設の増加に要する支出の如きも、住宅建設及び公共施設に對する國庫支出を別にし、一七三七年には三百八億留であつたものが、第三次五ヶ年計畫末に當る一九四二年には五百三十億留に増加する筈であつた。勿論此のうちには労働組合に依る國營社會保險の支出も加はつてゐる。

労働組合は亦、第三次五ヶ年計畫に於いて、労働者の労働生産性引上計畫と共に、組合所屬全機關を擧げて諸企業の労働規律の肅正に努力すべきことを強調してゐる。例へば、一九三九年

第一、四半期に於ける工場労働者の缺勤は二十萬四千九百時間以上に達したことは、三百九十人の労働者が、第一、四半期の間毎日働かなかつたのと同様であるとしてシュヴェールニクは指摘した。更らに同總會の報告の際に於いて、労働組合幹部の教育並に業績の検査に就いても述べてゐるが、それに依ると、先づ労働組合幹部の選抜と養成、新人の抜擢、基幹分子の割當てを正しくすることが問題となつて居り、上部組織たる全聯邦労働組合中央協議會から工場委員會、労働組合の諸團體に至る迄日常の業績検査の必要を認めてゐるのである。

### 一三、ソ聯労働者の技術水準

最後に、ソ聯邦労働者を質的に觀察する一つの例として、自動車工業關係を見やう。ソ聯邦は自動車工業の量的な方面では米國に次ぐ世界第二位、歐

洲では第一位であつたと戦前誇稱して居たが、労働者の技術水準は米國のそれに遙かに及ばない。第一の缺點として擧げられるは技術員の數が自動車生産臺數に伴はず、その技術も低位なことであつた。ゴリキイ市のモロトフ記念自動車工場の如きは一九三八年に於て、労働者總數約三萬八千人の中、千二百三十三名が職長で専門學校程度の技術教育を受けた者は僅かに三十五名、中等技術學校程度の修了者が矢張り三十四名に過ぎなかつたのを見ても専門技術者の不足が領かれる。自動車工業でも他の生産部門に於けるが如く戦前は素より現在スタハーノフ運動に關してソ聯邦のジャーナリズムは大袈裟に報道してゐるが技術水準の低い一般労働者に配するに技術指導者が不足してゐることは、實際問題として大きな弱點と言はなければなるまい。ソ芬戦、歐洲動亂に次いで獨ソ戦となりソ聯の自動車工業は擧げて軍需生産に移

行してゐると想像されるが、大動員に依つて拍車をかけられた労働力の不足がソ聯機甲部隊の裝備に重大な支障を來してゐるものと想像されるのである。一方、自動車運輸關係の労働動員を見ると、運轉手の養成が極めて不充分であつた結果として、これが急速養成が焦眉の急を要するものと思はれる。ソ聯戦前の自動車生産數から見て一日千五百人以上の乗務員養成を必要とするに拘らず、學校及び講習所の數が之に伴はず、既に一九三八年に運轉手の不足が十五萬人に達したと言はれ、養成機關並にその教育計畫や方法を缺き教科書の如きも區々であるため、運轉手の技術も未熟で第三次五ヶ年計畫の前半期に至つても、ソ聯の全運轉手の數を占むる一等運轉手の比重は三%、二等が一一%、殘餘の三等運轉手が八六%と言はれてゐる位である。以上は單に自動車工業一部門を取上げたものであるが、類似の例は他の重要生産部

門にも見られるソ聯の悩みと言へるだらう。



# ソ 聯 邦 の 農 業

## 目 次

- 一、前 言
- 二、大農法實施以後
- 三、生産高の發展課程
- 四、農業準戰時態勢
- 五、獨ソ戰後の農業
- 六、むすび

### 一、前 言

ソ聯に於ける農業は、社會主義的大農經營といふ特異な方法によつて、幾多の難關を突破し乍らも、その難關をどうやら一步一步乗り越えて、その生産力を増強して來たことは争へぬ現實である。これを數字の上から眺めると一九二九年を百%として次の如くになつてゐる。

	一九二九年	一九三〇年
小麥	一四六・九	二四八・二
大麥	一〇八・九	一四七・〇
棉花	一五・四	三三・二
甜菜	一四・九	三四・八

以上如くソ聯邦はすべてに亘つて二倍乃至三倍の生産量を確保してゐるが、これは徹底的に組織化された大農法即ちソフホーズ及びコルホーズ化の結果であつて、老大な地域がそれに適してゐたためであると思ふ。

反面、各個農民の個性といふものを徹底的に失つて農民が機械化され、農作物の栽培等に於ても自由は認められず、國の要求によつてのみ播種せねば

ならぬのである。  
 今次獨ソ戰に於ても、小麥、大麥、燕麥等の如き主食品を命令に依つて播種し、農民の欲するその他の植物等は自由栽培出來ない状態である。それが生産高の上にもよく現はれて來てゐる。

### 二、大農法實施以後

ソ聯邦が大農業法に基いて農業の集團化を開始したのは一九二九年からであつて、第一次五ヶ年計畫が發表され工業の企畫と共に農業に於ても集團農場乃至は國營農業を組織化し、現在に於ては九七%までがコルホーズに参加してゐて、個人農は僅かに三%に過ぎない状態となつて至つた。

コルホーズの發展と共にその機械化が行はれ、トラクター配給所(MTC)が逐増の一途を辿り、獨ソ戰直前には七千箇所近くの配給所より五十二萬三千箇所のトラクターがコルホーズ及びソ

フホーズに配給されてゐた。  
 一方、コンバイン(合成式刈取機)もそれにつれて増加率を高め、一九二九年の大農法實施初期には僅かに七臺に過ぎなかつたものが一九三七年には十二萬臺となり、獨ソ戰直前には十八萬一千臺といはれる。

農場用トラツクも、一九二九年には全農業部門を通じて僅かに二千三百臺であつたものが一九三七年にはトラクター配給所々屬のもののみにて六萬二千臺を數へるに至つた。その外に、コルホーズ農場所屬のものも三萬臺あるといはれるから十萬臺近くとなり、獨ソ戰前には十數萬臺となつてゐたことと思はれる。

これを人的方面から見ると、最近四年間にトラクター操縦手五萬人、コンバイン操縦手三十萬、トラツク運轉手十萬人を養成してゐるといはれる。

然し、以上の實情は獨ソ戰の打撃に依つて異常な變貌を遂げ復興至難の危

機に臨みつゝあることは云ふまでもなく、それ等については本稿の終りに於て詳述して御參考に供したいと思ふ。

### 三、生産高の發展課程

トラクター及び、コンバインの使用と、合理的な集團農民の勞働によつて、農業生産物が漸次増強し、第二次五ヶ年計畫中に於て、既に第一次五ヶ年計畫の一九二七年に比し五三・九%を増加して、總生産額二百一億二千三百萬留の巨額に達したのである。これは大農化した十年間に於て高めた成績であつて、主として機械化の力である。生産高の上から見ると、主食穀物は次の如き増加振りである。(單位百萬ツェントネル)

一九三二年	六九八・七
一九三三年	七三一・九
一九三四年	八九八・〇
一九三五年	八九四・〇
一九三六年	九二〇・一

一九三七年 一一二〇・九  
 となり、右の中、小麥、大麥、燕麥は二倍以上となつて居り、ライ麥、玉蜀黍があまり増加してゐないのは、政府の指示に基いて主食物中の主食である小麥、大麥、燕麥の播種に重きを置いたためである。スターリンが、戰時に備へて主要食物の貯藏を企て、小麥、大麥、燕麥の如き貯藏可能の主食物の生産に全力を注いだ現はれである。特に大麥、燕麥は立遅れの畜産物生産の飼料として國家の要請に基いた生産増加と思はれる。

ソ聯に於ける農業の收穫成績は、各國に比して決してよくはない。これを小麥一ツェントネル平均收穫高から見ると、一九三七年に於て、ソ聯は一一・五ツェントネルなのに各國平均は一三・七ツェントネルであるから、未だ遠く及ばないのであるが、廣大なる地域と、莫大な人員、集團機械化に依つて前記した如き巨大な生産を上げてゐる



るのである。

然らば、その總生産高を各種農業主體の生産率から見ると、コルホーズは第一位で一九三七年に於て、百二十六億六千八百萬ツェントネルで九二・二%を生産し、次は數年前より許可されて屋敷廻りの土地自由耕作による個人的副業生産であつて、四十三億一千八百萬ツェントネル二一・五%、ソフホーズは十八億六千五百萬ツェントネル、九・三%、個人農は僅かに三億四百万ツェントネル一・五%となつてゐる。

右の中、第二位を占むるコルホーズ員の副業生産が、一九二九年までの副業許可までは僅かに二億四千三百萬ツェントネルに過ぎず、個人農の生産が逆に、百三十七億五千七百萬ツェントネルといふ老大なものであつた。尙、以上の數字には勤務員及労働者の副業である農耕收穫も含まれてゐる。

#### 四、農業の準戦時態勢

ソ聯邦政府は、一朝有事に備へて農業の戦時態勢を整へつゝあつたことは云ふまでもなかつたことで、五十二萬三千のトラクターが百萬人の操縦手に依つて耕野を馳驅し、十八萬三千臺のコンバインを三十萬の操縦手が動かして、世界最大の農業國を誇るかたはら、その百三十萬の専門家が大半戦場に去つて、飛行士、戦車の有力な操縦手となつた後を考へて、女子の操縦手の養成につとめ、トラクター操縦手十三萬名、コンバイン操縦手三萬名を確保したといはれる。

又、全國農村の保健施設も次の如く設備してゐる。(一九四〇年一月現在)

病床の病床數	一六五、一九六
産院ベツト數	六二、五六九
移動診療所	一一、六〇八
結核療養所	一七四
性病療養所	四七四

番、當番用馬匹の常設等を見、そのために農村の火事、盗犯が漸減したといはれる。

次に極東方面へのソ聯政府の對策について記述して見る。

極東方面は、ブリヤート蒙古自治共和國、及びチタ州以外は自給自足出来ない状態にあるので、その對策としてハバロフスク地方のコムソモリスク近郊に大規模な食糧基地を設ける計畫が運ばれてゐた。

それによると、一九四二年中に播種面積一萬ヘクタールの土地を確保し、十五の共營農場と數十の酪農養豚、養禽基地を新設し、大規模な温室栽培を行つて、手初めとして野菜と馬鈴薯の二倍化を計ることになつた。

そのために、新移民を招致し共營農場が新設される筈である。と、この企ても、獨ソ戦によつて、中止の止むなきに至つたであらうが、兵站基地としての極東の充實に力を用ゐてゐる一證

左にはなる。

極東移民については、歐露中央諸州よりハバロフスク地方の共營農場に集團移民を計り、一九三九年秋には二千家族が移住した。彼等にはシベリヤ移民法によつて保護を加へ、三ヶ年の間免税された上、家畜の貸付、農具の貸與、トラクター、コンバインの安價率仕によつて、移住地に安住せしめる方策が講ぜられてゐるが、遅々としてその増加を見ず、極東の農業發展は遠い未來に置かれてゐる。

#### 五、獨ソ戦後の動態

「鞏固なるソ聯の銃後こそはソ聯前線の不壞の支柱であり、コルホーズ制度の堅牢さこそ、鞏固なる銃後の基礎の一つである」

と、叫び、祖國戦争下の苛烈脅威の秋にあたり、コルホーズ員が、決戦の態度によつて農産に従事してゐること

婦人科及小兒科相談所 一、九五八  
小兒用特設移動診療所 九  
かくて無醫村の多さと、不衛生の點では、世界文明國の下位にあつたロシア農民が、曲りなりにも醫藥の恩恵に浴して來たのである。

次に、農民の生活餘剰が如何と、これを預金額から見ると、一九四〇年初頭に於て二百五十七億二千二百萬留となつてゐる。これは主として個人のものでなくコルホーズの共同財産であるから、個人的な金持ちが存在してゐるといふことは出来ないが、コルホーズといふ集團が、一つの大企業體となつて、巨額の資本を保持し、その首腦者がある點まで自由に出來るといふことは共産主義治下の農業として、こゝにも一つの特異さを生みつゝあるは注目値する。

尙、ソ聯邦の農村に於ても政府の命令によつて隣組制度を創始し、各村毎にこれを設け、消防防犯のため晝夜當

は、生産闘争の數字の上に現れてゐると、ソ聯邦の首腦者達が云つてゐるが、穀庫ウクライナを失ひ、バルト三國、白ロシアを失つてゐるソ聯にとつては、如何にもして農民の支持を得て、食糧の確保に萬全を期さねばならぬ秋に直面してゐるのである。

獨ソ戦滿二ヶ年を経過したる今日、一九四三年度の遂行計畫は別稿記載の如くであるが、それを遂行する立場にある農民の状態はどんなであるか最近情報によつて調べて見やう。

十月に行はれたスターリンの演説は農民の愛國心にうつつたへ、増産と献金、國債購入を慫慂したのであつたが、それに應へてタンボフ州の農民が續々と戦車建造費を醸金し、二週間にして四十萬留を醸出したといはれる。又、サラトフ州の男女コルホーズ員はスターリングラード戦線に送る軍用飛行機建造資金として各自の貯金の中から三千三百五十萬留を集めたといはれ



る。

播種成績も至つてよく、未だ見らぬ程組織的に終了し、穀物の取り入れも短期間に模範的に行はれた。

右は良い反面であつて、別な面を見ると、農民達が戦時下の材料入手困難、人的不足を口實に無爲無策、何等明日の計を樹て得ざるもの多しことは歎かしい次第であると、首脳部をして惱まし、冬季農閑期を利用して、農村要員の育成、特に農村女性並に青年層をして大きな役割を果させやうと躍氣となつてゐる。

彼等は農民に呼びかけて、「今次獨ソ戦は農民に重大な任務を課し、高度の要求を行つた。然も農民は着々としてそれを實行しつゝある。然るに第二年度に這入つた現在、去年に比較してより多量の食糧や工業原料を提供せんことを要望してゐる。收穫は春の播種なくして得られぬ。今やあらゆる困難に直面してゐるが、それを突破して達

成されたい」と、一九四三年度の收穫増強のため叫んでゐる。

又、戦時的コルホーズ農村の機械化要員の獲得についても次の如く叫んでゐる。「もう春だ。農事作業も既に開始されてゐる。春蒔を短期間に且つ良好に實施せんがためには時機を逸せず大準備作業を施すことが必要である。技能者の大部分は、トラクター配給所の操縦手並にソフホーズから赤軍に移つてゐる。されば一九四三年度農事作業の準備は、それ等農村の要員を適時に且つ完全に供給することである。

地方の機關はそのため、それら要員を急速に養成しなくてはならぬ。然るにその対策が未だ完全ではない地域が非常に多いのは遺憾である。時期を逸することなく直ちに實施せねばならぬ。

地元機關はそれら要員の大物詮衡から卒業までの機械化學校及び教習場の業務の責任を負はねばならぬ。来る可

き一九四三年の戦時下冬の收穫の運命こそは、諸君の肩にかゝつてゐるのである」と、決戦下農業の進路を指示してゐる。

### 六、むすび

ソ聯邦の農業は、一九二九年より大農法を採用し、農民の衆團化を計つて機械化による耕耘、播種、收穫を行つた結果、その耕作地、收穫量共世界有数となるに至つた。一ヘクタール收穫量は、各國のそれに及ばないが、量的な點でそれをカバーしてゐるから、結局ソ聯は世界の大農業國といはれる。大農法が尤大なソ聯に適合してゐたためもあらうが僅々十数年にして、貧弱なロシア農民がかくも進展したことは注目すべきことといへるだらう。

然し、一方、機械化されてゐたがために現下の如き祖國戰に於ては人員不足、機械の補充困難等によつて新らしい難關に逢着してゐることが窺へる。

本文にもある如く、トラクターやコンバインの操縦手が前線に出勤したため女子、老人を以つて補はんとしてゐるも、急速に間に合はず、一九四三年後の收穫に暗影を投げかけてゐるであ

る。昨年ソ聯を通過して歸國した人の話によると、ソ聯は食糧に關する限り一、二、三年は參るまい。今日あるを期して貯へた穀物が何十萬ブードもあつてそれを強力な例の統制配給によつて國民に配給を行つてゐるから、新收穫物と共にその対策は出來てゐると、あつたが、それが眞實なら、農民の果し

た國家への効績といふものは、實に大なりといはねばならぬ。それかあらぬか、スターリンは前線の兵士と同じく多收穫の農民に對し、叙勳と褒賞を行つてゐる。

ウクライナの農民には特別な獎勵策を設け、増産を計つてゐる時、獨軍の席捲するところとなり、一九四一年度の收穫を大半失つたに不拘、四二年度の收穫によつて一億五千萬の人口を曲りなりにも支へて來たことは成功といふ可く、現在ウクライナの大半を取り戻し、四三年度の收穫も既に終つた今日、来る可き春の播種地域が、四二

度のそれに優つてゐるといふこともソ聯にとつて力強いことであらう。

飢へることが敗戦の基となることは古今の歴史が證明してゐる。民に生色なくして戦ひに勝てた試しはない。ソ聯の首脳者が、國家存亡の瀬戸際に果してこの特異性ある衆團農民を率ひて戦ひ抜くかが、世界注視の興味ある問題であらう。

尙ほ、ソ聯首脳者が一九四三年度に爲さんとして計畫されたその全貌が次稿によつて讀者諸民に傳へられるから御精讀を乞ふ。



# 一九四三年度の農業企畫

## 目次

- 一、農業の企畫化
- 二、増産の義務性
- 三、屋外仕事の準備
- 四、農具の自給
- 五、馬匹と役牛の耕耘量指定
- 六、種子の確保指令
- 七、肥料調達の手段
- 八、農業技術の方策
- 九、秋蒔準備の義務制

### 一、農業の企畫化

ソ聯人民委員會議並に全聯邦共產黨中央委員會は戦時下の困難なる實情に於て、またトラクター、馬匹、運輸機關の一部が國防の必要に振り向けられ大多數の技能者が赤軍に動員されたに

もかゝはらず、コルホーズ及びソフホーズは比較的順調に秋蒔及び春蒔を完了し、穀類、馬鈴薯、野菜並に甜菜等の主なる食糧農作物の播種面積を相當増加することが出来た。一九四二年には甜菜、タウゴマ、マホールカ(粗煙草)並に加工的農産物の生産大基地は新たに東部に創設された。

ゴリキー、スウェルドロフスク、モイロトフ、モスクワ、イワノヴォ、ヤロスラヴリ、カリーニン、ツーラ、リヤザン、ヴォログダ諸州、チユウワシ、ウドムール自治共和国、ウズベク、キルギス、タヂツク、グルジャ及びアルメニヤ諸共和国のコルホーズ及びソフホーズは——農作を終了した。前記諸州並に共和国のコルホーズ、エム・

テ・エス及びソフホーズはより短期間に春蒔を實施し、休田を適時に犁起し或は耕作し、秋蒔耕地を擴張したる上、春蒔のため著しき面積を耕作した。これ等の諸州及び共和国に於ては馬鈴薯、野菜、亞麻の國家への納入計畫は他の諸州及び共和国に於けるよりも良好に遂行されてゐる。

コルホーズに於ける労働規律は強化され、コルホーズ員等は良好に作業基準を遂行し、最低義務労働日数を履行しないようなコルホーズ員数は著しく減少した。一九四二年度にはコルホーズは耕作に於いて牛馬を適當に利用した。

これと同時にソ聯人民委員會議並に全聯邦共產黨中央委員會はベンザ、サライトフ、クイブイシエフ、チカローフ、チエリヤビンスク、オムスク、クスタナイ、北カザフスタンの諸州並にアルタイ地方、タタール自治共和国、バシキール自治共和国の諸コルホー

ズ、エム・テ・エス及びソフホーズの一九四二年度に於ける農業の基本的課題の遂行に於ける不満足なる業績を指摘してゐる。前記諸州及び共和国の多くのコルホーズ、エム・テ・エス並にソフホーズは春蒔及び秋蒔の量的課題を遂行するに當り不十分なる播種前の耕作を行ひ、播種時機は遅れ、高收穫を逸した。

ソ聯人民委員會議並に全聯邦共產黨中央委員會は一九四三年度に於て高收穫、穀類、其の他の農産物の總收穫高増大運動に際し農作の質の向上、短期間に於ける春蒔實施、耕耘、播種前耕作及び播種の質の確保、地方諸種肥料の完全なる利用、雑草、農作物害蟲の豫防方法の實行に留意するやうなコルホーズ、エム・テ・エス及びソフホーズ、州、地方及び共和国ソウエト諸機關並に農業諸機關の注意を喚起した。

聯邦人民委員會議並に全聯邦共產黨

中央委員會は一九四三年度に於て全農作物の播種面積を一九四二年度の收穫積面に比較し六四〇萬ヘクタールを擴張すること(其中穀物に於ては一九四二年に比較し三九〇萬ヘクタールを増加)を確認し、一九四三年度春蒔作物の播種計畫、一九四四年度に收穫すべき秋蒔作物の播種計畫、穀物、加工的農産物並に馬鈴薯の收穫率計畫、エム・テ・エスのトラクター作業計畫、農業技術方策計畫を確認した。

### 二、増産の義務制

一九四三年度農業振興計畫遂行の目的を以てソ聯人民委員會議並に全聯邦共產黨中央委員會は次の通り決定した。

- (一)コルホーズ、エム・テ・エス並にソフホーズの春蒔準備
- 一、ソ聯農業人民委員部、ソ聯ソフホーズ人民委員部、ソ聯食料品工業人民委員部、ソ聯肉乳工業人民委員部、

ソ聯外國貿易人民委員部、區執行委員會、州執行委員會、地方執行委員會各共和国及び自治共和国人民委員會議、黨州委員會、黨地方委員會、各共和国黨中央委員會に對し農作計畫を十日の期限内に各區、コルホーズ、エム・テ・エス、ソフホーズ及び個人農に知らしめる義務を負はしむ。

二、各共和国及び自治共和国人民委員會議、州執行委員會、地方執行委員會、黨州委員會、黨地方委員會並に各共和国中央委員會に左記の事項を提議した。

- (イ)本決定を以て定められたる穀物平均收穫率を基礎とし箇々の穀物の收穫課題を確認し、本決定を以て收穫高を定めざる加工作物、野菜、瓜類、飼料作物並に果實につき收穫課題を確認すること。
- (ロ)温床、温室の設置及び新設、植林、桑の栽培、果實、葡萄及び亞



熱帯植物栽培、苗床に關する計畫及び草原並に牧場改善策の計畫を確認し、各區並にコルホーズに通達すること。

(ハ)各區及びコルホーズのため注水の播種面積及び收穫率を定め、播種のため灌漑地の完全なる利用を確保すること。

三、ソ聯農業人民委員部、ソ聯ソフホーズ人民委員部、州執行委員會、地方執行委員會、各共和國及び自治共和國人民委員會、黨州委員會、黨及地方委員會、各共和國黨中央委員會に左記事項の義務を負はしむ。  
(イ)十日の期日内にコルホーズの生産計畫、エム・デー・エスの産業財政計畫、エム・デー・エス並にコルホーズ間の契約締結を確保すること。

(ロ)同期日内にコルホーズに於ける生産作業班並に作業組の補充、班及び組の解消せる場合は新作業班

及び作業組を構成し行政事務に従事するコルホーズ員數を最小限度に縮小すること。作業班に對する耕作地、農具、家畜の確保を調査し、個人の責任回避の缺點を除去すること。耕作及び作業班の春季作業計畫を確認すること。

(ハ)作業組に對し加工の農産物、野菜類、玉蜀黍、馬鈴薯、其の他の耕作作物の播種地の割當を確保し、各作業班が一ヶ年中に普通三四種を超へざる作物の割當を受くる如くすること。

(ニ)一九四三年度農作及びトラクター作業計畫の遂行に當り作業組、作業班、コルホーズ、エム・デー・エス、ソフホーズ及び各區の社會主義競争を廣汎に組織し、屋外仕事開始の二週間以前に春時準備の相互的検査を行ふこと。  
(ホ)屋外仕事より十日以前に各コルホーズに託兒所、兒童遊戯場、屋

外宿泊所並に社會給養の設置を確保し、これがため要員、土地建物及び設備を分配、準備すること。

(ハ)區、コルホーズ及びソフホーズの春時對策の遂行を組織的に検査すること。一九四三年度春時準備に關し、一九四三年三月三十日まで各區執行委員會より報告を要求し、一九四三年四月五日までに之をソ聯人民委員會に申告すること。

### 三、屋外仕事の準備

四、「トラクター、コンバイン並にエム・デー・エスの農業機械の一九四三年度屋外仕事に對する準備に關する」一九四三年二月二十七日附ソ聯人民委員會並に全聯邦共產黨中央委員會決定第十五條の補足として、瓦斯發生爐式トラクターを以て作業するエム・デー・エスのトラクターにして十五層日間に自己の更代作業

時に耕耘、肥料並に播種に従事し、耕耘に移り三〇ヘクタール以上を遂行したる者は三十五労働日の割増金を受くるものと定めらる。この外エム・デー・エスの各トラクター操縦手にしてこれと同期間中に三〇ヘクタール以上遂行したる各ヘクタールに對し一労働日宛の割増金を追加として受くるものとす。

五、エム・デー・エス及びソフホーズの瓦斯發生爐左トラクターに使用するため其の周邊にある林區に對する基金を設定するやう共和國人民委員會、地方並に州委員會に提議す。

六、一九四一年三月二十七日附ソ聯人民委員會決定第七〇一號を變更し、一九四三年に對しトラクター並にコンバインの現行無修理繼續作業期間を短縮し、トラクター、コンバイン並に農業機械の修理費控除基準を平均二〇%増加す。

七、ソ聯農業人民委員部、ソ聯ソフホ

ーズ人民委員部、各共和國人民委員會、地方並に州執行委員會、各共和國共產黨中央委員會、地方並に黨委員會、地方農業機關、エム・デー・エス長並にソフホーズ長に左の義務を負はしむ。  
(イ)春季屋外仕事の開始までに燃料補給車の不足數量を準備すること。

(ロ)一九四三年度に於てトラクター手、コンバイン並に班長の技術的知識を向上するため各エム・デー・エス並にソフホーズに於て其の技術教育を行ふこと。

(ハ)エム・デー・エスに於けるトラクター作業班に對する技術的奉仕のため春季屋外仕事の開始前に自動車並に役畜による移動作業場を設け、これに必要な設備、装置を補足し、これを區擔當の機械係に配屬せしめ、一移動作業場を以て二〇のトラクターを擔當せしむ

ること。  
契約を締結するに當りコルホーズの馬匹を移動作業場のため豫定し置くことをエム・デー・エス及びコルホーズに提唱す。

八、トラクターの技術的手入れをなすため地方の材料を以てトラクター手並にコルホーズの手によりトラクター作業班に簡單なる小屋式作業場を設け、作業班に於ける燃料保存のため簡單なる屋外貯藏庫を設置するやうトラクター作業班並にコルホーズ及びエム・デー・エスの創意を希求す。

ソ聯農業人民委員部、各共和國人民委員會、地方並に州執行委員會、各共和國共產黨中央委員會、黨地方並に州委員會、地方農業機、エム・デー・エス長に對し一九四三年度に於てトラクター作業班に簡單なる小屋式作業場の設置並に簡單なる屋外燃料庫の設置方を提議す。



#### 四、農具の配給

九、共和國人民委員會、地方並に州執行委員會、聯邦諸共和國共產黨中央委員會、黨地方並に州委員會に對し播種地の配慮、收穫物の取入れに用ゆる手農具（小シヤベル、鋏、熊手、鎌及び其の他）の必要量を地方工業企業に於て生産するやう提議す。

一〇、ソ聯國立銀行は銀行並にコルホーズ間の他の取引勘定の計算状態の如何に拘らず春季屋外仕事に對する燃料資金を一九四三年六月一日までにソフホーズに融資する義務を有す。

一一、ソフホーズ地域内居住の労働能力ある住民並に十四歳以上の未成年者全部をソフホーズに於ける農作遂行のため義務的に誘導する權利をソフホーズ長に附與せらる。

委員會議並に全聯邦共產黨中央委員會決議第一五七〇號第十四條を以て規定せる一日當り作業基準を遂行したるトラクター手に對する現物賞與の條件を春季屋外仕事期間中ソ聯ソフホーズ人民委員部、ソ聯食料品工業人民委員部、ソ聯肉乳工業人民委員部各コルホーズに對し適用す。

一二、一九四三年四月一日以降ソ聯人民委員會の許可を得ずして燃料油をソフホーズ並にエム・デー・エスへ運搬並に奥地より穀物搬出の場合を除き運搬及び其の他の仕事にトラクターを使用することを禁止す。

#### 五、馬匹と役牛の耕耘量指定

一三、コルホーズに於ける馬匹の徵發は國家國防委員會並にソ聯人民委員會の決定のみにより行ふことを得。

一四、コルホーズに於て馬一頭或は牛

二頭に對し春季屋外仕事の期間中次のヘクタール數以上を耕耘せざる可からず。

一〇ヘクタール—アルタイ、ハバロフスク、スタヴロポリスキイ及びクラスノダルスキイ各地方、ケメロフ、クルガン、ノヴォシビルスク、オムスク、チエリヤピンスク、チカローフ、クイブイシエフ、ウリヤーンフ、サラートフ、タンボフ、ベンザ、ロストフ、スタリングラード、ヴオロネジ、クルスク、アリョールツィラ並にリヤザン各州、パシキール、タタール、カルムイク並にモルドフ各自治共和國。

九ヘクタール—カザフ共和國、ブリヤート蒙古自治共和國、ゴリキ、イウアノウオ並にヤロスラヴリ各州並にクラスノヤルスク地方。八ヘクタール—キーロフ、モロートフ、モスクワ、スモレンスク、カリーニン並にレニングラード各州、

ウドムールド、カバルジノ・バルガリヤ並にマリヤ各自治共和國。

七ヘクタール—チタ、イルクーツク各州並に沿海地方。

六ヘクタール—アルハンゲルスク、ウオログダ、スウエルドロフスク各州、チュウアシ自治共和國、ウズベク、タヂツク、トルクメン並にキルギス各共和國。

五ヘクタール—ヤクート、コミ、ダゲスタン、北オセチヤ、チエチエノ・イングーシ各自治共和國、カロロ・フィン、グルジヤ、アルメニヤ並にアゼルバイジャン各自治共和國。

一五、聯邦共和國並に自治共和國人民委員會、州並に地方勤勞者代議員執行委員會は左の義務を有す。

(イ)屋外仕事に於てコルホーズ並にソフホーズの役畜の完全なる使用を確保し、内的經濟作業に於て牛馬の使用を縮少すること。

(ロ)屋外仕事の範圍に應じ役畜を確保し、春季作業の期間内に馬一頭或は牛二頭に對する耕耘率を各區に通過すること。

(ハ)春季屋外仕事の期間中コルホーズ並にソフホーズの家畜用乾草、其の他飼料の必要量を確保する手段を講ずること。

(ニ)コルホーズ並にソフホーズを春季播種の一ヶ月前に労働運搬義務より解放し、牛馬を少くとも耕地作業前に三週間の休養を與へ、飼養を強化すること。

(ホ)基準期間内に春季屋外仕事を遂行するため共有家畜及びコルホーズ員私有の牛の中より乳量少なき牛を屋外仕事並に運搬事業に使用する計畫を各地に對し認可すること。

各コルホーズの屋外仕事に於ける牛の使用計畫を共有家畜とコルホーズ員私有の牛を區別し區執行委

員會に申告すること。

一六、屋外仕事に於ける牛の選擇及び使用に關する責任を各コルホーズ長、各區及び各コルホーズの技術員及び獸醫に負はしむ。

春季屋外仕事の實施に當り、共有家畜中より耕作班に分與されたる牛を作業班長自身の責任下に置く、耕作班に渡されたる牛はこれ等作業班のコルホーズ員並に搾乳者等の管理下に置き、春季播種終了までこれ等を使役し、また配慮するものとす。如何なる場合に於ても牛の配慮並に其の使用に際し無責任たることを許されず。コルホーズ員等は自己の受持ち牛を使役し作業することを原則とす。牛の使役は可及的平易なる作業及び近距離に於て行ふやう勸告す。牛を使役し作業する時は柔軟なる用具のみを用ひること。屋外仕事には種牛の使用を禁止す。

一七、コルホーズ本部に左の勸告をな



す。

(イ)コルホーズに於て牛を使役し作業するコルホーズ員のため、馬を使役し同様の作業をなすコルホーズの基準の三分の一の基準を定めること。但しこの場合労働の低減は行はず。自己の牛を使役し作業するコルホーズ員に對しては作業基準を遂行したる場合一労働日を二倍とし計算すること。

### 六、種子の確保指令

一八、ソ聯農業人民委員部、ソ聯ソフホーズ人民委員部、州及び地方執行委員會、加盟並に自治共和國人民委員會、州並に地方黨委員會、各共和國共產黨中央委員會は左の義務を有す。

(イ)一九四三年度春播用の穀類、加工作物馬鈴薯並に飼料用作物等の諸種子を一九四三年四月一日までに貯蔵を確保すること、其の質並に保存に對し綿密且つ組織的の監督を行ふこと。野菜作物の調達及び貯蔵を確保すること。國家への納入穀物及び油脂作物の種子を貯蔵に充てざること。

(ロ)適當なる代價により良質の種子と發芽率低き種子との交換をコルホーズ間に行はしめること。

(ハ)各コルホーズに於ける種子の貯蔵は特別調書により貯蔵係より受取り得るやうにすること。この調書には各作物の貯蔵種子の量、質、品名等を明記するを要す。

(ニ)一九四二年度に於て交換されたる種子に對する計算はコルホーズ間に於て行はれざる可からず。他のコルホーズより交換により種子を受けたるコルホーズは國家に

對する其の義務を遂行しる後遲滞なく借入種子を返却するか、若くは相互的契約により現金又は他の作物を以て支拂を行はざる可からず。

(ホ)一九四三年度に於けるコルホーズ間の種子交換の自發的發意により種子を分與されたるコルホーズは一九四三年度の收穫中より借用種子を返却する旨の文書による約束を手交することを定めること。これ等の約束によりコルホーズは國家義務を遂行したる後コルホーズに於ける收穫物の一部より確乎たる方法により貸與種子を取立て得る權利を有する旨規定すること。

(ヘ)賣却並に貸與種子による種子貯蔵所のコルホーズより調達し、他の貯蔵所のコルホーズに交附せしむることを調達人民委員部に對し許可すること。

(ト)各コルホーズ並にソフホーズに於ける貯蔵種子の保管状況を調査し、凡ゆる缺陷を速に除去し、貯蔵種子の損傷、不完全なる保管に對する責任者を處斷するを要す。

(チ)一九四三年四月十日までに穀類、豆類、加工的作物、牧草種子の篩分け、種子の完全なる選擇、規定の標準まで種子の品質を向上すること。各コルホーズに所要數量の穀物篩分機械を分配し、エム・デー・エス、國家優良種子保管所、穀物調達所、其の他機關の複雑なる穀物篩分機械を完全に使用し、二更代にて作業を行はしめること。

(リ)小麥、燕麥、黍、亞麻及び棉花の種子の消毒は時期に遅れざるやう完了し、消毒には確實なる代用品を用ひること。

(ヌ)コルホーズ並にソフホーズに於て發芽率、濕潤程度、雜物混入程

度、病菌、害蟲附着模様、種子の品質の検査を行ふこと。

(ル)發芽率不良のため規格に沿はざる種子にして成長能力ある場合は學士會員ルイセンコ方法に則り早春これを薄く擴げ風にあて、空氣により温め、然る後種子監督試験所に於て試験を行ふこと。

(ヲ)濕潤度高き種子を有するコルホーズに於ては穀物乾燥機械或は乾燥のため設備せる建物に於てその乾燥を行ふこと。この場合乾燥法を嚴守すること。

(ワ)一九四三年度の馬鈴薯播種面積全部に對する種子用馬鈴薯を準備すること。種子不足の場合コルホーズはコルホーズ員より馬鈴薯を購入若くは借用すること。種子用馬鈴薯並に調達済馬鈴薯上端部切片の保存條件並に品質の検査を行ふ義務をコルホーズ並にソフホーズに負はしむ。

(カ)優良野菜種子調達事務所の買附豫約の野菜類及び飼料用根菜類の種子の調達は一九四三年四月一日までに完了すること。

(キ)苗床設置計畫を遂行せざりしコルホーズに於ては一九四二年九月十九日附ソ聯邦人民委員會決定並に全聯邦共產黨中央委員會決定第一五六二號を以て定めたる一九四三年春の種根移植計畫を完遂するに足る數量の種根を食糧用及び飼料用貯蔵中より追加的に選出して之を植附け、その濫用、保存の際に於ける腐敗を生ぜざる様十分に保管すること。

一九、州並に地方執行委員及び各共和國人民委員會の斡施により一九四三年四月十五日までにオリイヴ各種種子と引換へに國庫よりオリイヴ科の類別されたる種子を支給すべき權利をソ聯調達人民委員部並に農業人民委員部に附與す。交換さるべき種



子、穀粒をコルホーズ並にソフホーズが驛又は埠頭調達所に一應引渡したる後オリヅ科種子を交附すること。

### 七、肥料調達の手段

二〇、各共和国並に自治共和国人民委員會議、州並に地方執行委員會をして農業調達所、驛及び埠頭調達所の倉庫より礦物質肥料の全保有料の春季搬出を確保すること。

二一、收穫の向上事業に於て人糞及び其の他地方肥料の特殊の意義を考慮し、各共和国並に自治共和国人民委員會議、州、地方並に區執行委員會は左の事項に關する義務を負ふ。

(イ) 地方の肥料を以て甜菜、棉花、コク・サグイズ、麻、野菜並に馬鈴薯播種の春季準備の施行を確保すること。

(ロ) 肥料の蒐集及び搬出のため各作業班に常置コルホーズ員を配置し

日々の搬出課題を定むること、コルホーズ員に對し肥料搬出全期を通じ牛馬を分與すること。肥料の搬出には共有牛及びコルホーズ員私有の牛を廣汎に利用せしめること。

(ハ) 各コルホーズに於て糞便、灰、鳥糞、腐蝕土等の肥料の蒐集並に其の他肥料の保有を確保すること。工業用廢物及び都市の塵芥を肥料に利用すること。コルホーズ及びソフホーズに對し之等肥料の搬出のため都市輸送機關を以て援助すること。

(ニ) 泥炭層附近にあるコルホーズ及びソフホーズに於て泥炭と堆肥、肥料液、糞便、其の他各種廢物との混交を行ひ、家畜の敷糞に泥炭を廣く利用すること。

(ホ) バクテリク肥料を施す場合にはコルホーズに對し其の具體的方法を授け、この肥料を十分、正確に

利用せしめること。

二二、コルホーズ員管理部に左記事項を勸告す。

(イ) 最大限度の貯藏、正確なる保存並に貯藏全肥料を田畑へ適時に搬出したる畜産農場長、馬丁長に對し獎勵のため十乃至三十労働日を一回限り計上すること。労働日の計上は田畑に肥料が搬出されたる後に於て行ふものとす。

(ロ) 家畜の敷糞に糞及び泥炭を分與し、共同の目的に肥料を供與するコルホーズ員に對し肥料及び敷糞の搬出のため輸送機關を提供すること。

二三、循環播種が實施されて居るとは云へ、尙之が實施の十分ならざるコルホーズに對し一九四三年度播種課題に基き循環播種への移行計畫を的確に定め、諸作物の正確なる配置を確保するやう提議すること。循環播種が實施されざるコルホーズに於て

は一九四三年度の播種課題を實施すること。

二四、ソ聯農業人民委員部、ソ聯ソフホーズ人民委員部、各共和国並に自治共和国人民委員會議州及び地方執行委員會は農作物を害する昆蟲、鳥獸の豫防策計畫を定め、有害なる小蠹、蝗、甜菜、棉花を害する昆蟲、鳥獸及鼠の豫防に特別の注意を拂ふ義務を有す。

### 八、農業技術の方策

(一) 一九四三年度春蒔に於ける農業技術方策

ソ聯人民委員會議並にソ聯共產黨中央委員會は屋外仕事を高度化し、各作物にとり最適の農業技術を實施することが一九四三年度の春季屋外仕事季節に於ける最も重要な要求と認むるを以て、これが爲め左記の事項の實施を必要とす。

一、春季屋外仕事の開始前各コルホー

ズに於て耕地に残されたる葉、雜草莖及び農閑期に於ける殘存物の一掃を確保すること。必要なる場合に於ては防火對策を講じ、藁株、雜草の焼捨てを行ふこと。

二、春季耕耘開始に遅れざる様早春播種地の手入れを十分監督すること。屋外仕事 耙均、耕耘、栽培、蒔種) は全般的準備の完了を俟つことなぐ、個々の區の乾燥狀況に従ひ選擇の上開始すること。

三、春蒔穀物用耕地の耕耘を早めに適時に實施するやう特に注意すること。而も耕地乾燥の三日乃至五日以前に行ふことを要す。

コルホーズ及びエム・デー・エスに對し耕耘と耙碎、春蒔穀物耕地の施肥と耙碎、播種と給水等の春季屋外仕事の連結方法を行ふやう勸告すること。この際土地の耕耘を立派に實行し、播種を完全に實行するやう特に注意すること。

四、コルホーズ管理部に對しコルホーズは春季耕耘をも含む凡ゆる春季屋外仕事の遂行に要する労働者數及び日數を計算するやう勸告す。

コルホーズ早生並に晩生作物の播種を短期間に遂行し、且つ土地の濕度を最大にし、純良なる收穫を得るため雜草を出來得る限り除去するを考慮すること。

耕地の塵芥を除くため乾燥地及び半乾燥地に濕氣を施し、濕氣を保つためまた最短期間に播種するためコルホーズに對し次の事項を考慮すること。東南部の乾燥區に於ては作業開始當初の七日間は普通の深度にて耕作すること不可能であり、ウラル、シベリヤ、北部カザクスタンの半乾燥區に於ては作業開始當初の十日は耕作不可能であり、春季作業開始に當り最初の三日乃至五日間に約五種の深度で軟耕を行はねばならぬ。軟耕された土地にも雜草の根莖が混入



し、一年生雜草の發芽せる場合に於ては一〇糶乃至二〇糶の深度の耕耘は許容せられ、この場合土地を十分肥返するを要す。

雜草ある耕地に於ては濕氣抑制の目的を以て早春軟耕するにもせよ普通の深度に耕耘するを要す。

五、溫度を保ち雜草の發芽を促す土地に對し早春の耕耘前耕耘又は軟耕を速かに實行するためトラクター又は馬匹牽引の大耕作機（搔耙機、圓板式耙、小麥用犁）をコルホーズ、エム・デー・エス並にソフホーズに對し保證すること。

六、加工作物、野菜及び馬鈴薯の播種指定地に於ては出來得る限り早期に深耕を確保すること。

七、ソ聯東南諸區に於ては秋耕にもせよ春耕にもせよ土地の準備完了後出來得る限り早期に條播機を以て穀類の播種を行ふこと。  
シベリヤ、ウラルの半乾燥諸區並に

カザフ共和國地部諸州に於ては秋耕地に於ける濕氣を閉ざし、播種面積を出來得る限り多く耙碎し、五月耕作する耕地に於ける濕氣を閉ざし、春耕小麥の播種は四月末開始し、各コルホーズは五月十五日より二十日までを終了すること、これ等諸區に於ける燕麥の播種は五月中旬より行ふこと。  
カザフ共和國、ブリヤート蒙古自治共和國人民委員會、シベリヤ、ウラル諸州及び地方執行委員會は地方の經驗に従ひ、各區別に播種開始期を定むる義務を有す。

八、エム・デー・エス長、コルホーズ管理部はエム・デー・エス及びコルホーズの所有する全條耕機を完全に利用する義務を有す。エム・デー・エスの作業進まず、これがため播種の遅延せる場合に於ては播種促進のためトラクターによる播種指定地に馬匹牽引播種機の使用を勧告す。

九、播種の基準量及び作業の進度に對し嚴重の監督を行ひ、播種の基準量低下せる者及び播種方法の不良なる者を處断すること。  
一〇、ソ聯東南部コルホーズに對し燕麥の播種を若干減少し、乾燥地區に最も收穫性ある作物として大麥の播種を増すやう勧告す。

### 九、秋耕準備の義務制

一一、春季に於ける適時且つ優秀なる秋耕準備の實施は大なる意義を有するを以て、地方ソウエート並に黨諸機關及びコルホーズ管理部は左記事項の義務を負ふものとす。

(イ) 秋耕作物に對する綿密なる監督をなすこと。濕氣のため播種が被害を受くる恐れある場合は適時に危険區より排水を確保すること。

(ロ) 突出地及び輕軟地の播種を除き、秋耕全耕地を肥均すること。  
(ハ) 突出する秋耕耕地に於ては其の

土地を耕均すること。

(ニ) 地方肥料（鳥糞、肥料液、灰、腐蝕土）を使用し耕作物の除草を春に行ふこと。

(ホ) 秋耕作物の除草を春に行ふこと。この場合小麥並に裸麥の稀薄種を最初に行ふこと。

(ハ) 秋耕作物の配慮策をコルホーズの春耕作業計畫中に入れること。

一二、秋耕農作物が枯死したる場合に於ける春の耕直しは春耕作物以上に行ふこと。

各共和國人民委員會、地方並に州執行委員會は枯死したる秋耕農作物の適時耕直し策を執る義務を負ふものとす。

一三、隣接コルホーズ及びソフホーズの未使用耕地に自己の播種面積の擴大を希望するコルホーズの意向を考慮し、戰時中州執行委員會、區執行委員會、各共和國人民委員會並にソ聯ソフホーズ人民委員部に對し、

個々のコルホーズに隣接コルホーズ並にソフホーズの同意を得て、未使用耕地の耕耘及び播種を許可する權利を附與す。播種面積より農作物の供出に關する國家義務の遂行は播種を行ふコルホーズ之を負ふものとす。

(三) 雜草地に代りに閑田並に新鋤込み閑田の利用及びソ聯東部諸區に於ける正確なる播種

會、地方執行委員、會黨州委員會並に黨地方委員會をして各區及び各ソフホーズに對し、區執行委員會並に區黨委員會をして各コルホーズに對し耕地に於ける作物栽培の順位を解説し、一種の作物を四年乃至五年及び其れ以上連續的に栽培せざるやう、一九三三年に於ては春耕穀類並に秋耕穀類の播種を適當に配分し、施肥されたる耕地に於て春耕小麥を播種し、雜草多き土地は閑田及び多

年に亘る閑田として置くこと。

二、閑田並に新鋤込み閑田を有するコルホーズ管理部及びソフホーズ長に對しこれ等閑田を春耕及び秋耕穀類播種のため利用し、一九四三年春より開始し、雜草多き土地は閑田として放置するやう提議す。

三、州執行委員會、地方執行委員會、黨州委員會は諸區、エム・デー・エス、コルホーズ、ソフホーズに於けるトラクター並に家畜數を考慮し、本年四月十日までに各區並に各ソフホーズに閑田及び新鋤込み閑田を割當て、區執行委員會並に區黨委員會は各コルホーズの閑田面積を定め、また之等閑田は鋤込みの上一九四三年度及び一九四四年度に於て別個に春耕及び秋耕作物の播種を行はしめ、各區、ソフホーズ並にコルホーズに對し閑田及び新鋤込みの閑田とし殘置する雜荒地の面積を決定する義務を有す。



四、エム・デー・エス長は各コルホーズと契約を締結する際閑田及び新鋤込み閑田の耕耘をエム・デー・エスのトラクター作業計畫に照しトラクターを以てこれ等閑田耕耘を確保する義務を有す、

五、エム・デー・エス長、區農業主任、區農業主任技師、エム・デー・エス農業主任技師、エム・デー・エス農技師は所定の閑田耕耘計畫を遂行並に超遂行し、この閑田耕地に一九四三年度の春蒔及び秋蒔農作物を播種し、其の作業成績優良なる時はソ聯農業人民委員部より月俸額の賞金を受領するに之を定むるこ

と。  
六、ソ聯農業人民委員部、アルタイ及びクラスノヤルスク區執行委員會、ケメロヴォ、ノウオシビクスク、オムスク、クルガン及びチエリヤビンスク、諸州執行委員會、カザク共和國東北諸州執行委員會はコルホーズ

援助のため、またコルホーズに於ける一九四三年度の春蒔及び秋蒔農物の正確なる配分のため四月一日より五月十五日まで農業技師を招聘し、各技師をして四乃至五コルホーズを擔當せしめる義務を有す。

七、ソ聯農業人民委員部、ソ聯ソフ人民委員部、州執行委員會、地方執行委員會、黨州委員會、黨地方委員會は一九四三年度の耕地に於ける作物の割當に際し、循環播種による作物の栽培順位を紊さざるやう手段を講じ、既に循環播種の地割を受けたるコルホーズ並にソフホーズに閑田及び新鋤込み閑田ある時は循環播種の耕地に閑田耕地を置くやう二乃至三の耕地を追加的に地割する義務を有す。

八、州執行委員會、地方執行委員會、區執行委員會、黨州委員會、黨地方委員會及び區委員會は労働能力ある住民、戸数の現在數及び畜産振興計

畫に照し、また既に實施されてゐる循環播種を考慮し區及びコルホーズに對し播種面積に應ずる任務を定め、必要なる場合に於ては各區及びコルホーズに對する播種任務を縮減する義務を負ふ。

九、州執行委員會、地方執行委員會、黨州委員會、黨地方委員會に對し各區及びコルホーズの食用葷の播種擴張計畫を、また乾燥區並に半乾燥區に於ける大麥播種擴張計畫を定むるやう提議す。コルホーズ並にソフホーズに對し早生並に晩生の春蒔小麦二種の播種を勸告す。

一〇、多年閑田及び新鋤込み閑田として放置さるべき雜草地に隣接する耕地の雜草繁茂を除くためコルホーズ長及びソフホーズ長は之等耕地に於ける雜草を其の繁茂前に必ず刈取る義務を有す。

一一、ソ聯農業人民委員部、アルタイ及びクラスノヤール兩地方執行委員

會、ケメロフ、ノウオシビクスク、オムスク、クルガンスク、チエリヤビンスク諸州執行委員會、カザク共和國人民委員會議は一九四三年四月十日までに各州、地方及び共和國に於ける耕地整理幹部並に耕地統制資材の現在數を基礎に一九四三年度のコルホーズに於ける循環播種施行計畫を確認する義務を有す。

一二、ソ聯ソフホーズ人民委員部は一九四三年乃至一九四四年中に東部諸區の全ソフホーズに於ける循環播種の實施を終了し、ソ聯ソフホーズ人民委員部所屬の耕地整理官を二年間

ソ聯東部諸區のソフホーズに於ける循環播種の實施に轉せしむる義務を有す。

一三、ソ聯東部諸區の多くのコルホーズ及びソフホーズには閑田及び新鋤込み閑田多き事情に鑑み、ソ聯農業人民部並にソフホーズ人民委員部に對し農作物の正確なる配置を設定するため、閑田及び新鋤込み閑田を循環播種に利用し、之等のコルホーズ及びソフホーズに於ける循環播種の實施を促進するやう提議す。

ソ聯人民委員會議並に聯邦共產黨中

央委員會は農作を實施するに當り具體的條件並に地方の經驗及び農業技師の指圖を無視したる一九四二年に於ける有害なる事實に關し地方ソウエート機關に警告することを必要なりと認むると共に、各コルホーズの具體的條件に於て農作物の最大限度の總收穫を確保することの出来るやう農業技術方策及び手段を講じ、且つ實行するため戦時下に於てコルホーズ員並に農業技師の創意と責任の意義特に大なることにつき注意を喚起す。



## ソ 聯 邦 漁 業

### 一、極東漁業

ソ聯の極東漁業はカムチャツカ及オホーツク水域を中心とするものである。カムチャツカ地方に於けるソ聯邦漁業の發達は、ソ聯邦政權となつてから漸く其の企業的発展を見るにつたもので、其の漁業は主として、國營機關として全カムチャツカの經濟開發に當つてゐるアコ(カムチャツカ株式會社の略)が行つてゐる。同社は一九二八年以來、附帶事業として製罐、製材、造船、製樽各工場を經營して居り、カムチャツカ漁業に對しても巨額の投資をなしてゐる。

而して現在に於けるカムチャツカ漁業企業はアコ會社、漁民コルホーズ他

八國營トラストに依つてゐる。このソ聯極東漁業にトロール船の使用されたのは一九二九年で、同年始めて二隻が就役されたが、以後數年間に漸次増加され、トロール漁業トラストが組織されて配船數も二十數隻に上つた。

極東方面は鱈、鯨、鮭、鱒等の高價な魚類を生産するため、ソ聯政府は沿海州、黒龍江、カムチャツカ及オホーツク海に於ける漁業の助長に大なる注意を拂つてゐる。

其の現象として漁船隊、運搬船隊の建設や沿海漁業の擴張に投資をなし、沿海州及ハバロフスク地方には造船所、漁業加工場、冷蔵庫等を設置するとか又は機動漁船配給所を逐年増設

し、熟練せる幹部、漁夫をして後進漁業要員の養成に努力してゐる。

極東トラストは鱈網用漁船を、コスミノ及スレドニヤ各綜合工場に於ては巾着網用川崎船等を裝備し、漁獲品の鹽藏用倉庫をも多數準備してゐる。

猶カムチャツカのソ聯側漁業に就ては一九四〇年發行のソ聯側資料によれば漁業綜合企業二十四、漁業基地七十五及び罐詰工場(一分間に三、六七五個の生産能力を有す)十六工場があり、各コンビナートには國産漁具と漁船隊が整備せられ、州内五ヶ所には廢物から肥料を製造する廢物處理工場の設備もある。これらの企業は總て前記のアコ會社に統合されて居り、同會社は深海漁業用の特別船隊をも有つてゐる。州内三九の漁業コルホーズは最新式漁撈方法を採用し、その多くは動力船をもつて遠く外海に出掛け漁撈に従事してゐる。

漁業モーター・ステーションはベト

ロバウロフスクとウスチ・カムチャツカの二ヶ所に設けられてゐる。最近十年間の漁獲高及び魚製品の生産高は左の通りである。

年次	漁獲高 單位千 ツエン トネル	加工品 產高單位 千ツエン トネル	生肉罐詰 製產高 單位千 箱
一九三〇年	六七	四二	四〇三
一九三一年	五八	三三	三九
一九三二年	八二	四八	三四
一九三三年	五九	三三	二六五
一九三五年	六六	三四	二五
一九三六年	八〇	四一	四五一
一九三七年	九三	四〇	四三〇
一九三八年	九七	五〇	四六六
一九三九年	一〇〇	六四	四〇四

近年漁獲高が増加して來たのは從來殆んど漁業の對象とならなかつた鱈、鯨、鯀及びナヴァーガ等の漁獲を開始したためである。

最近に至り極東漁業に要する資材を、ソ聯國內部の他地方より移入する

ことなく、極東に於ける資材の活用を奨励し、一九四〇年來資源の動員を計畫してゐる。極東漁業は其の初期に於ては漁業用並に漁獲品用として大網、吠等約二千三百噸を中露のカザン及ウフアより移入して居り、貨車四百輛を費してゐたが、之等をも極東に於ける資材を以て補充すべく努力した結果、一九四二年度初頭に於ては其の全量を補ふに至つたと傳へられてゐる。

### 二、バイカル周辺の漁業

獨ソ戦後、食糧對策に腐心してゐるソ聯に於ては、副食物としての漁獲物の増産を計るため今まで餘り重きを置かなかつたバイカル湖周辺の河川漁業に着目し、エニセイ河、レナ河、アマール上流の漁船を増加して相當の成績を擧げてゐると云はれる。

漁夫は戦火のため漁撈不可能に陥つたバルチック海、黒海、アゾフ海等より移入し、新たに結成された漁業トラ

ストの下に活躍してゐるとの事である。

バイカル周辺の水面には多數の鮭鱒類が棲息し、その味も美味であり、戦時下食糧として役立つことが考へられてゐたが、極東領域に於ける漁業に全力をそゝいでゐた關係から、ブリヤート人の幼稚な漁法によつて自己の食膳に供する程度のものであつたが、こんどの計畫は、大漁法を用ひ、地引、底引等に依つて多量漁獲を行つてゐる。

漁夫に對しても妻子を連れた永住的な移民を行ひ、移民法の特典を與へて優遇してゐると傳へられる。由來東部シベリヤの地は茫漠たる地域に拘はらず食糧の自給區域は、ブリヤート自治共和國、チタ州だけであつて、其の他は歐露、南露よりの輸送によつてわずかに賄はれてゐた關係上、獨ソ戦下の輸送困難につれて、東部ソ領の食糧自給を計りつゝあるは當然であるといはなければならぬ。



# ソ 聯 邦 の 工 業

## 目 次

- 一、ソ聯工業の管理機構
- 二、産業會議の創設
- 三、獨ソ戰勃發前の工業生産
- 三、最近のソ聯工業
- 五、工業關係勞務動員
- 六、石炭及び石油工業

## 一、ソ聯工業管理機構

獨ソ戰爭勃發以來既に滿二ヶ年を経過したる今日迄、獨軍の壓倒的な勝利が物を言ひ、ソ聯工業も殆んど潰滅的打撃を蒙つてゐるにも拘らず、依然として頑強な抗戦を持續してゐることは周知の通りである。斯様に、ソ聯戦力

が豫想以上に強靱であるといふことはソウェート政權樹立以來の所謂工業立國的政策の強行に起因するとも言ひ得やう。此の意味に於いて、戦時下ソ聯の工業を概観する前に先づソ聯工業機構の變遷を一應瞥見しやう。即ち之はソ聯邦工業の國有化に始まるもので、形式的には既に一九一七年十月二十四日（十月革命直後）に着手したが、實質的には一九二四年に體制を整へたのであつた。その間勞働者及農民ソウェートが改組されてソ聯邦勞働國防會議が創設され、更らに一九二一年十一月二十二日には國家計畫委員會（ゴスプラン）が創設され何れも工業の計畫化に與つて力があつた。その後第一次、第二次の兩次に亘る五ヶ年計畫を經、第三次

五ヶ年計畫へと驀進して居た第四年目を迎へた一九四一年の夏、獨ソ戰爭が勃發し今日に至つてゐるが、兎も角も最初の計畫通り工業化政策の一定のコースを進んで來た。而かも高度國防國家體制の確立を目指して重工業の發展に最大の努力を傾注して來たのである。

従つて、獨ソ戰爭が勃發してもソ聯工業の管理機構上には特別に大きな改變は見られず、只僅かに一九四一年十一月に一般機械製作人民委員部が改組されて迫撃兵器製作人民委員部の設置を見、これと相前後して更らに中型機械製作人民委員部から戰車製造人民委員部が分離獨立したことを擧げ得るのみである。然しながら、ソ聯邦は今次世界大戰勃發前後から、そのその堅持する國防態勢を整へ、且つ緊迫した國際情勢に對處して之を自國に有利に轉回させる目的の下に、國家機關の改變を斷行すると共に産業關係人民委員部

の細分化を行つたのである。順序として、一九三六年以後に於けるソ聯工業管理機構に就いて見るに、一九三六年十二月、ソ聯邦憲法によつて重工業人民委員部から國防工業人民委員部が岐れて獨立した。更らに翌一九三七年八月には矢張り重工業人民委員部から機械製作人民委員部が分離し、また同年十一月には人民委員會議の下に、各經濟機關の調整を目的として經濟會議が創設され、次いで一九三九年に至るや各種産業關係人民委員部が分割して増設されたのである。これら工業關係人民委員部の分割増設をソ聯邦最高會議幹部會の發令順に列記して見ると左の通りである。

輕工業人民委員部 を分割して新たに纖維工業人民委員部を設置、舊輕工業人民委員部は管轄を新たにして存續（一九三九年一月二日發令）  
舊國防工業人民委員部 が解消し航空工業人民委員部、造船工業人民委員部

員部、彈藥製造人民委員部、武器製造人民委員部の四人民委員部を新設（一九三九年一月十一日發令）  
食料品工業人民委員部 から新たに漁業人民委員部及び肉牛乳工業人民委員部から分割獨立、食料品工業人民委員部はそのまゝ存續（一九三九年一月十九日發令）

舊重工業人民委員部 を解消し燃料工業人民委員部、發電所及電氣工業人民委員部、製鐵工業人民委員部、非鐵金屬工業人民委員部、化學工業人民委員部、建築材料工業人民委員部の六人民委員部を新設（一九三九年一月二十日發令）

舊機械製作人民委員部 を解消分割して大型（重）機械製作人民委員部、中型機械製作人民委員部、一般機械製作人民委員部の三人民委員部を設置（一九三九年二月五日發令）  
建設人民委員部 （一九三九年五月二十九日發令）

業に設置された燃料工業人民委員部を解消して石炭工業人民委員部及石油工業人民委員部を新設（一九三九年十月發令）

右の他に一九四〇年四月には前記發電所及電氣工業人民委員部が發電所人民委員部と電氣工業人民委員部に分離また木材工業人民委員部からはセルロース・製紙工業人民委員部が分離し舊來の木材工業人民委員部はその儘存續一九四一年三月には化學工業人民委員部からゴム工業人民委員部が分離、同年六月には大型機械製作人民委員部から工作機械製作人民委員部が分離新設され、更らに獨ソ開戦後間もなく（一九四一年十一月）迫撃兵器人民委員部が一般機械製作人民委員部から分離獨立、更らに之と前後して戰車製作人民委員部が中型機械製作人民委員部から分離獨立した、斯様に産業關係人民委員部は一九四一年末迄に十九の全聯邦的（單一）人民委員、全聯邦的及共和國的



的人民委員部（聯邦及び加盟共和國の各々に存在する同一人民委員部）八つ、並に共和國的人民委員部（共和國のみにある人民委員部）に上つたのである。

### 二、産業會議の創設

一九四〇年四月に前記經濟會議を改組して新たに聯邦人民委員會議の下に六つの産業會議を設けたことが注目される。産業會議は各産業關係人民委員部と二つの總管理局と以つて構成される。その五つ迄が工業部門の會議である。各部門別に列擧すれば次の如くである。

- 一、冶金化學産業會議（非鐵金屬工業人民委員部、製鐵工業人民委員部、化學工業人民委員部、亞硫酸鹽・酒精・加水分解工業總管理局）
- 二、機械生作産業會議（大型機械製作人民委員部（註一）中型機械製作人民委員部（註二）一般機械製作人民委員部（註三））

### 民委員部（註三）

- 三、國防工業産業會議（航空工業人民委員部、武器製造人民委員部、彈藥製造人民委員部、造船工業人民委員部）
- 四、燃料動力經濟産業會議（石炭工業人民委員部、石油工業人民委員部、發電所人民委員部、共和國燃料人民委員部）
- 五、日用品消費財產産業會議（纖維工業人民委員部、輕工業人民委員部、食料品工業人民委員部、肉牛乳工業人民委員部、漁業人民委員部）
- 六、農業調査産業會議（農業人民委員部、ソフホーズ人民委員部、調査人民委員部）

### （註一）當該人民委員部より工作機械製作人民委員部が分離獨立したが當該産業會議の構成人民委員部なりや否や不明。

（註二）當該人民委員より戰車製造人民委員部が分離獨立せるも、當該

産業會議の構成人民委員部なりや否や不明。

（註三）當該人民委員部は迫撃兵器製作人民委員部に改組と共に解消の情報あるも詳細不明。

右のほかに計畫、監督機關として人民委員會議直屬機關たる國家計畫委員會及び國家統制人民委員部が夫々聯邦人民委員會議の業務に參畫してゐるのである。

### 三、獨ソ戰勃發前の工業生産

次に獨ソ戰争勃發前數年の間に於けるソ聯邦工業生産の成績に就いて概観すると、先づ第二次五ヶ年計畫の實績を見ると工業生産高は九五億留、そのうち生産財產部門の生産高が五五億留、消費財產部門のそれは四〇億留であつた。第三次五ヶ年計畫に着手した一九三八年以來増産計畫が遂行されてゐないが、これは工業全體とし

ての成績であつて、緊迫せる國際情勢に備へるための臨時的工業部門の生産は必ずしも悪くはなかつた。即ち消費財產部門に比して、生産財產部門の比重は壓倒的に増加してゐるのである。而してソ聯邦工業の基礎部門の變化を見ると、第二次五ヶ年計畫末年の一九三七年以降、年々その部門構成の變化著しく一九三九年の發表はなかつたので不明であるが、一九三七年に於て生産財產部門の比重は五七・八%、消費財產部門の比重は四二・二%であつた。然るに翌一九三八年には五八・六%對四一・四%となり、一九四〇年には六一・〇%對三九・〇%となり更らに同一年には途中獨ソ戰争の勃發を見たと言へ計畫では生産財產部門の六四・〇%に對して消費財產部門の比重僅かに三六・〇%に過ぎなかつたのである。此のことは取りも直さず國際危局の切迫がソ聯邦工業に反映したものと見ることができ、機械

工業、化學工業、國防工業及び重工業の基礎部門を含む軍需産業の擴充に如何に努力したかを窺はれるのである。

生産財產部門のうち特に非常な増産を示したのは軍需工業の基礎ともいふべき機械工業であつた。此の部門に關しては後段に於いて少しく説述するが、これを大雑把に見ると一九三八年（第三次五ヶ年計畫着手年度）の如きはソ聯邦に於ける全工業生産の三〇%以上の比重を占め、これに氣を良くしたソ聯は一九四一年度の計畫に於いては全工業の三八%の増産を豫定した程であつた。これに次いで、航空工業、兵器、彈藥、造船などを含む舊國防工業人民委員部關係の工業生産の増大が著しかつた。例へば一九三七年には全工業生産の一〇%程度の増産率であつたものが、その後一九三九年になると一躍五〇%に近い増産率を示し、老大なソ聯邦軍事豫算の大半を占めたのであつた。また歐洲大戰の勃發といふ國際

情勢の急變に備へて、ソ聯は一九三九年から同一一九四〇年にかけて各種工場の大規模な軍需工場轉換を實行した。斯く見て來るとソ聯は計畫によつて戰前既に老大な軍需工業生産を有し、また計畫的に工業の總動員態勢を整へて居つたとも言ひ得るのである。特に、從來工業立地的に見て重工業の歐露偏重を痛感して居つた際でもあり、東部地方に對する重工業中心地帯建設に異常の努力を拂ひ、所謂『産業の東部移動』を着々實行してウラルから西シベリヤにかけてウラル・クズネーツ綜合工業地帯を建設し、第三次の五ヶ年計畫に入ると共に、國防的觀點からウラル以東に重化學工業建設の重點をも置き、戰時に對する豫備工業地帯を作つてゐたのである。

### 四、現在のソ聯工業

獨ソ戰勃發以來二度目の冬を迎へたソ聯軍が死物狂ひの反攻に依つて、若



千の失地を回復したとは言へ、現在獨逸軍の占領地域はウクライナ共和國の全部、白ロシア共和國の殆んど全部、クルイム自治共和國の全部、北コーカサス地域、西部地方の若干地域並に白ロシア共和國の若干地域の廣大な地域に亘つてゐる。特にドネツ重工業地帯が完成に獨軍の手中に收められたことは、ソ聯戦力の上に癒すべからざる影響を及ぼしてゐるのである。而かも從來ロシア共和國のソ聯邦工業に占むる比重極めて大なるものがあつたとは言へ、ウクラナナ地方がその原料資材の補給源であつたことを見ればその打撃の甚大なことが想像される。そればかりでなく、今後に於ける反攻作戦の全局に與へる影響の深刻さを想像することが出来る。即ちウクライナの喪失はソ聯邦産業の基礎部門たる製鐵業並に石炭業が全然利用できなくなり、例へばクリヴォイ・ローグ鑛山の如き、鐵鑛石採掘量に於いてソ聯邦の首位を

占め、更らにウクライナ各地及びクルイム自治共和國の分を合せると一千六百八十六萬二千噸（一九三八年現在）により、全ソの採掘高二千六百五十二萬噸に對比すると實に六一・五%の喪失となつてゐるのである。ニコポリリ亦ソ聯有数の優良滿備鑛の産地であり、ウクライナ各地の採掘量を併せて百一十五萬二千噸に對する時は四〇・〇%（一九三七年現在）を喪失したことになるのである。更らにドニエプル、ドネツ工業地帯に於ける製鐵基地は、ソ聯邦の鐵鋼生産高の五〇%乃至六〇%を占めて居つたのである。然らば石炭業に就いては如何といふに、ドンバース炭其の他の喪失量八千八百十萬噸を全ソの採掘高一億四千六百十五萬三千噸（一九三九年年度）に對比すると實に六〇・三%に當るのである。加ふるにウクライナがソ聯邦第一の農業地方を控え、文字通りソ聯の食料基地であつた

關係上、右に述べた重工業のみならず食糧に關する限り軍需民需を問はず非常な喪失量に達してゐることは自ら明白である。更らにウクライナに於ける電力、輕金屬、化學工業、製粉、精糖其の他多數の工業部門に亘つて、個々に其の損失の跡を辿るならばソ聯邦戰時經濟は殆んど致命的に近い甚大な打撃を蒙つてゐるものと言へやう。

現在のソ聯がウクライナに代はる前記ウラル及び西シベリヤ地方の工業生産に多分に依存せざるを得ない状況に在るのも之が爲めである。事實ソ聯は獨軍の占領を免れた歐露に於ける殘存生産設備の全能力を發揮せしむるやう凡ゆる努力を拂ふと同時に、ソ聯東部及び中央アジア方面の資源を開發し、工業の地域的再編成に着手してゐる、加ふるに戰鬪地域から東部及中央アジア方面への工場移轉を相當大規模に實行してゐることを最近のソ聯紙が傳へて居り、此の意味に於いてはウラル地方

は今やソ聯邦第一の工業中心化せんとしてゐる譯である。撤退工場の操業振りに關しても聲を大にして其の成績を宣傳的に報道してゐるとは言へ、急速に行はれた撤退工場が然かく完全に操業が可能であるとは考へられない。特に精密機械の組立の如きは、部分品の一つを缺いても運轉に支障を來たすことは明らかで、ソ聯中央工場地帯やウクライナ方面の工場列車の通過した沿線に、これら諸機械の部分品が散亂してゐるなどの情報もあり、ソ聯紙による宣傳記事を鵜呑みにする譯に行かない理由が茲にある。しかし、第三次に亘る五ヶ年計畫の年間に、これら東部地方に於いて建設を完了した工場設備並に現在建設途上にあるものなどが、兎も角も現在及び今後に於けるソ聯戦力のバツクを成すものであることは云ふまでも無い。

守るに得意の赤軍一流の粘りと相俟つて悔るべからざる抗戦力の培養地たらんとしてゐるかに見える。ソ聯東部に於ける此の廣大な地域に對する工業再編成が果して急速に可能なりや否や疑問の餘地が多分に殘されてゐるが、一應可能なるものとして之を見る時は、ウラル地方の鐵鑛、石炭、西シベリヤ地方から以東、並にカザツクスタン（カラガンダ）の諸炭田、其他東部各地域に分布する近代工業の殆んど凡ゆる基礎資源が豊富であることに依り、藉すに暫くの時を以てするならば、今後に於ける米英よりの工場設備機械等の輸入如何にもよるが、大工業地帯の建設必ずしも不可能であるとは斷言できない。

の困難に先づ第一に逢着するであらうといふこと、また新しい大工場建設を行ふに足る労働力の不足、建設が極めて不充分なること、電力の不足などが指摘され得るのである。以上の如く肯定否定兩面の議論があるにしても、現在ソ聯邦當局はその否定面を肯定面に替へるより懸命の努力を傾注してゐる。昨今のソ聯紙の報道を其のまゝ信する譯には行かないにしても、工業に要する各種の資材、勞力、技術、輸送などに亘り再編成が行はれてゐることは否定できない。

### 五、工業關係勞務動員

獨ソ開戦後に於いて現はれたソ聯工業部面の具體的變化として第一に擧げなければならぬのは、先づ大規模の動員によつて生じた労働力の不足であらう。従つて、ソ聯邦政府は多數の戰時立法を決定して、不足な労働力を最高度に發揮させべく躍起の有様である



が、これは歐洲大戦勃發後に實施せられた國家労働豫備養成計畫とは別個に戦時の必要と關聯する生産の完遂を目標として、一九四一年獨ソ開戦直後最高ソウェート會議幹部命令を以て決定されたものである。即ち『戦時に於る労働者並に勤務員の労働時間制度に關する』法令では、各企業總べての労働者、勤務員並にその各職場に付、一日一時間以上三時間以内義務的に残業を課すること、而して十六歳未満の者は一日二時間以内の義務的残業をさせることができること、疾病の場合以外には定期並に追加休暇を廢止せしむることなどが其の重要なものであるが、この戦時労働時間制の實施に引續いて産業の凡ゆる部門に婦人を動員し、多數の婦人が炭坑に、製鐵工場や機械工場に、またトラクター運轉手として盛んに労働してゐる。更らに、ソ聯に於いては現在各交戦國で採つてゐる勞務政策以上に極めて徹底した勞働力徵用方

策を採つて居り、例へば工場に對して他の産業部門の勞働力を振り向けるために、農村に對して割當式に人員の徵用を課してゐるほか、更らに政府の命令に依つて工業關係の學生を各企業工場に直接参加させて實際教育と生産昂揚の一石二鳥を狙つてゐる。また各種企業、工場、職場の間に所謂社會主義競争を行はせ、生産の量質並に優秀なるものに對しては、獨ソ開戦後にできたスターリンを議長とする『國家國防委員會』やスターリンの親衛師團などから持廻り優勝旗を授與して生産昂揚の士氣を鼓舞する奨励法を執るなど盛んに軍需兵器製造能率を高めるべく努力してゐることが判るのである。

鋼に處す』といふやうな命令を決定し既に之を一九四一年十二月以來實施してゐるのを見ても、廣大な工業地方の喪失と共に、老大な勞働力までも失つたソ聯當局が、現在これが對策並に補充強化に如何に努力してゐるか窺知できるのである。これを要するに今後に於いて獨逸との作戦を繼續し得る工業力を保持し得るかどうか豫斷を許さないが、兎も角現在のところ、工業の總動員を徹底的に行ひ、多少の障碍はあつても一流の督戰的方策をどしどし用ゐて生産の昂揚に邁進して居り一方、民需物資生産を極度に壓迫又は之を禁止しつゝ、軍需優先の施行政策によつて、凡ゆる部門を含む工業建設を計畫的に行つてゐることだけは事實であらうと思はれる。

製鐵業

ソ聯邦工業の基礎部門たる製鐵業は何うか。先づ獨ソ戦前の地域別製鐵鋼塊、鋼材等の生産高に就いて見やう

「計畫經濟」誌一九三九年第一號による  
と次のやうになつてゐる。

△製鐵の地域的生產高

Table with 2 columns: Region (東南部, 南部, 中部, 東部, 西部, 計) and Production (數量(單位千噸), 割合(%)).

△鋼塊の地域的生產高

Table with 2 columns: Region (東南部, 南部, 中部, 東部, 西部, 計) and Production (數量(單位千噸), 割合(%)).

△鋼材の地域的生產高

Table with 2 columns: Region (東南部, 南部, 中部, 東部, 西部, 計) and Production (數量(單位千噸), 割合(%)).

ウ シベリヤ及極東 二、九八九・八 一、三三〇・一  
シ 央 一、三三三・四 一〇・六四  
計 二、九九五・九 一〇〇・〇

右の他に、金屬の地域的消費量は何うであつたかといふと、第二次五ヶ年計畫末年の一九三七年現在では次の通りであつた。即ち

Table with 2 columns: Region (南部, 東南部) and Consumption (數量(單位千噸), 割合(%)).

となつて居り、全ソ消費量は一九八〇萬噸であつた。次に一九三七年二月十日のソ聯『工業』紙所載による第三次五ヶ年計畫の地域別製鐵鋼生産を見るに次のやうになつてゐる。

△第三次五ヶ年計畫に於ける地域別製鐵鋼生産(單位千噸)

Table with 2 columns: Region (南部, 中部) and Production (一九三七年, 一九四二年) for Iron and Steel.

Table with 2 columns: Region (東部) and Production (一九三七年, 一九四二年) for Iron and Steel.



歴 延 鋼

三・五 三五・五

以上の如くであつたが、此のうちの最大比重を占むる南部を失つたソ聯は勢ひ東部の製鐵業に依存するの止むなきに至つた譯で、獨ソ開戦以來當該地方の製鐵能率の昂揚に死物狂ひの努力を拂つてゐるのである。既にソ聯當局は第三次五ヶ年計畫の始めから一九四〇年の間に東部に於ける製鐵工場建設を相當大規模に行ひ、開戦後に於いては工場設備の急速移轉と從來の新建設を併て行ひつゝあるので、勿論南部の喪失に比すれば到底問題にはなるまいが、新しい生産能力を確保してゐることだけは言ひ得る。特にウラル方面の製鐵業に就いては、最近のソ聯諸新聞はその生産状況を殊更らに誇大に報じ國內の工業關係者の士氣を鼓舞してゐる。例へば昨年十二月六日附ブラウダ紙は『新熔鑛爐の火入』と題する社説を掲げウラル方面に於ける製鐵業の昂揚振りを誇示し……ソ聯邦は新熔鑛

爐に火を入れるため、また新工場を建設するため萬全の手段を有してゐる……マグニトゴールスクの建設關係者と製鐵人はソウエート銃後の力を示した：獨軍に依つてウクライナの土地と金屬が喪はれたがウラル及びシベリヤに於ける製鐵基地は、戦車及飛行機、武器彈藥の生産に必要な銑鐵及び鋼鐵を確保した……我國の労働者階級はウラル及びシベリヤの若干の歴延機機臺、若干の平爐、電氣爐、コークス爐、などを製造した、而して昨日はマグニトゴールスクに於いて新熔鑛爐の操業を開始した。銑鐵は常に軍需工業の基礎であつたが現在でも、それに變りが無い従つて製鐵工場を建設することは新しい國防兵器を製造するのと同様である。スターリン記念マグニトゴールスク綜合企業の新熔鑛爐は記録的短期間に建設を完了した、労働者と技師は一致協力して建設作業と掘付作業に従事した、この迅速な熔鑛爐建設は熟練し

た作業方法と重要地區に對する人力並に原料資材の集中の結果であつた。……』と言つてウラル製鐵業の生産力を宣傳的に報道してゐる。また右マグニトゴールスク第五號熔鑛爐の完成と關聯して、直接に同熔鑛爐建設に當つた主要關係者十三人のスターリンに對する挨拶まで掲げてウクライナ製鐵基地喪失後に於けるソ聯の焦躁振りを示してゐる。

六、石炭業及石油工業

石炭業及び石油工業に就いて一瞥しやう。近來、東部諸地方に於ける石炭採取の比重が南部に於けるそれを年々凌いでゐるとは言へ、その絶對量に於いては依然としてドンバス地方の採掘高が壓倒的であつたことを思へば、南部に於ける製鐵基地喪失と同様、ドンバスに於ける燃料基地を失つたことはソ聯經濟の凡ゆる分野に亘り極めて重大な影響を與へてゐることは事實である。それには第二次五ヶ年計畫末年（一九三七年）に於ける石炭採取工業の地理的配置が何うであつたかを觀ると明らかである。即ちこれを%に示すと次の如くであつた。

ロシア共和國	四一・六三
北部	〇・四五
中部	五・九〇

北コーカサス	六・六四
ウラル	六・三五
西部シベリヤ	一三・九三
東部シベリヤ	四・五七
極東地方	三・七九
ウクライナ共和國	五三・九七
グルシヤ共和國	〇・三一
カザツク共和國	三・二二
中央アジア諸共和國	〇・七二
全ソ聯	一〇〇・〇

而して、當該會社に於ける全ソ採炭高は一億二千七百十萬噸であつた。翌一九三八年度の実績は一億三千百五十萬噸、二年後の一九三九年には全ソ採炭高は約一億四千六百十五萬噸であるが、これに對して同年に於るウクライナ共和國及ドンバス炭田の採掘高は何うであつたかといへば八千八百十萬噸であり、従つて今次獨ソ戦に依る喪失地域の採炭高は約六〇・三%になつてゐるのである。今日、ソ聯戦力の最も弱點となつてゐるのは燃料即ち石炭であらう。



スクワ近郊)炭の増産が焦眉の急を要するものの如く、これらに關する記事が最近に於けるソ聯紙面を賑はしてゐる。昨年四月十六日附ブラウダ紙に於いても工業に對する石炭の重要性に關し『獨軍に依つてドンバスの一部が占領された現在、東部地方の諸炭田、特にクズバス炭田の有する意義は極めて重要となつた、クズバス、チエレムホーヴォ、ハカシヤなど東部地方の諸炭田に於ては生産計畫の超過遂行を見、ウラル、カラガンダ、中央アジア、極東地方の諸炭田の生産も増加した、而かもこれら諸炭田に於いては昨年(一九四一年)中に於いて生産能力の六五%乃至七五%を實現したに過ぎない、……』と言ひ、ソ聯東部に於ける石炭業に猶ほ多くの餘力のあることを強調し、更らにこれら餘力を充分に利用するために坑道の擴張を行ひ機械を適正に操作し補充労働力を之に向けることの必要を説いてゐるのである。

然るに、獨ソ戦争も第二年目に入るやこれら東部に於ける諸炭田の成績が芳しくなく、これに輸送力の不足と亂脈が拍車をかけ、遂にソ聯當局をして燃料缺乏の危機を叫ばしむるに至つた。即ちソ聯紙もクズバス炭田に於ける劣悪な操業がドンバス炭田の喪失を補ふものでないことを認め、『炭坑労働力劣悪な作業とチエレムホーヴォ炭坑石炭納入が中斷された』旨の記事を掲げてゐる位である。

また最近ソ聯紙はノーヴォシビルスク州から分離してケメロヴォ州が新設されたことを報じ、地元のクズバスの重要性を改めて検討すると共に、その他の石炭産地に於いてヤロスラウスキーは『ケメロヴォ州州には極めて多種類の石炭が豊富にある、嘗て一九二七年に地質學者バヴォルスキー及クラトフこれら埋藏量が僅か五〇米の深さに於いて二千億噸といふ天文學的數字に達する計算を行つた。之はドンバスの埋

藏量よりも遙かに多いのである。聯邦人民委員會議附屬聯邦學士院委員會は最近補足的にその老大な埋藏量を明らかにしたが、それによつて、クズバス炭層の能力はその機械化採炭を容易ならしめて居り、現在クズバス炭坑に於いて就業中のドンバス炭坑夫達は此の炭層採掘に期待してゐる……』と言つてドンバス喪失後に於けるクズバスの重要性を強調し、更らに、彼はケメロヴォ州に産する石炭の質に關し『ケメロヴォ州にはコークスに代る極めて良質の熔鑛爐用石炭、充分にコークス化できる石炭、瀝青質三〇%のサブローアイト炭がある。若干のコリチウギン炭には四〇%以上の揮發狀物質を含有し、これらの石炭は水素製造用として有用なものである……また、クズバス炭はシベリヤ鐵道と發電所に供給されクズバスに於ける電氣爐では硬度の高いフェロ合金が精鍊されてゐる……』と誇つてゐるのである。しかし如何に

埋藏量が豊富でも之に開發利用が伴はなければ三文の値打も無い譯で、ソ聯邦の大規模動員に依る労働力の不足が能くこれら東部諸炭田の急速開發ができるかどうか疑問の餘地を多分に藏してゐると思はれる。

石油工業に關する限り、未だ獨軍のコーカサス制壓が完成されて居ないので、戦時下ソ聯の採油業が平時に於ける如く順調であるとは言へないが、中央部及び東部の工業地並に戦線に對する輸送の問題さへ解決できればソ聯戦力の源泉たるに充分なものがあらう。しかし、ソ聯邦石油採取工業に就いて見るに、石炭にも増してその地域的配置の偏在が甚しいのに氣づくのである。ソ聯第一の石油産地後コーカサス及アゼルバイジャン地方が獨軍の制壓下に入らんとしてゐる今日、ソ聯の石油工業は正に累卵の危機に臨んでゐると言へやう。いま、先づ一九三七年度現在採油量の地域的配置を見よう。

△一九三七年度に於ける採油量の地域的配置(單位%)

後コーカサス地方	八七・七
アゼルバイジャン	(%)
(バクター)	七一・〇
グロースヌイ	一一・二
マイコプ	四・五
カザツク地方(エムバ)	二・〇
中央アジア	四・一
中央アジアトラスト	二・六
トウルクメン・ネフチ	一・五
ウラル及沿ヴォルガ	
(第二バクター)	五・〇
極東(サハリン)	一・〇
其他	〇・二
計	一〇〇・〇

以上の如く斷然後コーカサス及びアゼルバイジャンが壓倒的であり、同年度に於ける全ソ聯の採油量は三千四百八萬五千噸(ガスを含む)であつた。しかし新興石油産地に於ける採油量の

増加の結果、バクター及びグロースヌイの比重は一九一三年の九六%より一九三七年の八五%に低下したが、その絶對量は製鐵業に於けるが如く依然として増大を示し、一九三八年の如きは全ソ聯の採油量の七四・四%を占めてゐるのである。而して、近年急速度の増産を示したのは曩に獨軍に占領され昨冬ソ聯が再び奪回したと傳へられるマイコプ地方の採量である。即ち一九一三年の八萬八千噸から一九三七年の百四十七萬九千噸に増大したのである。またバシキール共和國のインバエヴォ、北ウラルのウフタ地方、エンバ州ウラル山脈西部傾斜地を包含する石油産地、中央アジア、トウルクメン共和國のチエレケン島、ネビット・ダグ、フェルガナ溪谷、極東サハリンのオハ等に於ける石油採取の發展にも近年見るべきものがあつた。右の他にウラル及びヴォルガの間に展開されてゐる所謂「第二バクター」のプリカムネフチ、



スイズラニネフチ、ブルスランネフチ、トウイマズイネフチ等老大な埋藏量を有する油産地があり、近來ソ聯の諸新聞は盛んにこれら油産地に於ける生産増大を報じてゐるが、未だ開發着手後年月を閲してゐないので、國內の需給關係に大きな影響を與へてゐないのが真相ではなからうか。

石油採取と平行的に重要なのは石油の加工並にその利用の問題である。ソ聯石油工業に於ては兩次の五ヶ年計畫の配置に大變化を齎らしサラトフ、ゴリキイ及ヤロスウラリ附近のコンスタンチノフカ等の如きヴォルガ沿岸の大都市に精油工業が建設され、獨ソ戦前迄はこれら諸工場の原油はマールカサ地方よりヴォルガ河の河川運輸に依つて送られ、加工後之を鐵道に積換へて各地に輸送されて居たものもあれば、鐵道から海路へ又海路から鐵道輸送への積換地點に當るトウアブセ、オデッサ、ヘルソン、オシペンコなどに

も分解工場が建設を見たがこれらのうちには既に獨軍の占領下に在るものもあり、更らにウファにはイシンバエヴォ産石油の加工工場、オルスクにはエンバ石油の加工工場、東ソハバロフスクにはサハリン石油の加工工場が夫々建設されてゐるが、今後獨ソ戦局の進展如何によつては石油工業にも大きな危機を孕むのではないかと思はれる。

機械工業

何れの國を問はず機械工業は凡ゆる部門の基礎となるものであるが、獨ソ開戦以來、歐露中央部及びドンバス地方に於ける機械工業は喪失或ひはその大部分を破壊されるに至り、ソ聯は今や東部地方、主としてウラル地方の機械工業に多分に依存しなくてはならぬ状況に在り、最近のソ聯紙は戦時下に於けるこれら東部の機械工業生産の昂揚を誇大に報じてゐる。先づ順序として第三次五ヶ年計畫に於る機械工業を見ると、前項工業管理機構にも述べ

たが從來の機械工業人民委員部が解消して、新たに大型機械、中型機械、一般機械の三人民委員部が設置され、その他生産組織運営上の改革が續々斷行された。而して全工業の増進率は第二次に比較すると激減してゐるが、機械工業の増進率は反對に引上げられ、工業全體の平均水準を著しく追ひ越し、工業總生産額の中に占むる機械工業の比重もまた、一九三七年の二一%から一九四二年には三四・四%と豫定されたのである。ソ聯邦機械工業の基礎を成す工作機械は第二次五ヶ年計畫の臺数を倍加して一九四二年には五十六萬臺に達せしめる筈であつた。切削工作機械の生産実績の如きも、ソ聯側の公表によれば既に一九三八年には二四、一二三臺、一九三九年には二二、六九五臺と僅かに下向いたが、一九四〇年になると三〇、一五二臺となつてゐる。然し、第三次五ヶ年計畫は計らずも

頓挫した。尤もその最初の原因となつたのは一九三九年のソ芬戦争であり、その最大の原因は目下戦はれつゝある獨ソ戦争であると言へるだらう。ソ芬戦争の影響は比較的小範圍で済んだがそれでも一九三九年の生産減少の數字の中に明瞭に現はれてゐる。獨ソ戦争の影響に就いては、全ソ機械工業生産の一七・二%を占むるウクライナ地方の喪失、同じく全ソ生産高の四〇・二%を占めると言はれるモスクワ、レニングラード兩市の大爆撃による被害等から推察して、甚大な打撃を蒙つてゐるものと思はれる。例へば工作機械工業に就いて見ても、フライス盤、轉刀旋盤、齒切旋盤、平削盤、普旋盤等金屬加工工業及び冶金用機械製作の中心はモスクワ、レニングラードを筆頭に

ハリコフ、クラマトルスカヤ、タガンローグ、ゴリキイ、オデッサ、ドニエプロベトロフスク、スヴェルドロフスク、サドラ(ウラル)、ヴァチャ(ゴ

リキイ州)などであるが、スヴェルドロフスク、サドラ、ヴァチャに於ける撤退工場を除いてはその他の殆んど全部が獨軍の占領地域の中にあるか、或ひはその爆撃下に曝されてゐる現状である。

次に機械工業の全ソ的な新配置を見ると、五ヶ年計畫開始以來漸次變化し、殊に第二次五ヶ年計畫以降東部地方に對する機械工業の建設が進められ一九三四年には既に全ソの一三・六%を占めるやうになつたと言つてゐる。中でもウラル地方に於ける機械工業は近來異常の發展を見、例へばチェリヤビンスクのトラクター工場、ウラル大型機械工場、スウルドロフスクのエレクトロマシンストロイチエリヌイ工場(電機工場)、ウラル車輛工場の如き代表的な大工場が建設され、第三次五ヶ年計畫直前には、ウラルはソ聯邦に於ける最大の機械工業地方の一つとなり、機械工業中心地として古い傳統

を有するモスクワ、レニングラード及びウクライナ地方に次ぐ第四位の機械工業地方の地位を占むるに至つた。その生産額も兩次(第一、第二次)五ヶ年計畫の年間に一六倍に増大し、第三次五ヶ年計畫初年度の一九三八年には機械工業の生産額に於て、一九一三年のそれを遙かに凌駕するに至つたと發表してゐる。少くともウラル地方の機械工業は、近年凡ゆる點に於いて著しい變化を見せたことは事實で、その機械工業の主要部門としては各種の大型機械及び運輸機械、農業用機械を製造して居つたが、獨ソ戦以來中央部及び南部からの機械工場の撤退移轉が行はれてゐるところから見れば、これら重機械製作に加へて今後精密機械工業の必然的な發展も想像し得られやう。

ウラルに於ける機械工業の技術的な方面を瞥見すると、極めて短期間に比較的高度の技術水準に達したやうに見られる、例へば前記ウラル大型機械工



場、チェリヤビンスク・トラクター工場、ウラル車輛工場のやうな大工場は世界的に見ても相當の企業で技術設備の點から言つても、中央部の機械工業よりも數等優れてゐると公表してゐる。即ちソ聯の資料に従へば前記ウラル大型機械工場に於いては一萬噸に達する強力なプレスヤ一〇〇噸以上の重量と二〇米の長さを有し直徑三米もある部分品を切削できる巨大な機械設備から複雑精密なものに至るまでの製造能力を有し、同工場だけで一ケ年に一五〇萬噸の製鐵能力ある工場の機械設備を容易に製作することができると言つてゐる。チェリヤビンスクのトラクター工場は米國式大工場で六〇馬力乃至六五馬力のトラクター製造の點ではアメリカのそれよりも優れてゐると自負して居り、ウラル車輛工場亦前記二工場を凌ぐ設備を誇つてゐる。斯様に現在ウラル地方には動力機械、鑛山並に冶金用機械、運輸機械、農業機械

工作機械などに亘る機械工業があるが、從來弱點とされてゐたのは先づウラルから東部を通じて自動車工業が無いこと、機械工業の基礎部門としての工作機械製作工業が不充分であることにあつた。特に工作機械の製作は當該地方の工業建設のテンポに伴はず、到底需要を充し得なかつたことである。即ちソ聯邦に於ける六大工作機械工場たるクラースヌイ・プロレタリー工場、オルジョニキエ工場、モスクワ研磨盤工場、ハリコフ工場、オデッサ工場、ゴリキイ・フライス盤工場等工作機械總管理局管下諸工場で、その生産高に於いては全生産高の三分の一を占め一九三八年には右の諸工場からだけでもウラルへ一、〇二三臺、シベリヤへ九一六臺、中央アジア方面へも若干供給してゐるのを見てウラル地方今後の重工業發展は、當該地方に工作機械工業の確立なくては期待されないと言はれてゐる。チェリヤビンスク州のミ

アツスは附近に良質のバカル鋼を産出するので機械工具製作の中心地となつてゐるが今後ウラルに於ける工作機械製作の進展と相俟つて重要な役割を演ずるものと豫想される。

ウラル以東シベリヤ、東ソ方面に於ける機械工業も、獨ソ戰の進展に伴ひ益々重要さを加へるであらうが、元來當該地方には極めて近年に至るまで機械工業がなかつた。しかし、今日では東ソ諸地方及び沿海地方のハバロフスク、浦潮、コムソモリスタクなどに機械工業が建設せられ、またアムール州ブラゴウエシチェンスクにも機械工場と冶金工場ができ、ブリヤート蒙古自治共和國のウラン・ウデにある鐵道（機關車及車輛製造）工場の設備計畫によると一ケ年に機關車一、〇八〇輛、その他多數の貨客車の製造能力を有し、従業員も計畫としては一二、〇〇〇人と、なつてゐるが他の資料によると實際は五、〇〇〇程度ではないかと推測

される。その他チタの機關車修理工場、機械修理工場並に自動車修理工場、同州ネルチンスクの機械・トラクター修理工場、ステレンスクの自動車修理工場、造船所などがあるが、全ソの機械工業の需給に大きな影響を與へ得るものではない。要するにソ聯邦歐露部の殆んど三分一が獨軍の占領地域となり、諸工場は東部へ急速撤退を行つたとは言へ、未だ機械設備が不完全であり、また新しい場所に建設された工場も原料地から遠く距り、加ふるに熟練工の涸渇を來し、その生産能力もソ聯新聞の報ずる如くではないのが真相であらう。

化學工業

概括的に言つて、第三次五ヶ年計畫着手後のソ聯邦化學工業は、第一次及第二次五ヶ年計畫に於ける化學工業の總計であると言ふことができやう。ソ聯邦政府の目標としては、第三次五ヶ年計畫の間に國民經濟並に國防上直接

の要求に應じて、充分にその役割を果すと共に工業の指導的な部門の一つにすべきであると強調し、第十八回黨大會に於いても、「化學工業及び國民經濟の化學化を急速に發展させねばならぬが、ソ聯邦に於いてはこれが實現の可能性は無限であり前途極めて有望である。此の方面では特に幹部の養成に意を用ゐる必要がある、化學者、技師、技手及び労働者基幹分子を巧みに組織化し、科學を廣く化學工業の發展のために動員し、進歩せる作業方法を普及するならば「第三次五ヶ年計畫は化學の五ヶ年計畫である」との標語は容易に實現されるであらう」と言つて化學工業に對して非常な力を入れたのであつたが、その途上に於いて獨ソ戰に突入したので、最初の計畫に當然重大な齟齬を來したと見るべきである。

兩次（第一次及第二次）の五ヶ年計畫の間に發展した比較的新しい工業部門のうちでは、加里工業と窒素工業とが注目されるものである。之は農業の發展と國防強化に役立つことは各國共に同様であるが、人造樹脂（プラスチック）工業の勃興も見逃せない。次に輸入ゴムを防遏してゐる合成ゴム工業、人造纖維工業なども大きな意義を有してゐる。特にプラスチック工業は非鐵金屬の不足に悩んでゐるソ聯邦がその代用品として頗る廣い用途を有してゐる。第二次五ヶ年計畫に於ける化學工業生産高を見ると、第二次の末年（一九三七年）には一九三二年のそれに比較して三倍、之を第一次歐洲大戰前の一九一三年に比較する時には十五倍に増加してゐる。また第三次の初年度に當る一九三八年に於けるソ聯化學工業總生産高は六十八億九百萬留に達し、全工業總生産高の六・四%を占め而かも第三次五ヶ年計畫では化學工業をして一三七%といふ工業部門中第一位の増産テンポたらしむべく努力したが、今次世界大戰の勃發に引續き、獨



ソ戦争となり今やその増産どころか非常な危機に直面してゐる。第三次計畫は勿論之れに依つて挫折したであらう

△化學工業主要物資生産高目標

化學工業總生産高	百萬噸	一九三八年	一九四二年
硫 酸	千 噸	六、八〇九	一四、〇〇〇
過 燐 灰	同	一、六七五	三、〇〇〇
窒 素 肥 料	同	五三二	一、一二五
加 里 肥 料	同	一、五七一	三、六〇〇
合 成 肥 料	同	六八一	一、六四五
タ イ ー	同	一、五八五	三、四〇〇
染 料	同	九八(註一)	二六一
プラスチック	同	三、五四八	一〇、〇〇〇
プラスチック	同	一三	八四
			五五

次にソ聯邦化學工業の特徵的な點に就いて見ると、第一次及び第二次五年計畫の間に化學工業が完全に近代化する機械設備の殆んど全部が高能率の最

新式のものであること、ソ聯邦化學工業は新工場及び根本的に改造された工場に於て行はれてゐることである。またソ聯化學工業は製鐵業と共にソ聯工業部門中最大固定資本の擴充と更新率

が、試みに第三次に於ける増産目標を見ると左の通りである。

を示してゐる、即ちヨツフエ統計集、「ソ聯邦と資本主義諸國」に依ると左の通りである。

△工場の生産資本(一九三六年一月一日現在の固定資本に對する%)

完全に改造された工場及新工場 九四・〇%

内、新設工場 四九・〇%

△工場の生産高(一九三六年の總生産高に對する%)

完全に改造された工場及新工場 九四・二%

内、新設工場 四〇・〇%

最後に、第三次五年計畫に於ける顯著な特徴を一瞥しやう。即ちソ聯邦工業全般に於いて生産財生産部門に對する重點主義的傾向が濃厚であるのと化學工業部門でも生産財生産部門重點主義の傾向が強く、特に國防資財の増産に力を入れてゐる。第三次五年計畫に關するモロトフの綱領の中でも

「硫酸、硝酸、合成アムモニヤ、人造纖維、プラスチックの生産を特に増強する」と述べてあり、更にまた「原油處理の副産物、ゴム製造、コークス生産の廢物、天然ガスの利用に依つて一聯の新合成化學部門即ち合成アルコール、醋酸の生産」が計畫されたのであつた。而して、これも中途頓挫したと思はれるが、第三次五年計畫の完成期たる一九四二年には第二次の末年一九三七年の化學工業總生産高五十九億留に對し百四十億留を豫定し、工業全體の總生産高に對する其の割合は、一九三七年の六・二%から一九四二年には一七・六%に引上げる計畫であつた。それでは第三次五年計畫に於ける化學工業に對する投資状況如何といふに、第二次五年計畫原案による數字即ち四十七億七千萬留の一・八五倍といふことになつてゐるから約八十八億留に達する譯である。尤も第二次五年計畫に於いて化學工業への投資が

第一次の三・三倍であつたのに比較すると、その増産率は遙かに小さいが、第三次五年計畫の化學工業に在つては新しい固定資本を多くするよりも、寧ろ現有設備を改良し且つ之を合理化して、生産性を積極的に昂上させることが眼目であつた。また第三次に於ける

スターリンとスタハリノフ運動

各國共戦時生産擴充にあらん限りの術策を講じてゐるが、ソ聯に於ては一九三五年九月、スタハリノフといふ感心な男が現はれて、普通坑夫の三倍もの石炭を掘つた事から「スタハリノフ運動」といふ生産増強運動が起きてゐたので、政府にとつては誠に都合であつた。スターリン首相もこの運動には特に力を入れ、その指導と發展に細々と氣を配つてゐる。その激勵の言葉に曰く。

「スタハリノフ運動をあらゆる分野に適し、從來の労働組織がスタハリノフ運動を害するならば、直ちにそれを改め、運動を内部深く浸透し、生産の増加を行はねばならぬ。これを具體的にいふと、材料などは圓滑に供給し、作業の斷續を防ぎ、労働者が機械の故障のために手をつかねて時間の空費をすることのないやうに、機械の修理は前以つてちやんとして置かなければならぬ。又、労働者が能率増進の意見をもち出した場合、眞面目に取り上げ、下つばの労働者だからといつて放つて置くやうなことではない。」

如何にも工場長のやうな態度で生産増強に向つてゐる點、さすが苦勞人を思はせる。



# ソ 聯 邦 商 業

## 目 次

- 一、ソ聯邦商業の發生
- 二、新經濟斷行後の商業
- 三、その發展規程
- 四、商業人民委員部の構成
- 五、從業員の賃銀規定
- 六、戦時下の商業動態
- 七、生活必需品の配給量
- 八、戦時下の點數制
- 九、結 語

### 一、ソ聯邦商業の發生

一九一七年十月革命によつて、帝政ロシアの有つてゐた資本主義的商業は根こそぎ崩壊した。革命の指導者達は利潤を基礎にした資本主義商業を極度に憎んでゐたので、一瞬にして消えた

舊態商業に侮蔑の喝采を送つた。だが、民衆の商業への執心は執拗なものがあつた。

當時、ソ聯の至るところの都會では、日本で見ると露店商式のバザールが幾箇所も出来て、見るかげもない商品を屋臺や庭に並べ、その哀れな商品に慕ひ寄る民衆が、黒山を呈してゐた。一方に於ては、純共產主義的理論の建設に汲々としてゐる指導者の獅子吼、そのコントラストは奇妙なものがあつた。彼等指導者達は、ソ聯邦治下に於ても斯様に執拗に商業を營まうとする商人に對してどんな處置を取つたかといふと、一週間に一、二度檢學を行つた。風の如く現はれるツエツカが、あつといふ間にその商品を没つた。民衆の

叫喚、商人の悲鳴。そんな状態が續けられても、商業を愛する民衆心理は無くならなくなつた。騒ぎのあつた次の日には、又、前の日と同じく、いや、前日より多く市場を埋めてゐる民衆の群があつた。

最も、ソ聯の指導者達は、建設端緒の資金と物資を退藏されてゐる民衆の中に求め、時々檢學を行つては没收し、或は高い罰金を課してその費用に充てゝゐたためもあつた。そのやうな陰惨な商業形態が九四年も續いた。正にロシア人らしい「ねばり」であつた。一九二一年八月十一日、人民委員會議は、新經濟政策の斷行を決定した。これは資本主義への逆轉など、世界の經濟學者に悪口されたが、一つには、物の賣買、金錢の行使といふことに異常な關心を有つてゐる民衆を御するため、一大轉換を餘儀なくされたものであるとも見られる。政府の政策に懐らぬ農民と商人、それを支持して購買慾を満足

しやうとする民衆の勝利といふことも出来た。

新經濟政策以前に於ても、金錢による取引はあつた。民衆心理を考慮して發行してゐたルーブル紙幣は、日本の切手のやうに切り取り型、一枚に千留、二百留、百留と、やたらに金高を多くしてゐた。新經濟直前には一枚で十萬留といふのも出来て、さすが呑氣なロシア人も呆然と眺め入つたものである。それは要するに印刷物に過ぎなかつた。最初は、二百留紙幣で散髪が出来たのに、終には、三千留で良い顔をしなくなつた。

### 二、新經濟斷行後の商業

新經濟斷行後は、商業の自由を許可した。街にはアルコール量二%以内の飲料水を許し、公のカフェー、レストランが簇出した。今まで閉されてゐた大商店の扉が、半信半疑の形で開かれ

始めた。商人と民衆は大威張りで市場で賣買した。

然し、そのまゝ進行したら、資本主義商業形態に移行する可能性があるのだ、指導者達は急速にその對策を講じた。それは、投機者のない商業、資本家のない商業の組織であつた。

先づ、國營商業、協同組合商業、コルホーズ商業の三部門を作り、一個人による商業を漸次壓縮して、法文の上には於ては許された營利會社、等は空文化して、國營商業と協同組合商業の二部門のみが發達した。

國內商業の計劃調整は聯邦商業人民委員部によつてなされ、それを實施する地方組織は加盟共和国及自治共和国の商業人民委員部並に州、地方、都市及び區に於けるソウェイト商業部である。

國營商業系統の諸機關の各種財産は國家の所有であつて、協同組合商業の財産は株主の共同所有であり、コルホ

ーズ商業の財産はコルホーズ及コルホーズ農民個人の所有といふことになつてゐる。

### 三、その發展課程

國營商業及協同組合商業、コルホーズ商業の發展課程を賣上げ金から眺めると次の如くなる。(單位百萬留)

國營及協同組合商業	コルホーズ商業	合計	
一九三三年	四九・八	一一・五	六一・三
一九三四年	六二・八	一四・〇	七六・八
一九三五年	八一・七	一四・五	九六・二
一九三六年	一〇六・八	一五・六	一二二・四
一九三七年	一五五・九	一七・八	一七三・七
一九三八年	二四一・六	二四・四	二六六・〇

即ち一九三三年より一九三八年の六年間に國營及協同組合商業は三倍となり、コルホーズ商業は二倍強となつてゐる。それを取扱ふ小賣店數は一九三三年には二八五、三五五ヶ所から一九三八年には三二七、三六一ヶ所となつ



てゐる。

以上の状態を以つて第三次五ヶ年計畫に臨んだのであるが、第三年度の四〇年度あたりより世界の動向に刺戟せられて大きな變貌を告げ、全面的な切符制の強化、商業の自由制の壓縮等によつて、その發展課程の上にも特異の實状を見せたのであるが、真相として傳へられるものは後述する公定閾値の出現と、物資不足による商業取引の減少といふことになつてゐる。こゝでは、参考までに、第三次五ヶ年計畫發表當時の商業計畫を検討して見やう。

第十八回黨大會に於て首相モロトフは、「第二次五ヶ年計畫に於ける生産力の平均發達速度は一六・五%であつたが、その實績は一七・一%で、生産物の増加は一一・四%、その實績は一二・二%であつた」と云つてゐる。

この數字によると、消費財の生産額は全體の二倍となるが、生産財は二倍半の増加である。而して、消費財生産

部門中でも食糧品を除く他の輕工業部門は計畫の八五%しか遂行してゐないと稱し、モロトフはこの立後れを重工業部門偏重のための犠牲であると報告した。

然し、以上の如き消費財生産物資の不足にも不拘労働者、勤務員の賃銀が殆んど倍額に増加し、農民の収入も三倍以上に上り、購買力が非常に昂まつたので、第三次五ヶ年計畫末期に於ては、二千六百億留以上の取引を確保する事を決定した。そのためには、食堂レストラン、カフェエの、喫茶店の商取引を二倍とし、國營及組合商業網を三八%増加し、特に農村に於ける購買力を吸収するため賣店の増設をするこゝとなつた。

それを商品の上から眺めると、一九三七年を一單位とする四二年の計畫は次の如くである。

洋紙	一五〇萬噸	一八〇%
綿織物	四九萬米	一四二%

毛織物	一七七萬米	一六七%
砂糖	三五億噸	一四四%
靴	二五八百萬足	一四三%

これを一九四三年の人口一億八千萬人と豫定すると、一人當り綿織物二七・二米毛織物〇・九八米、靴一・四足、といつたところで、日本及其他先進國の消費財に遠く及ばない數字である。

獨ソ戰勃發以來は、工業の大部分は重工業に轉化し、消費部門は益々壓縮されてゐることは當然であつて、そのために商品の不足は次第に激しくなり、昨今に至りては、國營及組合商業さへ開店休業の状態であるといはれる。

#### 四、商業人民委員部の構成

現在に於ける商業人民委員部は、一九三八年四月三日、聯邦人民委員會議

に於て決定した官制によつて運営されて居り、現在の人民委員は、リユービ一モフであつて、構成の概要は次の如くである。

一、聯邦商業人民委員部は、各共和國の商業人民委員部を通じて商業業務を指導し、又、他の人民委員部の行ふ商業を調整する。

二、聯邦商業人民委員部は、各共和國商業人民委員部の業務を指導する。

三、商業人民委員部の業務は次の如し。

- (イ)卸小賣取引及び商店網に關する計畫の作製
- (ロ)商品の配分計畫の作製及び配布せられた商品の取引に關する業務
- (ハ)小賣價格に關する業務
- (ニ)コルホーズ商業の普及及び改善
- (ホ)商業法規に關する業務
- (ヘ)商業金融
- (ト)商業労働及び賃銀
- (チ)商業企業の建設

四、聯邦商業人民委員部には次の如き部が設置せらる。

- 食料品商業部、工業品商業部、蔬菜果實取引地方的調達部、コルホーズ商業部、商業組織部、食堂レストラン、列車食堂、カフェエ部、計畫、經濟部、財政・金融部、中央簿記部

五、聯邦商業人民委員部内の總管理局は次の如し。

- ガストノム・バカレヤ商店總管理局、百貨店總管理局、食堂、レストラン、カフェエ總管理局、蔬菜果實調達販賣總管理局、列車食堂總管理局、これは中、南、東部に分つ）水運・港内食堂總管理局、療養地商店總管理局、陸海軍商業總管理局、裝備品商業總管理局、建設總管理局、學校總管理局。

六、管理局には、次の如き部が設置せられる。

- 商業調査部、商品部、大建設部、計畫部、金融部、簿記部、従業員基幹

七、さらに次の如く課に分れる。

- 従業員幹部選拔登錄課、従業員幹部賃銀課、統計課、大建設課、監督課、運輸部、動員部、發明課、調停部、法規課、俸給課、庶務課、秘書課。

八、商業人民委員部内に國家審査會が設置され、業務に關する諸種の審査統制を行ふ。

九、商業人民委員部直屬の事務所には次の如きものあり、これは特殊の法規に據つて活動する施設である。食料品卸賣事務所、裝身具、編物類卸賣事務所、毛皮製品卸賣事務所、寶石・貴金屬取引事務所、金屬製品卸賣事務所、商業廣告事務所。

一〇、聯邦商業人民委員部には、參與會及び聯邦商業人民委員部會が組織され、前者定例会議を開いて商業指導の實際、並に計畫遂行状態の審査、従業員基幹部の選拔、地方従業員の提出する報告、重要な指令につき



審査を行ふ。又、後者は地方との連絡を鞏にし、且つ事業上の経験を交換するため、二ヶ月に一回人民委員會直屬の會議を開いて商業に關する諸問題を討議する。

五、從業員の賃銀規定

以上の如き機構の下に働いてゐる從業員の賃銀は、一九三九年八月五日、經濟會議に於て次の如く決定された。(但し、これは商業人民委員部所屬の各種小賣店の從業員のみ適用されたものである。)

一、小賣店の支配人、各係主任、簿記係、出納係、販賣員に至る迄、夫々計畫高又は規準額の超過遂行分に對し割増歩合制度を設ける。

二、支配人、副支配人等の店主腦部に對しては各四半期毎の計畫遂行率如何に依つて固定賃銀に對して割増額が算定され、その他の販賣員に對しては特定額の販賣規準を設けて割増

額が算定される。  
三、會計係には特別の方法で増率が規定される。

四、各從業員には夫々賃銀率が定められてゐるが、固定率は各商業機關に直接送付される。

五、同規定は特殊な事情(タヂツク共和国、ヤクト自治共和国、ハバロフスク地方、沿海地方、極北諸地方)にある商業從業員には聯邦商業人民委員部が聯邦労働組合中央會議の同意を得て賃銀率を二〇%迄増加することを認める。

商業に於てもスタハーフ運動が行はれ、工業労働者の如く能率による割増率を巧みに決定して、商業を通じての社會主義建設を計らんとしてゐる。

六、戦時下商業の状態

獨ソ戦勃發以來、消費物資の不足につれて、ソ聯獨特の公定闇がだん／＼甚しくなり物によつては公定値の二十

倍にも達するものが出来るに至つた。

政府としては、戰爭に直接關係ある軍人、重工業労働者、その他官吏等には、日常最低生活を確保するだけの物資を配給し、不急産業或は高給者等には配給量を減じて、公定闇の物資を買はざるを得ざる状態に置いてゐる。

生産者、即ち農民等より購入する時は、國家の定めた一定の率に従ひ、これを商業部門に移すと、次の如き公定闇を實施してゐるのであるから、ソ聯邦國家そのものが、資本主義商業以上の大利益を擧斷してゐることになつてゐるが、その莫大な費用は、あげて國家の要請に應へ、飛行機となりタンクとなり、砲丸となつてゐるのである。要するにソ聯は商業をさへ完全に戦力の素としてゐるのである。次に公定値と公定闇の比較を掲げて見る。

品名	消費物資價格表		馬鈴薯
	モスクワ公定價格(一九四〇年八月)	クイブヂェフ公定價格(一九四二年八月)	
白パン(上)	四・二八〇留	三・五〇〇留	一・五〇
同(下)	二・八〇	二・七〇	一・五〇
黒パン	〇・八五	一・〇〇	一・三〇
麥粉	四・五〇	四・四〇	一・〇〇
米	七・五〇	六・五〇	〇・五〇
牛肉(上)	一四・〇〇	一三・〇〇	一・五〇
同(中)	一〇・五〇	一〇・〇〇	一・三〇
豚肉	一三・〇〇	一二・〇〇	一・〇〇
鶏肉(上)	一四・〇〇	一三・〇〇	一・五〇
同(中)	一〇・〇〇	九・〇〇	一・三〇
鵞鳥	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一・〇〇
生魚	四・〇〇	三・〇〇	一・〇〇
イクラ(赤)	四・〇〇	三・〇〇	一・〇〇
バター	一	一	一・〇〇
牛乳	二・一〇	三・五〇	一・〇〇
卵	十個五・五〇	五・五〇	一・〇〇
砂糖(角)	六・五〇	六・〇〇	一・〇〇
同(粉)	五・五〇	五・〇〇	一・〇〇
鹽	〇・四〇	〇・三〇	一・〇〇
馬鈴薯	一・五〇	一・五〇	一・〇〇
キヤベツ(鹽)	一・五〇	一・五〇	一・〇〇
同(生)	一・五〇	一・五〇	一・〇〇
人蔘	〇・六五	〇・六五	一・〇〇
胡瓜(鹽)	一	一	一・〇〇
同(生)	一	一	一・〇〇
菜類	一・五〇	一・五〇	一・〇〇
赤大根	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
トマト	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
ウオトカ	九・〇〇	九・〇〇	一・〇〇
ビール	一・八〇	一・八〇	一・〇〇
葡萄酒	八・〇〇	八・〇〇	一・〇〇
紅茶	六・〇〇	六・〇〇	一・〇〇
煙草(刻)	四・〇〇	四・〇〇	一・〇〇
同(卷)	一四・〇〇	一四・〇〇	一・〇〇
同	六・五〇	六・五〇	一・〇〇
同	九・〇〇	九・〇〇	一・〇〇
男背廣	四九・〇〇	四九・〇〇	一・〇〇
男スリッパ	一七・〇〇	一七・〇〇	一・〇〇
男靴	一八・〇〇	一八・〇〇	一・〇〇



女靴	1100.00—	500.00—	綿	布一米	300.00以上	16.50
男ワイシャツ	1着	50.00—	絹	布	1.00—110.00	50.00
男靴下(木綿)	一足	5.80—9.50	石	鹼	一個	1.00—1.10
女靴	下	5.20—7.00	マ	ツ	チ	0.50
ガロ	ン	1.90—3.00	蓄	音	器	一臺
黄	バンド	一本	レ	コ	ード	一枚
手	提靴	一個				2.00以上

右の表に依つて見る如く、公定価格は幾分の値上りを見せてゐるが、殆んど大差なく、自由市場に價格表示のなきものは、配給のみによる者で、パン、麥粉、砂糖、鹽、酒類、茶類、煙草、石鹼、服類、マツチ、身廻り必需品等は自由市場に出ず公定で配給され、肉類、牛肉、バター、魚肉、野菜等は、自由販賣され、公定の二十倍、三十倍の價格によつて取引されてゐる。此の種類の購買力はソ聯國民生活の廿五%といはれ、中流以上の生活者が顧客となつてゐる。

軍需生産の擴充、時間の延長、賃銀の出來高拂ひ等によつて、労働者の購買力も相當に増してゐるが、政府は、インフレーション防止のため、浮動金額の國防資金への吸收に努め、愛國心の昂揚と相俟つて、自由販賣の政治的高騰化を策してゐるのであるかに見える。

### 七、生活必需品の配給量

然らば、前記公定値によつて配給さ

れる生活必需品の量目は如何といふに、地域と時によつて若干の差異があるが、こゝではクイブイシエフを例にとり一般配給、特別配給、外交官關係の配給の三段に分ちて記述して見る。尙ほ、一般配給に於ても、(丁)筋肉労働者、(丙)勤務員、(乙)有業者の妻及び五歳以上の子供、(甲)五歳以下の子供の四種に分れてゐるが便宜上甲乙丙丁に略記す。

#### 一、一般配給

クイブイシエフ(一九四二年二月現在)

麵粉(一日分)(單位瓦)	甲	400
粉類及マカロニ(一ヶ月分)	乙	400
砂糖及菓子類(一ヶ月分)	丙	500
肉及魚(一ヶ月分)	丁	800
バター(一ヶ月分)		1100

麵粉(一日分)	4000瓦
砂糖	1000
煙草	200
バター	4000瓦
碾割麥	3000
牛乳	6000
外交官	一般館員
麵粉(一日分)	1000
肉類(一ヶ月分)	5000
魚類(一ヶ月分)	5000
砂糖(一ヶ月分)	5000

尙ほ石鹼は、一ヶ月一人當り洗濯用(大)及び化粧用(小)を夫々一個宛である。特別配給  
重工業部内労働者關係中、地下労働者及び金屬冶金業の高溫部門労働者。  
交通労働者關係中、機關手、同助手、火夫、車掌、貨車修理係は、正規の配給量の外に作業中次の如く追加配給される。

### 八、戦時下の點數制

以上の如き配給量目の決定について、綿製品、絹織物、麻製品、靴、等に點數制を斷行し購買力を抑制して貯蓄と公債の購入に向けてゐることは、資本主義各國と變りはない。次に各項目別點數を掲げて見る。

一、木綿、麻、絹織物各一米 一〇點  
二、皮革及ゴム靴一足 三〇點  
三、右同(子供用) 二〇點



- 四、男女毛織物及外套 八〇〇
- 五、同 木綿 六〇〇
- 六、子供用外套及洋服 三〇〇
- 〇、子供用綿製品及外套 二〇〇
- 八、毛織物ズボン及スカート 四〇〇
- 九、綿製同 二五〇
- 一〇、子供用毛織物同上 一五〇
- 一一、子供用綿製品同上 一〇〇
- 一二、半毛織婦人服 五〇〇
- 一三、綿製同上 三五〇
- 一四、子供服(十歳以上) 二〇〇
- 一五、同上(十歳以下) 一五〇
- 一六、男用下シャツ及ズボン 一二〇
- 一七、婦人用下着 一〇〇
- 一八、子供用同上 六〇
- 一九、綿入り布圍 三〇〇
- 二〇、同上子供用 一五〇
- 二一、シャツ 二〇〇
- 二二、枕 覆 一二〇
- 二三、タオル 五〇
- 二四、靴 下 二〇
- 二五、同(子供用) 一〇

- 二六、メリヤス下着(大人用) 一五〇
- 二七、メリヤスシャツ及ズボン (大人用) 一二〇
- 二八、メリヤス製スエーター (大人用) 二〇〇
- 二九、メリヤス製スエーター (小人用) 一〇〇

九、結 語

以上を要するに、獨ソ戦滿二年を経過したるソ聯邦は、すべての力を戦力に集中し、衣食は最低まで低下し、ロシア人の辛棒強さを利用した政府の對策と相俟つてなかなか興味ある問題である。

最近歸朝者の談によると、各商店の店員は賣る品がないので街路で遊んで居り、列車は殆んど軍需品の運搬に酷使され、衣食物資の影など見當らなかつたといはれる。

切符制にし、點數制を設けて、衣食に制限を加へるのは戦時下當然である。

が、それに対応した物資の確保を計ることは政府の義務ではあらうが、不足が次第に強化されれば、如何共なし難いところであらう。

只、配給に就いて他國と異るところは、配給を掌る小賣商人、隣組長に當る末端配給の者が不正を働いた場合は第一審を以つて死刑にされることである。かゝる者は國家の意志に悖つた叛逆の徒といふ罪名によるものである。

夏季反撃によつて、國民に生色ありといはゆるソ聯邦も、ウクライナの穀倉を失ひ、一千萬の人的資源を失つたソ聯邦が、今後果してどこまで頑張るか、それこそ重大な研究部門であらう。

尙、九月十六日特電による逼迫せるモスクワ生活を参考までに掲げて結語としたい。

モスクワは事實上今尙戒嚴下にあり、十二時以後の外出は禁止されてゐる。

飲物としてはウオッカがあるきり、外國人は毎月四リットル配給され、價格は公定の一〇〇ルーブルである。煙草は嚴重な割當制度になつてゐるが時には刻み煙草を手に入れることが出来る。然し、紙巻きの用紙がないので新聞紙などで巻いて喫つてゐる。

またモスクワには闇取引が横行し、全住民の關心は全くここに注がれてゐる。一リットル入りの牛乳が五百ルーブル、牛肉一封度が六千ルーブル、バター一封度五千ルーブル、靴一足八千ルーブルといふ高値である。これは、公定闇の幾十倍であるから、二重の闇が横行してゐるわけである。

ソ聯の空地利用

戦ふための食糧増産には各國とも、あらゆる手段を講じて居り、空地利用の副食物の栽培、小牧畜の奨励を行つてゐるが、ソ聯に於てもこの種副業が盛んに設置され、現在に於ては勤勞者社會給養の重大源泉となつてゐる。

勤勞の傍ら作られた馬鈴薯、野菜、肉類、牛乳等が朝夕の膳に上り、その耕作面積も著しく擴大されたといはれる。

政府に於てはこれらの副業に對して、土地の斡旋、家畜、農具、トラクタの貸與を行ひ、畜産場も新設され、そこから獲たものを直接重工業諸工場や諸官衙の食堂に送つてゐる。

栽培物は以前は穀類であつたが、最近の傾向は馬鈴薯、野菜、豆等に重きを置き、パンの不足をそれらに依つて滿されてゐる。これは國家納入の義務がないので、仕事の餘暇を利用して集團共同奉仕等に依つて榮養價の補給を行つてゐる。畜産關係に於ても轉換しつゝあり、山羊の乳等が重賣がられてゐる。

一九四三年中には各團體の所屬副業地區を完備し、未開墾地の開拓、空地利用に依つて、戦時下の不足物資を補つてゐる。



# ソ 聯 邦 外 國 貿 易

## 目 次

- 前 記
- 一、外國貿易の國家獨占
  - 二、外國貿易の消長
  - 三、外國貿易機關
  - 四、外國貿易許可團體
  - 五、輸出貿易策
  - 六、貿易の許可
  - 七、海運と備船
  - 八、税關手續及税率
  - 九、外國貿易紛争調停機關
  - 一〇、ソ聯對外貿易經路
  - 一一、二十年間の對外貿易實績
  - 一二、歐洲戰とソ聯對外貿易
  - 一三、獨ソ開戦後の狀況
  - 一四、對外通商協定
  - 一五、關 稅

## 一六、新 關 稅 率

## 前 言

歐洲國際政局が危機を孕み始めた一九三八年下期よりソ聯邦は準戰時態勢に入ると共に政府の總ゆる發表統計は其の内容をカムフラージュし、貿易統計の部門においても其の内容の明確性を缺くやうになり、一九三九年三月の第十八回全聯邦共產黨大會におけるモロトフ首相の第三次五ヶ年計畫に關する龐大なる報告中にも外國貿易については片言隻語も觸れず、同年秋の歐洲大戰勃發となるや、ソ聯は獨・佛・英に對し中立を保ち貨物輸送上の困難なる條件下に交戦各國と貿易を續けて

きたが、勿論其の内容は明瞭に發表されず、其後局面は轉じて獨ソ開戦となり、又引續いて大東亞戰爭の勃發となるや、ソ聯の貿易は杜絶し、米英の戰時援ソ物資がソ聯の輸入貿易を代位するに至つたのである。

斯の如くソ聯邦の貿易は一九三八年上期までを一段階として見るべき發展を遂げず、却つて戰爭勃發により杜絶状態を惹起するに至つたのである、従つて茲に試みやうとするソ聯邦貿易の解説も一九四〇年までの資料に據るものであることを諒とせられたい。

## 一、外國貿易の國家獨占

ソ聯邦は周知の如く革命後計畫經濟を實施し、經濟諸部門を國家の掌中に獨占して、自給自足を目標とした建前上、外國貿易をも國家の獨占となし、まだ幼稚であつたソ聯邦經濟の保護に當る必要があつた。そこで革命直後の一九一七年十二月廿九日付の政府決定

をもつて外國貿易を嚴重な許可制度となし、一九一八年四月廿八日の布告をもつてこれを確定したのであつた。しかし右の原則が實行に移されたのは一九二〇年六月十一日付法令、一九二一年二月十七日付及び三月十七日附法令であつて、これらの新法令によつて外國貿易人民委員部（貿易省）が外國貿易の獨占經營及び其の遂行に當ることになつたのである。

ソ聯邦外國貿易は從來ソ聯邦經濟の自給自足達成の一手段としてソ聯邦國內において生産不可能な且つ自給し得ない物資、即ち初期に於ては工業化と農業機械化に必要な機械及び原料、其後に於ては生産の技術的完成に必要な技術、新式機械及び諸原料を外國より輸入し、これを國家經濟諸部門に供給するにあり、輸出は輸入を保障するための一資金獲得手段であつた。

さればソ聯邦の貿易は輸入が主で、輸出は輸入に追隨してゐる。即ちソ聯

邦の貿易は基本的には輸入の必要性に應じて變化するものである。併し近年に於ては漸く國內生産力が増大したため輸入の必要性が以前より低下したので、輸入は主として外交政策の手段として利用された傾向がある。尤も獨ソ開戦後の狀況は其の當然の措置として武器、軍需物資の輸入一本槍となつた。

## 二、外國貿易の消長

一九三五年一月開催の第七回ソウエト大會において當時の外國貿易人民委員ローゼンゴリツはソ聯外國貿易發展の過程を次の如く説明してゐるが、それによれば、第一次五ヶ年計畫の期間、即ち一九二八年から三二年までの四年間には約四十億金留の機械設備、半製品及び原料品を輸入したが、殊に三一年には其の額は最も多く十一億金留に達したのである。即ち一九二八年から三二年までの四年間の輸入品は三

億七千五百萬留の黑色金屬類と十二億留餘の機械工作機と其他の設備品とであつた。

農業の集團農場化には農業の工業化が必要となり、従つて外國貿易の目標もトラクター工場用機械設備の輸入を始めとしてトラクターやコンバイン其他の農業機械及び肥料の輸入に置き、これらの輸入高は三億九千萬金留に達した。このうちスターリングラード・トラクター工場用の設備品は三千五百萬留、ハリコフ・トラクター工場用としては一千五百萬留、チェリヤピンスタ・トラクター工場用としては三千二百萬留の機械及び設備品を輸入した。トラクターの輸入高は一九三〇年には五千七百萬留、三一年には六千九百萬留であつたが、ソ聯産のトラクターが生産されるやうになつたので、三二年からはトラクターの輸入を中止した。

マグニトゴルスクやクズネツ等の大工場を含めた十六の黑色冶金工場と



して四年間に一億五千四百萬留の設備品の輸入をしたが、その効果として一九三一年には四百十萬噸の鋼材を産出し、三三年には四百九十萬噸、三四年には六百六十萬噸を産出するに至つた。この結果鋼材の輸入は著しく減少した。即ち一九三一年の鋼材輸入は百三十萬噸であつたが、三二年には八十萬噸に、三四年には二十萬噸に減少した。

斯くてソ聯産鋼材に對する外國鋼材の輸入割合は一九三一年に三二%であつたが、三四年には三%に激減した。即ち鋼材の輸入割合は三年間に十分の一に減少した。其他の大企業のためにも巨額の輸入を行ふ必要があつた。例へばドネプロストロイに三千百萬金留、ブラウダ紙印刷所に百五十萬金留の輸入をした。

以上の如き投資によりてソ聯工業化の基礎が出来たので一九三二年からの輸入は著しく減少した。例へばポイラ

一の輸入について見るに、ソ聯のポイラー製作業が發展してきたので、此の品目の輸入は皆無と言つてもよき状態となつた。(一九三三年には未だ二百七十萬金留の輸入をしてゐたが、三四年には數基のポイラーを合計十三萬一千留輸入したに過ぎなかつた) 次ぎにソ聯は發電所及び變電所用電氣設備品を四年間に八千三百萬金留輸入したが、其後その輸入は見られなくなつた。

### 三、外國貿易機關

ソ聯の對外貿易を處理してゐる最高機關は外國貿易人民委員部(貿易省)である。外國貿易人民委員部に直屬して國外において直接取引の事務を取扱ひ又は在外貿易機關の監督の任に當つてゐるものに通商代表部といふものがある。此他國內、國外において夫々專門の部門で外國商社と直接取引を行つてゐる輸出入機關があり、これらの機

關は外國貿易人民委員部の管轄下にあり、國外においては當該國駐在の通商代表部の監督を受ける。左に前記諸機關の機能を解説してみよう。

#### 一、外國貿易人民委員部

外國貿易人民委員部は一九三〇年十一月廿二日の法律により分離設立されたもので、それまでは内外貿易人民委員部の内にあつた。尤も外國貿易人民委員部は最初は獨立した一省であつたが、一九二五年に併合され五年後に再び分離獨立し、一は外國貿易人民委員部となり、他は内國商業人民委員部となつて今日に至つてゐる。

外國貿易人民委員部は國營主義の下に全ソ聯邦の外國貿易を統轄し、國內及び國外を問はず外國貿易に従事する總べての機關の活動を監督する。即ち外國貿易人民委員部の主要機能は左の通りである。

イ、輸出入貿易政策の確立  
ロ、外國貿易諸機關を通じての政策

#### ハ、關稅事務の取扱

### 二、外國貿易を行ふ團體及び會社の創立

而して前記機能は各部局に分れ、各々の活動は外國貿易部の統制する機關と協力して行はれる、これらの部局の主なるものは左の通りである。

管理局、計畫部、貿易政策部、稅務部、輸出部、輸入部、通貨取扱部、外國貿易損失防止局、合理局、輸出品品質國家監督局

是等部局のうち計畫部は毎年の統計表を作成すると共に、監理下にある各種輸出入貿易機關より提出する種々の計畫を基礎として總ゆる輸出入に關する計畫の作成に當る。

貿易政策部は各國との貿易上の主義方法は勿論、委員會の貿易政策に關する總ゆる問題を決定し、外國との間の貿易、若くは經濟的の協定を取極等の義務履行を監督する。稅務部は關稅率

を定め、關稅賦課其他に關する問題の決定に當る。

輸出部は輸出貿易に關する計畫を樹てると共に、管轄下機關をして商品の市場搬出を行はしむる爲の計畫を定めこれらの計畫を委員會が提出し承認を求め、他方從屬諸機關が前記計畫を如何に實施してゐるかを監督し、輸出品の調製、包装、運搬に就ても指揮を與へる。輸入部は輸入貿易における計畫及び監督の任に當る。

國家監督局は輸向商品の品質を監視すると共に必要な標準の決定に當るのである。委員會の組織中には外國貿易會議なる機關があり、これは他の委員會の代表者及び外國貿易に關する重要な經濟機關(國立銀行、全聯邦商業會議所等)の代表者をもつて構成されてゐる。

この會議は一九三一年二月に組織され、その目的とするところは

(一) 海外市場向商品の數量増加を

目的とする全聯邦内の輸出資源の調査及び原料品の輸向加工の新

方法の調査

(二) 輸向商品の品質改良法及び其の海外市場の要求に適應せしむる方法の調査

(三) 外國品輸入に關する改良方法の調査

である。同會議の決議は委員會の承認を得て初めて効力を發生するものである。

ソ聯邦内において外國貿易人民委員部を代表するものは各組合及び自治共和國内の人民委員部、若くは必要と認められた團體に附屬する特別の派遣員と、外國においてはソ聯邦國家の名において商取引を指揮監督する目的をもつて設立された通商代表部が代表してゐる。

これら通商代表部は外國貿易委員部の一支部であると共に、國外に於けるソ聯邦外交機關の一構成要素となつて



各組合及び自治共和國內の委員部代表派遣員の任務は、主として各地方の外國貿易機關が委員部の命令を實行するや否やの監督、輸出入貿易策の企畫及び地方における輸出入原料品の資源開發である。

外國貿易人民委員部の陣容は人民委員一名と人民委員代理、參與數名とから成立つてゐる。現人民委員はミコヤン、委員代理はバブキンである。

三、通商代表部

ソ聯邦が國家獨占貿易主義の下に外國に駐在せしめてゐる外國において商取引を行ふ通商機關は通商代表部、通商代表及び其他貿易機關に區別され、正式外交關係を有する國には通商代表部を置き、其他の國には代理部又は駐在國の法規による會社組織の機關を設けてゐるが、その數は漸次増加して一九三五、六年頃にはソ聯邦の在外通商機關は二十九ヶ國に設けられ、その駐

在國名及び其の所在地は後記の通りである。なほ通商代表部の機能についていへば、通商代表部はソ聯邦と條約若くは協定を結ぶ總べての國々に設置され、各代表部の長としては人民委員會議の任命する通商代表が之に當つてゐる。

各通商代表部は二つの機關からなつてゐる。即ち(一)總括的事務を取扱ふと共に他の一機關の貿易事務を監督し併せて代表部の存在する國に於ける凡べてのソ聯邦會社及個人の經營活動を監督する。(二)他の一は貿易機關で之は命ぜられた輸出入政策の實行範圍内で商取引を行ふものである。此の商取引を行ふ機關は普通ソ聯邦内の重要輸出入機關の代表者を含み、又外國貿易を許可されたソ聯邦内工業機關からの注文を手數料を徴收して代行するものである。英國に於ける通商代表部の任務は主として前記の(一)に該當するもので商取引は會社法に基き一九

二〇年に登録されたアルコスが主として従事してゐる。

前記以外の會社及政府の各主要機關例へば聯邦内の各共和國の經濟會議は勿論最高經濟會議も通商代表部に對し顧問の資格で代表者を派遣する權限を與へられてゐる。外國貿易に従事する目的を以て外國に駐在する政府主要機關及び會社の全代表者は各々の通商代表部に報告書を提出し進行の狀態を知らしめることを必要としてゐる。

通商代表部駐在國名及び所在地

(一九三六年調査)

- 一、通商代表部
- 一、英國(ロンドン・ブツシュ・ハウス)
- 二、埃太利(維納・ザイツェル・ストラーセ一七號)
- 三、獨逸(伯林・リンデンシトラッセ・二一四)

- 四、デンマーク(コペンハーゲン市ウエストレ・ブルヴァイル四)
- 五、伊太利(ゼノア・セツテンプロ・四二)
- 六、ラトウイヤ(リガ市アルベル街・一一)
- 七、波蘭(ワルシヨウ市マルシャルコフスカ一三)
- 八、土耳其(イシタンブール市グラシ・リュ・ド・ペラ)
- 九、フィンランド(ヘルシングフォルス市アルペルチンカツ二五)
- 十、チエツク(プラীগ市リュウオワ街一一)
- 十一、瑞典(ストックホルム市タンガタン A)
- 十二、エストニア(タリン市モルスカヤ・一九)

- 十三、諾(オスロ市トルデンス・キヨルドブラツセ・五一)
- 十四、リトワニヤ(カウナス市ライスヴェクス・アレイ)
- 十五、イラン(テヘラン市)
- 十六、外蒙古(ウラン・バートル)
- 十七、ギリシヤ(雅典市バチシヨン街一四一)
- 十八、滿洲國(哈爾濱市キタイスカヤ二二七)
- 十九、佛國(巴里・リュ・ドラ・ヴィユ・レゾオリ)
- 二〇、タンナ・トウワ共和国(クズイル市)
- 二一、日本(東京都麻布區新龍土町一)
- 二二、
- 二三、グルヂヤ(新疆市)
- 二四、カシユガル(新疆)(トルケスタ)

- 二四、チユグチャク(新疆)(バフチイ)
- 二五、マザル・シエリフ(アフガニス・タン)(テルメーズ)
- 二六、ヘラツト(アフガニスタン)(クシカ)
- 二、外國駐在貿易機關
- 一、アルコス株式會社 英國・ブツシユ・ハウス・ロンドン)
- 二、アムトルグ貿易會社 米國・紐育・ファイフス・アヴェニュー二六一
- 三、ユズアムトルグ會社 アルゼンチン・ヴェノスアイレス市アベニダ・デ・マヨ
- 三、輸出入機關
- ソ聯邦外國貿易人民委員部の管轄下に外國貿易に従事してゐる輸出入機關は次の通りである。

輸出機關  
名 稱 取 扱 品 目

アフト・エクスポルト 自動車類  
エクスポルト・リヨン  
エクスポルト・レス  
カウヨル・クスト・エク  
スポルト

亞麻布、亞麻絲類  
木材類  
絨氈、毛布、手藝品







る。

### 五、輸出貿易策

外國貿易人民委員部の活動を統制する根本の要素は毎年の輸出入策で之は全聯邦に關する一般經濟政策の一部分を爲すものである。此輸出入政策は關係年度内に於て輸出若は輸入さるべき商品の數量及等級を定めるもので、之が作成に際しては工業、農業、運輸、其他國家經濟の各種部門に互り其要求を十分に研究考慮することを必要として居る。先にも述べた如く此輸入政策は外國貿易に従事する各種の輸入機關が提出した見込書に基づいて外國貿易委員部の計畫部に於て作成するものである。更に之は國家計畫委員會に提出されるが、此所に於ては前記計畫は他の政府機關を考慮に入れて再び審議される。次で國家計畫委員會の承認を得た場合更に労働國防會議の議に附せられるのである。此毎年の計畫の外に詳

細な年四回の計畫が外國貿易人民委員部の計畫部の手に依つて作成される。此中には世界市價の變動、輸出商品の數量の變化、外國と政治的關係の變化に依り惹起された各種の調査、變更が示され、斯くして變更された計畫は、其實施期間が非常に短い爲、年一回の計畫よりは一層實際に近いものとなることは云ふ迄もない。外國貿易に關する國家の根本主義の一は出來得る限りに貿易尻の不良を避けることである。輸入は慎重な統制を受け、其量も主として輸出貿易の數量に依り決定され、他方輸出貿易は住民又は國內産業の利益を害さない限り何等の制限をも受けて居ない。例へば食糧品の如き住民の過度の困難を及ぼす程ストックを激減せしめることは出來得る限り避くる様に注意されねばならない。

ソ聯邦輸入貿易の特徴は消費材の輸入を犠牲にしても生産材(例へば機械トラクターの如き)の輸入量を増加す

ることである。之は自己の産業に出來得る限り迅速に凡ゆる準備を與へんとするソ聯邦政府の希望が存する爲であるが、之に宛つ可き資金も十分でなく加ふるに住民には適當の消費品を供給せねばならぬ。從て後者の輸入は全くの最小限度に制限されて居る。

### 六、貿易の許可

ソ聯邦の外國貿易は最大限度の保護政策に基礎を置いて居る。輸入貿易は內國産業と調和して統制され、海外への注文は國內に於て生産し得ない、品物に限る様注意を拂つてゐる。

周到な貿易の免許制度は國內農工業の保護を完全に行はしめて居る。輸出入貿易許可に關する手續は一九二五年四月十二日の人民委員會議令の中に定められてある。現行の制度の下に在ては外國貿易委員會が一般的の免許を各種の輸出貿易團體に與へ、輸出計畫に依て定められた範圍内に於て、夫々振

當られた特殊商品の輸出を許可して居る。更に此免許を得た團體は更に先の總括的免許を以て許された範圍内で、夫々特殊の取引に對し別々の許可を與へて居る輸入も亦輸出と同様の方法を以て行はれて居る。數箇の工場若は或場合には全工業を以て成立するトラストは其毎年の計畫に定められた制限内に於て國外より輸入を要する商品の見込書を適當な輸入貿易機關に提出する事、更に後者の團體は是等の要求の全額に基づき自己の活動計畫を外國貿易委員會に提示して許可を求める。此許可が與へられた時には總括的免許が輸入機關に與へられ、更に此輸入機關は與へられた總括免許の範圍内で特殊商品の海外よりの輸入に對し箇々の免許を與へることになる。

輸出免許は六箇月間、輸入免許は三箇月間の有効期限を有つて居る。尙輸出入貿易の免許期限は外國貿易人民委員部に依つてのみ延長することが出來

る。

### 七、海運と備船

ソ聯邦と條約を結んで居る外國の商船は相互主義に基づき、ソ聯邦諸港間に於て貨物及旅客の輸送に従事することを許可されて居る。大小沿岸貿易に従事することを許可する權限は一九三一年一月に設けられたソ聯邦の水運人民委員部の手にある、一九三〇年四月十六日締結、英ソ暫定通商取極第三條に依り許與せられたる最惠國待遇は大沿岸貿易に限られて居る。

全聯邦の聯合機關としてソユーズ・フラフト・トランスポルトが設けられてあるが、之は獨占主義を基礎とし、外國貿易人民委員部の監督の下に、ソ聯邦の外國貿易に關する各種の要求を満たすもので、即ち運輸、運送、倉庫業、備船業、荷物、積込、積卸、仲仕業及び代理店業等を爲すものである。本聯合は聯邦内及び外國に於ては同

地に在る法人及私人と契約を取結び、又ソ聯邦内外國に獨立の支店を設ける權能を與へられて居る、水運人民委員部の中には次に述ぶるが如き機能をも有する特殊の會議が設けられてある。

海陸輸出入貿易に對する輸送計畫を調査決定すること、外國船計畫を調査決定すること、定期船に依る運搬、貨物、特殊の商品及航路に對する税率及び運賃の決定、輸出入商品輸送に際して聯邦及外國船の參加割合の決定、ソ聯邦及外國船の就航すべき定期航路計畫の決定、ソ聯邦内諸港に於ける荷物積込、積卸作業の形式決定、外國船及輸出入商品の運送に關し各團體間の紛争解決、各港灣使用に關する規定を決定する。

英國又獨逸並ソウェイト通商代表部内には備船部なるものが設けられ、ソ聯邦及此等諸國との間の海運運送に關し發生すべき各種の事務を取扱ふものである。